

# 証券取引等監視委員会の活動状況

平成22年5月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1  
証券取引等監視委員会事務局 総務課  
代表電話：03-3506-6000  
本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線3021  
直 通：03-3581-6648  
F A X：03-5251-2151  
情報受付 情報処理係 内線3091、3093  
直 通：03-3581-9909  
F A X：03-5251-2136  
インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>  
《証券取引等監視委員会ホームページ》  
<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>  
(新着情報配信サービス)  
<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>

# 証券取引等監視委員会の活動状況

平成22年5月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 22 条の規定に基づき、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成 22 年 5 月

証券取引等監視委員会

委 員 長 佐 渡 賢 一

## 一公表にあたって一

今回の公表より、従来の事務年度ベース（7月から翌6月）の期間から会計年度ベース（4月から翌3月）の期間に変更します。

したがって、今回の公表では平成21年4月から6月までの期間について重複することとなります、その間の勧告や告発等の個別事案にかかる内容は、本文に掲載しておりませんのでご了承下さい。

なお、当該処理状況については、平成21年8月版「証券取引等監視委員会の活動状況」又はウェブサイトを参照していただきますようお願いします。

また、「金融商品取引法における課徴金事例集」については、現時点においては、平成21年6月作成のものが最新のものであるため、今回は掲載しておりません。（事例集の改訂版は、平成22年6月中に作成・公表予定）

# 目 次

## 【本 文】

はじめに（公正な市場の確立に向けて）	1
<b>第1章 組織</b>	7
<b>第1 証券監視委</b>	7
1 委員会	7
2 事務局	7
<b>第2 地方の事務処理組織</b>	7
<b>第2章 金融危機等を踏まえた取組み</b>	9
<b>第1 不公正ファイナンス事案に対する監視強化への取組み</b>	9
1 概要	9
2 具体的な取組み	9
<b>第2 フォワードルッキングな観点からの財務の健全性の検証</b>	
<b>の充実・強化への取組み</b>	9
1 概要	9
2 具体的な取組み	10
<b>第3 新たな金融商品等を含めた金融・資本市場全体に対する</b>	
<b>包括的な市場監視への取組み</b>	11
1 概要	11
2 具体的な取組み	11
<b>第4 市場規律の強化に向けた取組み</b>	12
1 概要	12
2 具体的な取組み	12
<b>第5 グローバル化への対応に係る国際関係業務の取組み</b>	13
1 概要	13
2 具体的な取組み	13
<b>第3章 市場分析審査</b>	15
<b>第1 概説</b>	15
<b>第2 一般投資家等からの情報の受付</b>	15
1 概要	15
2 情報の受付状況	15
3 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話について（未公開株に関する注意喚起）	19
<b>第3 市場動向分析</b>	20
1 概要	20
2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視	20
3 新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視	20

第4 取引審査	20
1 概要	20
2 法令上の根拠	21
3 取引審査の実績	21
4 自主規制機関との緊密な連携	22
第5 今後の課題	24
 第4章 証券検査	25
第1 概説	25
第2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画	27
第3 信用格付業者検査マニュアルの策定及び金融商品取引業者等検査マニュアルの改正	33
1 策定及び改正の経緯	33
2 策定及び改正のポイント	33
第4 検査実績	33
1 検査計画及びその実施状況	33
2 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員	35
第5 集団投資スキーム（ファンド）に対する検査	36
第6 検査結果の概要	36
1 第一種金融商品取引業者等に対する検査	36
2 第二種金融商品取引業者に対する検査	40
3 投資運用業者等に対する検査	41
4 投資助言・代理業者に対する検査	42
5 金融商品仲介業者に対する検査	43
6 自主規制機関に対する検査	43
第7 証券検査の結果に基づく勧告	43
1 第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告	43
2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告	52
3 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告	60
4 金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告	63
第8 今後の課題	64
 第5章 課徴金調査	71
第1 概説	71
1 課徴金制度の目的	71
2 課徴金の対象となる行為及び課徴金額	71
3 課徴金調査の権限等	72

第 2 不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告	74
1 勧告の状況	74
2 勧告事案の概要	75
3 その他	90
第 3 今後の課題	91
 第 6 章 開示検査	92
第 1 概説	92
1 開示検査の目的	92
2 開示検査の権限等	92
3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額（開示関係）	93
第 2 開示検査結果に基づく勧告等	96
1 課徴金納付命令に係る勧告の状況	96
2 開示検査の結果行われた自発的訂正等の状況	104
第 3 今後の課題	105
 第 7 章 犯則事件の調査・告発	106
第 1 概説	106
第 2 犯則事件の調査の目的、権限等	106
1 犯則事件の調査の目的	106
2 犯則事件の調査の権限及び範囲等	106
第 3 犯則事件の調査・告発実績	107
1 犯則事件の調査の実施状況	107
2 告発の状況	107
3 告発事案の概要	108
第 4 平成 20 年度以前の告発事案に係る判決の概要	120
第 5 今後の課題	125
 第 8 章 建議	128
第 1 概説	128
第 2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置	128
1 建議の実施状況	128
2 建議に基づいて執られた措置	129
3 その他の措置	130
第 3 今後の課題	130

<b>第9章 監視活動の機能強化への取組み等</b>	131
<b>第1 市場監視体制の充実・強化</b>	131
1 組織の充実	131
2 情報収集・分析能力の向上	131
3 監視を支えるシステムインフラの強化	132
<b>第2 市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み</b>	133
1 概説	133
2 報道機関等を通じた情報発信	133
3 市場参加者への意見交換・講演会等の開催状況	133
4 ウェブサイトの充実	133
<b>第3 関係当局等との連携</b>	134
1 金融庁の関係部局との連携	134
2 自主規制機関との緊密な連携	134
<b>第4 海外証券規制当局との連携</b>	135
1 IOSCO(証券監督者国際機構)への参加	135
2 情報交換枠組みの構築	135
<b>おわりに（個人投資家の皆様へ）</b>	137

## 【附属資料】

<b>1 証券監視委の組織・事務概要</b>	143
1－1 組織及び事務概要	143
1－2 証券取引等の監視体制の概念図	145
1－3 証券監視委の機能強化	146
1－4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図	147
1－5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	148
1－6 機構図	149
1－7 組織・事務に係る法令の概要	151
1－8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	161
<b>2 証券監視委の活動実績等</b>	162
2－1 証券監視委の活動状況	162
2－2 取引審査実施状況	163
2－3 検査実施状況	164
2－4 助言実施状況	176
2－5 告発実施状況	226
2－6 建議実施状況	255
2－7 平成 21 年度 主な講演会等の開催状況	261
2－8 平成 21 年度 各種広報媒体への寄稿	265
○ 公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～	266
○ 皆様からの情報提供が、市場を守ります！	268
○ 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に ご注意ください！～ 未公開株に関するご注意～	269
○ 証券検査に関する基本指針	271
○ 証券検査に関する「よくある質問」	292

凡 例

設 置 法	金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）
金 商 法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。平成 18 年法律第 65 号により「証券取引法」を改題）
証 取 法	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
外 証 法	外国証券業者に関する法律（昭和 46 年法律第 5 号）
金 先 法	金融先物取引法（昭和 63 年法律第 77 号）
犯 収 法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）
本 人 確 認 法	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成 14 年法律第 32 号）
投 信 法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）
投 資 顧 問 業 法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和 61 年法律第 74 号）
S P C 法	資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）
社 債 等 振 替 法	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）
社 登 法	社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）

金商法施行令	金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)
証取法施行令	証券取引法施行令(昭和40年政令第321号)
外証法施行令	外国証券業者に関する法律施行令(昭和46年政令第267号)
金先法施行令	金融先物取引法施行令(平成元年政令第53号)
金商業等府令	金融商品取引業者等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)
行為規制府令	証券会社の行為規制等に関する府令(昭和40年大蔵省令第60号)
外証法府令	外国証券業者に関する内閣府令(平成10年総理府令・大蔵省令第37号)
金先法施行規則	金融先物取引法施行規則(平成元年大蔵省令第18号)

## はじめに -公正な市場の確立に向けて-

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としており、平成19年7月に発足した第6期の現委員会体制の中期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。）を同年9月に公表しています。そこでは、「市場の公正を汚すものには怖れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」と「市場規律の強化に向けた働きかけ」の2つの基本的な考え方を立てています。また、この2つの基本的な考え方に基づき、重点施策として、①包括的かつ機動的な市場監視、②課徴金制度の一層の活用、③金商法制の適切な運用、④自主規制機関などとの連携、⑤グローバル化への対応、の5つの項目を具体的に掲げ、実効性のある効率的な市場監視に取り組んできたところです。

本年が現委員会体制としての任期の最終年であることを踏まえ、この約3年間の活動状況を振り返るとともに、今後の課題について触れたいと思います。

### 1 現委員会体制における取組みを振り返って

この約3年間の証券監視委を取り巻く環境を顧みると、まずは平成19年に発生した米国でのサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融危機があります。特に平成20年9月のいわゆる「リーマンショック」に伴う世界的な市場の混乱は、金融・資本市場だけでなく、実体経済にも大きな影響を与えています。このような中で金融商品取引業者の財務内容の悪化や市場での不公正取引のリスクの増大等が懸念されています。

また、金融危機を受けて金融規制のあり方についても国内外において議論が行われてきており、例えば格付会社に対する規制の導入、店頭デリバティブに関する規制の強化等規制環境も変化してきています。

証券監視委は、このような世界的金融危機や規制環境の変化を踏まえ、「活動方針」に盛り込まれたとおり、顕在化しつつあるリスクに対し将来を見据えた機動的な対応を行ってきたところです。

具体的に「活動方針」の重点施策の各項目に基づいて振り返ると、まず、「包括的かつ機動的な市場監視」については、証券監視委の有する各権能を総動員して、発行市場・流通市場全体に目を向けた監視を強化してきています。具体的には、割当先が不透明で反社会的勢力等の関与が懸念されたり、既存株主の株主権の著しい希薄化をもたらしたりするような第三者割当増資等のなかで、いわゆる「不公正ファイナンス」に該当するものへの対応があります。証券監視委としては、こうした不公正ファイナンス事案に対し、金商法の「偽計」を積極的に適用し摘発しているほか、金融商品取引所や金融商品取引業協会等との連携強化や金融庁・財務局等との情報共有等を通じ、不公正ファイナンスの未然抑止に向けた取組みも強化しています。

また、市場規模や重要性が増してきているような新たな金融商品や取引形態、例えば、CDS（Credit Default Swap）取引、証券CFD（Contract For Difference）取引、DMA（Direct Market Access）、ダークプール、アルゴリズム取引等について、市場の公正性や投資者保護等といった観点から、どのようなリスクがあるかなどに着目した情報収集・分析に取り組むなど、機動的な市場監視に努めてきたところです。

2点目は、「課徴金制度の一層の活用」に向けた取組みです。平成17年4月から導入された課徴金制度は、法令違反行為に対して審判手続を経て行政処分として課徴金を課すものであり、刑事裁判に比べれば迅速な対応が可能という特長を持っています。

証券監視委としては、当該制度が導入されて以降、この制度の特長を最大限に活用し、迅速・効率的な調査を実施することにより、内部者取引や相場操縦といった不公正取引事案のほか、開示書類の虚偽記載のディスクロージャー事案について、必要に応じて課徴金納付命令の勧告を行うなど、課徴金制度を適切に活用してまいりました。また、平成20年12月には金商法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、その調査・検査の対象範囲がさらに拡大したことに迅速に対応し、公開買付開始公告の実施義務違反に係る勧告を行ったところです。このように課徴金制度の特性を生かした活用により、結果として勧告件数は年々増加に至っています。

また、市場参加者の自主的な規律付けを促すために、平成20年6月以降毎年「課徴金事例集」を作成し公表してきています。

3点目は、「金商法の適切な運用」に向けた取組みです。まず、平成19年9月の金商法の全面施行により検査対象業者の範囲が拡大されたことに伴い、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の全面改訂を行いました。また、金商法改正により検査対象が多様化したことや、世界的金融危機に伴う検査対象業者の財務内容の悪化のリスクが高まったことから、検査対象の規模・リスクプロファイルの勘案や、フォワードルッキングな観点からの財務の健全性の検証の実施等の見直しを進めてきています。さらに、信用格付業者に対する検査権限の証券監視委への付与等に伴い、本年3月には「信用格付業者検査マニュアル」を策定・公表したところです。

また、市場環境の変化を踏まえて機動的な検査を実施しており、例えば、サブプライムローン問題を契機とした為替レートの急激な変動によりFX取引業者の破綻等が増加したことを踏まえ、平成19年11月以降、FX取引業者に対し重点的に検査を実施しました。その検査結果の概要については、投資者保護の観点から公表を行うとともに、ロスカットルールや保証金の区分管理等に係る規制のあり方について金融庁に対し建議を行いました。その他にも、信用取引に係る顧客管理態勢等に対する検証や投資助言・代理業者や集団投資スキーム（ファンド）の運用・販売業者に対する集中検査の実施などに取り組んできたところです。

4点目は、「自主規制機関などの連携」です。市場の公正性を確保するためには、証券監視委、金融庁等の当局だけでなく、金融商品取引所や金融商品取引業協会等の自主規制機関の役割が極めて重要です。市場の最前線に位置する金融商品取引所や金融商品取引業協会から監視委に対して各種情報がタイムリーに提供されることに加え、証券監視委とこれら自主規制機関との間で、証券監視委の問題意識やノウハウが共有されることにより、自主規制機能の発揮が一層実効的なものとなることを目指して連携を強化してきています。例えば、自主規制業務の強化に役立つ情報の証券監視委からの提供や、証券監視委の研修への自主規制機関の職員の参加などを実施してきています。

また、金融商品取引所や金融商品取引業協会等の金商法上の自主規制機関に加え、市場の公正性に重要な役割を持つ日本弁護士連合会や日本公認会計士協会、日本不動産鑑定協会、日本税理士会連合会、日本行政書士会連合会、全国銀行協会等の諸団体との意見交換等を行ってきています。

このような自主規制機関等との連携を通じ、市場参加者における自己規律が強化されることが重要です。証券監視委としては、各機関等が主催する講演などに積極的に協力し、証券監視委の調査・検査で得られた問題意識を市場参加者に対し数多く発信してきました。また、各機関等の

機関誌、ウェブサイト、メールマガジンにも積極的に投稿してきたところです。

5点目として、「グローバル化への対応」です。クロスボーダー取引がますます活性化し、金融・資本市場のグローバル化が進行する中、不公正取引の監視に関する国際的な連携を強化することは必要不可欠となっています。証券監視委は、IOSCO（証券監督者国際機構）等における国際的議論への貢献や海外証券規制当局との情報交換等により、市場での不公正取引監視における国際的な連携を強化してきました。特に、海外証券規制当局との情報交換については、我が国は金融庁を主体として、平成20年2月に証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（多国間MOU）の署名国となりました。これにより、証券監視委は、既存の二国間情報交換枠組みに加え、多国間MOU署名国との間で、法令上必要な情報を相互に交換することが可能となり、情報交換に関するネットワークが拡大されました。平成21年4月には、犯則事件の調査において、シンガポール通貨監督庁（MAS）の協力を得て、クロスボーダーに係る内部者取引について告発を行ったところです。

## 2 今後の課題

以上のとおり、証券監視委は約3年間の現委員会体制において、世界的な金融危機、その後の金融・資本市場及び実体経済の変化に対応して、機動的な市場監視を行ってきたところです。また、金融庁その他関係当局、自主規制機関等との連携を通じ、市場の公正性の強化につながる規制の導入や市場規律の強化を図ってきています。

他方、金融危機の影響が残る経済・市場環境、金融危機を踏まえた新たな規制の枠組みに関する内外での検討、証券取引の一層の高度化・IT化・グローバル化の中で、実効的な市場監視の必要性、重要性はますます高くなってきています。

証券監視委としては、従来にも増して、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応とともに、顕在化しつつある問題に対して将来を見据えた機動的な対応が不可欠であると考えます。そのためには、まず、市場での個別の取引、金融商品取引業者等の各市場参加者の状況を分析するとともに、そこから得られる課題、関連する問題への影響や意味合いを十分認識し、市場監視に活かすことが重要です。

また、問題が生じた後の事後的な市場監視を強化するだけでなく、問題の未然抑止につながる方策の強化も重要です。そのためには、まず情報発信の拡充を図るほか、金融庁等関係当局、金融商品取引所、金融商品取引業協会、上場企業等との連携を一層強化することに加え、市場の公正性確保に役割を持つ弁護士、公認会計士やその他の市場参加者の市場規律を強化することがますます必要です。このような観点から、市場への情報発信、市場参加者との対話を一層充実してまいります。

## 証券監視委の活動状況

# 第1章 組織

## 第1 証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

### 1 委員会

証券監視委の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成4年7月に第1期が始まり、平成19年7月20日から第6期目に入っています。委員長に佐渡賢一、委員には福田眞也及び熊野祥三がそれぞれ就任しています。

### 2 事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長、(注1)及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課が置かれています。(注2)。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員(平成21年度(注3)22人、平成22年度17人)が認められ、平成22年度末で合計384人の体制となっている。

(注1) 平成19年7月1日から従前の1名から2名に増員された。

(注2) 平成18年7月1日に、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制から現行の5課体制に拡充された。

(注3) 年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。

- (1) 総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営、内閣総理大臣、金融庁長官等に対する建議に関する事務などを行う。
- (2) 市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
- (3) 証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査(以下「証券検査」という。)を行う。
- (4) 課徴金・開示検査課は、課徴金に係る事件の調査(以下「課徴金調査」という。)や有価証券報告書等の開示書類に関する検査(以下「開示検査」という。)を行う。
- (5) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

## 第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長(以下「財務局長等」という。)の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官(部門)が設置されている。定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員(平成21年度25人、平成22年度20人)が認められ、この結果、平成22年度末の定員は、合計で313人の体制となっている。

証券取引等監視官(部門)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査及び開示検査については証券監視委の委任を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

(注) 証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の収取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。)。

## 第2章 金融危機等を踏まえた取組み

証券監視委は、平成21年度の取組みとして、不公正取引のリスクに対応した実効的な監視を引き続き行うとともに、世界的金融危機と実体経済への影響、関連する規制環境の変化等を踏まえ、市場の動きや顕在化しつつあるリスクに対する機動的、フォワードルッキングな対応を図るほか、市場規律の確立に向けた市場監視の観点からのベターレギュレーションの充実強化に努めることとし、以下の点に特に重点をおいて取組みを行ってきたところである。

### 第1 不公正ファイナンス事案に対する監視強化への取組み

#### 1 概要

我が国の株式市場における最近の傾向として、発行市場において、経済状況の悪化等により業績不振となった上場企業によるファイナンスの中に、割当先が不透明で反社会的勢力等の関与が懸念されたり、既存株主の株主権の著しい希薄化をもたらしたりするような第三者割当増資等の不適切なファイナンスが頻繁に見られることが挙げられる。

こうした発行会社における不適切なファイナンスの中には、発行会社の経営陣と特定の投資家が結託し（会社が「箱」企業化し）、ファイナンスと絡めて相場操縦、内部者取引、風説の流布・偽計等の不公正取引や有価証券報告書等の虚偽記載が行われるような複合的事案（不公正ファイナンス事案）も発生しているところであり、平成21年度においては、水増し増資や架空増資による偽計事件を告発するに至った（詳細は告発事案の概要に記載）。

証券監視委としては、引き続き不公正ファイナンス事案の監視に努めるとともに、必要な場合には検査・調査等を通じた対応を行っていくこととしている。

#### 2 具体的な取組み

証券監視委では、各課横断的な取組みの強化を図る一方、金融庁、財務局、証券取引所等とも連携し、情報の収集・分析に注力し、第三者割当増資等や流通市場の動向を日々監視している。

また、不公正ファイナンス事案の問題では、問題の全体像を把握することが重要となることから、例えば、日常的に市場監視を行う部門に対し、実際の事案で活用していた調査・検査手法等についてフィードバックを行うなど、市場分析審査、開示検査、犯則事件の調査等、証券監視委の持つ各権能を総動員して不公正ファイナンス事案の全体の構図を解明することに努めている。

さらに、証券監視委の問題意識については、各種の講演会や寄稿等を通じ、上場企業、法律事務所、監査法人、証券会社等へ発信することにより、市場規律の強化を通じた不公正ファイナンス事案の未然抑止に向けた取組みを強化している。加えて、開示関係内閣府令、各証券取引所の上場規則等においても、第三者割当の割当先、希薄化等に関し、より厳格なルールの整備が進むなど、不公正ファイナンス事案に対しては、多面的な取組みが行われている。

### 第2 フォワードルッキングな観点からの財務の健全性の検証の充実・強化への取組み

#### 1 概要

グローバルに業務を展開している金融商品取引業者においては、株式のブローカー業務のウェイトは減少する一方で、自己勘定で行うトレーディングから証券化商品等の組成・販売まで業務が多様化・複雑化しており、これに伴い、業務に内包されたリスクも増大してきている。

仮にこうした業者が破綻すれば、国内のみならず、海外市場にも甚大な影響を及ぼすことが懸念される。

これまでの証券検査は、取引の公正確保の観点からの法令違反行為の有無の確認が中心であった。しかしながら、いわゆる「リーマンショック」の経験により、金融商品取引業者の破綻でも場合によっては国内のみならず海外の金融資本市場や金融機関までが機能不全に陥るようなシステムック・リスクが顕在化するおそれがあることが明らかとなった。このため、証券監視委は、フォワードルッキングな観点からの金融商品取引業者の財務の健全性検証の一層の充実を図ってきている。

## 2 具体的な取組み

### (1) 検査体制の整備

民間金融機関のリスク管理専門家、公認会計士等の専門家を採用し、証券検査課のミドルオフィスである証券検査監理官部門に配置した。同部門においては、今後のリスク管理態勢の検証の参考にするため、平成21年度を通じ、多くの国内大手証券会社や外資系証券会社から、リスク管理態勢・内部管理態勢及び内部監査態勢等の現状に關しヒアリングを実施し、金融商品取引業者におけるリスク管理態勢等の実態把握に努めた。

### (2) 監督部局との連携強化

フォワードルッキングな観点からの財務の健全性の検証を行うためには、金融商品取引業者のオフサイトモニタリングを行っている監督部局との連携強化が重要である。監督部局がオフサイトモニタリングを通じて入手した金融商品取引業者のリスク等に関する情報は、検査における着眼事項の選定のために必要不可欠であり、また検査において認められたリスク管理態勢上の問題点について、その後の監督部局のモニタリングにおいて改善状況のフォローアップが行われることとなる。このように証券検査によるオフサイトモニタリングと監督部局のオフサイトモニタリングが一体的に機能することにより金融商品取引業者のリスク管理態勢の充実・強化が効果的に図られるものと考えられる。

こうした観点から、証券監視委においては日頃より金融庁監督局との間で情報交換を行い問題意識を共有するとともに、特に市場において重要な地位を占める金融商品取引業者のモニタリングにおいては、監督カレッジ等情報交換の場を通じて海外の当局とも緊密な連携を図っている。

### (3) 内部管理態勢等の検証に係る検査結果通知の見直し

証券検査において「法令等違反行為の検証」は、過去に発生した違反行為を端緒として内部管理態勢上の問題点を指摘するという形をとるが、「内部管理態勢及びリスク管理態勢等の検証」においては、現状の管理態勢の問題点を指摘し、これを放置した場合には、将来、法令違反や財務の悪化等の重大な問題が顕在化するおそれがあるという、フォワードルッキングな観点から行うことが必要である。特に市場において重要な地位を占める金融商品取引業者の検査においては、今後こうしたフォワードルッキングな観点からの内部管理態勢等の検証を充実・強化する必要がある。これに伴い、検査結果通知のスタイルも、従来の「法令等違反行為の検証」においては法令違反等の指摘すべき問題点のみを記載する形としていたのに対し、「内部管理態勢等の検証」に重点を置いた検査については、検証を行った各リスク管理態勢の現状を記載した上で認められた留意点等を記載する形とした。

### 第3 新たな金融商品等を含めた金融・資本市場全体に対する包括的な市場監視への取組み

#### 1 概要

証券監視委では、金融・資本市場に関する様々な資料・情報を幅広く収集・分析しているが、こうした業務の一環として、その市場規模や重要性が近年増してきているような新たな金融商品や取引形態についても、市場の公正性、投資者の保護、金融商品取引業者の健全性・内部管理態勢といった観点からどのようなリスクがあるのかという点に着目しつつ、タイムリーに情報収集・分析を行っている。こうした取組みにより、金融・資本市場における様々な金融商品や取引形態について、それぞれのリスクの度合いに応じた市場監視を行うことで、市場全体に対する包括的な市場監視の実現を図っている。

平成21年度においては、直近の世界的な金融危機の過程で大きな関心が寄せられた新たな金融商品や、世界的な市場構造の変化に伴って登場してきた新たな取引形態に関する分析等を行った。また、証券監視委に対する情報提供の呼びかけについて見直しを行い、証券監視委のウェブサイトやパンフレットにおいて、デリバティブや債券等に関する情報提供の呼びかけを追加した。

こうした取組みにより把握されたリスクや課題については、証券監視委における今後の市場監視に役立てていくとともに、必要に応じて関係当局や自主規制機関等に伝達し、問題意識の共有を図ること等を通じて、市場監視機能の全体としての向上を図っている。

#### 2 具体的な取組み

平成21年度に行った分析のうち代表的な事例は以下のとおりである。

##### (1) CDS取引について

CDS (Credit Default Swap) 取引とは、融資の相手先、あるいは保有する社債の発行体について、その債務不履行による損失発生に備え、債権の移転を伴わずに信用リスクのみをヘッジするデリバティブ取引である。その経済効果や取引の構成は、債権に対する保証と類似したものとなっている。

直近の世界的な金融市場の混乱の中で、金融危機を深刻化させた要因の一つとして、このCDS取引に大きな関心が寄せられたところであり、証券監視委においても、我が国のCDS取引の実態を把握することを主な目的として、平成20事務年度において、証券会社、銀行及び法律事務所等を対象とする集中的なヒアリングを実施した。

さらに平成21年度においては、実態把握を主眼とした上記のヒアリングに続き、CDS取引に関するリスク管理態勢等の把握や監視手法の構築の観点から、マーケットメーカーとしてCDS取引に参加する在京の投資銀行等から再度、集中的なヒアリングを実施するとともに、我が国におけるCDS取引の更なる実態把握のための分析を行った。

累次のヒアリングの結果については、ISDA (International Swaps and Derivatives Association: 国際スワップ・デリバティブズ協会) の会員を対象とした報告会を開催するなど、証券監視委として、市場参加者との対話や関係機関との問題意識の共有に努めてきている。

##### (2) 証券CFD取引について

証券CFD (Contract For Difference) 取引とは、デリバティブ取引の一種であり、顧客が一定率の証拠金を取扱業者に預託した上で、上場株式や株価指数等を対象資産として行う差金決済取引である。

この証券CFD取引については、近年、我が国においても個人投資家を中心に取引が拡大

する傾向が見られることなどを踏まえ、平成 20 事務年度に引き続き、取扱業者からのヒアリング等により取引の実態を把握するとともに、投資者保護や不公正取引に対する監視などの観点から分析を行った。

### (3) いわゆる「ダークプール」について

欧米の株式市場においては、近年の市場構造の変化に伴い、「ダークプール」と呼ばれる、気配値段の表示を行わない証券会社内の電子的なクロス取引の比重が増してきている。我が国でも、平成 22 年 1 月に稼動を開始した東京証券取引所の新たな株式売買システム「arrowhead(アロー・ヘッド)」の導入等に伴う取引手法の多様化や流動性の増加等とともに、ダークプールを通じた取引の需要も増す可能性があること等を踏まえ、ダークプールを運営している証券会社からのヒアリング等を通じて実態把握を行い、証券会社の内部管理態勢や取引の公正性の確保などの観点から分析を行った。

## 第4 市場規律の強化に向けた取組み

### 1 概要

市場の公正性及び透明性を確保するためには、当局による監視に加え、上場会社をはじめとする市場参加者による自己規律・市場規律の強化による不公正取引の未然防止が不可欠である。平成 21 年度においては、市場規律の一層の強化を図るため、情報発信のチャネルについては、各種広報媒体への寄稿等を実施したほか、市場の公正性に重要な役割を持つ諸団体等へのアプローチをより広く行った。また、自主規制機関との連携については、今後強化すべき分野の検討を行ったほか、自主規制業務の強化に役立つ証券監視委からの情報提供や証券監視委の研修への自主規制機関の職員の参加など、双方向の視点からの強化に取り組んだ。

### 2 具体的な取組み

#### (1) 意見交換・講演や各種広報媒体への寄稿等による情報発信の強化

平成 21 年度においては、直近の金融危機に伴う不公正取引のリスクの増大等を踏まえ、証券監視委の網羅的な市場監視体制や、主に不公正ファイナンスの問題や T O B に関するインサイダー取引等の最近の不公正取引の傾向などを内容とした情報発信を実施した。

具体的には、全国の各取引所主催の上場会社コンプライアンスフォーラムや日本監査役協会などの講演において、上場会社等に対する情報発信をしたほか、新たな情報発信先として、日本税理士会連合会、税理士会、日本司法書士会連合会、日本行政書士会連合会、全国銀行協会を対象とした情報発信を実施した。

また、証券監視委からのメッセージをより効果的かつ効率的に伝える手法として、自主規制機関等の定期刊行物やウェブサイト、メールマガジン等への寄稿に積極的に取組み、最近の証券監視委の活動や問題意識等を紹介することにより市場規律の強化を図ったところである。

#### (2) 自主規制機関との双方向の連携の強化

従来より市場規律を高める取組みの一環として、自主規制機関との連携強化を図っているところであるが、平成 21 年度においては、金商法上の自主規制機関のほか、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会等の市場の公正性に重要な役割を持つ諸団体との連携強化に取り組んだ。

また、日本証券業協会との間でも、定期的な活動状況報告に加え、新たに月例で、広範なテーマについて現場レベルでの情報交換会を開催しているほか、平成 21 年度から初めて、事案に係る審査・調査ノウハウ等の習熟及び共有化を図るため、自主規制機関職員が証券監

視委主催の研修会に参加している。さらに、年2回開催されている証券取引等監視官・金融商品取引所監理官・証券監査官合同会議においても、自主規制機関職員が参加し、市場監視を巡る様々な問題・課題等について活発な議論・意見交換を行うことで、相互の問題意識の共有を図ったところである。さらに、自主規制機関の会員監査・考查等と証券検査の連携を深めるための具体的検討も行っているところである。

## 第5 グローバル化への対応に係る国際関係業務の取組み

### 1 概要

金融・資本市場のグローバル化が進展し、クロスボーダー取引（国境を越えた取引）がますます活性化する中、不公正取引の監視に関する国際的な連携強化が必要不可欠となっている。証券監視委としては、国際的な議論への貢献や海外当局との連携強化等の国際関係業務を積極的に取り組んでいるところである。

### 2 具体的な取組み

#### (1) 国際的な議論への貢献

今般の金融危機への対応として、G20（主要20カ国・地域金融サミット）やFSB（金融安定理事会）、IOSCO（証券監督者国際機構）等の国際機関では、店頭（OTC）デリバティブ、証券化市場、信用格付業者及びヘッジファンドに対するより厳格な規制を設ける等、規制と監督の範囲の強化といった国際的な金融規制の強化や非協力国・地域問題に関する取組み等の様々な議論が行われているところである。

また、平成22年4月より証券監視委の検査対象先となった信用格付業者については、各国で信用格付業者に対する監督を導入・強化する取組みを進めており、さらには、グローバルに活動する格付業者にかかる監督協力のあり方についても議論を継続している。

このように、金融規制については、国際機関を中心として様々な議論が行われているところであり、証券監視委は金融庁と連携し、監視活動を通じて得られた認識等を踏まえ、国際的な議論へ積極的に貢献するよう努めている。

#### (2) 海外証券規制当局との連携強化

金融・資本市場におけるクロスボーダー取引の増加などに伴い、国境を越えて各市場の公正性を害する行為へ対応するためには、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠である。証券監視委は、海外証券規制当局との二国間の情報交換枠組みや証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（多国間MOU）等を通じ、市場での不公正取引の監視における国際的な連携を強化し、市場監視の空白を作らないよう努めている（第9章 第4海外証券規制当局との連携参照）。

また、外資系業者の検査や海外に拠点を置く本邦の業者の検査等についても、海外証券規制当局と必要な情報交換を行っている。金融危機への対応として、大規模で複雑な金融機関を対象に設置されることとなった監督カレッジについても、金融庁と連携して対応しており、海外証券規制当局との連携強化に努めている。

証券監視委としては、今後とも海外証券規制当局と連携し、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の監視を強化していくとともに、金融商品取引業者や新たに検査対象となる信用格付業者に対する効率的・効果的な検査を通して、我が国金融・資本市場の公正性の確保に努めていくこととしている。

#### (3) 国際的分野における情報収集・発信

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の

確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進に努めている。そのため、日々情報収集を行い、必要に応じて証券会社や自主規制機関にヒアリングを行うことで実態把握に努めているほか、海外証券規制当局や外資系金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成 21 年度は、英国、米国、豪州、中国等の海外証券規制当局や外資系金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を実施した。また、平成 21 年 8 月には、熊野委員が「ケンブリッジ経済犯罪国際シンポジウム」において講演を行う等、情報発信にも努めているところである。

#### (4) 国際的連携の強化に係る態勢整備

証券監視委は、海外証券規制当局と連携し、迅速・効率的にクロスボーダー取引を監視するため、各課横断的な取組みの強化や、海外証券規制当局の調査手法等の習得及び海外の不公正取引事案の把握に努めている。また、国際的連携を強化するために、人材の育成及び海外証券規制当局とのネットワーク作りの一環として、英国や米国、香港等の証券規制当局が開催する短期研修への参加及び職員の長期派遣を実施している。

## 第3章 市場分析審査

### 第1 概説

証券監視委は、市場における取引の公正の確保を図るため、日頃から、金融・資本市場に関する様々な資料・情報を収集した上で、市場の動向を幅広く分析するとともに、不公正取引の疑いのある事案については取引審査を行っている。

平成21年度においては特に、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視への取組みを更に強化するため、発行市場における不適切なファイナンスとそれに起因する様々な不公正取引等について、幅広い角度から情報収集・分析を行うとともに、問題のある事案については積極的に取引審査を実施したところである。

また、こうした発行市場や流通市場に対する市場監視においては、市場監視機能の全体としての向上を図る観点から、自主規制機関との連携を強化してきている。さらに、金融・資本市場全体に対する包括的な市場監視への取組みという観点から、新たな金融商品や取引形態に関する動向の分析にも積極的に取り組んできている。

### 第2 一般投資家等からの情報の受付

#### 1 概要

証券監視委では、金融・資本市場に関する資料・情報収集の一環として、一般投資家や市場関係者等から広く情報を受け付けている。

こうした情報は、市場における投資者等の生の声であり、証券監視委の市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を行うに際しての端緒となる場合があるなど、有用性が非常に高い。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報を受け付けている。また、政府広報や講演会においても情報提供を呼びかけるなど、有益な情報が多数寄せられるよう、積極的に取り組んでいる。

なお、金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用することはもちろんあるが、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、金融商品取引の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

#### 2 情報の受付状況

証券監視委が平成21年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は7,118件である。平成20事務年度(6,412件)と比較すると約1割増加している。この受付件数の増加については、様々な要因が考えられるが、平成20事務年度において情報提供の呼びかけに係る見直しを行ったことや、証券監視委等の職員を装った者による未公開株に関する悪質な電話勧誘等に係る情報提供が348件と多数寄せられたこと、また、そのような電話について広く報道されたこと等が、影響を与えたものと考えられる。

情報提供手段の内訳を見ると、インターネット4,293件、電話1,917件、文書380件、来訪60件、財務局等から回付を受けたものが468件となっており、全受付件数の約6割をインターネットが占めている。また、ここ2年ほど、電話による受付件数の増加が顕著である。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが3,889件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが835件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが1,349件、その他の意見等が1,045件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが最も多く、全受付件数の約4割（2,753件）を占めている。その次に多いのは、風説の流布・偽計の疑いに関するもので、全受付件数の約1割（627件）を占めており、インターネットの掲示板等への根拠のない噂や投資判断などの書き込みについての情報提供が中心となっている。その他、内部者取引の疑いに関する情報も多く寄せられている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載に関するものが多く（152件）、次いで疑わしいファイナンスに関するもの（143件）、有価証券報告書等の未提出（109件）となっている。

※ 有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった情報については、従来、「個別銘柄」に関する情報として区分していたが、平成21年8月以降、このような発行会社（発行体）自身による不正行為が疑われる情報については、「発行体」に関する情報として区分することとしている。

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、取引システムのトラブル（141件）や顧客の知識等に照らして不当な勧誘（122件）など多様な情報が寄せられている（詳細は別図参照）。

#### 《情報の連絡先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会事務局

市場分析審査課 情報処理係

代表電話：03-3506-6000（内線3091、3093）

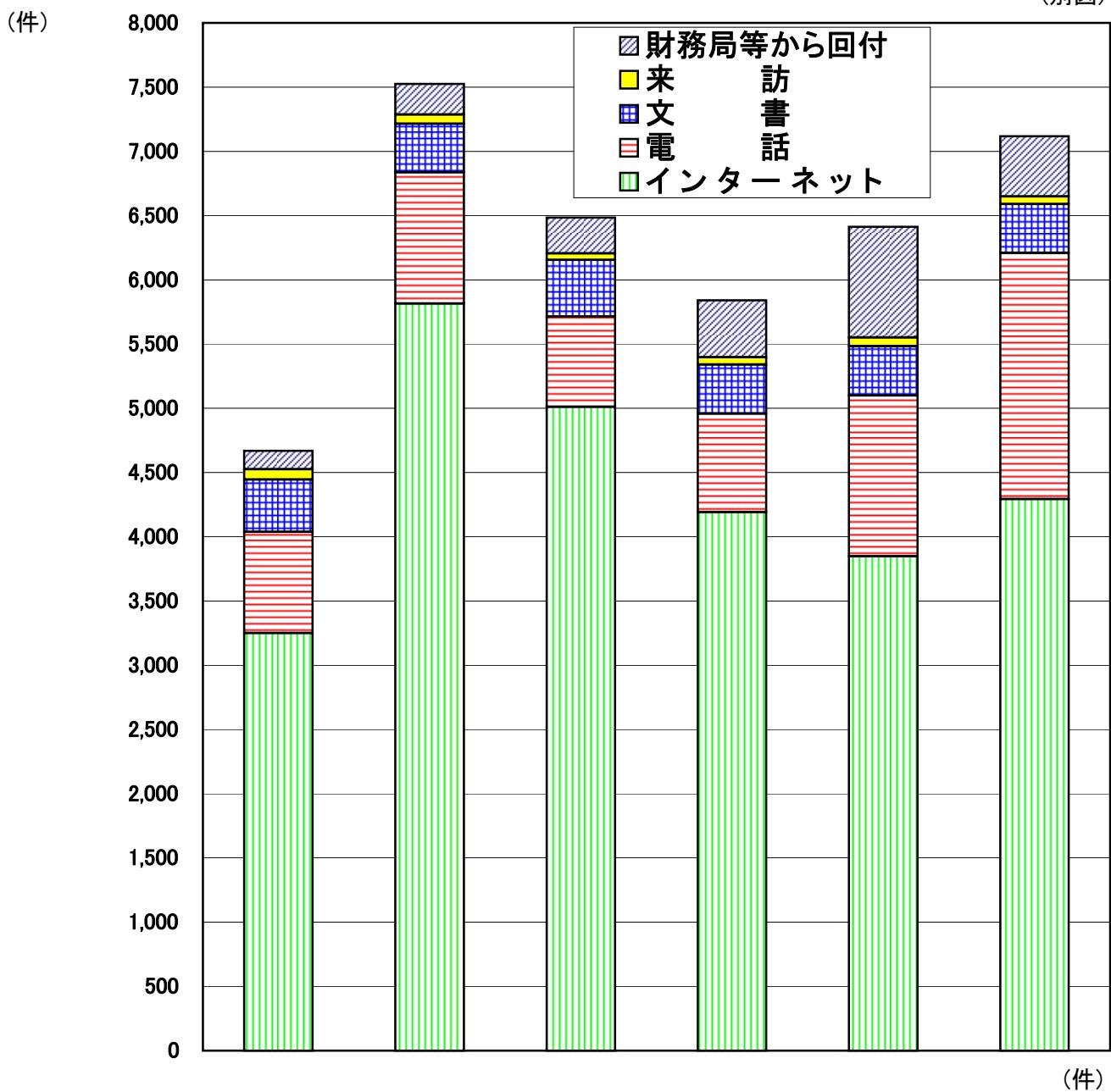
直通電話：03-3581-9909

FAX：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

## 情報の受付状況

(別図)



(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

## 情報の内容別受付状況

### 1. 旧区分

区分	年 度						(単位: 件)
	16	17	18	19	20	21	
<b>[個別銘柄等]</b>							
A. 損失保証・補てん	9	10	4	5	3 (1)	4	
B. インサイダー取引	510	527	471	558	510 (108)	385	
C-1. 有価証券報告書等の虚偽記載	142	290	217	189	239 (64)	161	
C-2. 無届募集	24	69	15	27	44 (24)	45	
D. 相場操縦	1,435	2,705	2,678	2,126	1,975 (539)	2,753	
E-1. 風説の流布	1,029	1,614	1,124	995	814 (185)	627	
E-2. その他	190	175	512	712	1,204 (303)	753	
(小 計)	3,339	5,390	5,021	4,612	4,789 (1,224)	4,728	
<b>[金融商品取引業者の営業姿勢等]</b>							
F. 断定的判断を提供した勧誘	19	28	14	10	16 (2)	20	
G. 取引一任勘定取引の締結	40	27	16	8	9 (3)	10	
H. 大量推奨販売	2	2	2	3	4 (1)	6	
I. 顧客の知識に照らして不当な勧誘	28	18	8	7	32 (14)	122	
J. 無断売買	63	97	40	41	47 (15)	57	
K. その他	468	1,124	997	778	930 (253)	1,130	
K-1. 吞行為	3	-	-	-	- (-)	-	
K-2. 法定帳簿に関する不正	5	7	9	6	0 (0)	19	
K-3. 役職員の手張り	17	5	7	15	5 (1)	7	
K-4. その他法令違反	61	100	130	245	160 (31)	146	
K-5. 自主ルール違反	54	66	334	75	28 (4)	12	
K-6. その他営業姿勢に関するもの	328	946	517	437	737 (217)	946	
(小 計)	620	1,296	1,077	847	1,038 (288)	1,345	
<b>[その他]</b>							
L. 委員会に対する意見等	72	65	52	35	29 (8)	34	
M. 証券行政・政策に対する意見等	58	135	38	36	120 (46)	107	
N. その他	580	640	297	311	436 (186)	904	
(小 計)	710	840	387	382	585 (240)	1,045	
合 計	4,669	7,526	6,485	5,841	6,412 (1,752)	7,118	

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間（21年4月～6月）の件数

(注3) 平成17年4月1日より、向い呑み及び呑行為の禁止規定は廃止されている。

### 2. 新区分

区分	年 度		(単位: 件)
	21		
A. 個別銘柄			
a. 取引規制			
1. 風説の流布・偽計		627	
2. 相場操縦		2,753	
3. インサイダー取引		385	
0. その他		50	
b. 開示			
1. 大量保有報告書の虚偽記載		11	
2. 大量保有報告書の未提出		54	
0. その他		9	
( 小 計 )		3,889	
B. 発行体			
a. 法定開示			
1. 無届募集		45	
2. ファイナンス		143	
3. 有価証券報告書等の虚偽記載		152	
4. 有価証券報告書等の未提出		109	
5. 内部統制報告		2	
6. 無届公開買付		14	
0. その他		65	
b. 協会・取引所ルール			
1. 適時開示		53	
0. その他		2	
c. その他			
1. ガバナンス等		27	
0. その他		223	
( 小 計 )		835	
C. 金融商品取引業者等			
a. 禁止行為等			
1. 断定的判断を提供した勧誘		20	
2. 無断売買		57	
3. 損失保証・補てん		4	
0. その他法令違反		153	
b. 業務の運営状況			
1. 顧客の知識等に照らして不当な勧誘		122	
2. システム関連		141	
0. その他営業姿勢に関するもの		752	
c. 経理			
1. 法定帳簿に関する不正		20	
2. 財務の健全性・リスク管理		25	
d. 協会・取引所ルール			
1. 自主ルール違反		12	
e. その他			
0. その他		43	
( 小 計 )		1,349	
D. その他			
a. 意見・要望等			
1. 委員会に対する意見等		34	
2. 証券行政・政策に対する意見等		107	
b. その他			
1. 無登録業者		208	
2. 未公開株		471	
3. ファンド		29	
0. その他		196	
( 小 計 )		1,045	
合 計		7,118	

### 3 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話について（未公開株に関する注意喚起）

平成 21 年 2 月頃から、金融庁金融サービス利用者相談室や証券監視委の情報受付窓口に、以下のような情報が多数寄せられている。

金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者（注）が、電話にて、

- ・ 「未公開株の被害調査を行っている。」「今お持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
  - ・ 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、
- などといった行為を行っている。

（注）寄せられた情報によると、証券監視委を連想させるような名称の例としては、「証券監視委員会」「NPO法人 証券等監視委員会」「証券取引監査委員会」「証券取引監視協会」などがある。

このような情報を受け、金融庁と証券監視委は、ホームページで注意喚起を行うとともに、必要に応じて捜査当局にも被害情報の提供を行っている。さらに、平成 21 年 6 月 19 日には、金融庁と証券監視委の連名で報道機関に対して注意喚起を行った（附属資料 269 頁から 270 頁参照）。

これらの注意喚起においては、

- ・ 金融庁や証券監視委の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ないこと、
  - ・ 金融庁や証券監視委の職員を装ったこのような悪質な電話を受けた場合には、下記の金融庁金融サービス利用者相談室又は証券監視委の情報受付窓口まで情報をご提供いただくとともに、最寄りの警察署にご相談いただきたいこと、
- などを呼びかけているところである。

#### 情報の受付窓口

##### ○金融庁金融サービス利用者相談室

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※（IP電話・PHSからは）03-5251-6811

FAX：03-3506-6699

##### ○証券取引等監視委員会 情報受付窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直 通：03-3581-9909

FAX：03-5251-2136

代 表：03-3506-6000 （内線 3091、3093）

## 第3 市場動向分析

### 1 概要

証券監視委では、収集した情報・資料を基に、金融・資本市場の動向を幅広く分析している。特に最近では、発行市場において、上場企業による不適切なファイナンスや不公正取引の温床となることが懸念されるファイナンスが多く見られることから、発行市場の動向の分析にも注力してきている。また、金融・資本市場全体に対する包括的な市場監視への取組みという観点から、新たな金融商品や取引形態に関する動向の分析を強化している。

### 2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

近年、発行市場においては、割当先が不透明で反社会的勢力等の関与が懸念されたり、既存株主の株主権の著しい希薄化をもたらしたりするような第三者割当等のファイナンスが頻繁に見られる。こうした発行市場における不適切なファイナンスの中には、ファイナンスと絡めて流通市場における相場操縦、内部者取引、風説の流布・偽計等の不公正取引や有価証券報告書等の虚偽記載が行われるような複合的事案（不公正ファイナンス事案）も発生している。

こうした不公正ファイナンス事案に対し、証券監視委では、証券取引所の上場管理・上場審査部門や売買審査部門と緊密な連携を図りつつ、発行市場と流通市場の双方を見渡した情報収集・分析を行っている。具体的には、上場企業に係る開示情報や証券取引所からの情報、一般投資家や市場関係者等からの情報などを収集・分析し、不公正ファイナンス事案の監視に努めている（証券監視委の取組み全体の詳細は第2章第1を参照）。

### 3 新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視

証券監視委では、市場において、取引規模や重要性が近年増してきているような新たな金融商品や取引形態について、市場の公正性の確保、投資者の保護、金融商品取引業者の健全性・内部管理態勢といった観点からどのようなリスクがあるのかという点に着目しつつ、タイムリーに情報収集・分析を行っている。こうした取組みにより、金融・資本市場全体に対する包括的な市場監視の実現を図っている。

平成21年度におけるこうした分析の事例としては、CDS取引、証券CFD取引、いわゆる「ダークプール」に関するものが含まれる（詳細は第2章第3を参照）。

こうした分析の結果については、証券監視委や各財務局等の証券取引等監視官部門において共有し、今後の市場監視に役立てていくとともに、必要に応じて金融庁の関連部局や自主規制機関等に対しても情報提供を行い、市場監視上の課題や問題意識の共有に努めている。

また、最近の新たな市場の動向として、東京証券取引所において平成22年1月から稼動した新たな株式売買システム「arrowhead」による注文応答・情報配信の高速化や、「arrowhead」の稼動に合わせて行われた売買制度の見直しなども踏まえ、「arrowhead」稼動後の取引パターンの変化等についても注視しているところである。

## 第4 取引審査

### 1 概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のようないくつかの銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- (1) 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- (2) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄

- (3) 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- (4) 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の究明がなされることになる。

## 2 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている（附属資料 152 頁以下参照）。

## 3 取引審査の実績

### (1) 実績

平成 21 年度における証券監視委及び財務局等の取引審査実施件数は、以下のとおりである。

審査実施件数	平成 21 年度 (平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月)	(参考) 平成 20 事務年度 (平成 20 年 7 月～平成 21 年 6 月)
合 計	749	1,031
証券監視委	319	493
財務局等	430	538
(以下審査項目別内訳)		
価 格 形 成	94	132
内 部 者 取 引	649	889
そ の 他	6	10

証券監視委及び財務局等においては、市場全体の動向を踏まえつつ、市場における取引状況について日常的な市場監視を行っており、こうした中で、必要に応じて取引審査を行っている。取引審査においては、関連する情報の収集を行うとともに、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引については、取引の規模の大小を問わずつぶさに分析することによって、事実関係の解明に努めている。

特に平成 21 年度においては、最近の市場環境の変化や不公正取引の動向等を踏まえ、取引審査に有益と考えられる手法を積極的に取り入れることにより、個々の取引審査の審査内容につき一層の充実を図ったところである。

また、第 3 の 2 で述べたように、近年の状況を踏まえ、発行市場におけるファイナンスの動向に関する情報収集・分析の強化に努めているが、こうした情報収集・分析の結果、不公正ファイナンス事案の疑いがあるものについては、偽計等の観点から取引審査を実施している。

### (2) 主な審査事例

平成 21 年度に行った審査事例のうち、主なものは以下のとおりである。

① 価格形成に関して審査を行った事例

- イ A社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。
- ロ B社の株式に関して、証券取引所から、特定委託者による見せ玉的な発注形態が認められるとの報告があったため、更に詳細な審査を行った。
- ハ C社の株式に関して、証券会社から、特定委託者による相場操縦行為が認められ、注意喚起や新規取引停止といった措置を講じたとの報告があったことから、審査を行った。
- ニ D社が、重要事実に該当する情報を公表したところ、その株価は公表の翌日以降急騰落した後、一定の値幅で推移していたが、その後、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰し、その後も乱高下を繰り返していた。このような株価推移の中、証券会社や一般投資家から、特定委託者が相場操縦行為を繰り返しているとの情報が寄せられたことから、審査を行った。

② 内部者取引に関して審査を行った事例

- イ E社が、F社株式を公開買付け（T.O.B.）する旨を公表したところ、F社の株価が大きく上昇したことから、F社株式の公表前の取引について審査を行った。また、証券会社から寄せられた情報によると、借名口座を利用した疑いのある取引がみられたとのことであり、こうした情報も踏まえて審査を行った。
- ロ G社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ハ H社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ニ I社の株式について、「インサイダー取引により多額の利益を得ていた者がいる」との情報提供があったことから、当該委託者に係る内部者取引の有無について審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

- イ J社の財務状況が、ファイナンスを何度も繰り返しているにもかかわらず好転せず、不自然な多額の現金出金が行われているとの情報提供があったことから、偽計等の観点から審査を行った。
- ロ K社が第三者割当による新株式発行等のファイナンスについて公表したところ、当該ファイナンスにおける現物出資債権の実存性や割当先等に疑惑があるといった情報提供があったことから、偽計等の観点から審査を行った。

#### 4 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする機能を有している。証券監視委における取引審査をはじめとする市場監視活動では、これら自主規制機関との間で、緊密な連携を図ってきている（なお、市場規律の強化に向けた取組みの中での自主規制機関との連携については、第2章第4で詳述している）。

##### (1) 「コンプライアンスWAN」の利用

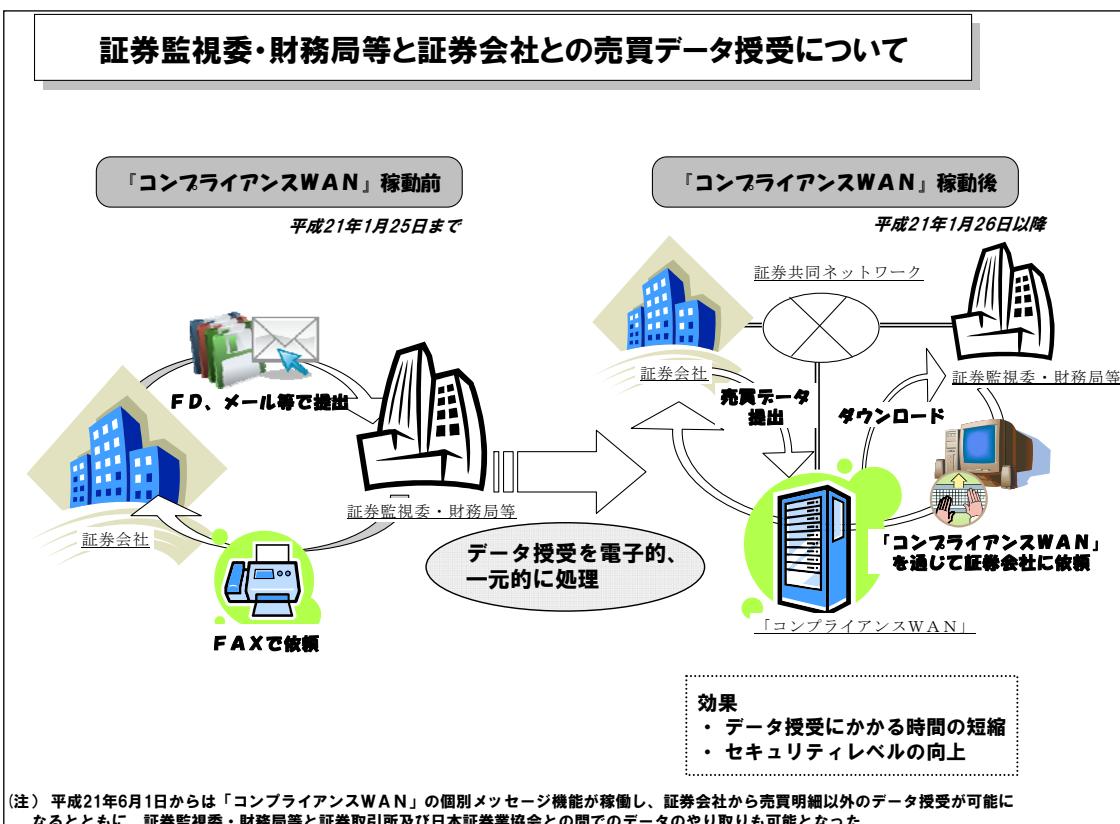
「コンプライアンスWAN」は、全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子

的に処理するシステムであり、日本証券業協会及び証券取引所を中心として検討が進められた結果、構築・運用される運びとなったものである。それまで、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

- ① 売買データの授受における個人情報の漏洩リスク、記録媒体紛失リスクが低減し、
  - ② 売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の効率化につながり、
  - ③ 証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減につながる、
- などといったメリットがもたらされている。

「コンプライアンスWAN」が稼動を開始した平成21年1月26日から証券監視委・財務局等、東京証券取引所及びその総合取引参加者が利用しているほか、同年4月からは他の証券取引所、日本証券業協会及び東京証券取引所の総合取引参加者以外の証券会社も利用を始めている。なお、同年6月1日からは「コンプライアンスWAN」の個別メッセージ機能が稼働し、証券会社から売買明細以外のデータ授受が可能になるとともに、証券監視委・財務局等と証券取引所及び日本証券業協会との間でのデータのやり取りも可能となっている。

※ なお、証券監視委・財務局等においては、当初「コンプライアンスWAN」の利用に当たっては専用端末を使用していたが、平成21年度中に、「コンプライアンスWAN」を金融庁LAN及び財務局WANに接続（金融庁LAN：平成21年9月1日、財務局WAN：平成22年2月1日）する作業が完了し、その結果、現在では各証券取引審査官の自席PCでの利用が可能となっている。



## (2) 内部者取引の防止に向けた取組み

証券監視委は、内部者取引等の不公正取引防止に関する内部管理態勢等の整備・強化策について日本証券業協会を中心に検討が行われている「内部者取引防止に関する内部管理態勢

等検討ワーキング」に証券取引所と共に参加している。平成 20 年 5 月に同ワーキングが取りまとめた「内部者取引防止に関する内部管理態勢等のあり方に関する論点整理」を踏まえ、これまでに

- ① 日本証券業協会において「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」が制定され（平成 20 年 10 月 14 日制定、平成 21 年 3 月 1 日施行）、協会員の役職員による取引の管理体制が整備
- ② 日本証券業協会において「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」が一部改正（平成 20 年 10 月 14 日改正、平成 21 年 4 月 1 日施行）
- ③ 東京証券取引所において「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」が一部改正（平成 20 年 12 月 25 日改正、平成 21 年 4 月 1 日施行）される等の対応がなされている。

特に上記②によって、日本証券業協会の協会員は、内部者取引のおそれがあると認識した場合に証券監視委及び日本証券業協会へ報告することが求められることとなり、平成 21 年 4 月以降、当該報告（売買審査結果報告書）が証券監視委に寄せられている。証券監視委としては、当該報告を内部者取引に係る取引審査の端緒情報や、既に進行中の取引審査における参考情報などとして役立てているところである。

## 第 5 今後の課題

市場分析審査業務は、金融・資本市場全体について幅広く情報の収集・分析を行い、さらに必要に応じて取引審査を行うことで、証券監視委におけるいわば情報の入口としての機能を果たしている。市場分析審査業務における成果がその後の証券検査、課徴金調査、犯則事件の調査等の成否に影響することから、引き続き、市場の動向に応じて機動的に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、実効的かつ効率的な市場監視の実現を図っていく必要がある。

このような観点から、現下の市場動向を踏まえて、今後は特に以下のような取組みを強化していくこととしている。

- (1) 東京証券取引所において新たな株式売買システム「arrowhead」が平成 22 年 1 月に稼動し、注文応答や情報配信が高速化したことに伴い、取引パターンや市場構造が変化していくことが想定されることから、そうした動向を注視しつつ、システム面での対応も含め、取引審査を的確に実施するために必要な対応を行っていく。
- (2) 市場において取引規模や重要性が増している新たな金融商品や取引形態について、引き続きタイムリーに情報収集・分析を行い、不公正取引等のリスクの把握に努めていく。
- (3) 自主規制機関による市場監視や証券会社による売買管理との間で連携を図り、市場監視機能の全体としての向上に努めていく。
- (4) 特に、発行市場における不適切なファイナンスとそれに起因する様々な不公正取引等に対しては、関係機関との連携を一層強化することにより、市場監視の実効性の向上を図っていく。
- (5) クロスボーダー取引を用いた不公正取引に対する監視強化のため、海外証券規制当局との間で、情報交換枠組み（多国間MOU等）の活用等を通じて、積極的に連携していく。

## 第4章 証券検査

### 第1 概説

証券監視委は、金商法等により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、金融商品取引業者をはじめとする検査対象先に対して、金融商品取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び財務の健全性等に関し、臨店により検査を行う。

証券監視委は、平成4年の発足以降、取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査権限や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金先法が施行され、外国為替証拠金（FX）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となった。

平成19年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに業規制の対象となり、また、金融商品取引業者や金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者に対しても検査を行うことが可能となった。

更に、平成21年6月に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律に伴い、平成22年4月からは、信用格付業者及び指定紛争解決機関等に対する検査権限が付与され、証券監視委による検査の範囲がさらに拡大した。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

- |                              |                                   |
|------------------------------|-----------------------------------|
| ① 金融商品取引業者等                  | (金商法第56条の2第1項、第194条の7)            |
| ② 取引所取引許可業者                  | (金商法第60条の11、第194条の7)              |
| ③ 特例業務届出者                    | (金商法第63条第8項、第194条の7)              |
| ④ 金融商品仲介業者                   | (金商法第66条の22、第194条の7)              |
| ⑤ 信用格付業者                     | (金商法第66条の45第1項、第194条の7)           |
| ⑥ 認可金融商品取引業協会                | (金商法第75条、第194条の7)                 |
| ⑦ 認定金融商品取引業協会                | (金商法第79条の4、第194条の7)               |
| ⑧ 投資者保護基金                    | (金商法第79条の77、第194条の7)              |
| ⑨ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者 | (金商法第103条の4、第194条の7)              |
| ⑩ 株式会社金融商品取引所の主要株主           | (金商法第106条の6、第194条の7)              |
| ⑪ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者 | (金商法第106条の16、第194条の7)             |
| ⑫ 金融商品取引所持株会社の主要株主           | (金商法第106条の20、第194条の7)             |
| ⑬ 金融商品取引所持株会社                | (金商法第106条の27、第194条の7)             |
| ⑭ 金融商品取引所                    | (金商法第151条、第194条の7)                |
| ⑮ 自主規制法人                     | (金商法第153条の4において準用する第151条、第194条の7) |
| ⑯ 外国金融商品取引所                  | (金商法第155条の9、第194条の7)              |
| ⑰ 金融商品取引清算機関                 | (金商法第156条の15、第194条の7)             |
| ⑱ 証券金融会社                     | (金商法第156条の34、第194条の7)             |
| ⑲ 指定紛争解決機関                   | (金商法第156条の58第1項、第194条の7)          |
| ⑳ 投資信託委託会社等                  | (投信法第22条第1項、第225条)                |

21	投資法人の設立企画人等	(投信法第213条第1項、第225条)
22	投資法人	(投信法第213条第2項、第225条)
23	投資法人の資産保管会社等	(投信法第213条第3項、第225条)
24	投資法人の執行役員等	(投信法第213条第4項、第225条)
25	特定譲渡人	(S P C法第209条第2項において準用する 第217条第1項、第290条)
26	特定目的会社	(S P C法第217条第1項、第290条)
27	特定目的信託の原委託者	(S P C法第286条第1項において準用する 第209条第2項 (第217条第1項)、第290条)
28	振替機関	(社債等振替法第20条第1項、第286条第2項)
29	その他、上記①から⑧までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者	

(注) ( )書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

また、証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、上記の権限に基づく検査と同時に実施している。

この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者、特例業務届出者 (犯収法第14条第1項、第20条第6項第1号)
- ② 登録金融機関 (犯収法第14条第1項、第20条第6項第2号)
- ③ 証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関  
(犯収法第14条第1項、第20条第7項 (附則第5条  
により読み替え))

(注) ( )書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記の検査権限及び報告・資料の収取権限の一部を財務局長等に委任している (ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分の勧告を踏まえ、被検査会社等の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった被検査会社等に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分を行うことになる。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告した時は、外務員登録に関する事務が内閣総理大臣から委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行うことになる。

さらに、金商法第51条により、金融商品取引業者等に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことから、こうしたことを念頭に個別の法令違反のみならず、内部管理態勢にも着目した検査を実施している。

近年、証券検査を取り巻く環境は、①検査対象業者が大幅に拡大・増加したこと、②世界的金融危機の経験を踏まえ、大手業者の経営危機予防の必要性が高まったこと、③ＩＴシステムの金融商品取引への浸透（インターネット取引、アルゴリズム取引等）が進んでいる等大きく変化を遂げている。

このため、平成21年度においては、検査の効率的・効果的な実施の観点から、リスク・ベースでの検査計画の策定や、検査の事前分析の充実に努めた。また、特に市場において重要な地位を占める金融商品取引業者等については、金融庁や海外当局等と連携しながら、財務の健全性を含めたリスク管理態勢の検証の充実に努めた。

このように環境変化への対応を図る一方、過去の検査において法令違反等が横断的に認められた投資・助言代理業者や、平成19年の金商法の施行に伴い新たに規制対象となった集団投資スキーム（ファンド）を扱う第二種金融商品取引業者等に対し、集中的に検査を行う等の対応を行った（本章第4～第7参照）。

こうした取組みを進める一方、検査の透明性確保の観点から「信用格付業者検査マニュアル」の策定や「金融商品取引業者等検査マニュアル」の一部改正を行い、平成22年3月に公表した（本章第3参照）。

また、従来より四半期ごとに公表している検査における主な指摘事項についても、各業界から意見・要望等を募集し、寄せられた意見等を踏まえ、平成21年10月公表分より、①従来のＰＤＦ形式に加え、エクセル形式にて掲載することにより、利用目的に合わせた加工を可能とする、②指摘事項の掲載を2年分から5年分へ拡大するといった改善を行った。

## 第2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、平成21年から4月1日に始まり翌年3月31日に終わる1年間を検査年度として行っている。

証券監視委及び財務局長等は、証券検査を計画的に管理・実施するため、年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、その年度中に検査を行う予定の業者数等を定めている。

## 平成 21 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

### 第 1 証券検査基本方針

#### 1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を目指して市場監視を行うことにある。証券検査は、そのために証券監視委に与えられた重要な手段の 1 つである。

近年の検査対象業者の範囲の拡大や今般のグローバルな金融危機などを踏まえると、より本目の細かい検査対応がこれまで以上に必要となってきている。金融商品取引法を含めた累次の制度改革の結果、証券監視委の検査対象は、数百社余りの証券会社から、9 千社以上の多種多様な業態を包含する、金融商品取引業者等へと大幅に増加している。こうした状況においては、同じ検査手法を一律に適用するのではなく、業態や業者ごとの規模やリスク特性を勘案した、いわゆるリスク・ベースの柔軟なアプローチが証券検査において重要となってきた。そして、証券検査の効率性と実効性の一層の向上を図る観点から、取引の公正確保を基本としつつ、公益の確保や投資者保護をも念頭に、内部管理態勢に着目した検査も一層充実させていく必要がある。

こうした検査を支えるのは、ゲートキーパーとしての市場仲介者たる金融商品取引業者の公共的な役割発揮に対する強い期待である。証券監視委には、ゲートキーパーとともに、市場に対する監視の幅と奥行きを拡げていくことが期待されている。そして、それは、対話を重視するベター・レギュレーションの考え方とも整合的である。

また、証券検査は、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指す必要がある。今般のグローバルな金融危機は、資本市場や金融商品取引業者に対する検査・監督のあり方に関し、一層の充実を迫るものとなっている。グローバルに活動する金融商品取引業者の破綻は、市場に大きな混乱をもたらし、場合によっては、システム・リスクを引き起こす可能性がある。さらに、今日の資本市場の機能発揮は、IT システムに深く依存するようになってきている。証券検査に対しては、金融商品取引業者における財務の健全性を含め、広くそのリスク管理態勢のあり方にも、十分に目配りする役割も期待されている。

証券監視委としては、こうした大きな変化に対応するため、証券監視委の基本的使命を踏まえつつ、これまで以上に、効率的かつ効果的な検査を追求する必要がある。こうした観点から、昨年 9 月 17 日に「証券検査に係る業務点検プロジェクト」を立ち上げ、計 10 回の議論を重ね、昨年 12 月 25 日には当プロジェクトの検討状況について公表したところである。当プロジェクトにおいては、効率的かつ効果的な証券検査の向上策として、予告検査の試行的な導入、検査中の対話の充実、検査の品質管理等について、今年度から実施に移せるものは速やかに実施に移す方向で議論を進めている。予告検査の試行的な導入や経営陣を交えたミーティング（エグジット・ミーティング等）等一定の方向性が固まった項目については、現在、パブリック・コメント中である検査の基本事項や検査実施の手続等を定めた「証券検査に関する基本指針」に盛り込んだところである。

ここで述べている「効率的な検査」とは、金融商品取引業者等における内部管理態勢の充実、そして市場規律の強化による、金融商品取引業者等自身による自己改善努力を最大限に活かし、これを補完するような検査を行うことである。また、「効果的な検査」とは、検査の結果が金融商品取引業者等の内部管理態勢の持続的な改善、ひいては市場参加者による信頼の向上に確実に結びつくような検査を行うことである。そして、こうした効率的かつ効果

的な検査を実現するためにも、金融商品取引業者等との対話と、関係部局等との連携は、不可欠な前提であると考える。

具体的には、以下の点に留意しつつ、効率的かつ効果的な検査を行う。

- ① 法令や市場ルールに関する違反行為の検証を行うことを基本としつつ、公益の確保や投資者保護を念頭に、金融商品取引業者等の規模・特性を踏まえた上で、その背景となる金融商品取引業者等の内部管理態勢等の適切性の検証にも着目した検査を行う。
- ② 検査対象先の選定にあたっては、内在するリスクをできるだけ早く認識し、検査対象先のリスクの所在を分析するとともに、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査を行う。
- ③ 実効性のある内部管理態勢の整備に向けた金融商品取引業者等の自主的な取組みに資するよう、臨店検査の開始及び終了時点等において、経営陣を交えたミーティングを実施するなど双方向の対話等を重視した検査を行う。
- ④ 検査の透明性・予測可能性を向上させるため、必要に応じ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の見直しを図るとともに、これを公表する。

他方、サブプライムローン問題を通じて顕在化した、証券化商品の世界的な広がりと、それに伴うリスク管理上の問題を踏まえ、特に、証券化商品の組成、引受、販売等を行う金融商品取引業者の引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等に着目して検証を行っていく必要がある。

また、証券・銀行等間のファイアーウォール規制が見直され、利益相反管理体制の構築が求められることから、証券監視委としては、これに対する検証も必要となる。

さらに、証券監視委は、必要に応じ、金融庁等に対し、行政処分について勧告等を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心を持って、建議を含めた適切な対応を図っていくこととする。

## 2. 平成 21 年度の検査実施方針

### (1) 効率的かつ効果的な検査に向けて

#### ① リスクに基づいた密度の濃い検査

機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定する。市場動向等を的確に捉えた情報収集・分析を行うと同時に、検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点などを総合的に勘案し、検査対象先を弾力的に選定し、検査の優先度を判断する。その際、市場をめぐる横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査も行う。さらに、業務改善命令が行われた問題点や検査で指摘した問題点の改善状況を中心に検証を行う特別検査（「フォローアップ検査」）も必要に応じ実施する。

#### ② 関係部局等との連携強化

検査の効率性及び実効性を高めるため、検査官に対するバックオフィスによるサポート体制のさらなる充実を図る。また、財務局監視官部門との間においても、検査手法や問題意識を共有するため、証券監視委によるサポート体制の強化に加え、合同検査の積極化や検査官の交流等を図る。

また、金融商品取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融商品取引を開発する金融商品取引業者等の検査を適切に行うため、関係部局等との連携をさらに強化し、問題意識の共有と目線の統一を目指す。

- ・ 監督部局との間では、適切な役割分担のもと、監督を通じて把握された検査に有効な情

報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、適切な連携を図る。

- ・ 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する同時検査を実施するとともに、情報交換を行うなど、必要な連携を図る。
- ・ 自主規制機関との間では、業界や自主規制機能の発揮の状況について実態把握に努める観点から、定期的もしくは隨時に情報交換を行うなど、必要な連携を一層強化する。
- ・ 外国証券規制当局との間では、外資系の検査対象先や海外にも拠点を置く本邦の検査対象先に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。また、世界的な大手金融機関ごとに設置することとされた監督カレッジへの対応も含め、主要な外国証券規制当局と適切な連携を図る。

#### ③ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直しの公表

効率的かつ効果的な検査の実施や検査対象先の負担軽減等の観点から、先述の業務点検プロジェクトの検討状況において、予告検査の試行的な導入や経営陣を交えたミーティング等一定の方向性が固まった項目については、「証券検査に関する基本指針」に盛り込み、パブリック・コメントに付したところである。また、役職員の兼職規制が撤廃されることに伴い、金融グループとしての総合的な内部管理体制の構築を促進する観点から、利益相反管理体制の整備が義務付けられるとともに、こうした体制整備に係る検査権限が証券監視委に付与された。これを踏まえ、検査の着眼点等を「金融商品取引業者等検査マニュアル」に盛り込み、同じくパブリック・コメントに付したところである。

#### ④ 金融商品取引業者等の自助努力（内部管理態勢のあり方）の検証

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析することにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、検査マニュアル中の[金融商品取引業者等のあるべき姿]を想定しつつ、検査対象先の内部管理態勢面からも検証する。内部管理態勢のあり方は検査対象先の姿勢を把握する上で重要な要素であることを踏まえ、形式的な管理体制のみならず、その有効性及び実効性についても深度ある検証を行う。なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行う。

#### ⑤ グループ一体型検査の着眼点

同一のグループ内の金融商品取引業者等に対して実施するグループ一体型検査におけるグループ内取引の検証に際しては、顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など、内部管理態勢の状況にかかる検証を行う。特に、利益相反取引については、金融グループとしての利益相反管理体制の整備が義務付けられることから、グループ会社に係る取引に伴い、顧客の利益が不当に害されていないか等その実効性について検証する。さらに、グループ内企業が検査対象先に及ぼす影響等の検証の観点から、必要に応じ、持株会社等グループ全体を実態把握することとする。

### （2）重点検証分野

#### ① 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者が顧客管理、売買審査、引受審査等を通じて、市場を悪用あるいは濫用する者の参加を未然に防止する、ゲートキーパーとしての役割を果たすことが極めて重要であることから、その役割を適切に果たしているかについて検証する。

このうち反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているかについて検証する。また、疑わしい取引の届出について、社内基準の作成等により制度の実効性を確保するための態勢の整備に努めているかについて検証する。その際、口座開設時における本人確認が適切に行われているかについても検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が投資者保護の観点から適切に行われているか等について検証する。なお、CDO等の証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、引受、販売等を行う金融商品取引業者に対しては、その引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等についても検証する。

さらに、システム障害の問題等が円滑な有価証券の流通の障害となることがないよう、引き続きシステムリスク等が適切に管理されているかについて検証する。

## ② 金融商品取引業者等のリスク管理態勢に係る検証

法令等違反行為の検証を基本としつつも、必要に応じ、リスク管理態勢のあり方にも着目した検証を行う。

リスクには、信用リスク、流動性リスク、市場リスク等があるが、今日の資本市場の機能発揮は、ITシステムに依存していることから、システムリスクを念頭におく必要がある。さらに、今日のグローバルな資本市場の現状を踏まえると、システム・リスクを含め、市場への影響も勘案する必要がある。こうした点を踏まえ、特に、グローバルに活動する金融商品取引業者等に対する検査においては、システムリスクや財務の健全性の確保を含め、リスク管理態勢を広く検証する。

また、外国為替証拠金取引を取扱う金融商品取引業者についても、区分管理の適切性や、財務の健全性確保を含めたリスク管理態勢を検証する。

## ③ 法人関係情報の管理態勢（不公正な内部者取引の未然防止）に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者及び登録金融機関において法人関係情報が適切に管理されているか、具体的には、法人関係情報の登録、役職員による株式取引、情報隔壁及び売買審査等について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

## ④ 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、投資運用業者等に対し、忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況を引き続き検証する。特に、不動産投資法人の資産を運用する投資運用業者については、利害関係者からの資産取得等に係る善管注意義務等の法令等遵守状況や、利益相反管理態勢並びにデューディリジエンスが有効に機能しているかについて検証する。

## ⑤ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、公正かつ透明性の高い健全な金融・資本市場の構築のための根幹となるものであるが、これを阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、必要に応じ、空売り規制に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）の検証を行う。

また、インターネット取引やDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態

勢等についても検証する。

#### ⑥ 投資勧誘や顧客対応の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて検証する。投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験等の状況を総合的に考慮して、それに見合った説明責任が果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。このほか、投資者が最初に商品について接する媒体である広告の中で、投資効果や市場要因の変化の状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。

他方、顧客対応の検証に当たっては、必要に応じ、株券電子化後の株式等振替制度のもと、金融商品取引業者の業務が適切に行われているかについても検証する。

#### ⑦ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、考查等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集を行う等、反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

さらに、市場インフラとしての取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理など取引所が開設する金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行う態勢を構築しているかについて検証する。

#### ⑧ 新たな検査対象先・金融商品等に係る検証

証券監視委の検査対象範囲が拡大したことを踏まえ、引き続き、集団投資スキーム（いわゆるファンド）等新たに検査対象先となった業者等の実態把握に努めるとともに、投資者保護を念頭に検査手法やノウハウの確立に取り組むこととする。また、新たな金融商品を取り扱っている金融商品取引業者等についても、必要に応じ、その実態把握に努めることとする。

#### ⑨ 過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることに鑑み、前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等について検証し、繰り返し同様の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

## 第2 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者等

130社（うち財務局等が行うもの110社）

投資運用業者、投資助言・代理業者

65社（うち財務局等が行うもの35社）

自主規制機関 必要に応じて実施

第二種金融商品取引業者等 必要に応じて実施

（注）特別検査等を実施することにより、上記検査先については変動があり得る。

## 第3 信用格付業者検査マニュアルの策定及び金融商品取引業者等検査マニュアルの改正

### 1 策定及び改正の経緯

証券監視委は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年6月17日成立）が平成22年4月1日に施行されたことに伴い、信用格付業者に対する検査権限が証券監視委へ付与されたことから、信用格付業者検査マニュアル（案）を作成した。また、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成21年7月3日公布）の施行等に伴い、FX取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守の義務化、区分管理方法の金銭信託への一本化、並びに有価証券店頭デリバティブ取引（証券CFD取引）への分別管理義務等の措置が導入されたことを踏まえ、金融商品取引業者等検査マニュアルの改正案を作成し、それについて、平成22年1月27日から同年3月1日までの間パブリック・コメントに付した上、同年3月31日に公表した。

なお、これらの検査マニュアルについては、平成22年4月1日以降に着手した検査から活用している。

### 2 策定及び改正のポイント

#### (1) 信用格付業者検査マニュアルの策定

当該検査マニュアルは、改正法や関連政府令の内容も踏まえ、以下のような構成とした。

- ① 経営管理態勢
- ② 業務管理体制の整備
- ③ 禁止行為の防止に関する態勢
- ④ 情報開示に関する態勢
- ⑤ 監査に関する態勢
- ⑥ 外国法人に係る留意点
- ⑦ その他

#### (2) 金融商品取引業者等検査マニュアルの改正

- ① 個人向けFX取引及び証券CFD取引について、金融商品取引業者がロスカット取引を行うための体制整備等に係る確認項目を追加した。
- ② 証券CFD取引における保証金について、分別管理に係る確認項目を追加した。
- ③ FX取引における保証金について、区分管理に係る確認項目を追加した。

## 第4 検査実績

### 1 検査計画及びその実施状況

#### (1) 平成21年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

##### ① 第一種金融商品取引業者等

平成21年度においては、第一種金融商品取引業者等130業者に対する検査を計画し、実際には、115業者（第一種金融商品取引業者90業者（旧国内証券会社72業者、旧外国証券会社6業者、旧金融先物取引業者12業者）、登録金融機関24業者、金融商品仲介業者1業者）に対し検査に着手した。

平成21年度に検査着手したもののうち、84業者（第一種金融商品取引業者62業者（旧国内証券会社48業者、旧外国証券会社5業者、旧金融先物取引業者9業者）、登録金融機

関 21 業者、金融商品仲介業者 1 業者) については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 20 検査事務年度 (ただし、平成 20 年 7 月から同 21 年 3 月末まで、以下同じ) において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった 36 業者 (第一種金融商品取引業者 30 業者 (旧国内証券会社 20 業者、旧外国証券会社 2 業者、旧金融先物取引業者 8 業者)、登録金融機関 6 業者) については、平成 21 年度中にすべての検査が終了している (附属資料 164 頁以下参照)。

(注) 検査が終了したものとは、被検査会社等に対し検査結果通知書を交付したものという。

ただし、被検査会社等の事情により検査結果通知書の交付を行わないこともある。

## ② 投資運用業者、投資助言・代理業者等

平成 21 年度において、投資運用業者、投資助言・代理業者 65 業者に対する検査を計画し、実際には、投資運用業者 18 業者及び投資助言・代理業者 45 業者の計 63 業者に加え、投資法人 9 業者について、その資産運用を行っている投資運用業者と同時に検査したことから、計 72 業者に対し検査に着手した。

平成 21 年度に検査着手したもののうち、投資運用業者 14 業者、投資法人 7 業者及び投資助言・代理業者 38 業者の計 59 業者については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 20 検査事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった投資運用業者 4 業者、投資法人 4 業者及び投資助言・代理業者 8 業者の計 16 業者については、平成 21 年度中にすべての検査が終了している。

## ③ 自主規制機関等

平成 21 年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、自主規制機関 5 機関に対し検査に着手し、すべての検査が同年度中に終了している。

また、平成 20 検査事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった自主規制機関 3 機関については、平成 21 年度中に検査が終了している。

## ④ 第二種金融商品取引業者

平成 21 年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、23 業者に対し検査に着手し、うち 8 業者について同年度中に検査を終了している。

これらの検査計画件数及び実際の検査着手件数は、被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、証券検査には、平成 13 年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と被検査会社等が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項につき、被検査会社等は証券監視委事務局長宛に意見申出書を提出することができ、これに対し証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果 (案) を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うこととしており、その結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

平成 21 年度に検査が終了した検査において、金融商品取引業者等 2 業者から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、所要の処理を行っている。

(2) 平成 21 年度に検査が終了したもの (平成 20 検査事務年度以前に検査着手したものも含む。) のうち、重大な法令違反が認められた 21 件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局

等が行政処分等を行っている（本章第7参照）。

なお、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、被検査会社等に通知するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

（3）平成21年度における特色は、以下のとおりである。

平成20検査事務年度に引き続き、効率的・効果的な検査実施に向け、業種や規模・特性を勘案の上、当該業者において重要と考えられるリスクに焦点を当てた検査に努めた。

例えば、海外当局と連携しつつ、大手証券会社に対するフォワードルッキングな観点に重点を置いた検査を行う一方、過去の検査において重大な法令違反が多数認められた投資助言・代理業者や、平成19年の金商法施行後、新たに規制対象となった集団投資スキーム（ファンド）業者に対し、法令違反行為の有無の検証を集中的に行い、重大な問題が認められた業者に対して行政処分を求める勧告を行った。

別表 平成21年度の検査実施状況

（参考）

	検査計画	検査着手	検査終了	検査対象業者等数
第一種金融商品取引業者	130	90	62	352
登録金融機関		24	21	1,143
金融商品仲介業者		1	1	577
第二種金融商品取引業者	—	23	8	1,312
適格機関投資家等特例業務届出者	—	1	0	3,864
投資運用業者	65	18	14	319
投資助言・代理業者		45	38	1,228
投資法人	—	9	7	52
自主規制機関	—	5	5	12
その他	—	0	0	—

（注1） 検査終了欄は、平成21年度に着手し、同年度末までに被検査会社等に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数を表す。

（注2） 被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。

（注3） このほか、財務局長等が単独で支店のみの検査を実施したものが17支店（うち、検査を終了したものは13支店）ある。

（注4） 検査対象業者等数は、平成22年3月末時点のものである。また、複数の業務を兼営している場合は、全ての業務先に計上している。

## 2 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成21年度に検査が終了した証券監視委検査及び財務局長等検査（支店単独検査を除く。）の1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者119人・日（旧国内証券会社129人・日、旧外国証券会社163人・日、旧金融先物取引業者45人・日）、第二種金融商品取引業者60人・日、投資運用業者等153人・日、投資助言・代理業者21人・日、登録金融機関33人・日、金融商品仲介業者18人・日、自主規制機関89人・日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち旧国内証券会社の最少検査投入人員は20人・日、最多検査投入人員は1051人・日となっている。

## 第5 集団投資スキーム（ファンド）に対する検査

平成19年の金商法の施行に伴い、新たに規制対象となった集団投資スキーム（ファンド）を扱う第二種金融商品取引業者等（以下、ファンド業者）に対し、証券監視委は、財務局等監視官部門とともに、平成21年度から本格的に検査を開始したところ、法令違反事例が相次いで発見され、無登録で私募の取扱いを行っていた業者等を含む8業者に対して処分勧告を行った（詳細については、本章第6、第7参照）。

具体的には、ファンド業者において、分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明な状況等）、顧客に対する虚偽の説明・告知や誤解を生じせしめる表示、業者自らが登録業務を逸脱している状況や、無登録業者に名義貸し等を行う等の法令違反が明らかとなった。

証券監視委がこうした取組みを進める中、警察庁において、いわゆるファンドによる資産形成事犯が後を絶たない状況に鑑み、平成22年3月、「資産形成事犯対策ワーキングチーム」が設置された。これは、問題のあるファンド業者に対し、関係機関が担っている権限及び役割に応じて、効果的・効率的な取組みを行うことで、悪質業者の撲滅及び被害の拡大防止を図っていく目的で設置されたものであり、構成機関として、警察庁、金融庁、証券監視委、オブザーバーとして、警視庁等首都圏警察及び関東財務局が参加している。

証券監視委としては、引き続き、財務局等監視官部門との連携の下、ファンド業者に対する検査を進めるとともに、検査において無登録業者等が認識された場合においては、資産形成事犯対策ワーキングチーム等を通じ、金融庁や捜査当局等との連携の下、対応することとしている。

## 第6 検査結果の概要

平成21年度に検査が終了した金融商品取引業者等の主な問題点は、以下のとおりである。

なお、問題点のうち、勧告を行ったものについては、第7で詳細を記述する（注）。その他については、勧告は行っていないものの、金融商品取引業者等に対して問題点を通知している。

（注）平成21年4月～6月の事案については、平成20事務年度版に掲載。

### 1 第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成21年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。以下本章において同じ。）は計139業者であり、67業者において問題点が認められた。これら67業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは11業者、投資者保護に関するものは18業者、財産・経理等に関するものは21業者、その他業務運営に関するものは37業者となっている。

#### （1）不公正取引に関するもの

- ① 特定の上場金融商品の相場を固定させる目的をもって、買付けの申込み等を行う行為  
〔金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第19号〕
- ② 対当売買に係る売買管理態勢の不備〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第12号〕

当社においては、売買審査システムの開発等に当たり、システム開発業者に対するシステム設定依頼等が適切に行われなかつたことや、当該システムの適正な設定、稼動状況の

確認が行われていなかったことなどから、当該システム導入後、売買審査において対当売買が抽出されておらず、対当売買に係る売買審査が行われていなかった。

**③ 空売り価格規制の潜脱行為を防止する態勢が不十分な状況〔金商法第162条第1項第1号〕**

当社は、インターネットによる株式取引の受託業務において、同一銘柄で51単元未満の株式の信用取引の新規売り注文について、一定の条件により複数回の注文株数を合計して顧客を抽出し（以下この③において、当該合計した注文を「一口注文」という。）、抽出回数に応じて、当該顧客へ警告文書等の送付又は信用新規売りの取引停止を行うことにより、空売り価格規制の潜脱防止を図っている。しかしながら、一口注文として抽出した顧客の中には、空売り価格規制に抵触している顧客が認められたほか、当社が信用新規売りの取引停止を行ったにもかかわらず、口座の抹消等の措置を探っていないことから、複数の顧客により、繰り返し空売り価格規制に抵触する価格による取引が行われていた。

**④ 対当売買に係る売買審査等に関する内部管理態勢の不備**

イ 当社は、売買審査レポートにおいて、日々大量の対当売買に該当する約定が抽出されていたにもかかわらず、担当部長より、同一の裁定取引戦略の中で意図的に対当売買を行うことはなく、真に対当している事例はないとの回答を受領したことから、その後も対当売買に係る売買審査を行わなかった。

ロ 当社においては、(a) 本人確認の未実施等、(b) 法定帳簿における法定項目の誤記載等、(c) 関係会社に関する報告書の未提出等、(d) 縦覧資料等に関する誤記載等に関する法令違反が認められ、当該法令違反を防止する態勢及び検証する態勢が十分に整備されていないといった内部管理態勢の不備が認められた。

**⑤ DMA取引に係る売買審査態勢の不備**

当社は、イ 自主規制機関から不公正取引の疑いがある旨の情報提供を受けたにもかかわらず、当該取引に関する検証を行っていない、また、ロ 売買審査の結果、当社の基準によると顧客に実態説明を求めるべき取引であったにもかかわらず、顧客へのヒアリングを行っていないなど、当社のDMA取引に係る売買審査態勢には不備が認められた。

**⑥ 売買管理態勢の不備**

当社においては、大型の時価発行増資を行う銘柄について、公募価格決定日に、大量に当該公募株式の割当を受ける予定のヘッジファンドから大量の空売り注文を受託し、取引所外取引で当社自己勘定で買い付け、瞬時に買付価格と同値で市場に現物の売付注文として発注し、約定させている事例が、複数の顧客との間で、複数の銘柄で認められた。当該取引の結果、顧客にとって、空売り価格規制に抵触する価格による大量の株式の売却が可能となっていることのみならず、市場にとっても、当該売却された株式を当社が市場に売却注文として発注することにより、株価の形成に影響を与える余地があり、当該取引は、市場における公正な価格形成に影響を与える行為であった。

しかしながら、当社は、これらの取引について、当社の定める売買審査基準に該当しなかったことから、不公正取引防止の観点からの売買審査を行っていなかった。

**(2) 投資者保護に関するもの**

**① 不招請勧誘〔金商法第38条第3号〕**

当社部長等は、法令遵守より自身の収入を安定させることを優先し、FX取引契約に係る締結の勧誘を要請していない顧客に対し、電話をかけて当該契約に係る締結の勧誘を行った。

**② 顧客に対する注文方法の提示において誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号〕**

**③ 外国為替証拠金取引に係る両建て取引の勧誘〔金商法第38条第6号に基づく金商業等**

## 府令第117条第1項第26号]

当社は、店頭外国為替証拠金取引について対面取引を行っている複数の顧客に対して、同一通貨間で買いと売りの両ポジションを保有する両建て取引の勧誘(及びその後の受託、執行)を行っていた。

- ④ 法令違反その他の不適当な勧誘行為が組織的かつ多数行われ、それが看過されているなど、経営管理態勢及び営業管理態勢に重大な不備が認められる状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第9号並びに金商法第51条及び第64条の5第1項第2号〕
- ⑤ 投資信託の乗換勧誘に関し、重要な事項について説明を行っていない状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第9号〕

当社は、投資信託の乗換勧誘を行うに際し、社内システムにより乗換えの対象となる投資信託に係る確認書を作成し、当該確認書を用いて顧客に対し重要事項の説明等を行っている。しかしながら、販売形態を取次会社から指定販売会社へ移行したことに伴い、銘柄コードが変更され、旧銘柄コードの際に顧客へ販売された投資信託につき当社が解約等の処理を行う場合には、当該システム上、概算損益に信託財産留保額等が反映されない状況となっており、当社はこれらが反映されていない確認書をもって乗換勧誘を行っていたため、顧客に対して、投資信託の乗換えコストを適切に説明していない状況となっていた。

- ⑥ 外国為替証拠金取引業務に関する顧客資産管理の不備〔金商法第46条の3第1項及び第46条の4〕

イ 当社は、証券業務に関し顧客から預託を受けた金銭について、信託銀行へ金銭信託を行い分別管理するとともに、FX業務に関し顧客から預託を受けた保証金についても、証券業務の分別管理用の信託口座において証券業務と合算で管理することとした。しかしながら、当社は、当該金銭信託に係る契約における受益者を「証取法第47条第2項に定める証券業に係る顧客」としていたため、FX業務に係る顧客につき、その預託した保証金が信託保全の対象とならないおそれのある状況となっていた。

ロ 当社は、顧客から預託を受けた保証金のうちカバー取引に必要な保証金につきカバーアクションへ送金しているが、当該送金額については、カバー取引先へ送金した時点で顧客から預託を受けた際に仕訳をした勘定科目から減額する方法にて経理処理を行っており、カバー取引先への預託額及び顧客からの受入額を貸借対照表に計上していなかった。

ハ 当社は、上記ロのとおり、不適正な貸借対照表を作成していたため、事業報告書につき誤った記載内容のあるものを財務局長に提出し、財産の状況に関する説明書につき誤った記載のあるものを公衆の縦覧に供していた。

ニ 当社においては、カバー取引に係る預託及び金銭信託の口座残高合計額と管理帳票上の預託保証金額の差額につき、適切に説明できない状況となっていた。

- ⑦ 営業員の不適切な営業姿勢

当社においては、イ 同一外貨建て商品間の乗換えに際し、顧客に対し十分な説明をせずに、一旦、円貨決済させた上で、再度、外貨決済させ、顧客に二重に為替スプレッドを負担させる、また、ロ 複数の同一外貨建て商品の約定代金を合算することにより、大口優遇サービス(為替スプレッドを優遇)を適用できるにもかかわらず、顧客に対し十分な説明を実施していない、といった事例が認められた。

## (3) 財産・経理等に関するもの

- ① 顧客から預託を受けた保証金を自己の固有財産と区分して管理していない状況〔金商法第43条の3第1項〕

当社は、顧客からの預り保証金(区分管理必要額)の算出に際し、顧客取引において預り保証金を超えるロスカットが生じた場合の損失相当額を区分管理必要額から差し引き、

その総額を過少に算出していたことから、区分管理不足を生じさせていた。

② **自己資本規制比率の虚偽の届出等** [金商法第46条の3第1項、第46条の4、第46条の6第1項及び第3項]

イ 当社は、業績が悪化する中、自己資本規制比率を140%に維持することが最優先であるとし、退職慰労金に係る支払債務の存在を隠蔽するなどし、意図的にかさ上げをした虚偽の自己資本規制比率を算出したほか、前社長に対する短期貸付金の未弁済利息を未収収益に計上しないことにより、虚偽の自己資本規制比率を算出した。

ロ 当社は、上記イに起因して、

- (a) 虚偽等の自己資本規制比率を記載した事業報告書を作成し、財務局長へ提出した。
- (b) 虚偽等の自己資本規制比率を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供した。
- (c) 虚偽等の自己資本規制比率を財務局長へ届け出た。
- (d) 虚偽等の自己資本規制比率を記載した書面を作成し、公衆の縦覧に供した。
- (e) 自己資本規制比率が140%を下回ることとなつたにもかかわらず、その旨を財務局長へ届け出なかつた。

③ **自己資本規制比率の算出に係る不備** [金商法第46条の3第1項、第46条の4、第46条の6第1項及び第3項]

当社は、役職員に対する短期貸付金に係る取引先リスク相当額を計上しなかつたこと等から、誤った自己資本規制比率を算出し、以下の行為を行つた。

イ 算出誤りのある自己資本規制比率を記載した事業報告書を作成し、財務局長に提出した。

ロ 算出誤りのある自己資本規制比率を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供した。

ハ 算出誤りのある自己資本規制比率を財務局長へ届け出た。

ニ 算出誤りのある自己資本規制比率を記載した書面を作成し、公衆の縦覧に供した。

(4) **その他業務運営に関するもの**

① **取引一任勘定取引の受託・執行** [金商法第29条]

② **顧客に対し特別の利益を提供する行為等** [金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第3号及び金商法第39条第3項に基づく金商業等府令第119条第3項]

③ **損失補てん** [金商法第39条第1項第1号及び第3号]

④ **有価証券等の性質につき顧客を誤認させるような勧誘行為、及び事故の確認を受けることなく行った損失補てん行為** [金商法第39条第1項第3号]

当社は、外国籍オープンエンド契約型外国投資信託に係る受益証券を顧客に勧誘・販売した際、目論見書に記載された運用開始日から外国株式の組入れ等がなされ運用益が生ずる旨の説明を行つてはいたが、現地での証券取引に関する許認可取得の手続きが済んでいなかつたことから、株式の組入れ等が3週間程度遅延した。そこで、当社は、当該投資信託につき株式の組入れ等が遅延した期間の株式指数の値上がりによる本投資信託の基準価額の上昇分相当価額について、本投資信託に対して補てんすることを決定し、本来、事故による損失補てんをする場合には当局の確認を受ける必要があるにもかかわらず、当該確認を受けることなく補てん行為を行つた。

⑤ **取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為** [金商法第39条第1項第3号]

⑥ **事故確認を受けないで行った有価証券の売買に係る損失補てん** [金商法第39条第1項第3号]

⑦ **電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況** [金商法第40条第2号に基づ

く金商業等府令第123条第14号]

- ⑧ 金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第14号〕
- ⑨ 純財産額が資本金の額に満たなくなった場合の届出未済〔金商法第50条第1項〕  
当社は、純財産額が資本金の額に満たなくなった場合に該当することとなったにもかかわらず、その旨を財務局長に届け出ていなかった。
- ⑩ 報告徴取命令に対する対応の不備〔金商法第52条第1項第6号及び第56条の2〕
- ⑪ 検査忌避〔金商法第198条の6第11号〕
- ⑫ 利益相反管理態勢の不備

当社は、利益相反管理規程において、利益相反のおそれのある取引等について、利益相反管理統括部署等に照会し承認を得ることとしている（以下この④⑫において、当該手続きを「コンフリクトチェック」という。）。

こうした中、イ A部長は、当該規程に基づき照会を行ったが、利益相反管理統括部署等のメールアドレスが変更されていたため、メールが到達していなかった。A部長は、照会を行った場合に、利益相反管理統括部署等から承認の回答がなされない限り、当該案件を進めることはできないことを認識していたにもかかわらず、回答を確認しないまま取引を実行していた。ロ また、B部長は、コンフリクトチェックの必要性を認識しておらず、照会を実施しないまま取引を実行していた。ハ さらに、利益相反管理統括部署は、利益相反管理規程において、定期的に業務担当部署における利益相反管理の状況について、適切な管理が行われているかを監視し、検証することとされているが、上記状況を看過するなど、適切に監視・検証を行っていなかった。

## 2 第二種金融商品取引業者に対する検査

平成21年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計8業者であり、9業者（第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら9業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは7業者、財産・経理等に関するものは3業者、その他業務運営に関するものは1業者となっている。

### （1）投資者保護に関するもの

- ① 集団投資スキームに係る取得勧誘及び運用において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第24条第1項、第38条第1号、同項第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号及び金商法第42条の4〕
- ② 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第31条第4項、第36条の3、第37条第2項、第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号、金商法第52条第1項第5号及び同項第9号〕
- ③ 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為〔金商法第42条の2第7号に基づく金商業等府令第130条第1項第2号〕
- ④ 出資金の使途が不明な状況〔金商法第51条〕
- ⑤ 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為〔金商法第51条〕
- ⑥ 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上問題が認められる状況〔金商法第51条〕
- ⑦ 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況〔金商法第52条第1項第9号〕

## (2) 財産・経理等に関するもの

- ① 定期定額購入サービスに係る顧客分別金の信託不足〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第10号〕

当社は、自社の運用するファンドに係る募集について、顧客が毎月一定額の買付けを行うことができる定期定額購入サービスを提供しており、当該サービスに係る顧客からの当該ファンド購入代金の回収に当たり、業務委託先に代金回収業務を委託している。しかしながら、当社は、顧客銀行口座より業務委託先が引落としを実施した時点から顧客分別金信託が必要であるとは認識しておらず、当該サービスに係る購入代金について、顧客銀行口座より引き落とされる日から当社銀行口座（自己口）へ振り込まれる日までの間について、顧客分別金信託を行っていなかった。

- ② 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為〔金商法第40条の3〕

## (3) その他業務運営に関するもの

- 本人確認等義務違反〔犯収法第4条第1項及び第2項並びに第6条第1項〕

当社における匿名組合契約を締結した出資者に係る本人確認等の実施状況を検証したところ、以下の事実が認められた。

- イ 当社は、匿名組合契約の顧客について、本人確認書類を徴しておらず、本人確認を行っていなかった。
- ロ 当社は、運転免許証等の本人確認書類の写しの送付を受けた顧客に対して、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付していなかった。
- ハ 当社は、法人顧客において取引の任に当たっている者から本人確認書類を徴しておらず、本人確認を行っていなかった。
- ニ 当社は、上記イ及びロの顧客について、本人確認記録を作成していなかった。

## 3 投資運用業者等に対する検査

平成21年度に検査が終了した投資運用業者等（投資運用業者及び投資法人をいう。以下本章において同じ。）は計29業者であり、12業者において問題点が認められた。これら12業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは1業者、投資者保護に関するものは2業者、その他業務運営に関するものは9業者となっている。

### (1) その他業務運営に関するもの

- ① 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況等〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第14号〕

イ 当社は、業務委託先及びその再委託先業者に対して、当社が業務上利用するシステムのID／パスワード等を周知していたため、業務委託先等の担当者による当該システムへの複数の不正アクセス（ユーザー以外の者が行うアクセス）が認められた。

ロ 当社においては、(a) 業務委託先の選定基準、評価基準等が定められていない、(b) システムの所管部署が不正アクセスの発生を「障害」と認識せず、経営陣等へ報告していない、(c) 内部監査部署が不正アクセスに係る問題点を経営会議へ報告するなどしたにもかかわらず、経営陣は措置を講じていない、などといったシステムリスク管理態勢上の不備等が認められた。

- ② 物件管理に係る利益相反管理態勢の不備

当社は、業者選定の際に、正当な理由なく利害関係人等をそれ以外の者よりも優先して選定しないこと等を定めチェックを行うとしているものの、判断根拠を具体的に示さないまま、利害関係人等の業者を選定するなど、自ら定めた規程の実効性が確保されない状況にあり、当社の利益相反管理態勢には不備が認められた。

- ③ 長期フォワード・コミットメント物件取得に係る運用リスク管理態勢の不備

当社は、不動産評価額が売買契約額を下回り含み損が発生しており、含み損が違約金額を超過するような長期フォワード・コミットメント物件の取得に当たり、含み損と違約金額の比較検討及び当該比較検討を踏まえ現状の取得方針を変更するか否かなどについての検討を、迅速かつ適切に行うべきところこれらを行っておらず、当社における長期フォワード・コミットメント物件取得に係る管理態勢には不備が認められた。

#### ④ システムリスク管理態勢の不備

- イ 当社は、システム管理を委託している外部委託先に対して、各部署からのリモートログイン申請に基づきログインパスワードを都度貸し出し、各種作業を行わせることとしているが、当社においては、当該申請が実施されず、システム統合時に外部委託先に対して付与したパスワードが継続的に使用されており、その状況が看過されているなど外部委託先管理態勢の不備が認められた。
- ロ 当社は、事務手続において、システム障害を認識した部署がシステム障害全てについてシステム管理部へ報告し、システム管理部が障害管理記録票を起票した上で、障害発生状況をリスク管理委員会に報告することとしている。しかしながら、システム管理部は、一部の障害について障害管理記録票を起票・回付しておらず、リスク管理委員会へ報告していないなど、システム障害管理態勢の不備が認められた。

### 4 投資助言・代理業者に対する検査

平成 21 年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計 46 業者であり、32 業者において問題点が認められた。これら 32 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 29 業者、財産・経理等に関するものは 3 業者、その他業務運営に関するものは 9 業者となっている。

#### (1) 投資者保護に関するもの

##### ① 無登録による有価証券の売買〔金商法第 29 条〕

当社は、顧客に対して送付する勧誘資料において、「顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合」における、「当該指標」並びに「当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」を記載していなかった。

##### ② 無登録による有価証券の売買及びその媒介行為並びに投資助言業に係る顧客を相手方とした有価証券の売買の媒介行為〔金商法第 29 条及び第 41 条の 3〕

##### ③ 投資事業組合への出資の勧誘等〔金商法第 29 条〕

##### ④ 広告に係る不備〔金商法第 37 条第 1 項〕

当社は、顧客に対して送付する勧誘資料において、「顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合」における、「当該指標」並びに「当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」を記載していなかった。

##### ⑤ 著しく事実に相違する表示のある広告を行う行為〔金商法第 37 条第 2 項〕

##### ⑥ 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為〔金商法第 37 条第 2 項〕

##### ⑦ 法定交付書面の未交付〔金商法第 37 条の 3 第 1 項及び第 37 条の 4 第 1 項〕

当社は、投資顧問契約を締結した全ての顧客に対して、イ 契約締結前交付書面を交付していなかった。また、ロ 契約締結時交付書面も交付していなかった。

##### ⑧ 投資顧問契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕

当社は、投資顧問契約の見込顧客に対して郵送する勧誘資料において、当社内の特定の部署を記載し、当該部署が企業調査分析を行っているとしているが、実際には当該部署は存在しないなど、事実と相違する虚偽の表示を行っていた。

##### ⑨ 広告審査態勢の不備

当社は、ホームページ上に、当社が助言を行った銘柄につき助言後の株価上昇率等を掲載しているが、広告について正確な内容を掲載するための実効性のある検証態勢を構築していないことから、株価上昇率等に関し事実と異なる表示を行っていた。

## (2) 財産・経理等に関するもの

### ① 虚偽の事業報告書等の提出等 [金商法第47条の2及び第47条の3]

当業者は、投資顧問契約を全く締結することができていなかつたにもかかわらず、業者としての信用力を高くみせるため、複数の投資顧問契約があり収入を得たとする虚偽の事業報告書等を作成し、財務局長へ提出した。また、当業者は、説明書類について、虚偽の内容を記載したものを事務所に備え置き、公衆の縦覧に供した。

### ② 事業報告書の虚偽記載 [金商法第47条の2]

## (3) その他業務運営に関するもの

### ① 登録事項の変更の届出未済 [金商法第31条第3項]

当社は、投資顧問業の登録に当たり、助言の対象として登録申請書に「証取法第二条に定める有価証券」と記載して登録を受け、その後、有価証券指数等先物取引に係る助言を開始したにもかかわらず、当局に対し、業務の方法に係る変更の届出を行わなかつた。さらに、金商法施行に伴うみなし登録の申請に当たつても、市場デリバティブ取引に係る助言を行つてゐるにもかかわらず、助言の対象として市場デリバティブ取引を記載せずに登録を受けたほか、その後も登録事項の変更を行わないま、投資助言業務を行つてゐた。

### ② 報告徴取命令に対する虚偽報告 [金商法第52条第1項第6号]

## 5 金融商品仲介業者に対する検査

平成21年度に検査が終了した金融商品仲介業者は1業者であり、当業者において投資者保護に関する問題点が認められた。

(なお、問題点については、勧告を行つてゐる。)

### ○ 金融商品仲介業者に係る制限を逸脱する行為 [金商法第29条及び第66条の12]

## 6 自主規制機関に対する検査

平成21年度に検査が終了した自主規制機関等は8機関であり、2機関において問題点が認められた。これら2機関において、その他業務運営に関する問題点が認められた。

(なお、問題点については、勧告は行つてないものの、自主規制機関に対して問題点を通知している。)

## 第7 証券検査の結果に基づく勧告

### 1 第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告

#### (1) 取引一任勘定取引の受託・執行 [金商法第29条違反]

○ 北辰物産株式会社 FX事業部長（当時。以下この(1)、(2)及び(3)において「A部長」という。）は、その業務に関し、当社において外国為替証拠金取引を行つてゐた顧客（以下この(1)において「顧客B」という。）との間で、当該取引の受託に関して、取引対象通貨、取引の数量、売買の別及び既に成立している取引を期限前に決済すること等について顧客の同意を得ないで定めることができる旨の合意をし（取引一任勘定取引の受託）、当該顧客名義の口座において平成19年3月6日から9月4日までの間、C社名義の口座（顧客Bの仮名口座）において同月20日から平成20年3月5日までの間、それぞれ取引一任勘定取引を行つた（約定件数合計約1,200件、売買手数料を含む損失合計約3,146万円）。

・ 勧告年月日

平成21年9月29日

- ・ 勧告対象  
当社及び外務員 1 名
  - ・ 行政処分の内容
    - ① 業務停止命令  
全ての店頭デリバティブ取引業務の停止 6 か月
    - ② 業務改善命令 (イ 経営陣自らが法令違反行為に関与したことを踏まえ、責任の所在を明確化すること、ロ 本件の法令違反行為の根本的な要因を究明し、法令違反行為の根絶に向けた再発防止策を策定すること、ハ その上で、経営管理態勢、内部管理態勢の抜本的な見直しを図り、その十分な機能発揮の確保に取り組むこと、ニ 役職員の法令遵守意識を高めるよう、必要な研修等を実施すること、ホ 顧客に対し、本件処分について周知を図るとともに、顧客の意向に応じて適切な対応を行うこと)
- (注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(2)の「取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為」及び(3)の「検査忌避」に係る処分を含む。
- ・ 外務員処分の内容  
FX事業部長 職務停止 11 週間
- (注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(2)の「取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為」に係る処分を含む。

**(2) 取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為** [金商法第 39 条第 1 項第 3 号違反]

- 北辰物産株式会社は、平成 20 年 3 月 5 日、顧客 B から、上記(1)の取引一任勘定取引により損失が発生したとして当該損失を補てんするよう要求を受け、当社代表取締役社長（当時。以下この(2)及び(3)において同じ。）及び常務取締役等は、当該顧客との間で当該損失の補てんに係る金額・支払時期等に関する交渉を行うなどし、同月 28 日頃、当該損失補てんの要求を受け入れることとし、当該顧客に取引損金及び慰謝料等として約 3,197 万円を支払うことを決め、A 部長に対して同額を支払うよう指示した。

A 部長は、上記指示に従い、4 月 3 日、本件の取引一任勘定取引により生じた顧客 B の損失を補てんするため、当該顧客に対し、約 3,197 万円を支払った。

- ・ 勧告対象  
当社及び外務員 1 名
- (注) 勧告年月日、行政処分及び外務員処分の内容については、(1)の「取引一任勘定取引の受託・執行」を参照。

**(3) 検査忌避** [金商法第 198 条の 6 第 11 号該当]

- 今回臨店検査中において、北辰物産株式会社代表取締役社長は、当社が上記(2)の損失補てんに会社として関与していない旨の事実に反する供述をするよう A 部長に指示し、また、自らもその旨の虚偽供述を繰り返した。

さらにそのような中で、代表取締役社長は、平成 21 年 3 月 26 日、検査官から上記(1)及び(2)の法令違反行為に係る関係書類を提出するよう指示を受け、その旨を当社役職員に指示したところ、常務取締役から、当該法令違反行為に係る重要な証拠書類である和解書や領収書等の書類 5 点が保管されていることの報告を受けた。当該報告を受けた代表取締役社長は、上記虚偽供述の内容に相反しない書類 1 点だけを提出することとし、その他の書類 4 点については「常務取締役に任せること」旨の指示をしたところ、当該指示を受けた常務取締役は、そのうち 3 点の書類をシュレッダーにより裁断した。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(1)の「取引一任勘定取引の受託・執行」を参照。

(4) 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第14号該当〕

○ 株式会社M Jは、平成19年4月から平成20年11月までの間に、外国為替証拠金取引に係るシステムにおいて、少なくとも74件のシステム障害を発生させており、これらのシステム障害では、顧客の取引に損失を与えたものも多数含まれている。

しかしながら、当社においては、システム管理及びシステム障害発生時の対応に関する諸規程の整備が不十分であり、実効性を伴う内容となっていないこと、システム管理の殆どを担っている外部委託先の管理に関する規程・態勢が整備されていないこと、また、経営陣のシステムリスクに対する意識が低いことから、システム障害発生時の顧客対応においては、各部署が場当たり的な対応に終始し、顧客から障害発生に起因する損失が発生したとして苦情等の申し出があったものについてのみ、損失補てん等の対応を行うなど、十分な対応がなされていない。また、システム障害発生時における顧客への影響の調査も外部委託先任せとし、調査結果を鵜呑みにしたことにより、システム障害に起因する顧客被害を見落としている事例が認められた。

以上のように、当社におけるシステムリスク管理態勢については、極めて杜撰な状況が認められた。

- ・ 勧告年月日

平成21年10月9日

- ・ 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

全ての店頭デリバティブ取引業務の停止1週間

② 業務改善命令 (イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ システム障害の発生原因を十分認識・検討し、対応方針を策定すること、その上で、監査の実施及びシステム障害発生時の速やかな報告態勢の確立等、実効性のあるシステムリスク管理態勢の整備を図り、確実に実行すること、ハ システム活用ガイドの「成行注文は、今の為替レートで素早く約定する」という記載が、カバー取引が成立した後に注文を約定させていた顧客にとって、誤解を招く表示であった旨を公表すること、ニ 業務運営の各局面において、顧客間の公平を損なう取扱いが行われていないか、また、説明内容と実態に乖離が生じていないかを検証し、必要に応じて改善を図ること、ホ 役職員の法令遵守意識を高めるよう、必要な研修等を実施すること)

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(5)の「顧客に対し特別の利益を提供する行為等」及び(6)の「顧客に対する注文方法の提示において誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に係る処分を含む。

(5) 顧客に対し特別の利益を提供する行為等〔金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第3号該当。金商法第39条第3項に基づく金商業等府令第119条第3項違反〕

① 顧客に対し特別の利益を提供する行為

株式会社M Jは、平成20年4月29日に発生したシステム障害により損失を受けた顧客

199名に対し、損失補てんを行っているが、うち1名の顧客より、当該損失補てん処理のほか、新規注文分を建てるために必要な証拠金を当社が負担するよう要求を受け、当社は、当該顧客に対し、本来の補てん金額に加えて不当な利益の提供と知りながら、合計約35万円の特別の利益を提供した。

② システム障害により損失を受けた顧客に対し、損失を補てんするため財産上の利益を提供しながら、その報告を行わない行為

当社は、平成20年3月6日、4月29日及び8月5日に発生したシステム障害により損失が生じた顧客のうち120名の顧客に対し、損失の補てんとして合計約512万円を支払っているながら、これらについて、東海財務局長に報告を行っていなかった。

・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(4)の「電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」を参照。

(6) 顧客に対する注文方法の提示において誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号該当〕

○ 株式会社M Jは、インターネット取引による外国為替証拠金取引において、顧客から注文を受けた場合、① 顧客取引を約定させた後、カバー取引先に発注する方法と、② 受注レートでカバー取引を執行し、当該カバー取引が成立した後に顧客注文を約定させる方法の、2通りの約定経路を設けている。また、当社は、上記①の方法を原則としており、当社が指定した特定の顧客につき、上記②の方法を採用している。

このような状況下、平成20年5月30日から12月1日までの間に②に指定された顧客51名の成行注文は、①の顧客の成行注文が速やかに約定する中、5万8,329件の注文のうち少なくとも2万5,466件の注文が不成立となっているほか、少なくとも30件の約定が①の顧客の約定に比して5秒以上遅延し、うち5件についてはロスカット注文が遅延したことにより損失が拡大するなど、両顧客の間では著しい差異が生じている。

この点、当社の顧客が取引において使用するトレードシステムの活用ガイドでは、「成行注文は、今の為替レートで素早く約定する」と説明されているが、②に指定された顧客の注文は、当該説明とは異なり、カバー取引が成立した後でなければ約定しない。

なお、当社は、顧客から注文が不成立になったことに関する苦情を多数受けているが、「当社の提示レートが変動したことにより注文が不成立となった」旨の説明を一律的に行うのみで、②に指定された顧客に対して適切な説明を行っていない。

・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(4)の「電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」を参照。

(7) 報告徴取命令に対する対応の不備〔金商法第52条第1項第6号該当。金商法第56条の2違反〕

○ ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド東京支店は、平成20年11月28日付で金融庁長官から、「不適切な業務運営を看過するなど、経営管理態勢・内部管理態勢に重大な欠陥があると認められる状況」に該当するとして、行政処分(以下この(7)において「本件行政処分」という。)を受けている。本件行政処分においては、当支店が「契約の履行過程の一部として、機械的に当該顧客の発行する株式の取引を行った」ことが、金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第16号に規定する「法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券

の売買その他の取引等をする行為」に該当すると認定されている。こうした事実認定は、金商法第 56 条の 2 に基づく金融庁長官の報告徴取命令を受けて、本件行政処分に先立ち当支店が提出した報告書の記載内容が、重要な要素となっている。

しかしながら、今回検査において、当該報告書に関する検証を行ったところ、① 当該報告書の記載内容に不足及び事実に反する記載があること、② 当支店は、調査・検証が不十分なまま当該報告書を作成し、これを提出していたことが認められた。また、③ 本件行政処分において、「法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等をする行為」に該当すると認定された取引のうちには、「契約の履行過程の一部として、機械的に当該顧客の発行する株式の取引を行った」ものとは認められない取引が認められた。

- ・ 勧告年月日  
平成 21 年 10 月 16 日
  - ・ 勧告対象  
当社
  - ・ 行政処分の内容
    - ① 業務停止命令  
当支店株式派生商品統括本部が行う全業務の停止 1 週間
    - ② 業務改善命令(イ 今回の法令違反行為に係る役職員の責任の所在の明確化を図ること、ロ 全役職員に対し、研修等を通じて、法令遵守意識の徹底を図ること、特に、株式派生商品統括本部の役職員に対して、金商法等が定める有価証券取引における禁止行為について、周知徹底を図ること、ハ 内部調査・監査の適切な機能発揮に向けて、手続の整備や体制の充実・強化など、必要な方策を実施すること、ニ 売買審査体制の抜本的な見直しを図ること、ホ 経営管理態勢・内部管理態勢を抜本的に強化するため、平成 20 年 11 月 28 日の業務改善命令を受けて実施中の改善策について必要な見直しを行い、適切に実施すること)
- (注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(8)の「特定の上場金融商品の相場を固定させる目的をもって、買付けの申込み等を行う行為」に係る処分を含む。

(8) 特定の上場金融商品の相場を固定させる目的をもって、買付けの申込み等を行う行為〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 19 号該当〕

- ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド東京支店株式オプション部トレーダーは、その業務に関し、平成 20 年 11 月 5 日、特定の上場銘柄の株式について、ストップ高買い気配に固定させる目的をもって、大引け間際に、ストップ高の 1 円下の指値及びストップ高となる指値での大量の買付注文を行い、当該銘柄の株価を固定させた。

- ・ 勧告対象  
当社及び外務員 1 名
- (注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(7)の「報告徴取命令に対する対応の不備」を参照。
- ・ 外務員処分の内容  
株式オプション部トレーダー 職務停止 1 年間

(9) 法令違反その他の不適当な勧誘行為が組織的かつ多数行われ、それが看過されているなど、経営管理態勢及び営業管理態勢に重大な不備が認められる状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 9 号並びに金商法第 51 条及び第 64 条の 5 第 1 項第 2 号

該当]

- コスモ証券株式会社は、投資信託の主力商品として、平成 20 年 11 月以降、ブル型・ベア型の投資信託（以下この(9)において「ブルベア投信」という。）の取扱いを開始し、平成 21 年 3 月以降は、これに替わり、毎月分配型投資信託の 4 銘柄（以下この(9)において「毎月分配型 4 投信」という。）の販売に注力していたが、当社において、当該主力商品に係る営業に関して、下記のとおり、コンプライアンスよりも収益（手数料等）を優先する考えのもと、法令違反その他の不適当な勧誘行為が業務組織を通して多数行われ、それが看過されているなどといった状況が認められた。

① ブルベア投信について

イ 収益を優先した営業推進の状況

当社において営業を統括している取締役常務執行役員営業本部長（以下この(9)において「営業本部長」という。）をはじめとする営業本部は、平成 20 年 11 月以降、営業本部長自ら各部店長に電話にて指示するなどし、営業員にブルベア投信に係る残高目標を課すとともに、日々、営業員ごとの残高やその推移、ブルベア投信に係る受入手数料を集計・把握するなどし、コンプライアンスよりも優先して収益（手数料等）目標を達成するよう強力に営業推進を行っていた。

ロ 法令違反その他の不適当な乗換勧誘

i 整合性のない勧誘

平成 20 年 11 月から平成 21 年 8 月までの間の 2,885 顧客に係る取引を検証したところ、収益（手数料等）を上げるため、同一の営業員が同一日において、別々の顧客に対して合理的な理由なく異なる相場観等を伝え、ブル型及びベア型双方につき乗換えを勧誘している事例が、183 営業員により 1,154 顧客に対して合計 3,111 件認められた。当該 3,111 件によって顧客が負担した手数料は、総額約 2 億 3,700 万円となっている。

ii 重要な事項につき説明を欠く乗換勧誘

平成 20 年 11 月から平成 21 年 8 月までの間の取引につき 38 顧客を抽出して検証したところ、乗換勧誘時に売却する投資信託の概算損益につき説明されていない取引が 30 営業員により 237 件認められ、乗換えに関する重要な事項が説明されていない状況が認められた。これは、当社においては、投資信託の乗換えの勧誘に関して誤った解釈に基づく取扱いがなされていたことによるものであった。

また、上記 38 顧客のうち、平成 21 年 2 月の乗換え回数が 5 回以上の顧客は 11 名であり、当該 11 顧客については頻繁に乗換えが行われているものと認められた。

ハ コンプライアンスに係る内部牽制等が機能していない状況

当社においては、平成 21 年 4 月及び 5 月に、業務監査部の営業考查課及び検査部がブルベア投信について調査及び特別検査を実施し、月例報告会等において、営業考查課レポート及び特別検査の結果の報告が行われ、ブルベア投信に関する注意喚起がなされるなどした。しかしながら、当該注意喚起等が営業員等に徹底されておらず、その後も上記ロ i の整合性のない勧誘は行われており、ブルベア投信に係る不適当な勧誘行為を是正するには不十分な状況となっており、また、下記②の毎月分配型 4 投信に係る不適当な勧誘行為に対する抑止にもなっていない状況が認められた。

② 毎月分配型 4 投信について

イ 収益を優先した営業推進の状況

当社において営業本部は、平成 21 年 3 月以降、毎月分配型 4 投信についても、ブルベア投信に引き続き、コンプライアンスよりも優先して収益（手数料等）目標を達成するよう営業推進をし、これにより収益優先の営業活動が各営業部店において現に行われていることを承知しているながら、これを黙認している状況にあったものと認め

られる。

ロ 法令違反その他の不適当な乗換勧誘

平成21年3月から8月までの間の取引につき128顧客を抽出して検証したところ、当社においては、上記イの営業本部主導による収益目標を達成するためとして、下記i及びiiの不適当な勧誘行為が行われている事例が、18部店の営業員40名により56顧客に対して合計84件認められた。当該84件によって顧客が負担した手数料は、総額約2,400万円となっている。

i 非勧誘を偽装していた点について

当社コンプライアンスマニュアルは、買付後6か月未満の乗換提案の禁止及び高齢者に対する勧誘制限等の取引規制を定めており、乗換提案を行う場合には、乗換えに係る重要事項等を説明したことを記載する「投資信託乗換提案説明書」を作成して事前に部店長・内部管理責任者の承認を得ることなどを規定している。しかしながら、当該勧誘制限等を回避するために非勧誘を装っていた事例が上記のとおり84件認められ、その際、当該営業員らは、上記「投資信託乗換提案説明書」を作成していなかった。

ii 重要な事項につき説明を欠いていた点について

上記iのとおり非勧誘を装っていた結果、上記84件の全取引につき、顧客に対して、矛盾していたり一貫性のない説明あるいは偏った説明により乗換勧誘を繰り返したり、乗換えに係る合理性を含む顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について説明をすることなく乗換勧誘をしている状況が認められた。

ハ 社内管理態勢の不備

上記ロの18部店すべての部店長は、上記ロiのような非勧誘を装った乗換勧誘が各営業部店で行われていた状況を承知していながら、収益優先の考えのもとに黙認していたとしており、このうち2支店においては、支店長及び副支店長自らが非勧誘を装った乗換勧誘を行っていた。

また、当社は、投信アラーム・アテンション制度を定め、顧客に対して過度な投資勧誘が行われていないかをモニタリングするとしているほか、乗換勧誘を行うことについて経済合理性があるか等について業務監査部が日々モニタリングを実施することとしているが、いずれにおいても上記ロの毎月分配型4投信に係る不適当な事例を全く把握できていなかった。

③ なお、当社においては、適切な業務運営を図る責任のある社長をはじめとする経営陣が上記のような法令違反その他の不適当な勧誘行為や内部管理態勢の不備につき、これを是正すべく指導・管理をしたというような事情は、今回検査において把握されていない。

上記のとおり、当社においては、経営陣の一人である営業本部長をはじめとする営業本部がコンプライアンスよりも収益（手数料等）を優先する考えのもとで強力な営業推進を行ななどした結果、投資信託の主力商品に係る営業において、不適当な勧誘行為が営業本部や営業部店等の業務組織を通して多数行われ、顧客に多額の手数料を負担させていた。また、当社においては、そのような不適当な勧誘行為につき、内部管理部門による十分な牽制機能等が果たされず、看過されており、さらに経営陣においてもこれらの不適切な業務運営の把握・管理等ができておらず、当社の経営管理態勢及び営業管理態勢には重大な不備があるものと認められる。

また、営業本部長は、とりわけ営業に係る適切な業務運営を図るべき立場にあるにもかかわらず、自らの指示等が不適当な勧誘行為につながる可能性があることを認識しているが、コンプライアンスよりも収益（手数料等）を優先する考えのもと強力な営業推進をするなどした結果、上記①ロ及び②ロの不適当な勧誘行為を多数生じさせており、当該各

勧誘行為は当該役員に係る行為と認められる。

- ・ 勧告年月日  
平成 21 年 12 月 8 日
- ・ 勧告対象  
当社及び外務員 1 名
- ・ 行政処分の内容

業務改善命令(イ 法令違反行為その他不適切な乗換え勧誘を行った顧客に対し、本件行政処分の内容を説明の上、適切な対応を行うこと、ロ 本件にかかる経営陣及び営業担当者の責任の所在を明確化すること、ハ 取締役会や監査役による経営監視及び相互牽制が適正に機能する経営管理態勢を構築すること、ニ 適切な業務運営を確保する観点から、内部管理部門・内部監査部門の体制を整備し、その十全な機能発揮の確保に取り組むこと、ホ 本件を踏まえ、投信販売に関する法令等遵守を徹底するため、関連する規程類及び業務手順を根本的に見直した上で、役職員への周知徹底に集中的に取り組むこと、併せて、日常の教育・研修を強化し、関連法令等の内容の周知徹底にも取り組むこと)

- ・ 外務員処分の内容  
取締役常務執行役員 営業本部長 外務員の登録取消し

(10) **損失補てん** [金商法第 39 条第 1 項第 1 号及び同項第 3 号該当]

- アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド金融商品営業部長及び株式派生商品営業部長は、その業務に関し、平成 20 年 9 月頃、顧客に対して、他社株転換社債（以下この(10)において「本件 E B 債」という。）を販売するに際して、顧客が第三者に対して販売できず、残りが生じた場合には、当該残りを販売時の価格と同値で買い戻す旨の約束をしていたところ、エクイティ本部ストラクチャード・プロダクツ営業部長及び株式派生商品営業部長は、10 月に、顧客から本件 E B 債について残りが生じたとの連絡を受けたため、顧客に対して販売した本件 E B 債の時価が下落しているにもかかわらず、本件 E B 債の一部を、販売時と同値で買い戻す方法により、本件 E B 債取引に係る顧客の損失について、約 6,800 万円の財産上の利益を提供した。

- ・ 勧告年月日  
平成 22 年 1 月 19 日
- ・ 勧告対象  
当社及び外務員 3 名
- ・ 行政処分の内容

業務改善命令(イ 今回の法令違反行為に係る責任の所在を明確化すること、ロ 本件以外に、他の類似の問題が生じていないか、過去の取引実績を検証し、必要な措置を講ずること、ハ 当社の経営管理態勢・内部管理態勢を強化し、営業部門等への牽制機能や監視機能を適切に発揮できる態勢を構築すること、ニ 関連する規程類及び業務手順等を見直すなど、営業部門による適切な業務運営を確保するため必要な対応を行うこと、ホ 役職員の法令等遵守意識を徹底するため、必要な研修等を実施すること)

- ・ 外務員処分の内容  
株式派生商品営業部長 職務停止 2 週間  
金融商品営業部長 職務停止 2 週間

(11) **金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況** [金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号該当]

- 株式会社ＳＢＩ証券は、システムリスク管理を社内規程に基づき実施しているが、今回検査において、当社におけるシステムリスク管理態勢について検証したところ、下記のとおり、発生したシステム障害の4分の3以上の事案がリスク管理の対象から漏れており、システムリスク管理そのものが実質的に機能していないに等しい状況が認められた。また、当社がリスク管理の対象としていた事案においても、その実施状況に不備が認められたほか、社内規程等の整備状況にも不備が認められた。

これは、当社経営陣が、システムリスク管理を担当者や外部委託先任せとし、業務の実態把握を行っておらず、また、当社役職員においても、システムリスクについて社内全体で取り組むべき課題とする認識が不足していることに起因するものである。

① 多数のシステム障害がシステムリスク管理の対象から漏れている状況

当社は、社内規程「システム運用管理基準」（以下この[1]において「管理基準」という。）の運用を開始した平成20年4月頃から平成21年8月24日までの間、188件のシステム障害について、管理基準に基づくリスク管理を行っていた。

しかしながら、当社におけるシステム障害の発生状況を検証したところ、上記期間内に上記以外のシステム障害が少なくとも592件発生しており、リスク管理の対象から漏れている状況が認められた。また、592件のシステム障害については、管理基準で定められた記録や報告が行われていないため、関連部署及び経営陣が障害発生の事実を認識していない状況が認められた。

なお、592件のシステム障害の中には、ログイン不可や受発注停止といった顧客取引に影響を及ぼす障害が33件認められた。

② 安全対策に係る整備が不十分な状況

当社がリスク管理の対象としていた上記①のシステム障害188件について、その実施状況等を検証したところ、以下のとおり、システムの開発・運用業務の品質維持などの安全対策に不備が認められた。

イ システム障害に係る記録や報告書の様式に不備があり、各事案の障害原因の特定や分析結果に応じた対策の実施状況等が不明確となっている。また、これらを定期的に集計・分析し、再発防止策を講じるといった対応も実施されていない。

ロ 障害発生から対応完了までの継続管理や未解決障害の消込み管理などが行われておらず、長期間未解決の障害がある。また、障害の再発防止に向けた対策が不十分なため、同一事象のシステム障害が発生している。

③ システム監査等により指摘を受けた事項に係る改善状況等の不備

当社においては、外部監査機関に委託して実施したシステム監査で指摘を受けた事項について、長期間改善が図られていないものが認められたほか、改善が不十分な結果、リスク管理漏れによる障害や障害管理の不備などが恒常に発生している状況が認められた。

また、当社監査部が実施した監査等において、管理基準に沿った業務運営が行われているかの検証が行われておらず、システム監査の実効性が確保されていない状況が認められた。

④ システムリスク管理に係る規程等の不備

当社においては、システムリスク管理に係る基本方針の策定や管理すべきリスクの所在と種類の特定がなされていないなど、システムリスク管理に係る規程等の整備状況に不備が認められた。

⑤ 顧客取引に多大な影響を及ぼすシステム障害の発生

当社においては、当社が重要障害と位置付けているログイン不可や受発注停止といった顧客取引に多大な影響を及ぼすシステム障害が発生しており、また、これらの中にはシステムリスク管理の対象から漏れ、顧客への影響について十分には実態把握していな

い事案も認められるなど、投資者保護上、問題のある状況が認められた。

- ・ 勧告年月日  
平成 22 年 2 月 5 日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容

業務改善命令(イ 不適切なシステムリスク管理態勢が容認され常態化した原因を究明し、責任の所在を明確化するとともに、経営管理態勢の見直しを行うこと、ロ システム障害に関する管理基準に沿った処理が実施されていなかった事例も含め、過去のシステム障害事例の検証を行い、想定される事案と対応策を類型化すること等により、実効性あるシステムリスク管理態勢を構築すること、ハ 役職員にシステム管理の重要性を再認識させるとともに、適切な業務運営態勢を確保するため、規程類・業務手順の見直しや研修等の実施等に取り組むこと、ニ 過去の外部システム監査における指摘事項について、適切に対応すること、また、当該指摘事項への対応を含め、システムリスク管理全般の有効性を適切に検証するため、外部システム監査の適切な実施とあわせ、内部監査部門の体制強化を図ること)

## 2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第 31 条第 4 項、第 36 条の 3 及び第 37 条第 2 項違反。金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号並びに金商法第 52 条第 1 項第 5 号及び同項第 9 号該当〕

○ **New Asia Asset Management 株式会社**は、平成 20 年 12 月 4 日に第二種金融商品取引業の変更登録を受け、ファンド営業者が取得した車両や重機等をモンゴル国内で資源開発を行う会社にリースする等により出資金を運用するとした「モンゴルファンド」(以下この(1)において「ファンド」という。) の私募の取扱いを行っているところであるが、当該業務において、下記のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められた。

① 無登録業者に対する私募の取扱業務の業務委託

当社は、東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社が金融商品取引業の登録を受けた者でないことを知りながらファンドの私募の取扱業務を委託し、同社の営業担当者に当社の名において私募の取扱業務を行わせている。

② ファンド出資金の流用等

イ 収益金を受け取る銀行口座からの資金の流用

当社代表取締役社長は、平成 21 年 7 月 28 日、当社経理課長に命じ、ファンドの収益金口座に入金されていた約 3,000 万円を出金させ、同日、これをグループ会社からの借入金の返済に充当し、もって資金の流用を行った。

ロ 配当金の支払いが出資金を原資としていることを知りながら行った私募の取扱い

当社は、平成 21 年 1 月 13 日に総額 33 万 9,130 円、3 月 10 日に総額 98 万 5,903 円、5 月 11 日に総額 176 万 8,484 円、7 月 10 日に総額 397 万 862 円をそれぞれファンドの配当金として出資者に支払っている(別途、管理手数料を控除)が、これらの時点において、リース料等の入金は一切なく、これらの配当金は、投資者の出資金を原資とし、出資金の運用による収益を原資としていた。

当社は、ファンドの配当金の支払いが、投資者の出資金を原資としていることを知りながら私募の取扱いを行った。

③ 誤解を生じさせる広告及び表示等

#### イ 誇大広告の表示

当社は、当社ホームページ上で、上記4回の配当金の支払いについて、「配当実績」と表示した上で「各出資額に応じた予定配当率で償還させていただきました。」と表示し、配当金の原資が投資者の出資金であるにもかかわらず、あたかも運用が順調に行われた結果、収益が発生し、予定どおりに配当されたかのような表示を行っており、著しく投資者を誤認させるような表示となっている。

#### ロ 説明資料等における虚偽の表示

当社がファンドの投資者への説明資料に使用しているパンフレットには「ファンドの収益源となっているリース料は年間包括契約のため、採掘量などには左右されません。契約した時点でリース料は決まっているので配当の予測も可能です。実際、今年の1月と3月には予定通りの配当を行いました。」と表示されており、投資者へ「配当金」と称して支払った金銭は、あたかもファンドに重機等のリース料として収益が発生し、当該収益が支払われたかのような虚偽の表示となっており、投資者の判断を誤らせるような表示となっている。

さらに、当社は、上記4回の配当金の支払いに際し、当該計算期間中にリース事業によるリース料収入の入金が全くないにもかかわらず、あたかもリース料収入に基づく配当を行っているかのように装うため、当該計算期間におけるリース料収入及びそこから控除する費用の計算を記載した「匿名組合損益計算書」に、シミュレーションによって算出した虚偽の「リース料収入」の金額を記入し、各投資者に送付した。

#### ④ 変更登録前の私募の取扱い

当社は、当社が金融商品取引業の業務の種別について、変更登録を受ける前の平成20年7月頃、2名の投資者に対してファンドに係る私募の取扱いを行い、ファンド出資金及び手数料として合計約400万円を受け入れた。

#### ⑤ 事実と異なる変更登録申請書の記載

第二種金融商品取引業の変更登録を受けるに当たって、当社が、関東財務局長に提出した変更登録申請書によると、第二種金融商品取引業に係るコンプライアンス業務を担当する部署として管理部長を置く旨の記載があるが、変更登録申請の前後を通じて、管理部長として変更登録申請に記載された人物が当社に勤務していた実態はなく、また、当初から同人を当社社員として勤務させる予定もなかった。

##### ・ 勧告年月日

平成21年9月11日

##### ・ 勧告対象

当社

##### ・ 行政処分の内容

① 登録の取消し

② 業務改善命令（イ 顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を早急に把握し、匿名組合の営業者と協議して、当該財産の顧客への返還に関する方策を策定するとともに、これを匿名組合の営業者とともに確実に実施すること、ロ イについて、顧客に対し、十分に説明すること、ハ 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること、ニ 顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること）

#### (2) 集団投資スキームに係る取得勧誘及び運用において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第24条第1項、第38条第1号及び第42条の4違反。金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号該当〕

○ 株式会社コンコードは、未公開株式ファンドに係る取得勧誘及び運用を主たる業務とし

ており、平成 21 年 3 月 31 日、金融商品取引業（第二種金融商品取引業及び投資運用業）の登録を受けている。

当社は、A 社を投資先とする E P P 投資事業有限責任組合（以下この(2)において「E P P ファンド」という。）、B 社を投資先とする B S 投資事業有限責任組合（以下この(2)において「B S ファンド」という。）及び B S 2 号投資事業有限責任組合（以下この(2)において「B S 2 号ファンド」という。）を設立し、それぞれ当該組合持分の取得勧誘をし、受け入れた出資金を投資先企業発行の株式及び新株予約権を投資対象とする運用を行っている。

当社は、B S 2 号ファンドにつき取得勧誘する（募集期間：平成 20 年 11 月～平成 21 年 5 月）ことにより、230 名の出資者から総額 2 億 4,402 万円の出資金を受け入れているが（募集期間経過後も合わせると、実顧客数 519 名から総額 6 億 4,839 万円を受け入れている。）、今回検査において当該ファンドに係る取得勧誘及び運用業務等につき検証したところ、下記①ないし④のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められた。

① 多額の出資者負担費用が出資者に説明されていない状況

当社は、関係会社等 3 社とともに B S 2 号ファンドに係る取得勧誘を行っているが、その勧誘に応じた出資者から受け入れた出資金 1 口 21 万円のうち 12 万円を上記関係会社等に手数料（以下この(2)において「本件販売手数料」という。）として支払っている。

当該手数料は、当該ファンドに係る取得勧誘時に出資者に対して説明すべき出資者負担費用と認められるが、当社が当該ファンドに係る取得勧誘及び契約締結に際して出資者に交付している「契約締結前交付書面」、「契約締結時交付書面」、「投資事業有限責任組合契約書」、その他販売勧誘資料のいずれにおいても、当社が出資金から徴取する管理報酬（総出資額の 3 % に相当する額）等が記載されているにとどまり、本件販売手数料については出資者負担費用として一切表示されていない。

② B S 2 号ファンドに係る出資金の流用

平成 21 年 10 月 13 日現在において、B 社は当社又は B S 2 号ファンドに対する新株予約権発行の手続を行っておらず、また、当社又は B 社と B S 2 号ファンドとの間の新株予約権等に係る売買契約も全く行わされておらず、B S 2 号ファンドは投資先企業の株式及び新株予約権を全く取得していない。

そのような中で当社は、出資者から受け入れた B S 2 号ファンドに係る出資金を当該ファンドの運用財産として自己の固有財産と区別することなく、当社口座に振り替え、当該出資金 1 口 21 万円のうち 12 万円を前記①の本件販売手数料として関係会社等に支払っていたほか、その余の 9 万円についても当社の役員報酬や運転資金に費消・流用していた。

③ B S 2 号ファンドに係る虚偽の有価証券報告書の提出

当社は、B S 2 号ファンドに係る特定有価証券の発行者として、平成 21 年 6 月 29 日、E D I N E T により関東財務局長へ当該ファンドの第 1 期（自平成 20 年 9 月 15 日、至平成 21 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書を提出している。

しかしながら、上記②のとおり、B S 2 号ファンドは未上場株式等（B 社の株式及び新株予約権）を取得した実態がないにもかかわらず、当該有価証券報告書には、「第 3 組合等の経理状況」の「1 財務諸表 (1) 貸借対照表」に「資産の部 流動資産 投資有価証券 229,740 千円」等といった記載があり、虚偽の記載があるものと認められる。

④ 虚偽のことを告げる行為

当社は、関係会社等とともに B S 2 号ファンドに係る有価証券届出書記載の募集期間経過後においても、当該ファンドにつき今後予想される解約に伴い当社が当該組合持分を取得するであろうことを前提として、未だ保有するに至っていない当該組合持分を当

社が出資者に譲渡するという形で、当該ファンドに係る取得勧誘を継続していた。

当社は、上記譲渡契約時に当該組合持分を保有していないにもかかわらず、これを取得・保有しているように装って出資者との間で譲渡契約を締結し、平成21年6月1日以降363名の出資者から総額4億437万円を受け入れ、当該譲渡代金を関係会社等への販売手数料の支払いや当社の役員報酬及び運転資金に費消している。

なお、EPPファンド及びBSファンドにおいても、当社は、当該各ファンドに係る有価証券届出書記載の募集期間経過後にその上限とされている発行価額総額を超えてその持分の取得勧誘を行うなどしており、営業管理態勢上の問題が認められた。

- ・ 勧告年月日  
平成21年10月29日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 登録の取消し
  - ② 業務改善命令（イ 顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方策等を策定するとともに、これを確実に実施すること、ロ イについて、顧客に対し、十分に説明すること、ハ 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること、ニ 顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること）

**(3) 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為〔金商法第42条の2第7号に基づく金商業等府令第130条第1項第2号該当〕**

- 株式会社ウィズダムキャピタルは、未公開会社A社の株式に投資する「A社投資事業組合」（以下この(3)において「当該ファンド」という。）を設立し、当該ファンドの出資持分の取得の勧誘を行うとともに、業務執行組合員として当該ファンドの運用も行っている。今回検査において、当該ファンドに係る業務を検証したところ、下記のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められた。

当社は、平成21年5月、A社の既存株主及びA社からA社株式を取得させ、A社の株式公開を支援する当該ファンドを設立した。これに先立ち、当社代表取締役社長は、既存株主との間で、A社株式の当該ファンドでの取得単価を決定した上で、決定した取得単価を嵩上げし、単価嵩上げに伴い当該ファンドから既存株主へ余分に支払われる譲渡代金を当社へ還流させる旨の約束（以下この(3)において「本件約束」という。）を行った。

当社は、平成21年5月から10月にかけて、当該ファンドの出資持分の取得の勧誘を行い、顧客より出資を受け入れるとともに、当該ファンドに、既存株主及びA社からA社株式を取得させている。この際、当社は、本件約束に基づき、当該ファンドに嵩上げした単価で既存株主からA社株式を取得させており、その後、既存株主から、支払われた譲渡代金の一部が当社へ還流されていた。

- ・ 勧告年月日  
平成21年11月12日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全業務の停止3か月
  - ② 業務改善命令（イ 全てのファンドについて、顧客の状況、顧客が出資した財産の運用・管理状況等を早急に把握すること、ロ A社投資事業組合について、

当社に還流した資金を回復するための方策を策定すること、当該方策を顧客に十分に説明の上で、その意向を踏まえた必要な対応をとること、また、他のファンドの顧客も含め、今回の行政処分の内容について、十分に説明の上で、その意向を踏まえた必要な対応をとること、ハ 本件法令違反行為に係る経営陣の責任の所在の明確化を図るとともに、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢の構築を図ること、ニ 内部監査機能を強化し、監査機能の実効性を確保すること)

#### (4) 出資金の使途が不明な状況〔金商法第51条該当〕

○ 株式会社R S Tは、平成19年3月から平成20年7月頃までの間、匿名組合（以下この(4)において「サルベージファンド」という。）契約に基づく権利の私募を行っていた。サルベージファンドは、当社を営業者とし、「沈没船からの歴史的文化財引揚げ事業全般への投資を行うことを目的」とした匿名組合契約で、約8億円の出資金が集められた。

サルベージファンドの匿名組合契約書では、出資金を、契約書で定義された事業（以下この(4)において「本件事業」という。）の各事業主体に対して出資・提供することに充てる旨や、出資金の一部を営業者の本件事業に係る営業諸経費に充てることができる旨が規定されていた。

今回検査において、当社が支出したサルベージファンドの出資金の使途等について検証を行ったところ、当社は、当社が第二種金融商品取引業の登録を受けた平成20年5月16日から前代表取締役社長（以下この(4)において「前社長」という。）が退任した平成20年8月末日（第13期事業年度末）までの間、前社長に対して、仮払経費の名目で約930万円を支払っているが、そのうち約770万円分について、当社では領収証の保管が行われておらず、出資金の使途が不明な状況にある。

また、当社は、前社長に対して、平成19年9月から平成20年8月までの間、上記930万円を含めて約1億5,000万円を仮払経費として支払っているところ、当該仮払経費は、当社が前社長から「エクアドル事業権利」と称する権利を1億5,000万円で取得したとして、一旦、平成20年8月31日付で1億5,000万円の未払金を計上し、当該未払金と仮払経費を同日付で相殺した経理処理となっている。しかしながら、当社が前社長から取得したとしている「エクアドル事業権利」と称する権利を表する書面及び当社が前社長から権利を取得したことを示す売買契約書等の書面は存在せず、また、取得金額算出の根拠も不明な状況にある。

他方、サルベージファンドについて当社は、平成20年8月19日付で投資者に対して、現地国の政変を理由に「事業運営が困難となり契約を終了する。」旨の通知を行っている。しかし、当社がサルベージファンドの事業遂行のために事業委託先に送金したとする金額は、サルベージファンドにより集めた出資金の一部であり、その他の出資金については、国内において、費消又は不明金となっている。

なお、平成21年10月2日（今回検査基準日）までのところ、サルベージファンドについて清算手続が行われていない状況にある。

上記のとおり、当社では、出資金の使途が不明になっていたり、権利内容が明確ではない権利を取得したものとして経理処理を行っていたりするなど、投資者から集めた出資金の使途について、管理が不十分であることが認められる。

- ・ 勧告年月日  
平成22年1月20日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容  
① 業務停止命令

## 金融商品取引業の全業務の停止 2か月

### ② 業務改善命令

イ 全てのファンドについて、ファンドごとに、次に掲げる事項

  i ファンド財産の分別管理を確保するための方策を策定し、早急に実施すること

  ii 出資金等の入金状況を早急・詳細に把握すること

  iii 出資金等の支出状況を早急・詳細に把握するとともに、契約に照らし、支出の適切性について検証すること。不適切な支出がある場合は、出資者の意向を踏まえ、ファンド財産回復のための方策を策定し、確実に実施すること

ロ サルベージファンドについて、次に掲げる事項

  i 上記イのほか、使途不明金等について、その使途、支出の決定者及び支出を決定した理由を検証・把握すること、その上で、その回復方策を策定し、確実に実施すること

  ii 海外の業務委託先への送金に際して発生したとする被害の回復方策を策定し、確実に実施すること

  iii 海外の業務委託先の事業の実施状況を、早急・詳細に把握すること

  iv 上記について出資者に十分説明の上で、その意向を踏まえ、ファンド清算の方針を策定し、これを確実に実施すること

ハ 金融商品取引業者として適切な経営管理態勢・内部管理態勢を構築すること

ニ 役職員に対し、金融商品取引法その他の関連法令諸規則に関する研修を実施するなど、法令遵守意識の徹底のために必要な対応をとること

ホ 今般の行政処分について、顧客に十分に説明すること

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(5)の「分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為」及び(6)の「収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為」に係る処分を含む。

### (5) 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為 [金商法第40条の3違反]

○ 株式会社RSTは、6種の匿名組合契約（以下この(5)において「ファンド」という。）に基づく権利の私募を行っているため、各ファンドにおける出資金の使途等について検証したところ、当社の定款及び匿名組合契約書等において、出資金の分別管理に関する定めがなされていないことに加え、以下のとおり各ファンドの出資金等の分別管理が確保されていない状況であるにもかかわらず、私募を行っている状況が認められた。

① 当社は、投資者に対し、出資申込書又は重要事項説明書と称する契約締結前交付書面において「払込口座」又は「営業者口座」の名称で、6種のファンド毎に異なる出資金の受入口座（以下この(5)において「出資金受入口座」という。）を指定しており、それぞれのファンドの出資者から振り込まれた出資金は、一旦、それぞれのファンドの各出資金受入口座に入金されている。

しかしながら、それぞれのファンドの出資者から、それぞれのファンドへの出資金が入金された後、当社は、これらの出資金を一つの口座（以下この(5)において「総合口座」という。）に集約し、当該総合口座から各種の費用を支出しているため、当該支出が、当社の費用なのか、ファンドに係る費用なのか、どのファンドに係る費用なのかといった点について、分別した管理が確保されていない。

② 当社は、当社が私募を行っているファンド（以下この(5)において「Aファンド」という。）の事業の一環であったダイバーズウォッチ販売事業に関し、仕入先に対して、ダ

イバーズウォッチ等の仕入代金を総合口座から「振込」により支払っているものの、Aファンド以外のファンドの出資金を原資としていた事例が認められるなど、当社のファンドに係る費用の支出について、分別管理が確保されていない。

- ③ 当社は、事業の維持のため急遽資金補給の必要が生じた場合等には、協力者から借り入れを行っているとしているものの、これらの借り入れについては、契約書を作成していない場合もあるなど資金使途が明確化されておらず、当社固有の財産（当社の借り入れ）なのか、ファンドが掲げる事業を運営等するために必要となる財産（ファンドに係る借り入れ）なのか、ファンドに係る借り入れだとしても、どのファンドに係る借り入れなのかが判別できない状況となっている。

しかしながら、当社は、これらの借入金を、出資金受入口座に振り込まれた各ファンドに係る出資金が振り替えられる口座となっている総合口座で受け入れ、総合口座から元本及び金利を返済していた。

よって、当社では、借入金の管理について、当社の借り入れなのか、ファンドに係る借り入れなのか、どのファンドに係る借り入れなのかといった点について分別した管理が確保されていない。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(4)の「出資金の使途が不明な状況」を参照。

**(6) 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為〔金商法第51条該当〕**

- 株式会社R S Tにおける今回検査において、各ファンドの配当状況及び各ファンドに掲げる事業の収益を検証したところ、当社は、一部のファンドにおいて、営業者たる当社に収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず、私募を行っている状況が認められた。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(4)の「出資金の使途が不明な状況」を参照。

**(7) 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況〔金商法第52条第1項第9号該当〕**

- 株式会社Art Investment Bankは、A社を営業者として、A I Bアート1号有限責任事業組合（以下この(7)において「1号組合」という。）に対する出資を出資対象事業とする匿名組合契約（以下この(7)において「1号ファンド」という。）持分の私募の取扱いを行っていた。また、平成21年10月21日現在では、A I Bアート2号有限責任事業組合（以下この(7)において「2号組合」といい、1号組合と併せて「当組合」という。）に対する出資を出資対象事業とする匿名組合契約（以下この(7)及び(8)において「2号ファンド」といい、1号ファンドと併せて「当ファンド」という。）持分の私募の取扱いを行っている。

さらに、当社は、A社との有限責任事業組合契約に基づき、当組合の組合員として、A社から当組合に出資された資金を基に美術品の売買等に係る業務を執行している。

今回検査において、当ファンド持分に係る当社の私募の取扱い業務について検証したところ、以下の事実が認められた。

- ① 当社が私募の取扱いを行っている匿名組合の出資対象事業である1号組合が、絵画の

購入を委託していた業者に対して、5作品（以下この(7)において「本各作品」という。）に係る売買代金全額の支払いを行っていたにもかかわらず、当該業者がオークションハウス及び海外の業者に売買代金全額を支払っていない状況にあり、1号組合は、本各作品の所有権を取得していないことが判明した。

当社は、本各作品が以上のような状況にあるにもかかわらず、売買代金支払い後も、本各作品の保管等に関する証明等を確認するなど、本各作品に係る売買契約の履行状況及び所有権の取得状況を把握しておらず、今回検査着手後の平成21年11月4日に至るまで、本各作品につき1号組合が所有権を取得していない事実を看過していた。

また、当社は、1号組合が上記のような状況にあるにもかかわらず、1号組合に対する出資を投資対象事業とする1号ファンド持分について、平成21年6月30日まで私募の取扱いを行っており、今回検査で指摘を受けて、上記のような状況を認識した後も、1号組合と同様のスキームで運用される2号組合に対する出資を投資対象事業とする2号ファンド持分について、11月4日から現在に至るまで私募の取扱いを中止するといった対応等を何ら採っていない状況にある。

② 当社では、1号組合が上記のような状況にあることに加え、1号ファンドの決算日が毎年3月31日であるところ、決算日から半年以上経過した時点においても、決算報告書の作成すら行われていないことを認識しながら、記載に不備のある契約関係書類に基づき、私募の取扱いを行っている状況が認められた。

- ・ 勧告年月日  
平成22年1月29日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容

- ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全業務の停止3か月
- ② 業務改善命令（イ 投資対象である組合において、美術品の所有権を取得していない状況を顧客に説明し、取得していない美術品の売買代金相当額を回収するための措置を速やかに講ずるとともに、顧客の意向も踏まえて必要な手続きを行うこと、ロ 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること、ハ 組合財産の管理を適切に行うための態勢を整備すること、ニ 無登録業者にファンドの勧誘を行わせている状況を直ちに是正するとともに、販売・勧誘体制の検証・見直しを行い、再発防止策を策定すること、ホ 責任の所在を明確化するとともに、適切な内部管理態勢の構築を図ること、ヘ 会社財産の不当な費消を行わないこと、また、会社財産の状況について正確に把握し、今後3か月間ににおける資金繰り計画を策定すること）

（注） 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(8)の「**集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上問題が認められる状況**」に係る処分を含む。

#### **(8) 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上問題が認められる状況** [金商法第51条該当]

- 株式会社 Art Investment Bank の当ファンド持分に係る当社の私募の取扱い業務について検証したところ、当社は、金融商品取引業の無登録業者（以下この(8)において「本件無登録業者」という。）が金融商品取引業の登録を受けていないことを知りつつ、本件無登録業者が、顧客に対し、投資の意思決定を行わせる勧誘行為と認められる行為を行っていた事実を認容し、勧誘行為を行わせている事実が認められた。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(7)の「集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況」を参照。

### 3 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告

#### (1) 無登録による有価証券の売買〔金商法第29条違反〕

- 株式会社アイエスオーは、投資助言・代理業の登録を受けている金融商品取引業者であるが、当社代表取締役社長（当時）及び統括部長（当時）は、平成19年10月頃、当社が預かっていた未公開株4株の売却代金を当社の運転資金に充当することを目的として、当社の顧客に売却することを決め、当社使用人に対して、当該株券4株の売却ができそうな顧客を探すよう指示した。

当該指示を受けた当該使用人は、その業務に関し、担当している顧客の中から、顧客1名を選び出したうえで、同人に連絡し勧誘を行い、平成19年10月19日に当該株券1株を売却し、11月29日に当該株券3株を売却した。

- ・ 勧告年月日

平成21年9月4日

- ・ 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

金融商品取引業の全業務の停止3か月

② 業務改善命令（イ 金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための法令遵守態勢、経営管理態勢及び業務運営態勢を整備すること、ロ 本件行為の責任の所在の明確化を図るとともに、適切な再発防止策を講じること、ハ 本件についての適切な公表や、適切な解約対応等、投資者保護のため万全を期すること、ニ 債務超過であることを踏まえた今後の当社の業務運営方針を策定すること）

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(2)の「事業報告書の虚偽記載」に係る処分を含む。

#### (2) 事業報告書の虚偽記載〔金商法第47条の2違反〕

- 株式会社アイエスオー代表取締役社長は、平成20年10月頃、当社の顧客から借入金に係る返済の申入れを受けたことから、平成19年8月期の営業報告書に計上している短期借入金以外の借入金が存在していることを知り、当社が債務超過に陥っている状況であることを認識した。

その後、当社は、事業報告書（平成20年8月決算期）の作成に当たり、債務超過に陥っている状況を当局に知られることを回避する目的で、12月に、代表取締役社長が認識していた短期借入金を過少計上するなど、虚偽の計数を記載した事業報告書を作成し関東財務局長に提出した。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(1)の「無登録による有価証券の売買」を参照。

#### (3) 著しく事実に相違する表示のある広告を行う行為〔金商法第37条第2項違反〕

○ フォレスト出版株式会社は、投資助言業の顧客獲得を目的とし、次のような内容の広告を行った。

- ① 当社は、当社社員をモデルとした投資家A氏という架空の人物を創作し、平成20年2月8日及び15日、当社の配信している無料メールマガジンに、「『ミスター・ストップ高』と異名をとった投資家A氏。A氏が推奨した新興株は、7割がストップ高をマーク。」などと記載し、多数の者に配信した。
- ② 平成20年4月1日から平成21年4月8日までの間、当社ホームページに「ストップ高率7割を誇る株式情報をご提供します。」と表示した。

しかしながら、当社が本件広告を行う以前の助言実績を検証したところ、買付助言を行った銘柄でストップ高となったものの割合は、7割を大きく下回っており、当社は、投資助言業務の実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示を行っていた。

また、当社社長もストップ高となった銘柄の割合が7割というはずがなく、これらの表示は事実に相違することを認識しながらも、当社は顧客獲得を目的に意図的に行ってしたものである。

- ・ 勧告年月日  
平成21年9月18日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全業務の停止1か月
  - ② 業務改善命令(イ 再発防止策を講じるとともに、適切な経営管理態勢を整備すること、ロ 本件広告が著しく事実に相違するものであった旨、適切に公表すること、ハ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること)

#### (4) 無登録による有価証券の売買及びその媒介行為並びに投資助言業に係る顧客を相手方とした有価証券の売買の媒介行為〔金商法第29条及び第41条の3違反〕

○ 株式会社アジアン・ブルーは、前々回検査(検査実施日:平成16年3月24日)において、無登録の証券業(有価証券の売買の媒介)及び投資顧問業に係る顧客を相手方とした証券取引行為等の法令違反行為が認められ、平成16年7月16日に当局から6か月間の業務停止命令及び業務改善命令を受けている。

しかしながら、今回検査において、当社は、上記業務停止期間満了後、依然として証券業(平成19年9月30日以降においては、第一種金融商品取引業)の登録を受けていないにもかかわらず、以下のとおり、同様の行為を反復継続して行っていることが認められた。

##### ① 未公開株式の売買の媒介

イ 当社の取締役会長(当時。平成20年1月15日以降、代表取締役社長。以下この(4)において「当社社長」という。)は、上記業務停止期間満了後、著しく悪化していた当社の資金繰りを早急に改善させる策として、前々回検査で指摘を受けた未公開会社(以下この(4)において「A社」という。)株式の売買の媒介業務を再開した。これにより、当社は、平成17年3月頃から平成20年1月頃までの間、約90名の先に対しA社株式の売買の勧誘を行い、少なくとも投資助言業に係る顧客5名を含む11名の一般投資家に対し延べ19回にわたり合計約90株を取得させ、A社社長から媒介手数料を收受していた。

ロ また、当社は、平成20年10月から平成21年7月までの間、少なくとも9名の一般投資家に対して延べ16回にわたり、A社社長が平成20年3月に設立したB社株式の売買を勧誘し、このうち5名に対して延べ12回にわたり合計約311株を取得させ、

A社社長から媒介手数料を收受していた。

② 未公開株式の売買

当社社長は、平成 20 年初旬頃、当社元社員から売買可能な未公開株式（以下この(4)において「C社株式」という。）があることを聞きつけ、A社株式の媒介手数料に代わる収益源を確保するため、C社株式を当社が一旦買い付けて、一般投資家に広く転売することで売買差益を得ることを計画した。これにより当社は、平成 20 年 7 月頃、C社株式を所有する者 2 名から合計 34 株を購入し、1 名の一般投資家に対して 2 株を売却し、売買差益を得ていた。

・ 勧告年月日

平成 21 年 11 月 10 日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 登録の取消し

② 業務改善命令（イ 投資顧問契約の締結先その他の顧客との金融商品取引契約の状況を早急に把握するとともに、違法に締結していた契約に係る顧客への対応策を策定すること、ロ 今回の行政処分の内容等を投資顧問契約の締結先その他の顧客に対して十分に説明し、相手方の求めに応じた万全な対応を行うこと）

(5) 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為〔金商法第 37 条第 2 項違反〕

○ 株式会社 J o u l e は、その行う投資助言業に関し、ホームページ（以下この(5)において「HP」という。）を作成・公開して広告を行っている。当該 HP では、当社が設定している助言コース 6 プランのうち 1 プランについて、「会員様の声」として、4 名分の「職業」、「投資資金」、「入会のきっかけ」、「入会後一年の損益」及び「入会時から見たトータルの損益」等（以下この(5)において「運用実績等」という。）を紹介しており、当該運用実績等は、当社と投資顧問契約を締結した顧客が、当社の助言に基づき高い運用実績を達成したと受け取れる内容となっている。

しかしながら、当該内容の検証を行ったところ、① 4 名全てについて、そもそも当社には該当する顧客は存在しない、② HP を作成した当社社長は、当社に存在しない顧客について、根拠となる資料がないことを知りながら、架空の運用実績等を作成し、事実に相違する広告を公開していることが認められた。

・ 勧告年月日

平成 21 年 11 月 13 日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

金融商品取引業の全業務の停止 1 か月

② 業務改善命令（イ 再発防止策を講じるとともに、適切な経営管理態勢を整備すること、ロ 本件広告が著しく事実に相違するものであった旨周知するとともに、解約対応を含めた万全な顧客対応を執ること、ハ 本件法令違反行為の責任の所在を明確化すること）

(6) 投資事業組合への出資の勧誘等〔金商法第 29 条違反〕

○ 株式会社 モーゲージ・サポート は、第二種金融商品取引業への変更登録を受けることなく、平成 21 年 11 月 9 日から平成 22 年 1 月 18 日に至るまでの間、延べ 56 名の投資者に

対し、2種類の集団投資スキーム（以下この(6)及び(7)において「当該2ファンド」という。）への出資勧誘を行っており、合計14名の投資者（16件）から、4,500万円が当該2ファンドへ出資された。

- ・ 勧告年月日  
平成22年2月26日

- ・ 勧告対象  
当社

- ・ 行政処分の内容

- ① 登録の取消し

- ② 業務改善命令（イ 顧客に対し、行政処分の事由についての説明を徹底すること、ロ 投資先である集団投資スキームの事業の状況及び出資金の使途等を把握した上で、顧客への説明と、その意向を踏まえた誠実な対応を行うこと）

（注） 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(7)の「報告徴取命令に対する虚偽報告」に係る処分を含む。

#### （7）報告徴取命令に対する虚偽報告〔金商法第52条第1項第6号該当〕

- 平成21年12月25日付で、関東財務局長が金商法第56条の2第1項に基づき行った株式会社モーゲージ・サポートに対する報告徴取命令において、当社は、上記(6)の業務の状況を隠蔽する目的で、当該2ファンドの申込者の数及び申込金額について過小な数値とするほか、自らが行っている上記(6)の業務について、第二種金融商品取引業に該当することを認識しているながら、投資助言業務の範囲内であると認識しているなどの虚偽の報告を行った。

- ・ 勧告対象  
当社

（注） 勧告年月日、行政処分の内容については、(6)の「投資事業組合への出資の勧誘等」を参照。

### 4 金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告

#### 金融商品仲介業者に係る制限を逸脱する行為〔金商法第29条及び第66条の12違反〕

- 株式会社北海道ファイナンシャルプランナーズは、金融商品仲介業者であるが、当社代表取締役社長は、当社の金融商品仲介業務の顧客（当社が仲介業務として金融商品の媒介等を行った顧客。以下この(1)において「仲介顧客」という。）との間で、会員契約を締結し、仲介顧客から会費を徴収する一方、仲介顧客の金融資産のポートフォリオの分析・構築等といった業務を提供しているが、当社の行っている当該業務は、具体的な金融商品の銘柄や数量、購入時期等を提案する等となっており、実態としては投資助言行為を行っている状況であると認められた。また、当社は上記投資助言行為を行った仲介顧客に対し、所属金融商品取引業者からの委託を受けることなく、私募ファンド等の商品内容の説明や取得の提案を行うなど、私募の取扱いを行っている状況も認められた。

- ・ 勧告年月日  
平成22年3月5日

- ・ 勧告対象  
当社及び外務員1名

- ・ 行政処分の内容  
登録の取消し

- ・ 外務員処分の内容

## 第8 今後の課題

証券監視委としては、証券検査を取り巻く環境変化への対応及び投資者保護の確保のため、平成22年度証券検査基本方針に掲げた以下の施策に取り組んでいく考えである。

- (1) 証券検査の対象業者の拡大・多様化を踏まえ、効率的かつ効果的な検査実施の観点から、検査の実施面においては、リスク・ベースの検査計画策定、予告検査の導入、検査マニュアルの機動的な見直し等を進める。また、検査の内容については、内部管理態勢等の検証を充実させる。さらに、関係部局との連携については、監督部局の行うオフサイトモニタリングと検査との緊密な連携を図る他、自主規制機関との間では検査官の研修への相互参加や情報交換の充実・強化を進めることにより総体としての監視機能の向上を図る。
- (2) 世界的金融危機の経験を踏まえ、特に、市場において重要な地位を占める金融商品取引業者の検査においては、金融庁や海外当局等とも連携しながら、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワードルッキングな観点から、内部管理態勢・リスク管理態勢の適切性に関する検証を充実させる。また、近年の金融商品取引へのITシステムの浸透により、ITシステムの信頼性確保の重要性が高まっていることを踏まえ、金融商品取引業者のシステムリスク管理態勢の検証に注力する。
- (3) 集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売業者の検査において、出資金の流用等の重大な法令違反が多数認められたことに鑑み、引き続き、ファンド業者の業務運営の適切性や法令違反行為の有無を検証する。また、検査において無登録業者の関与が認められた場合には、監督部局及び捜査当局との連携の下、適切に対応する。  
そのほか、最近の検査で多くの法令違反が認められている投資助言・代理業者についても引き続き法令遵守状況の検証に努める。

# 平成 22 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

平成 22 年 4 月 6 日

## 第1 証券検査基本方針

### 1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護であり、証券検査は、市場の仲介者たる金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を通じて、これらの使命を果たす役割を担っている。

近年、証券検査を取り巻く状況は大きく変化している。

金融商品取引法の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券監視委の検査対象には、集団投資スキーム（ファンド）持分の募集・運用を行う業者や信用格付業者といった新たな業態が加わるとともに、対象業者数も大幅に増大し、全体で約 8,000 社もの規模となっている。

このような状況の中で、証券検査がその使命を果たしていくためには、効率的かつ効果的な検査の実施が不可欠である。こうした観点からは、業態や業者の規模、特性、その時々の市場環境等に応じ、検査対象業者に関する様々な情報を収集・検討し、リスク・ベースで検査対象先を選定することや、検査の実施においても、検査の着眼点を絞り込むとともに、検査手法や検査結果通知のあり方もこれに見合ったものとする等、メリハリのある取り組みが必要となる。

今般の世界的な金融危機は、各国の監督当局に、グローバルに活動する金融商品取引業者の財務の健全性確保の重要性を改めて認識させる契機となった。こうした観点から、市場において重要な地位を占める金融商品取引業者の検査においては、その財務の健全性や、経営危機を予防する観点からのリスク管理態勢の適切性の検証にもウエイトを置くことが必要となっている。

近年の IT システムの発展により、投資者は、インターネット等を通じ、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムへアクセスし、様々な商品の売買を行うことが可能となった。この結果、個人投資家の金融商品取引への参加が飛躍的に増加するとともに、機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行も拡がる状況にあり、取引のインフラをなす IT システムの信頼性の確保はその重要性を増している。このため、証券検査においては、システムリスク管理態勢の適切性の検証にも注力していく必要がある。

証券検査は、このように近年の制度改正も含んだ環境変化に対応していく必要がある一方、その基本目的である取引の公正確保のため、引き続き、法令等違反行為の有無の検証や、個別の問題点の背後にある内部管理態勢等の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。投資者が安心して投資を行える環境を保つため、金融商品取引業者等は法令や市場ルールに即した業務運営を行うことが期待されている。法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や、投資者の利益を犠牲にする行為に対し、証券検査は今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

## 2. 検査実施方針

### (1) 効率的かつ効果的な検査に向けた取り組み

#### ① リスクに基づいた検査

検査対象先の選定に当たっては、監督部局等から幅広く情報を収集し、分析を行うと同時に、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点などを総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。さらに、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査も行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

#### ② 実効性のある検査実施

##### イ. 予告検査の導入

立入検査については、引き続き原則として無予告制とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項あるいは検査の効率性等を総合的に勘案し、ケースバイケースで予告検査を導入する。

##### ロ. 内部管理態勢等の適切性の検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、法令に抵触するか否かに関わらず、その背後にある内部管理態勢やリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の検証を行い、内部管理態勢等の問題の把握に努める。内部管理態勢等の適切性の検証においては、態勢整備に関し経営陣をはじめとして、組織的な関与、取組みがなされているかどうかに留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる金融商品取引業者等については、内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行う。

##### ハ. 双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

#### ③ 関係部局等との連携強化

- 監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。特に、市場において重要な地位を占める金融商品取引業者に対する検査・監督については、オンラインサイト、オフサイトのモニタリングにおいて緊密な連携を図る。
- 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する同時検査を実施するとともに、情報交換を行うなど、連携を図る。
- 自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考查等と、証券監視委の行う検査との連携を強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、情報交換、検査官の研修における連携等

を通じ、問題意識の共有に努める。

- ・ 外国証券規制当局との間では、外資系業者の検査や海外にも拠点を置く本邦の業者の検査等に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。また、世界的な大手金融機関について設置された監督カレッジへの対応も含め、主要な外国証券規制当局と連携を図る。
- ・ 集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売を行う金融商品取引業者の検査において、詐欺的な事例や、無登録業者の関与が認められる事例が多数認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を図る。

#### ④ 検査マニュアルの策定、見直し

「金融商品取引業者等検査マニュアル」については、FX取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守の義務付け、区分管理の金銭信託への一本化の実施、並びに有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入等の制度改正を踏まえ、本年3月、一部改正を行ったところであり、今後のFX業者等の検査において、これらの着眼点に則し、検証を行うこととしている。

さらに、本年4月より信用格付業者に対する検査権限が証券監視委に付与されることに伴い、同3月「信用格付業者に対する検査マニュアル」を策定、公表したところであり、引き続き、今後の制度改正等に応じ、検査マニュアルの策定、見直しを行い、検査の透明性、予測可能性の向上に資することとする。

### （2）重点検証分野

#### ① ゲートキーパーとしての機能発揮

##### イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買審査、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止する機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて検証する。

このうち反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているかについて検証する。また、疑わしい取引の届出に関し、社内規定の作成等により制度の実効性を確保するための態勢の整備に努めているかについて検証する。その際、口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において、適切に本人確認が行われているかについても検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が投資者保護の観点から行われているか等について検証する。なお、CDO等の証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、引受け、販売等を行う金融商品取引業者に対しては、その引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等についても検証する。

##### ロ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が適切に管理されているか、具体的には、法人関係情報の登録、役職員による株式取引等、情報隔壁及び売買審査等について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

#### ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、市場の公正性、透明性の基礎となり、市場に対する投資者の信頼の根幹をなすものである。検査においては、これを阻害するおそれのある行為の有無、さらにはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、必要に応じ、空売り規制に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）の検証を行う。

特に、インターネットやDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

### ② 内部管理態勢等に係る検証

#### イ. 内部管理態勢等に係る検証

法令等違反行為の検証を基本としつつ、検査対象先の規模や特性を勘案し、内部管理態勢や財務の健全性を含むリスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行う。特に市場において重要な地位を占める金融商品取引業者については、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワードルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性について検証を行う。

#### ロ. システムリスク管理態勢の適切性に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営におけるITシステムへの依存度はますます高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引やFX取引への参加が広がっているなど、金融取引においてITシステムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、さらに市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、ITシステムの安定性の確保が極めて重要である。検査においては、障害発生時の対応や外部委託先の管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けシステムリスク管理態勢の適切性、実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与についても確認を行う。

### ③ 投資者保護等の観点からの検証

#### イ. 投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実、公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて検証する。投資勧誘状況の検証に当たっては顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。また、デリバティブ等の仕組みが複雑な商品については、当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要なリスク等について、顧客に必要かつ十分な説明が行われているか検証する。さらに、投資者が接する機会の多い広告に關し、投資効果や市場要因及び注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

#### ロ. 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その

運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況、並びに利益相反管理態勢、デューディリジェンス機能の実効性等を検証する。

#### ハ. 集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売に係る法令遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売を行う金融商品取引業者（以下「ファンド業者」という。）に対するこれまでの検査において、出資金の流用、虚偽表示・誤解を生ぜしめるべき表示、分別管理の未実施等の重大な法令違反や投資者保護に欠ける不適切な業務運営が多数認められたことに鑑み、引き続きファンド業者の業務運営の適切性や法令違反行為の有無を検証する。また、ファンド業者の検査に関し、無登録の者が登録を要する業務を行っている状況が認められた場合には、監督部局及び捜査当局との連携の下、適切に対応する。

#### 二. 投資助言・代理業者の法令遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の法令遵守意識の欠如や内部管理態勢の未整備等を原因として、無登録による有価証券の売買等や著しく事実に相違する表示のある広告、事業報告書の虚偽記載等の法令違反等が多数の業者において認められたことに鑑み、引き続き法令遵守状況等の検証に注力する。また、重大な法令違反行為の未然防止等の観点から、広告審査態勢や誠実かつ公正な苦情対応等の苦情処理態勢等を検証する。

#### ④ その他

##### イ. 自主規制機関の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考查等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集を行う等、反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。さらに、市場インフラとしての金融商品取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理態勢等の金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行うための態勢の整備状況について検証する。

##### ロ. 新たな検査対象、金融商品等に係る検証

本年4月より新たに検査対象となる信用格付業者については、「信用格付業者検査マニュアル」に則し、業務管理態勢等の適切性について検証を行うこととする。

また、新たな金融商品を取り扱っている金融商品取引業者等については、その業務の実態把握に努めるとともに、商品の取扱いに係る管理態勢の整備状況について検証を行う。

## 第2 証券検査基本計画

### 1. 基本的考え方

（1）検査計画については、金融商品取引業者等の業務の特性等を勘案し、原則として以下の考え方に基

づき、策定することとする。なお、市場環境の変化や、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

- ① 上場有価証券等の流動性の高い金融商品の引受け、売買、募集の取扱い等を行う業者、及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況や財務の健全性等の検証を行うこととする。
  - ② 上記①以外の業者（流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者や、投資助言のみを行う業者等）については、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況を踏まえ、監督部局等からの情報を分析し、検査実施の優先度を判断する。
- (2) 検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等監視官部門との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において財務局等監視官部門をサポートし、一体的に検査に取り組む。

## 2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む） 及び投資運用業者	150 社 (うち財務局等が行うもの 110 社)
投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者、 金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関	必要に応じて実施

(注) 上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

## 第5章 課徴金調査

### 第1 概 説

#### 1 課徴金制度の目的

インサイダー取引（以下「内部者取引」という。）、相場操縦や風説の流布・偽計等のいわゆる不公正取引は、市場の公正性・透明性を損ね、投資者を欺く行為である。こうした不公正取引に係る違反行為に対しては、主として刑事罰によってその規制の実効性の確保を図ってきたところであるが、平成16年における証取法の改正により、行政上の措置として、平成17年4月に課徴金制度が導入された。

課徴金制度は、上記不公正取引のみならず、開示義務違反も含めて、金商法上の違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、行政上の措置として、違反行為によって違反行為者が得られる経済的利得額を基準に法定されている金銭的負担を課すものである。証券監視委においては、課徴金制度の導入に伴い、平成17年4月1日、総務検査課の下に課徴金調査・有価証券報告書等検査室を設置し、課徴金の対象となる違反行為の調査・検査を行うこととされた。その後、平成18年7月に「課徴金・開示検査課」に改組され、以後毎年定員増が認められており、課徴金調査体制の充実化が図られている。証券監視委では、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境変化に対応し、機動性・戦略性の高い市場監視を実現するために、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うことにより、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持し、金融商品・取引の公正確保に努めているところである。

課徴金調査を実施した結果、違反行為が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行うこととなる（設置法第20条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は、審判手続開始の決定を行い、審判官が、審判手続を経た上、事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（本文73頁参照）。

（注）なお、本章においては、不公正取引に関する課徴金調査を記載する。

#### 2 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

平成20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、従前より課徴金の対象とされていた不公正取引行為に係る課徴金額が引き上げられるとともに、金商法第159条で禁止されている相場操縦行為については、仮装・馴合売買（同条第1項）及び違法な安定操作取引（同条第3項）も新たに課徴金の対象として追加されることとなった。

現行の対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

##### （1）風説の流布・偽計（金商法第173条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時までの売付け等（買付け等）の価額と違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額

（注）平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為（風説の流布・偽計）の終了後1か月以内の売付け等（買付け等）の価額と違反行為直前の価額との差額。

##### （2）仮装・馴合売買（金商法第174条）

課徴金額：違反行為（仮装・馴合売買）終了時までの売付け等（買付け等）の価額と違反

### 行為後 1 月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額

(注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

#### (3) 現実売買による相場操縦（金商法第 174 条の 2、旧金商法 174 条）

課徴金額：違反行為（現実売買による相場操縦）期間中の損益と、違反行為終了時までの売付け等（買付け等）の価額と違反行為後 1 月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額の合計額

(注 1) 平成 20 年 12 月 12 日以後に開始される違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為期間中の損益と、違反行為への反対売買で違反行為終了後 1 か月以内に行われたものによる損益の合計額。

(注 2) 平成 18 年 6 月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」により、顧客によるいわゆる「見せ玉」等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦が新たに課徴金の対象とされ、平成 18 年 7 月 4 日以後に開始する違反行為について適用。

#### (4) 違法な安定操作取引（金商法第 174 条の 3）

課徴金額：違反行為（違法な安定操作取引）に係る損益と、違反行為後 1 月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に違反行為開始時における売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との合計額

(注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 月以後に開始する違反行為について適用。

#### (5) 内部者取引（金商法第 175 条）

課徴金額：違反に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前 6 か月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表後 2 週間の最安値（最高値）に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額

(注) 平成 20 年 12 月 12 日以降に行われる行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前 6 か月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表日の翌日の終値に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額。

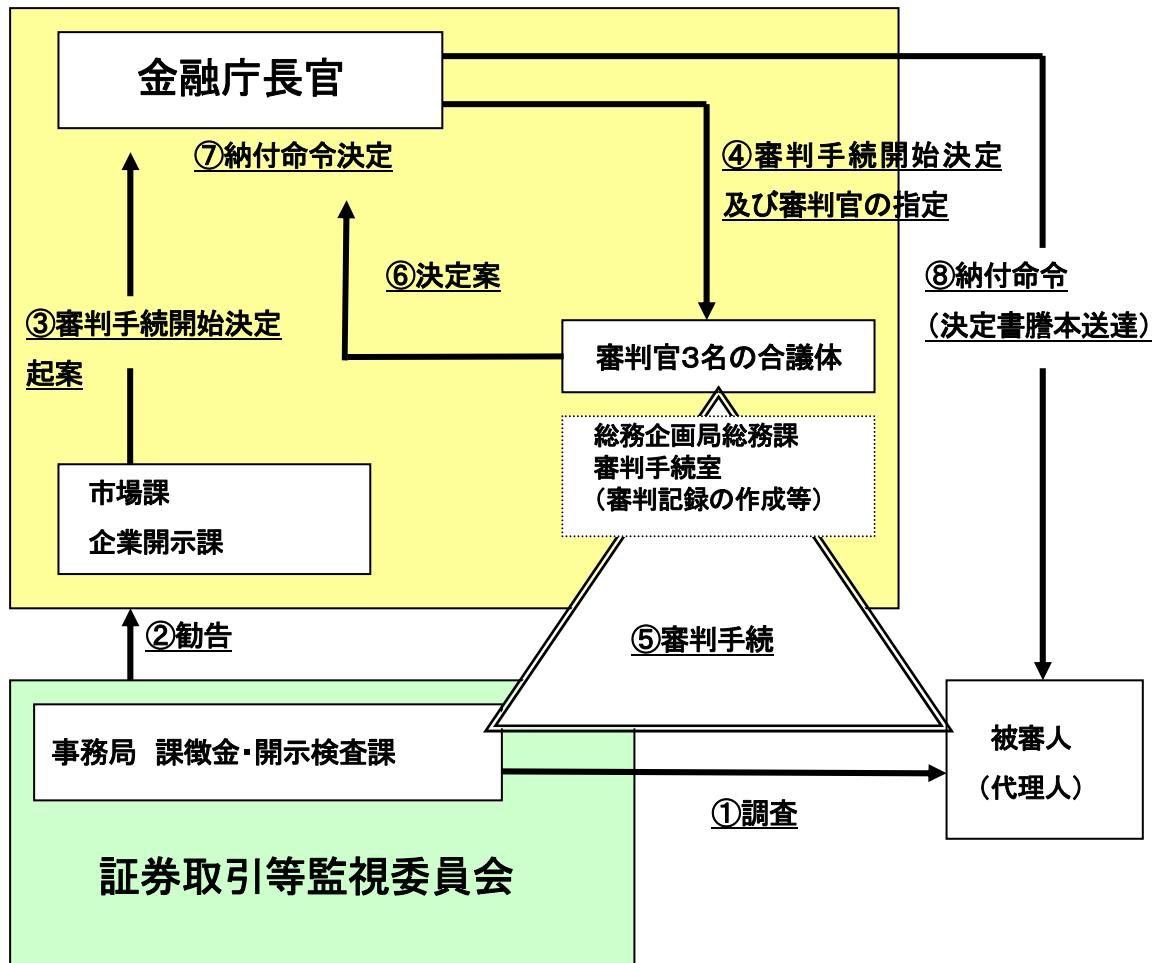
### 3 課徴金調査の権限等

不公正取引に係る課徴金調査の権限は、金商法第 177 条で定められており、

- (1) 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- (2) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること

ができることとされている。

## 課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

## 第2 不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告

### 1 勧告の状況

不公正取引事案に係る平成21年度の課徴金納付命令勧告は、件数で43件、金額で5,548万円となった。43件の内訳は、内部者取引に係る事案が38件、相場操縦に係る事案が5件である。また、対象者別の課徴金額の最低額は7万円、最高額は1,127万円となった。この結果、課徴金制度が導入された平成17年4月からは内部者取引については、合計86件(個人80件、法人6件)、1億9,879万円の勧告を、相場操縦事案に対しては、合計6件(いずれも個人)、1,371万円の勧告を行ったこととなる。

平成21年度の不公正取引、特に内部者取引事案に係る勧告事案の特色としては、まず、対象者の属性として、公開買付者の契約締結先であるデューディリジェンスのアドバイザリー会社の社員が取引を行ったケース、上場企業の監査役が職務に基づき知った重要事実をもって取引を行ったケースのほか、第一次情報受領者として、税理士が公開買付者の従事者から重要事実の伝達を受けて取引を行ったケース、信用調査会社社員が重要事実の伝達を受けて取引を行ったケースなど、高い職業倫理、企業情報の管理の徹底を求められる職業・役職の者による事案が見受けられたことが挙げられる。なお、平成21年度においては、特に第一次情報受領者による内部者取引事案が急増(21件。20年度は3件)しており、会社の重要事実に接する者は、自ら内部者取引をしないだけでなく、その重要事実の情報の管理についても注意する必要がある。

内部者取引に係る勧告事案について、重要事実別にみると、株式発行、株式交換、業務提携、経営破綻(更生手続開始、再生手続等)、行政処分を受けること、業績予想の修正、公開買付け等の事実があったほか、法令上、個別に列挙された項目ではないが上場会社等の業務等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして規定する、いわゆるバスケット条項も適用された。これらのうち、公開買付けの情報に基づく勧告事案が急増していることが窺える。平成21年度では12件と、前年度の3件と比べると、大幅に増加している。企業の再編手段として、公開買付けを利用しやすくなったことが背景にあるものと思われるが、公開買付けには、公開買付価格は、それが検討・公表された時点の株価を大きく上回る価格に設定されることが多いこと、公開買付者の内外にわたって関わる者が多いこと等、内部者取引が行われやすい特色を有していることも原因と考えられる。

#### 内部者取引

##### 行為主体別の勧告件数の推移

	21年度	20年度
発行体・公開買付者の役職員	14	7
契約締結先の役職員	3	7
第一次情報受領者	21	3
合計	38	17

(※)「年度」とは4月～翌年3月の期間をいう。

##### 重要事実別の勧告件数の推移

	21年度	20年度
株式等発行	4	1
合併・株式交換	2	3
業務提携	0	7
会社更生・民事再生	8	0
業務予想値の修正	2	3
バスケット条項	4	0
その他の重要事実	6	0
公開買付け	12	3
合計	38	17

## 2 効告事案の概要

平成 21 年度の効告事案のうち、平成 21 年 7 月～22 年 3 月（注）において、不公正取引に関して課徴金納付命令の発出を求める効告を行った事案の概要は次のとおりである。

（注）平成 21 年 4 月～6 月の事案については、平成 20 事務年度（20 年 7 月～21 年 6 月）版の証券取引等監視委員会の活動状況に掲載。

### ① 株式会社ゼネラルホールディングスの契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の効告

証券監視委は、株式会社ゼネラルホールディングスの契約締結者からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 167 条第 3 項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう効告を行った。

本件は、本件公開買付けに関与していた銀行員から情報の伝達を受けた者による内部者取引事案である。

【効告年月日】 平成 21 年 7 月 8 日

#### 【効告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ゼネラルホールディングス（平成 21 年 5 月 1 日合併により解散）とのマネジメント・バイ・アウトに関する情報共有の契約の契約締結先の銀行員から、同人がその契約の履行に関し知った、株式会社ゼネラルホールディングスが、ゼネラル株式会社（現ゼネラルホールディングス株式会社）の株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 9 月 4 日より以前の同年 8 月 25 日に、ゼネラル株式会社の株券 3,000 株を買付価額 91 万 5,000 円で買い付けたものである。

【課徴金額】 71 万円

#### 【効告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 7 月 8 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 8 月 20 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### ② 株式会社総和地所株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の効告

証券監視委は、株式会社総和地所株券に係る相場操縦について検査した結果、法令違反（金商法第 159 条第 2 項第 1 号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう効告を行った。

【効告年月日】 平成 21 年 7 月 28 日

#### 【効告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社総和地所の株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 20 年 5 月 1 日から同月 7 日までの間、3 取引日にわたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同

株券合計 72 株を買い付ける一方、同株券合計 45 株を売り付け、及び同株券延べ合計 103 株の買付けの委託を行い、同株券の株価を 4 万 1,300 円から 4 万 6,500 円まで高騰させるなどし、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

**【課徴金額】** 16 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 21 年 7 月 28 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 8 月 27 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判廷における審理は行わなかつた。

**③ 日産ディーゼル工業株式会社役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

証券監視委は、日産ディーゼル工業株式会社（以下「日産ディーゼル工業」という。）役員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 167 条第 1 項第 4 号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行つた。

本件は、日産ディーゼル工業に係る内部者取引違反として告発した事案（本文 109 頁参照）の関連事案である。

**【勧告年月日】** 平成 21 年 8 月 4 日

**【勧告の対象となつた違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、日産ディーゼル工業の役員であったが、日産ディーゼル工業と秘密保持契約を締結していたエヌエー株式会社（ボルボ社を親会社とする S P C）が日産ディーゼル工業の株券の公開買付けを行うことを決定した事実を、同契約の履行に関し知り、この事実が公表された平成 19 年 2 月 20 日より前の同月 14 日に、日産ディーゼル工業の株券 2,000 株を買付価額 87 万 4000 円で買い付けたものである。

**【課徴金額】** 20 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 21 年 8 月 4 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 8 月 27 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判廷における審理は行わなかつた。

**④ 株式会社原弘産役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

証券監視委は、株式会社原弘産（以下「原弘産」という。）役員による内部者取引について検査した結果、下記のとおり法令違反（証取法第 166 条第 1 号第 1 項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行つた。

本件は、原弘産役員による、重要事実公表前の同社株券の売付け及び買付けの双方を対象として課徴金納付命令勧告を行つた事案である。

【勧告年月日】 平成21年9月15日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、原弘産の役員であったが、同社が転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成19年2月1日より前の平成18年11月8日から平成19年1月30日までの間に、原弘産の株券合計401株を売付価額9,426万6,000円で売り付け、また、同社の株券合計175株を買付価額3,989万円で買い付けたものである。

【課徴金額】 284万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成21年9月15日

課徴金納付命令日 平成21年10月7日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判廷における審理は行わなかつた。

⑤ PwCアドバイザリー株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、PwCアドバイザリー株式会社社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（金商法第167条第1項第4号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行つた。

本件は、公開買付けを重要事実とし、当該公開買付けに関与していたデュー・ディリジェンス担当者による内部者取引事案である。

【勧告年月日】 平成21年10月23日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ファーストリテイリングとのアドバイザリーサービス業務の提供に関する業務委託契約の契約締結先であるPwCアドバイザリー株式会社の社員であったが、株式会社ファーストリテイリングが株式会社リンク・セオリー・ホールディングスの株券の公開買付けを行うことを決定した事実を、同契約の履行に関し知り、この事実が公表された平成21年1月29日より前の同月28日に、同株券合計20株を、自己の計算において、買付価額209万9,000円で買い付けたものである。

【課徴金額】 129万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成21年10月23日

課徴金納付命令日 平成21年11月20日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判廷における審理は行わなかつた。

⑥ 株式会社ウィーヴ株券の公開買付者従事者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社ウィーヴ株券の公開買付者従事者からの情報受領者である税理士による内部者取引について検査した結果、法令違反（金商法第167条第3項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、税理士が関与した課徴金納付命令勧告事案の初めての事案である（ただし、税理士はその職務に関し、公開買付け事実を知ったものではなく、第一次情報受領者としての立場で当該事実を知ったものである）。

【勧告年月日】 平成21年10月23日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、MCPシナジー1号投資事業有限責任組合（以下「MCPシナジー」という。）の業務に従事していた者から、同人がその職務に関し知った、MCPシナジーが株式会社ウィーヴの株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年1月14日より前の同月9日及び同月13日に、同株券合計100株を、自己の計算において、買付価額77万7,000円で買い付けたものである。

【課徴金額】 82万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成21年10月23日

課徴金納付命令日 平成21年11月17日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑦ オリエンタル白石株式会社社員ら7名による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、オリエンタル白石株式会社（以下「オリエンタル白石」という。）社員ら7名による内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第166条第3項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、オリエンタル白石が更生手続開始の申立てを行うことを決定したという重要事実（以下「本件重要事実」という。）に対して、7人が内部者取引を行ったとして、課徴金納付命令勧告を行った事案である。対象者の属性としては、①～③の会社関係者、④～⑦の情報受領者に分かれる。情報受領者の中には、信用取引により売付けを行った信用調査会社社員もおり、企業の破綻に関する情報を日常的に扱っている者が、知り得た情報をもとに内部者取引を行うという非難されるべき事案である。一方、下記①～③の会社関係者については、当該事実を知れば、保有する自社株の売り抜けを考えてしまう状況にあると認められるものであるが、他の一般投資家との間の情報へのアクセスの不公平な状況に鑑みれば、当該売付け行為も非難に値するものである。

【勧告年月日】 平成21年10月30日

## 【勧告の対象となった違反事実】

### 1. オリエンタル白石社員

課徴金納付命令対象者①は、オリエンタル白石の社員であったが、本件重要事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 20 年 11 月 26 日午後 5 時 30 分より前の同日に、オリエンタル白石の株券合計 1 万 2,000 株を売付価額 131 万 9,400 円で売り付けたものである。

課徴金納付命令対象者②は、オリエンタル白石の社員であったが、本件重要事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 20 年 11 月 26 日午後 5 時 30 分より前の同日に、オリエンタル白石の株券合計 2,000 株を売付価額 24 万 2,700 円で売り付けたものである。

課徴金納付命令対象者③は、オリエンタル白石の社員であったが、本件重要事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 20 年 11 月 26 日午後 5 時 30 分より前の同日に、オリエンタル白石の株券 1,200 株を売付価額 15 万円で売り付けたものである。

### 2. オリエンタル白石社員からの情報受領者

課徴金納付命令対象者④は、オリエンタル白石の社員から、同人がその職務に関し知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 11 月 26 日午後 5 時 30 分より前の同日に、オリエンタル白石の株券 6,300 株を売付価額 78 万 7,500 円で売り付けたものである。

課徴金納付命令対象者⑤は、オリエンタル白石の社員から、同人がその職務に関し知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 11 月 26 日午後 5 時 30 分より前の同日に、オリエンタル白石の株券 4,400 株を売付価額 55 万円で売り付けたものである。

### 3. オリエンタル白石の契約締結先社員からの情報受領者（信用調査会社社員）

課徴金納付命令対象者⑥は、オリエンタル白石とのリース契約の契約締結先の社員がその契約の履行に関し知り、同社の従業者（以下「契約先の従業者」という。）が職務上知り、その後、課徴金納付命令対象者⑥の勤務先の社員が職務上契約先の従業者から伝達を受けた本件重要事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成 20 年 11 月 26 日午後 5 時 30 分より前の同日に、オリエンタル白石の株券合計 3 万株を売付価額 326 万 8,800 円で売り付けたものである。

### 4. オリエンタル白石の契約締結先役員からの情報受領者

課徴金納付命令対象者⑦は、オリエンタル白石との工事請負契約の契約締結先の役員から、同人がその契約の履行に関して知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 11 月 26 日午後 5 時 30 分より前の同日に、オリエンタル白石の株券合計 2 万 5,000 株を売付価額 307 万 1,200 円で売り付けたものである。

【課徴金額】	課徴金納付命令対象者①	61 万円
	課徴金納付命令対象者②	12 万円
	課徴金納付命令対象者③	7 万円
	課徴金納付命令対象者④	41 万円
	課徴金納付命令対象者⑤	29 万円
	課徴金納付命令対象者⑥	149 万円
	課徴金納付命令対象者⑦	159 万円

**【勧告後の経緯】（課徴金納付命令対象者①から⑦とも同日）**

審判手続開始決定日 平成 21 年 10 月 30 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 11 月 30 日

なお、課徴金納付命令対象者①から⑦の全ての者からそれぞれ、事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑧ S B I フューチャーズ株式会社株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告**

証券監視委は、S B I フューチャーズ株式会社株券に係る相場操縦について検査した結果、法令違反（金商法第 159 条第 2 項第 1 号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

**【勧告年月日】 平成 21 年 11 月 5 日**

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、S B I フューチャーズ株式会社の株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 21 年 2 月 26 日から同月 27 日までの間、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、新値を形成しながら買い上がり買付けを行うなどの方法により、同株券合計 456 株を買い付ける一方、同株券合計 138 株を売り付け、同株券の株価を 2 万 7,400 円から 3 万 8,300 円まで高騰させるなどし、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

**【課徴金額】 100 万円**

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 21 年 11 月 5 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 11 月 30 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑨ フタバ産業株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

証券監視委は、フタバ産業株式会社社員からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第 166 条第 3 項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、過年度決算数値に過誤があることが発覚した事実について、バスケット条項を適用した事案である。課徴金納付命令勧告において、バスケット条項を適用した事案としては、2 件目となる。また、本件の違反行為者は、家族関係にある者から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者であり、会社の重要な情報が家族間で伝達されていたという事案である。

**【勧告年月日】 平成 21 年 11 月 20 日**

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、フタバ産業株式会社社員から、同人がその職務に関し知った、

フタバ産業株式会社において同社の平成 18 年 3 月期、同 19 年 3 月期及び同 20 年 3 月期の各過年度決算数値に過誤があることが発覚した旨の同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 10 月 15 日より前の同月 6 日に、フタバ産業株式会社の株券 9,700 株を売付価額 1,135 万 8,700 円で売り付けたものである。

【課徴金額】 258 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 11 月 20 日  
課徴金納付命令日 平成 21 年 12 月 11 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判廷における審理は行わなかつた。

⑩ 山崎建設株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、山崎建設株式会社社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第 166 条第 1 項第 1 号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行つた。

【勧告年月日】 平成 21 年 12 月 8 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、山崎建設株式会社の社員であったが、同社が更生手続開始の申立てを行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 20 年 10 月 30 日より前の同月 28 日から同月 30 日までの間に、山崎建設株式会社の株券合計 5 万 1,000 株を売付価額 246 万 7,000 円で売り付けたものである。

【課徴金額】 190 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 12 月 8 日  
課徴金納付命令日 平成 21 年 12 月 25 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判廷における審理は行わなかつた。

⑪ 株式会社日立製作所社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社日立製作所（以下「日立製作所」という。）社員からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 167 条第 3 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行つた。

本件は、平成 19 年 3 月から平成 21 年 1 月にかけての日立製作所が関係した 3 件の公開買付けに係る重要事実を、同社社員が家族に伝達し、その情報を受領した家族の者が内部者取引を行つたという事案である。

【勧告年月日】 平成21年12月15日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、

- (1) 日本電産株式会社との公開買付けの応募に関する合意に係る契約の締結交渉先の株式会社日立製作所の社員から、同人がその契約の締結の交渉に關し知った、日本電産株式会社が日本サーボ株式会社（現日本電産サーボ株式会社）の株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成19年3月13日より前の同月12日に、同株券合計2万5,000株を、自己の計算において、買付価額495万円で買い付けた。
- (2) 日立製作所の社員から、同人がその職務に關し知った、日立製作所が日立工機株式会社の株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年1月15日より前の同月14日に、同株券合計5,000株を、自己の計算において、買付価額372万4,000円で買い付け、
- (3) 日立製作所の社員から、同人がその職務に關し知った、日立製作所が株式会社日立国際電気の株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年1月15日より前の同月14日に、同株券1万1,000株を、自己の計算において、買付価額484万円で買い付けた。

【課徴金額】 752万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成21年12月15日

課徴金納付命令日 平成22年1月13日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑫ 株式会社アリサカ社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社アリサカ（以下「アリサカ」という。）社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第166条第1項第1号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、アリサカにおいて複数年度にわたる不適切な会計処理が判明した事実について、バスケット条項を適用した事案である。

【勧告年月日】 平成21年12月15日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、アリサカの社員であったが、アリサカにおいて複数年度に亘る不適切な会計処理が判明した旨の同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実（以下「本件重要事実」という。）をその職務に關し知り、この事実が公表された平成20年5月27日より前の同月16日に、アリサカの株券合計2,000株を売付価額60万4,200円で売り付けたものである。
2. 課徴金納付命令対象者②は、アリサカの社員であったが、本件重要事実をその職務に關

し知り、この事実が公表された平成 20 年 5 月 27 日より前の同月 16 日に、アリサカの株券合計 500 株を売付価額 15 万 1,700 円で売り付けたものである。

**【課徴金額】** 課徴金納付命令対象者① 31 万円  
課徴金納付命令対象者② 8 万円

**【勧告後の経緯】** (課徴金納付命令対象者①及び②とも同日)

審判手続開始決定日 平成 21 年 12 月 15 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 1 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者①及び②からそれぞれ、事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑬ 株式会社ベルーナ社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

証券監視委は、株式会社ベルーナ（以下「ベルーナ」という。）社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 166 条第 1 項第 1 号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、会社の決算情報に直接触れることのできる者（IR 担当者）が、業績予想の下方修正を行うとの事実を知り、内部者取引に及んでいる典型的な会社関係者による内部者取引事案である。

**【勧告年月日】** 平成 21 年 12 月 18 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、ベルーナの社員であったが、同社が平成 20 年 3 月期の業績予想を下方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 19 年 10 月 31 日より前の同月 12 日及び同月 17 日に、ベルーナの株券合計 1,800 株を売付価額 208 万 5,000 円で売り付けたものである。

**【課徴金額】** 29 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 21 年 12 月 18 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 2 月 1 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑭ ベルーナ社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

証券監視委は、ベルーナ社員からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第 166 条第 3 項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、第一次情報受領者による内部者取引事案である。情報伝達者の属性は、ベルーナ社員及びベルーナの契約締結先社員といずれも同社が特定商取引に関する法律に基づく業務停止命令の行政処分を受ける旨の事実（以下「本件重要事実」という。）を職務上知り得る立場にあった者で、いずれも家族関係にある者に伝達し、当該重要事実の伝達を受けた者

が内部者取引を行ったものである。

また、本件は、行政処分を受ける旨の事実を重要事実として内部者取引を行ったとして課徴金納付命令勧告を行った初めての事案である。

【勧告年月日】 平成21年12月18日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、ベルーナの社員から、同人がその職務に関し知った、本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成20年7月9日午後2時30分より前の同月4日に、ベルーナの株券合計1,750株を売付価額129万5,450円で売り付けたものである。
2. 課徴金納付命令対象者②は、ベルーナとの業務委託契約の契約締結先の社員から、同人がその契約の履行に関して知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成20年7月9日午後2時30分より前の同日に、ベルーナの株券合計2,000株を売付価額145万1,000円で売り付けたものである。

【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 40万円  
課徴金納付命令対象者② 43万円

【勧告後の経緯】(課徴金納付命令対象者①及び②とも同日)

審判手続開始決定日 平成21年12月18日

課徴金納付命令日 平成22年1月21日

なお、課徴金納付命令対象者①及び②からそれぞれ、事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

#### ⑯ 株式会社タウンニュース社社員による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社タウンニュース社社員による相場操縦について検査した結果、法令違反（旧金商法第159条第2項第1号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成22年2月2日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社タウンニュース社の社員であったが、同社の株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成20年11月6日から同月14日までの間、7取引日にわたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、新値を形成しながら買い上がり買付けを行うなどの方法により、同株券合計9,100株を買い付ける一方、同株券合計7,800株を売り付け、同株券の株価を172円から260円まで高騰させるなどし、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

【課徴金額】 25万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 2 月 2 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 2 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑯ 株式会社ヤマノホールディングス役員及び関係法人 2 社による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

証券監視委は、株式会社ヤマノホールディングス（以下「ヤマノホールディングス」という。）役員及び関係法人 2 社による内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第 166 条第 1 項第 1 号、同条第 3 項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、法人の計算において内部者取引が行われていたことから、当該法人を対象として課徴金納付命令勧告を行った事案である。なお、法人を課徴金納付命令対象とするにあたり、当該法人 2 社を、ヤマノホールディングス役員から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者にあたると認定した事案でもある。

【勧告年月日】 平成 22 年 2 月 19 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

1. 課徴金納付命令対象者①は、ヤマノホールディングスの役員であったが、同社の子会社である堀田丸正株式会社が、ヤマノホールディングスの孫会社の異動を伴う株式の譲渡を行うことを決定した事実（以下「本件重要事実」という。）をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 20 年 10 月 29 日より前の同月 10 日から同月 16 日までの間に、自己の計算において、ヤマノホールディングスの株券合計 3 万 2,900 株を買付価額 162 万 3,500 円で買い付けたものである。
2. 株式会社ヤマノネットワーク（以下「ヤマノネットワーク」という。）は、課徴金納付命令対象者①から、同人がその職務に関して知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 10 月 29 日より前の同月 23 日から同月 29 日までの間に、ヤマノネットワークの計算において、ヤマノホールディングスの株券合計 2 万 1,300 株を買付価額 134 万 5,500 円で買い付けたものである。
3. 株式会社ヤマノビューティケミカル（以下「ヤマノビューティケミカル」という。）は、課徴金納付命令対象者①から、同人がその職務に関して知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 10 月 29 日より前の同月 7 日から同月 9 日までの間に、ヤマノビューティケミカルの計算において、ヤマノホールディングスの株券合計 2 万 8,000 株を買付価額 137 万 1,400 円で買い付けたものである。

【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 90 万円  
ヤマノネットワーク 29 万円  
ヤマノビューティケミカル 78 万円

【勧告後の経緯】（課徴金納付命令対象者①、ヤマノネットワーク及びヤマノビューティケミカルとも同日）

審判手続開始決定日 平成 22 年 2 月 19 日

なお、課徴金納付命令対象者①、ヤマノネットワーク及びヤマノビューティケミカルからそれぞれ、事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑯ 株式会社スズケン株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告**

証券監視委は、株式会社スズケン株式に係る相場操縦について検査した結果、法令違反（金商法第 159 条第 2 項第 1 号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、相場操縦事案に対する課徴金納付命令勧告としては、6 件目の事案であるが、見せ玉手法を用いて短期間に複数回行われた相場操縦に対する勧告としては、初めての事案である。

【勧告年月日】 平成 22 年 2 月 26 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、株式会社スズケンの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、下表に掲げる取引年月日の行為時間に、直前約定値よりも上値で約定させる意思のない売り注文を発注し、売り板を厚く見せることで他の投資家の現値よりも低い価格での売り注文を誘引し、株価を下落させたところで同株式を買い付け、その後、直前約定値よりも下値で約定させる意思のない買い注文を発注し、買い板を厚く見せることで他の投資家の現値よりも高い価格での買い注文を誘引し、株価を上昇させたところで同株式を売り付けるなどの方法により、同表の「売買の委託状況」欄及び「売買状況」欄に掲げる株数の同株式の買付け及び売付けの委託並びに同株式の買付け及び売付けを行い、同表の「株価の変動操作状況」欄に掲げる状況のとおり同株式の株価を変動させ、28 回にわたり、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

(単位：株)

番号	取引年月日 (平成21年)	行為時間	売買の委託状況(延べ株数)		売買状況(株数)		株価の変動操作状況
			買付	売付	買付	売付	
1	5月27日	9時16分 ころ ~ 10時02分 ころ	65,000	58,500	5,800	5,800	2470円から2440円まで下落させたのち、2480円まで上昇させるなどした。
2		10時04分 ころ ~ 12時40分 ころ	45,500	32,500	3,200	3,200	2475円から2465円まで下落させたのち、2490円まで上昇させるなどした。
3		13時09分 ころ ~ 14時10分 ころ	39,000	0	3,600	3,600	2460円から2490円まで上昇させるなどした。
4	5月28日	9時43分 ころ ~ 10時01分 ころ	52,000	39,000	4,200	4,200	2450円から2440円まで下落させたのち、2460円まで上昇させるなどした。
5		10時15分 ころ ~ 10時36分 ころ	0	58,500	6,100	6,100	2445円から2415円まで下落させるなどした。
6		10時39分 ころ ~ 12時46分 ころ	52,000	45,500	5,000	5,000	2435円から2415円まで下落させたのち、2445円まで上昇させるなどした。
7	5月29日	9時42分 ころ ~ 10時25分 ころ	32,500	58,500	5,200	5,200	2405円から2385円まで下落させたのち、2400円まで上昇させるなどした。
8		10時34分 ころ ~ 12時45分 ころ	39,000	69,000	2,800	2,800	2395円から2385円まで下落させたのち、2410円まで上昇させるなどした。
9	6月1日	12時37分 ころ ~ 13時23分 ころ	32,500	52,000	6,000	6,000	2505円から2525円まで上昇させるなどした。
10	6月3日	10時34分 ころ ~ 10時39分 ころ	52,000	0	2,400	2,400	2620円から2640円まで上昇させるなどした。
11	6月4日	9時50分 ころ ~ 9時54分 ころ	52,000	0	7,100	7,100	2560円から2585円まで上昇させるなどした。
12		9時55分 ころ ~ 10時26分 ころ	39,000	26,000	7,200	7,200	2570円から2585円まで上昇させるなどした。
13		12時44分 ころ ~ 12時47分 ころ	32,500	0	3,000	3,000	2565円から2575円まで上昇させるなどした。
14	6月5日	9時00分 ころ ~ 9時18分 ころ	52,000	84,500	3,200	3,200	2595円から2545円まで下落させたのち、2575円まで上昇させるなどした。
15		10時27分 ころ ~ 12時46分 ころ	45,500	71,500	6,600	6,600	2560円から2535円まで下落させたのち、2555円まで上昇させるなどした。
16		14時28分 ころ ~ 14時48分 ころ	45,500	32,500	7,100	7,100	2545円から2555円まで上昇させるなどした。
17	6月8日	10時46分 ころ ~ 10時56分 ころ	32,500	39,000	3,000	3,000	2580円から2570円まで下落させたのち、2580円まで上昇させるなどした。
18		10時56分 ころ ~ 13時28分 ころ	45,500	45,500	5,500	5,500	2580円から2570円まで下落させたのち、2595円まで上昇させるなどした。
19		13時55分 ころ ~ 14時11分 ころ	26,000	0	6,500	6,500	2570円から2580円まで上昇させるなどした。
20	6月11日	9時12分 ころ ~ 9時32分 ころ	39,000	65,000	2,500	2,500	2560円から2525円まで下落させたのち、2545円まで上昇させるなどした。
21		9時32分 ころ ~ 10時55分 ころ	78,000	32,500	800	800	2545円から2595円まで上昇させるなどした。
22		10時55分 ころ ~ 10時59分 ころ	0	45,500	5,000	5,000	2590円から2570円まで下落させるなどした。
23		12時37分 ころ ~ 14時54分 ころ	45,500	91,000	6,500	6,500	2590円から2575円まで下落させたのち、2590円まで上昇させるなどした。
24	6月15日	9時28分 ころ ~ 9時47分 ころ	32,500	45,500	1,600	1,600	2575円から2555円まで下落させたのち、2570円まで上昇させるなどした。
25	6月17日	10時08分 ころ ~ 10時59分 ころ	45,500	39,000	4,600	4,600	2555円から2535円まで下落させたのち、2555円まで上昇させるなどした。
26	6月18日	13時44分 ころ ~ 14時06分 ころ	45,500	32,500	7,800	7,800	2550円から2565円まで上昇させるなどした。
27	6月24日	9時13分 ころ ~ 9時33分 ころ	52,000	39,000	5,000	5,000	2520円から2505円まで下落させたのち、2520円まで上昇させるなどした。
28		10時12分 ころ ~ 10時16分 ころ	0	32,500	3,500	3,500	2530円から2510円まで下落させるなどした。
		総 計	1,118,000	1,135,000	130,800	130,800	

【課 徴 金 額】 159 万円

#### 【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 2 月 26 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 3 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判廷における審理は行わなかった。

#### ⑯ 株式会社日本エル・シー・エー役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社日本エル・シー・エー役員からの情報受領者による内部者取引に

について検査した結果、法令違反（金商法第166条第3項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成22年3月5日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社が株式及び新株予約権の発行を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年4月28日午後7時30分より前の同月27日に、株式会社日本エル・シー・エーの株式合計6万4,300株を、自己の計算において買付価額205万3,300円で買い付け、また、この事実が公表された平成21年4月28日午後7時30分より前の同日に、同社の株式合計6万4,300株を、自己の計算において売付価額227万6,300円で売り付けたものである。

【課徴金額】 98万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成22年3月5日

課徴金納付命令日 平成22年3月31日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑯ 株式会社フェヴリナ監査役による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社フェヴリナ監査役による内部者取引について検査した結果、法令違反（金商法第166条第1項第1号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、上場会社の監査役が、その職務に関して知り得た会社の重要事実に基づいて内部者取引を行った事案である。

【勧告年月日】 平成22年3月26日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社フェヴリナの監査役であったが、同社が平成21年3月期の業績予想を上方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成21年3月12日より前の同月9日及び同月10日に、株式会社フェヴリナの株式合計150株を、自己の計算において買付価額42万1,255円で買い付けた。

【課徴金額】 15万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成22年3月26日

課徴金納付命令日 平成22年4月16日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

② 南部化成株式会社社員らからの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券取引等監視委員会は、南部化成株式会社（以下「南部化成」という。）社員らからの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（金商法第167条第3項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、南部化成株式に対して公開買付けが実施されるという事実に基づいて、2名の公開買付関係者からそれぞれ情報伝達を受けた、各2名の第一次情報受領者計4名による、内部者取引事案である。また、第一次情報受領者として課徴金納付命令勧告の対象となつた者の中には、税理士及び金融機関職員が含まれている事案である。

【勧告年月日】 平成22年3月30日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社アーク社員からの情報受領者

課徴金納付命令対象者①及び②は、株式会社NMCファンド14（投資会社である日本みらいキャピタル株式会社により設立されたS P C。平成21年11月1日合併により解散。以下「NMCファンド」という。）との公開買付けの応募に関する合意に係る契約の締結交渉先の株式会社アーク（元・南部化成の親会社）の社員から、同人がその契約の締結の交渉に関し知った、NMCファンドが南部化成の株式の公開買付けを行うことを決定した事実（以下「本件公開買付け事実」という。）の伝達を受け、

課徴金納付命令対象者①においては、この事実が公表された平成21年2月27日より前の同年1月26日から同年2月12日までの間に、南部化成の株式合計1万5,900株を、自己の計算において買付価額715万5,600円で買い付けたもの、

課徴金納付命令対象者②においては、この事実が公表された平成21年2月27日より前の同年1月27日及び同月29日に、南部化成の株式合計200株を、自己の計算において買付価額8万9,600円で買い付けたものである。

2. 南部化成社員からの情報受領者

課徴金納付命令対象者③及び④は、NMCファンドとの秘密保持契約の契約締結先である南部化成の社員から、同人がその契約の履行に關し知った本件公開買付け事実の伝達を受け、

課徴金納付命令対象者③においては、この事実が公表された平成21年2月27日より前の同月25日に、南部化成の株式合計1,200株を、自己の計算において買付価額37万2,000円で買い付けたもの、

課徴金納付命令対象者④においては、この事実が公表された平成21年2月27日より前の同月25日に、南部化成の株式1,000株を、自己の計算において買付価額30万9,000円で買い付けたものである。

【課徴金額】	課徴金納付命令対象者①	1,127万円
	課徴金納付命令対象者②	14万円
	課徴金納付命令対象者③	101万円
	課徴金納付命令対象者④	85万円

### 【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 3 月 30 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 4 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判廷における審理は行わなかつた。

### 3 その他

平成21年6月19日に課徴金勧告を行つた、カルピス株式会社株券に係る味の素株式会社社員(以下「被審人」という。)による内部者取引事案については、被審人が勧告の対象となつた違反事実を認めず、争つたことから、課徴金制度導入後、初めて審判期日が開催されることとなつた。平成21年9月から平成22年1月まで4回にわたり審判期日が開催され、被審人及び参考人に対する審問等を経た結果、平成22年3月16日に課徴金納付命令決定がなされた。

### 【勧告の対象となつた違反事実】

被審人は、カルピス株式会社と株式交換契約の締結の交渉をしていた味の素株式会社の社員であったが、同社の他の社員が、同契約の締結の交渉に関し知つた、カルピス株式の業務執行を決定する機関が味の素株式会社との間で株式交換を行うことについて決定した旨の事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成19年6月11日午後3時00分より前の同日に、妻の名義で、自己の計算において、カルピス株式会社の株券合計2,000株を総額221万3,000円で買い付けたものである。

### 【本件の争点】

被審人の妻による本件カルピス株式会社株券の取引について、

- ① 本件重要事実を知つた被審人が、被審人の妻に対して指示したと認めることができるか。
- ② 被審人が自己の計算で行ったと認めることができるか。

### 【課徴金額】 39万円

### 【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日	平成 21 年 6 月 19 日
被審人の答弁書提出 (違反事実を否認)	平成 21 年 8 月 21 日
第 1 回 審 判 期 日	平成 21 年 9 月 10 日
第 2 回 審 判 期 日	平成 21 年 10 月 8 日
第 3 回 審 判 期 日	平成 21 年 11 月 16 日
第 4 回 審 判 期 日 (結審)	平成 22 年 1 月 28 日
課徴金納付命令日	平成 22 年 3 月 16 日

### 第3 今後の課題

金商法違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するための措置として課徴金制度が導入されて5年が経過したが、内部者取引及び相場操縦の不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告件数は増加傾向が見られるところである。

金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった昨今の我が国金融・証券市場を取り巻く環境の変化、経済情勢、さらには、インターネット等による証券取引の普及等を背景として、違反行為の態様も制度導入当時からは著しく変貌を遂げている。課徴金調査は、行政上の措置として、一定の金商法の違反行為者に対して金銭的な負担を課すという、課徴金納付命令（行政処分）を行う前提として証拠収集を行う、行政調査である。したがって、原則的には、その証拠収集・立証の程度は、刑事裁判／犯則事件の調査ほどの厳密さまでは必要とされないと考えられている。こうした課徴金調査の特性により、犯則調査に比較すれば、迅速・効率的な調査を行うことができ、金商法違反行為の抑止につなげることが可能となっている。上述のような、我が国の金融・証券市場を取り巻く環境の変化、市場の動きにタイムリーかつ機敏に対応するためには、市場監視の有効なツールとしてこれまで以上に課徴金制度を活用していくことが求められる。

そのため、課徴金制度の特性を活かし、既存の違反行為類型にとどまらず、クロスボーダー事案や複合事案等への当制度の一層の活用、迅速・効率的な調査を行い、市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護に結びつけていくことが喫緊の課題となっている。具体的には、以下のようないくつかの課題に取り組むこととする。

- (1) 公開買付け等に関連する内部者取引の増加などの不公正取引事案の傾向の変化に対応し、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、調査の一層の迅速化・効率化が図られるようとする。
- (2) インターネット取引を用いた相場操縦等の違法行為の増加に積極的に対応していくほか、内部者取引に加え、相場操縦や偽計といった違反行為が複雑に絡まっている事案、クロスボーダー事案に対しても、証券監視委の持つ手段のひとつとして、課徴金調査機能を機動的、戦略的に活用する。
- (3) 不公正取引を未然に防止する観点から、「金融商品取引法における課徴金事例集」に個別事案に係る紹介とともに、データを中心とした傾向分析をとりまとめること等を検討し、市場関係者の自主的な規律付けに繋げるほか、上場企業による内部管理体制の構築を促すため、様々なチャネルを通じて情報発信を行う。

# 第6章 開示検査

## 第1 概 説

### 1 開示検査の目的

開示（ディスクロージャー）制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するために金商法で定められている開示書類により、開示企業及びその企業グループの事業内容、財務内容等を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として投資者がその責任において有価証券の価値その他投資に必要な判断をする機会を与え、投資者保護を図ろうとする制度である。

上記開示制度の実効性を確保するため、金商法において、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告、資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査

（以下「開示検査」という。）を行うことができるとされている（具体的な権限については、下記2参照）。従前は、開示検査に係る権限は関東財務局が所管していたところであるが、平成16年10月中旬以降、証取法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事案が相次いで判明したことから、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた有価証券報告書等の審査体制の強化策として、平成17年7月より、有価証券報告書等の虚偽記載に係る検査・報告徴取権限が証券監視委に移管されている。

証券監視委において、開示検査は、平成17年4月に課徴金制度が導入された際に、課徴金調査を行うため、総務検査課の下に設置された課徴金調査・有価証券報告書等検査室において所管することとされた。同室はその後、平成18年7月に「課徴金・開示検査課」に改組された。その後、不公正取引に対する課徴金調査とともに、開示検査・開示義務違反に対する課徴金調査の体制整備が図られているところであり、平成21年7月からは、課徴金・開示検査課において、いわゆる不公正ファイナンス事案に対しても検査・調査等に取り組んでいるところである。

開示検査は、①正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、資本市場の機能の十全な発揮と、市場に対する投資者の信頼を確保すること、を目的として行われている。

### 2 開示検査の権限等

我が国金融・資本市場においては、約3,700社の上場会社を含む開示会社約4,400社から有価証券報告書等の開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は、以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、内部統制報告書の提出者、四半期報告書の提出者、半期報告書の提出者、臨時報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、これらの書類を提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第26条（同法第27条において準用する場合を含む。））
- (2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の22第1項（同法第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。））
- (3) 意見表明報告書の提出者、意見表明報告書を提出すべきであると認められる者、これ

らの関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の22第2項）

- (4) 大量保有報告書の提出者、大量保有報告書を提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の30第1項）
- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社又は参考人に対する報告徴取権限（金商法第27条の30第2項）
- (6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の35）
- (7) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対する報告徴取権限（金商法第193条の2第6項）

(注1) なお、以下の権限については証券監視委に委任されていない。

- ・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第38条の2第1項第1号及び第2号）
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第38条の2第1項第3号）

(注2) 上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっており（金商法施行令第38条の2第1項ただし書）、これらの権限及び（上記注1）に掲げる権限については、金融庁長官から財務局長等に委任されている。

### 3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額（開示関係）

開示検査の結果、開示書類に重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行う（設置法20条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は、審判手続開始の決定を行い、審判官が、審判手続を経た上、事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずる決定を行うことになる（本文73頁参照）。

平成20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、課徴金の対象となる行為が新たに追加されるとともに、従来より対象となっていた違反行為に対する課徴金額が引き上げられ、現行の対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書等（募集・売出し等の発行開示）を提出せずに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第172条）  
課徴金額：募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）

(注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する募集・売出し等について適用。

- (2) 虚偽の有価証券届出書等（募集・売出し等の発行開示）により募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第172条の2、旧金商法第172条）  
課徴金額：募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）

(注) 平成 20 年 12 月 12 日以後に提出される発行開示書類について適用。  
改正前の課徴金額は、募集・売出総額の 100 分の 1 (株券等は 2)。

(3) 有価証券報告書等 (事業年度ごとの継続開示等) を提出しない行為 (金商法第 172 条の 3)

課徴金額 : 前事業年度の監査報酬額 (前事業年度の監査がない場合等は 400 万円) (四半期報告書・半期報告書の場合はその 2 分の 1)

(注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。

(4) 虚偽の有価証券報告書等 (事業年度ごとの継続開示等) を提出する行為 (金商法第 172 条の 4、旧金商法第 172 条の 2)

課徴金額 : 600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 6 のいずれか大きい額 (四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその 2 分の 1)

(注 1) 平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。

改正前の課徴金額は、300 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 3 のいずれか大きい額 (四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその 2 分の 1)。

(注 2) 継続開示書類に係る虚偽記載については、平成 17 年 12 月 1 日以降に提出された有価証券報告書等が対象。

なお、平成 18 年 11 月 30 日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした発行者に対する課徴金額は、200 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 2 のいずれか大きい額と定められている。

(注 3) 平成 18 年 6 月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」により、虚偽の四半期報告書の提出が新たに課徴金の対象とされ、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。

(5) 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為 (金商法第 172 条の 5)

課徴金額 : 買付総額の 100 分の 25

(注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる買付け等について適用。

(6) 虚偽の公開買付開始公告を行い又は虚偽の公開買付届出書等を提出する行為 (金商法第 172 条の 6)

課徴金額 : 買付株券等の時価合計額の 100 分の 25

(注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる公開買付開始公告に係る公開買付けについて適用。

(7) 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為 (金商法第 172 条の 7)

課徴金額 : 対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の 1

(注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に報告期限が到来するものについて適用。

(8) 虚偽の大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第172条の8）

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1

(注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に提出されるものについて適用。

(9) 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第172条の9）

課徴金額：募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）

(注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

(10) 虚偽の特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第172条の10）

課徴金額：イ) 当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）

ロ) 当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ) の額に、

$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$

を乗じて得た額

(注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

(11) 虚偽の発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第172条の11）

課徴金額：イ) 当該発行者等情報が公表されている場合

600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額

ロ) 当該発行者等情報が公表されていない場合

イ) の額に、

$$\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報を提供すべき相手方の数}}$$

を乗じて得た額

(注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

## 第2 開示検査結果に基づく勧告等

### 1 課徴金納付命令に係る勧告の状況

#### (1) 勧告の状況

平成21年度における開示書類の重要な事項についての虚偽記載等開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告は、件数で10件、金額で7億1,147万9,998円となった。

平成21年度における勧告事案は、発行開示書類の虚偽記載（平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下、この章において「旧金商法」という。）第172条）及び継続開示書類の虚偽記載（旧金商法第172条の2等）、公開買付開始公告の実施義務違反（金商法第172条の5）による勧告であった。このうち、EBANCO HOLDINGS LIMITEDが、株式会社サハダイヤモンドの発行した新株予約権証券の買付けに当たり、公開買付開始公告をしなければならなかつたにもかかわらず、これを行わず取引所金融商品市場外での買付けを行つた事案について、公開買付開始公告の実施義務違反による課徴金納付命令勧告を初めて行った（後記（2）②）。

また、発行・継続開示書類に係る虚偽記載の態様は、売上の過大計上、架空売上の計上、貸倒引当金の不計上、貸倒引当金繰入額の過少計上、棚卸資産の過大計上等と、多岐にわたるものとなっている。

なお、平成21年度における課徴金額の最高額は、2億8,155万円（株式会社アルデプロに係る有価証券報告書等の虚偽記載）である。

※ 開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合は、上記課徴金勧告以外にも、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合は、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行う（平成17年以降、実績は2件のみ）。

なお、訂正報告等の提出を命ずる勧告については、会社が自発的に訂正した場合には行わない。

#### (2) 勧告事案の概要

開示検査結果に基づき、平成21年度に勧告を行つた事案のうち、平成21年7月～22年3月（注）において、勧告を行つた事案の概要は次のとおりである。

（注）平成21年4月～6月の事案については、平成20事務年度（20年7月～21年6月）版の証券取引等監視委員会の活動状況に掲載。

##### ① 株式会社大水に係る有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社大水に係る有価証券報告書の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第172条の2第1項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行つた。

【勧告年月日】 平成21年7月3日

##### 【勧告の対象となった違反事実】

株式会社大水は、近畿財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の2第1項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出したものである。

有価証券報告書等		虚偽記載			
提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
平成20年6月27日	第73期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成20年3月期有価証券報告書）	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲1,514百万円であるところを▲1,112百万円と記載	架空売上の計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示している。

**【課徴金額】 300万円**

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成21年7月3日  
課徴金納付命令日 平成21年7月30日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**② EBANCO HOLDINGS LIMITEDによる新株予約権証券の買付けに係る公開買付開始公告の不実施に対する課徴金納付命令勧告**

証券監視委は、EBANCO HOLDINGS LIMITED（本店所在地：英領バージン諸島）による株券等の買付けについて検査した結果、法令違反（金商法第172条の5）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

**【勧告年月日】 平成21年10月16日**

**【勧告の対象となった違反事実】**

EBANCO HOLDINGS LIMITEDは、平成21年3月25日、その発行する株券がジャスダック証券取引所に上場されている株式会社サハダイヤモンドの発行した新株予約権証券（株式会社サハダイヤモンド第8回新株予約権）9,582個を買付価額3,000万円で取引所金融商品市場外において買付けけるに当たり、当該買付け後の株券等所有割合が97.38パーセントとなり、かつ、法定の除外事由がないことから、当該買付けは公開買付けによらなければならず、公開買付開始公告をしなければならないものであったにもかかわらず、これを行わないで、当該買付けをしたものである。

同法人が行った行為は、金商法第172条の5に規定する行為に該当すると認められる。

**【課徴金額】 750万円**

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成21年10月16日  
課徴金納付命令日 平成21年11月25日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、

審判廷における審理は行わなかった。

### ③ 株式会社アルデプロに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社アルデプロに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第172条の2第1項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成21年11月24日

#### 【勧告の対象となった違反事実】

株式会社アルデプロは

(1) 有価証券報告書等について、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の2第1項又は第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出したものである。

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成18年4月17日	第19期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成18年1月中間期半期報告書）	平成17年8月1日～平成18年1月31日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結中間純損益が1,009百万円であるところを1,425百万円と記載	売上の過大計上
2	平成19年10月26日	第20期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成19年7月期有価証券報告書）	平成18年8月1日～平成19年7月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が4,710百万円であるところを6,512百万と記載	架空売上の計上及び引当金の不計上

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
3 平成20年4月30日	第21期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書(平成20年1月中間期半期報告書)	平成19年8月1日～平成20年1月31日の中間連結会計期間		中間連結損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>連結経常損益が▲2,379百万円であるところを6,705百万円と記載</li> <li>連結中間純損益が▲7,807百万円であるところを3,915百万円と記載</li> </ul>	売上の過大計上及び引当金の不計上等
				中間連結貸借対照表	連結純資産額が24,965百万円であるところを38,491百万円と記載	
4 平成20年10月31日	第21期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成20年7月期有価証券報告書)	平成19年8月1日～平成20年7月31日の連結会計期間		連結損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>連結経常損益が▲7,903百万円であるところを1,129百万円と記載</li> <li>連結当期純損益が▲26,125百万円であるところを▲10,413百万円と記載</li> </ul>	売上の過大計上及び棚卸資産の過大計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が5,998百万円であるところを23,512百万円と記載	
5 平成20年12月15日	第22期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成20年10月第1四半期四半期報告書)	平成20年8月1日～平成20年10月31日の第1四半期連結会計期間		四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲1,107百万円であるところを13,972百万円と記載	棚卸資産の過大計上
6 平成21年3月17日	第22期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成21年1月第2四半期四半期報告書)	平成20年11月1日～平成21年1月31日の第2四半期連結会計期間		四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲8,564百万円であるところを6,015百万円と記載	棚卸資産の過大計上

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
7	平成 21 年 6 月 15 日	第 22 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 4 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 21 年 2 月 1 日～平成 21 年 4 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲11,014 百万円であるところを 1,045 百万円と記載	棚卸資産の過大計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

(2) 有価証券届出書について、関東財務局長に対し、

- ① 平成 18 年 4 月 28 日、平成 18 年 1 月中間期半期報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 18 年 5 月 22 日、21,339 株の株券を 3,499,596,000 円で取得させ、
- ② 平成 20 年 8 月 6 日、平成 19 年 7 月期有価証券報告書及び平成 20 年 1 月中間期半期報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 20 年 8 月 27 日、新株予約権付社債を 10,002,720,000 円で取得させた。

同社が行った上記行為は、旧金商法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する行為に該当する。

【課徴金額】 2 億 8,155 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 11 月 24 日  
課徴金納付命令日 平成 21 年 12 月 25 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④ 株式会社 S B R に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社 S B R に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第 172 条の 2 第 1 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 22 年 1 月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社 S B R は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出したものである。

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成 20 年 1 月 4 日	第 11 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成 19 年 9 月中間期半期報告書）	平成 19 年 4 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結中間純損益が▲3,776 百万円であるところを▲1,643 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上 売上の過大計上等
2	平成 20 年 6 月 30 日	第 11 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 20 年 3 月期有価証券報告書）	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲6,437 百万円であるところを▲3,533 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上 売上の過大計上等
3	平成 20 年 8 月 14 日	第 12 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 6 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲580 百万円であるところを 106 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上 売上の過大計上等
			平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 12,659 百万円であるところを 16,223 百万円と記載	
4	平成 20 年 11 月 14 日	第 12 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲1,476 百万円であるところを▲30 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上 売上の過大計上等
			平成 20 年 7 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 11,732 百万円であるところを 16,057 百万円と記載	
5	平成 21 年 2 月 13 日	第 12 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲3,561 百万円であるところを▲1,651 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上 売上の過大計上等

番号	有価証券報告書等		虚偽記載		
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)
			平成 20 年 10 月 1 日～ 平成 20 年 12 月 31 日 の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 9,402 百万円であるところ、14,190 百万円と記載

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示している。

【課徴金額】 600 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 1 月 29 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 2 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤ モジュレ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、モジュレ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法 172 条の 2 第 1 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 22 年 3 月 12 日

【勧告の対象となった違反事実】

モジュレ株式会社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出したものである。

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成 20 年 8 月 28 日	第 9 期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成 20 年 5 月期有価証券報告書）	平成 19 年 6 月 1 日～ 平成 20 年 5 月 31 日の会計期間	損益計算書	・ 経常損益が 46 百万円であるところを 102 百万円と記載 ・ 当期純損益が 1 百万円であるところを 61 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	
2	平成 20 年 10 月 14 日	第 10 期事業年度第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 8 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 20 年 6 月 1 日～平成 20 年 8 月 31 日の第 1 四半期累計期間	四半期 損益計算書	・経常損益が▲144 百万円であるところを▲26 百万円と記載 ・四半期純損益が▲144 百万円であるところを▲16 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
			平成 20 年 6 月 1 日～平成 20 年 8 月 31 日の第 1 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 417 百万円であるところを 606 百万円と記載	
3	平成 21 年 1 月 14 日	第 10 期事業年度第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 11 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 20 年 6 月 1 日～平成 20 年 11 月 30 日の第 2 四半期累計期間	四半期 損益計算書	・経常損益が▲215 百万円であるところを▲96 百万円と記載 ・四半期純損益が▲261 百万円であるところを▲144 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
			平成 20 年 9 月 1 日～平成 20 年 11 月 30 日の第 2 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 295 百万円であるところを 473 百万円と記載	
4	平成 21 年 4 月 14 日	第 10 期事業年度第 3 四半期会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 2 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 20 年 6 月 1 日～平成 21 年 2 月 28 日の第 3 四半期累計期間	四半期 損益計算書	・経常損益が▲271 百万円であるところを▲166 百万円と記載 ・四半期純損益が▲440 百万円であるところを▲337 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
			平成 20 年 12 月 1 日～平成 21 年 2 月 28 日の第 3 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 119 百万円であるところを 281 百万円と記載	

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
5	平成 21 年 8 月 27 日	第 10 期事業年度会計期間に係る有価証券報告書(平成 21 年 5 月期有価証券報告書)	平成 20 年 6 月 1 日～平成 21 年 5 月 31 日の会計期間	損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常損益が▲241 百万円であるところを▲145 百万円と記載</li> <li>・当期純損益が▲459 百万円であるところを▲366 百万円と記載</li> </ul>	貸倒引当金の過少計上等
				貸借対照表	純資産額が 99 百万円であるところを 253 百万円と記載	
6	平成 21 年 10 月 14 日	第 11 期事業年度第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書 ( 平成 21 年 8 月第 1 四半期四半期報告書 )	平成 21 年 6 月 1 日～平成 21 年 8 月 31 日の第 1 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 118 百万円であるところを 262 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示している。

【課徴金額】 900 万円

#### 【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 3 月 12 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 4 月 6 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

#### 2 開示検査の結果行われた自発的訂正等の状況

「1 課徴金納付命令に係る勧告等の状況」に記載した勧告に加えて、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合は、自発的な訂正を行うよう促しているところである。

#### ○ 平成 21 年度の状況

検査終了件数		23 件
(うち)	課徴金納付命令勧告を行ったもの	10 件
	課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、自発的な訂正を促したもの	1 件

### 第3 今後の課題

開示検査の目的は、①正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、資本市場の機能の十全な発揮と市場に対する投資者の信頼を確保することにある。開示検査の運営に当たっては、法執行の対象が行政的な監督の下にない約3,700社の上場会社等を始めとする極めて多数かつ多様な開示義務者であることや、証券市場を取り巻く環境が日々大きく変化していることを意識しつつ、以下のような視点に則して開示検査の多様化と高度化を図る必要がある。

- (1) 証券市場に関わる各種の公開・非公開情報の的確な収集・分析を行うため、市場内外の様々な情報を収集・分析するための態勢を強化し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒の効率的な発見のための態勢を整備する。
- (2) 検査技術、手法の改善に向けた不断の努力として、過去の開示義務違反行為における不適正な会計処理を分析・類型化する等により、開示検査技術、手法の高度化に努めるほか、国際会計基準（IFRS）の下で、開示検査を的確に行うため、開示情報の収集や分析を行う手法の整備に努める。
- (3) 金融庁の行政部局等との連携を進めるとともに、金融商品取引所や公認会計士協会、監査法人との間でも、粉飾事案等に関する当委員会の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化する。
- (4) 開示義務者等が自律的に適正な開示を行うための環境整備として、課徴金減算制度が導入された趣旨及び開示制度の本質に鑑み、開示検査等を通じて自発的な訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示企業に働きかける。また、「金融商品取引法における課徴金事例集」において、傾向分析を行うほか、勧告に至らなかった事案についても、事例として相応しいものについて、その概要を掲載するなど、掲載内容の充実を図る。

こうした基本的考え方の上に立ち、また、世界的金融危機に伴う実体経済の悪化が企業の財務内容に影響を与えていた現状で、粉飾のリスクが高くなっていることを踏まえ、きめ細かく迅速な開示検査を実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告等を行う。

## 第7章 犯則事件の調査・告発

### 第1 概説

我が国証券市場が、その市場機能を適切に発揮するためには、投資者をはじめとする市場参加者の市場に対する信頼が不可欠である。このため、証券監視委は、「市場の番人」として、市場のルールの遵守状況を常時監視し、ルール違反に対しては厳正なペナルティーを課すことによって、市場の透明性・公正性の確保に努めているところである。

証券監視委は、平成4年の発足当初より、内部者取引、相場操縦、虚偽有価証券報告書等提出（いわゆる粉飾）等、市場の公正性を害する悪質な犯則行為を調査・告発する権限を付与され、これまで134件の刑事告発を行ってきてている。証券監視委は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境変化に対応し、機動性・戦略性の高い市場監視の実現に努めてきているところであり、特に、近年、不公正ファイナンスをはじめ、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案が見られるようになっている中、発行市場・流通市場全体に目を向けた包括的・機動的な市場監視を最重点課題として、これに強力に取り組んでいるところである。

また、グローバル化が進展する中、市場監視の空白を作らないよう、海外当局と積極的に連携し、クロスボーダーの不公正取引に対する監視を強化している。

更に、ネット取引化の進展に伴い、ネット取引の特性を利用した新手の犯則行為も見られるようになっている中で、そのような犯則行為に対する監視についても鋭意取り組んでいる。

以上のような取組みの結果、平成21年度においては、不公正ファイナンスに係る偽計3件、クロスボーダー事案1件を含む内部者取引7件、ネット取引を利用した「見せ玉」手法によるもの1件及び不公正ファイナンスに絡む発行・流通両市場にまたがるもの2件の相場操縦3件、粉飾決算に基づく増資を含む虚偽有価証券報告書等提出4件の合計17件の告発を行ったところである（平成20事務年度は13件）。

### 第2 犯則事件の調査の目的、権限等

#### 1 犯則事件の調査の目的

投資者を含む市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対しては、これを厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、投資者を含む市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、これら金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い設けられたものである。

犯則事件の調査については、証券監視委職員の固有の権限として、金商法に規定されている。権限行使の対象も金融商品取引業者等に限定されず、投資者を含め広く金融商品取引等に関与するすべての者に及ぶものである。さらに、犯収法においても、金商法を準用する形で犯則事件の調査権限が証券監視委に付与されている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的な犯則事件の調査を行うべく、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

#### 2 犯則事件の調査の権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が

任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（金商法第210条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限（金商法第211条等）とがある。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある（附属資料226頁以下参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第223条、犯収法第28条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第226条、犯収法第28条）

### 第3 犯則事件の調査・告発実績

#### 1 犯則事件の調査の実施状況

平成21年度に告発した事件については、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対する必要な強制調査を実施するとともに、任意調査を実施した。

なお、ユニオンホールディングス株式会社に係る相場操縦事件及び偽計事件については大阪府警察本部と合同で、また、トランステクノロジカル株式会社に係る偽計事件については警視庁と合同で強制調査・捜査を実施したところであり、事件の状況に応じて、他の捜査機関と連携を図りつつ、効果的・効率的な調査の遂行に努めてきたところである。

#### 2 告発の状況

平成21年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で7件・13名、相場操縦の嫌疑で3件・13名、偽計の嫌疑で3件・10名、虚偽有価証券報告書等提出の嫌疑で4件・10名の合計17件・46名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発を行った。（附属資料226頁以下の告発事件の概要一覧表参照）

事 件 名	告 発 年 月 日	告 発 先
ジェイ・ブリッジ株式会社常務執行役員による同社株券に係る内部者取引事件	21年4月22日	
ジェイ・ブリッジ株式会社元取締役会長による同社株券に係る海外ダミーアカウントを利用したクロスボーダー内部者取引事件	21年4月27日	
株式会社ペイントハウスの第三者割当増資を利用した不公正ファイナンスに係る偽計事件	21年7月14日	東京地方検察庁 検察官
ネット取引による「見せ玉」等の手法を用いたデイトレーダー・グループによる相場操縦事件	21年9月29日	
グッドウィル・グループ株式会社株券に係る巨額内部者取引事件	21年10月20日	
株式会社テレウェイヴ株券に係る内部者取引事件	21年12月15日	
中外製薬株式会社株券の公開買付けに係る内部者取引事件	21年12月15日	

事 件 名	告 発 年 月 日	告 発 先
トランステジタル株式会社の架空増資による不公正ファイナンスに係る偽計事件	22年3月26日	東京地方検察庁 検察官
ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件(1)(2)	(1)21年11月24日 (2)22年2月9日	
ユニオンホールディングス株式会社の水増し増資による不公正ファイナンスに係る偽計事件	21年12月24日	大阪地方検察庁 検察官
株式会社テークスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件	22年3月16日	
株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時有価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件(2)(3)	21年4月28日	
日産ディーゼル工業株式会社株券の公開買付けに係る同社従業員らによる内部者取引事件	21年7月31日	さいたま地方検察庁検察官
ニイウスコー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事件(1)(2)	(1)22年3月2日 (2)22年3月19日	横浜地方検察庁 検察官

### 3 告発事案の概要

平成21年度の告発事案のうち、平成21年7月以降に告発した13件の概要は以下のとおりである（平成21年6月以前に告発した4件については、平成20事務年度の「証券取引等監視委員会の活動状況」（平成21年8月27日公表）に掲載）。

#### (1) 不公正取引に対する告発

##### ① 株式会社ペイントハウスの第三者割当増資を利用した不公正ファイナンスに係る偽計事件

本件は、経営不振に陥った株式会社ペイントハウスから、経営再建に係る支援の依頼を受けた投資顧問業等を営む犯則嫌疑者が、同社に対し、自ら支配する投資ファンドを引受先として第三者割当増資をさせた上で、同社に払い込まれた株式払込金を直ちに社外流出させる一方、同投資ファンドが取得した同社株券を市場で売却して利益を得たという不公正ファイナンスに係る偽計事件である。

近時、経営不振に陥った上場企業において、投資ファンド等を引受先とした第三者割当増資等、既存株主の権利を著しく希薄化するファイナンスが見られるようになってきていくが、その中には、本件のように金商法第158条の偽計といった犯則行為に当たるものもあると考えられる。このような中、証券監視委は、活動方針において、発行市場・流通市場全体に目を向けた包括的・機動的な市場監視を行う旨を重点施策として掲げ、不公正ファイナンスに対する監視に強力に取り組んできたところであり、本件は、不公正ファイナンスを偽計で告発した初の事案である。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が証取法（第158条等 偽計の禁止）に違反するとして、平成21年6月24日、東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年7月14日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、投資顧問業等を営むソブリンアセットマネジメントジャパン株式会社の

代表取締役として、株式会社ペイントハウスの事業再生・継続等のための指導援助等を行っていたものであるが、同社が発行する新株券 27 万 8,000 株を犯則嫌疑者が実質的に統括管理していたロータス投資事業組合名義で取得するに際し、真実は、同組合が払い込む金額の大半は、直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し、あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表することにより同社の株価を維持上昇させた上で、取得に係る同社株券を売却して利益を得ようと企て、同社株式の売買のため、及びその株価の維持上昇を図る目的をもって、平成 17 年 5 月 26 日、同社株式払込口名義預金口座に、同組合業務執行組合員名義で新株予約権行使の払込金として 3 億 4,138 万 4,000 円を払い込んだ上、同社役員らをして、同日、東京証券取引所が提供する適時開示情報システムである T Dnet により、上記新株券に係る新株予約権の行使により増資がなされた旨の虚偽の事実を公表させ、更に、同月 27 日、上記金額中、3 億 3,075 万円をソフトウェア購入代金名下に振込送金させて社外に流出させた上、同月 31 日、上記 T Dnet により、同月 26 日に新株予約権の行使により 27 万 8,000 株の資本増強が行われている旨の虚偽の事実を公表させ、もって、有価証券の売買のため、及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 21 年 7 月 15 日、犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。平成 22 年 2 月 18 日、東京地方裁判所は、本件は、被告人自身とその指導援助する会社の利益を図るための身勝手な犯行であって動機に酌量の余地は乏しく、手口は狡猾、巧妙であり、T Dnet による会社情報の適時開示制度を悪用し、公正で自由な証券市場に脅威を与えた態様も悪質であるとして、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 400 万円、追徴金約 3 億 147 万円の判決を言い渡した。平成 22 年 3 月 1 日、被告人は、控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である。

#### ② 日産ディーゼル工業株式会社株券の公開買付けに係る同社従業員による内部者取引事件

本件は、日産ディーゼル工業株式会社の従業員である犯則嫌疑者が、アクティエボラゲート・ボルボ社による同社株券の公開買付けの実施に関する事実を、その職務を行う中で知り、元夫と共に上記事実の公表前に同社株券を買い付けたという内部者取引事件である。

最近、公開買付等企業買収関連の内部者取引が増加している。企業買収は多数の多様な関係者が関与するプロジェクトであり、内部者取引が行われるリスクが大きいが、買収対象となる株券発行企業をはじめとして、情報管理の徹底が強く求められている。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第 167 条第 1 項等 公開買付者等関係者の禁止行為）に違反するとして、平成 21 年 7 月 14 日、さいたま地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 7 月 31 日、犯則嫌疑者 2 名をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者 A は、日産ディーゼル工業株式会社の B to B 事業本部に所属し同部担当役員の補佐業務等に従事し、同役員が、同社とスウェーデン王国に本社を置く自動車メーカーであるアクティエボラゲート・ボルボ社がその発行済み株式の全てを保有する買収目的会社であるエヌエー株式会社との間で締結していた公開買付けの実施に関する秘密保持

契約の履行に関し知った、エヌエー株式会社の業務執行を決定する機関が同社の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、平成19年2月13日ころ、その職務に関し知ったもの、犯則嫌疑者Bは、犯則嫌疑者Aの夫であったものであるが、犯則嫌疑者両名は、共謀の上、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前である同月14日から同月16日までの間、犯則嫌疑者Bの名義で、同社の株券合計30万株を代金合計1億3,309万7,000円で買い付けたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成21年7月31日、犯則嫌疑者2名について公訴の提起が行われた。平成21年12月24日、さいたま地方裁判所は、本件の利得金額は多額であり、一般投資家の信頼や利益を傷付けた悪質な犯行であるとして、元日産ディーゼル工業株式会社従業員に、懲役2年(執行猶予3年)、罰金200万円、追徴金約1,293万円、元日産ディーゼル工業株式会社従業員の元夫に、懲役2年(執行猶予3年)、罰金300万円、追徴金約1億6,164万円の判決を言い渡した。平成22年1月7日、被告人両名は、控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である。

### ③ ネット取引による「見せ玉」等の手法を用いたデイトレーダー・グループによる相場操縦事件

本件は、デイトレーダー・グループの犯則嫌疑者3名が、共謀の上、ネット取引を利用した「見せ玉」等の手法により行った大規模な相場操縦事件である。

ネット取引化の進展に伴い、不公正取引もネット取引によるものが主流になってきており、本件の「見せ玉」のように、ネット取引の特性を利用した新手の犯則行為も見られるようになってきている。このような中、証券監視委は、昨年の「証券取引等監視委員会の活動状況」において、犯則事件の調査に係る今後の課題として、ネット取引化に伴う新手の犯則行為への取組みを掲げ、「見せ玉」等の監視を強化していくこととしていたところである。

ネット取引を利用した新手の相場操縦は、パソコンがあれば誰でも手を出せる犯則行為であるが、相場操縦はゲームではなく市場の公正性を害する悪質な犯罪である。ネット取引の非対面性は、ともすれば犯則行為を犯すことに対する心理的障壁を押し下げてしまう側面があると考えられるが、証券監視委は、ネット取引についても常時監視の目を光らせている。

なお、犯則嫌疑者は、短時間のうちに膨大な発注行為を繰り返していたものであるが、証券監視委は、このような犯則嫌疑者の行為を秒単位で再現・分析する独自のプログラムを開発・活用し、本件告発につなげたものである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件相場操縦が証取法(第159条第2項、第197条第2項等 相場操縦行為等の禁止、加重处罚規定)に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成21年9月29日、犯則嫌疑者3名を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者3名は、共謀の上、財産上の利益を得る目的で

第1 日立造船株式会社の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成18年6月19日、証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券を買い付け、また、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券の買付けの委託を行う一連の取引

をし、同株券の株価を 156 円から 161 円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、同株券合計 139 万 3,000 株を売り付け

第2 同日、上記第1の売買の後、日立造船株式会社の株券について再度、同様の目的をもって、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券の買付けの委託を行う一連の取引をし、同株券の株価を 161 円から 163 円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、同株券合計 70 万 2,000 株を売付け

第3 同日、三井鉱山株式会社の株券について、同様の目的をもって、連続した高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券を買い付け、また、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券の買付けの委託を行う一連の取引をし、同株券の株価を 265 円から 277 円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、同株券合計 33 万 6,000 株を売り付け

もって、それぞれ、当該株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、当該上昇させた株価により同株券の売買を行ったものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 21 年 10 月 20 日、犯則嫌疑者 3 名について公訴の提起が行われた。平成 22 年 4 月 28 日、東京地方裁判所は、被告人らが行った変動操作は、投資家に対し、その相場が自然の需給関係により形成されたものと誤信させて、投資の判断を誤らせて不測の損害を被らせる危険にさらすものであり、証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を大きく損なうものであるとして、主犯格である被告人 A に、懲役 2 年 2 月（執行猶予 4 年）、罰金 250 万円、被告人 A の指示を受け、または自己の判断で売買を行った被告人 B に、懲役 2 年（執行猶予 4 年）、罰金 300 万円、被告人 A の指示を受け売買を行った被告人 C に、懲役 1 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 150 万円、被告人 3 名から連帶して、追徴金約 2 億 2,661 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

#### ④ グッドウィル・グループ株式会社株券に係る巨額内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑者が、グッドウィル・グループ株式会社が株式会社クリスタルを子会社化するため同社株式を買収する旨の重要事実について、グッドウィル・グループ株式会社の子会社である株式会社グッドウィル・エンジニアリングの代表取締役から伝達を受け、同事実の公表前にグッドウィル・グループ株式会社株券を代金合計 10 億 8,673 万円で買い付けたものである。

本件に係る買付金額及び利得金額は、ファンドによる内部者取引事件であるニッポン放送株券事件を別にすれば、個人による内部者取引事件としては、過去最大のものである。

本件は、上記②とは異なり、買収される側の会社の株券ではなく、買収する側の会社の株券に係るものであるが、同じく企業買収関連の内部者取引であり、関係者が多数に及ぶ企業買収が内部者取引を惹起するリスクが高いことを示すものである。

また、本件は、会社関係者から情報伝達を受けた第一次情報受領者による内部者取引である。最近、第一次情報受領者による内部者取引が多く見られるようになっているが、上場会社等においては、内部者取引防止のため、部内から違反行為者を出さないようにするだけでなく、重要事実を部外に漏らすことのないよう、情報管理を徹底する必要がある。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第 166 条第 3 項等 情報受領者の禁止行為）に違反するとして、平成 21 年 10 月 2 日、東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 10 月 20 日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官

に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、グッドウィル・グループ株式会社との間で業務委託契約等を締結していた株式会社グッドウィル・エンジニアリングの代表取締役から、同人が同契約の履行に関して知った、グッドウィル・グループ株式会社の業務執行を決定する機関が株式会社クリスタルを子会社化するため同社株式の 67 パーセントを取得することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けた者であるが、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表前である平成 18 年 11 月 7 日及び同月 10 日、グッドウィル・グループ株式会社の株券 1 万 5,000 株を、代金合計 10 億 8,673 万 5,000 円で買い付けたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 21 年 10 月 21 日、犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。平成 22 年 2 月 4 日、東京地方裁判所は、本件は、まれに見る多額のインサイダー取引として、証券市場の公正性と健全性を損ない、一般投資家の証券市場に対する信頼を大きく傷つけたものであり、厳しい非難は免れず、被告人は、法人税法違反で懲役 1 年 6 月（3 年間執行猶予）の判決を受けたにもかかわらず、執行猶予期間満了から半年も経過しないうちに本件犯行に及んでおり、経済ルールに関する遵法精神は相当希薄であると言わざるを得ないとして、懲役 2 年 6 月（実刑）、罰金 500 万円、追徴金 15 億 3,180 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

#### ⑤ ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件(1)

本件は、上場会社ユニオンホールディングス株式会社の代表取締役であった犯則嫌疑者が、いわゆる「仕手筋」である他の犯則嫌疑者と共に、同社の株価をつり上げるため、相場操縦を行ったものである。

同社を巡っては、下記⑧の不公正ファイナンスに係る偽計事件の告発も行っているが、上記①においても述べたように、証券監視委は、発行市場・流通市場全体に目を向けた包括的・機動的な市場監視に取り組んでいるところであり、本件告発もその一環をなすものである。

なお、本件については、大阪府警察本部と合同で調査・捜査を進めてきたものである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件相場操縦が証取法（第 159 条第 1 項、第 197 条第 2 項等 相場操縦行為等の禁止、加重処罰規定）に違反するとして、平成 21 年 11 月 5 日、大阪府警と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 11 月 24 日、犯則嫌疑者 9 名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者 A、B、C、D、E、F、G、H 及び I は、共謀の上、財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス株式会社の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、平成 19 年 4 月 13 日から同月 26 日までの間、10 取引日にわたり、同株券の売買を誘引する目的をもって、B ほか複数名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値で買い上がるなどの方法により、同株券合計 970 万 2,100 株を買い付ける一方で、同株券合計 815 万 9,200 株を売り付ける一連の売買をし、さらに、下値買注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計 159 万 500 株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売

買及びその委託をするとともに、他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同期間中、上記 10 取引日にわたり、同株券合計 463 万 6,800 株について、複数の証券会社を介し、B ほか複数名義で売り付けると同時に別途買付けをし、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、その株価を 154 円から 179 円まで上昇させた上、同期間、上記 10 取引日にわたり、当該上昇させた株価により、同株券 1,065 万 9,200 株を売り付けたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 21 年 11 月 25 日、犯則嫌疑者 A、B 及び C の 3 名について公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において、公判係属中である。

#### ⑥ 株式会社テレウェイヴ株券に係る内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑者が、株式会社テレウェイヴの社員から、業績予想の下方修正という同社の業務等に関する重要事実を聞き、他の犯則嫌疑者と共に謀の上、これら犯則嫌疑者の名義を使って、同社株券を信用取引で売り付けたという内部者取引事件である。

本件もまた、上記④と同様、第一次情報受領者による内部者取引事件であるが、第一次情報受領者である犯則嫌疑者から更に情報伝達を受けた他の 2 人の犯則嫌疑者についても、共謀関係が認められるということで、共同正犯として告発したものである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第 166 条第 3 項等 情報受領者の禁止行為）に違反するとして、平成 21 年 11 月 26 日、東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 12 月 15 日、犯則嫌疑者 3 名を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者 A は、平成 18 年 11 月 13 日ころ、株式会社テレウェイヴ社員から、同人が自己の職務に関し知った、同社が新たに算出した平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの事業年度における同社が属する企業集団の売上高及び経常利益の予想値について、同社が平成 18 年 5 月 29 日に公表していた各予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実の伝達を受けたもの、犯則嫌疑者 B 及び C は、その知人であるが

第 1 犯則嫌疑者 A 及び B は、共謀の上、上記重要事実の公表前に信用取引により株式会社テレウェイヴの株券を売り付け、その公表後に買い戻して利益を得ようと企て、いずれも法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表前である平成 18 年 11 月 15 日から同月 20 日までの間、証券会社を介し、B 名義で、同株券 387 株を代金合計 7,068 万 9,000 円で売り付け

第 2 犯則嫌疑者 A 及び C は、共謀の上、上記重要事実の公表前に信用取引により株式会社テレウェイヴ株券を売り付け、その公表後に買い戻して利益を得ようと企て、いずれも法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表前である同月 17 日、証券会社を介し、C 名義で、同株券 250 株を代金合計 4,485 万円で売り付けたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 21 年 12 月 16 日、犯則嫌疑者 3 名について、公訴の提起が行われた。平成 22 年 4

月5日、東京地方裁判所は、いずれの取引も、取引された株券の数や代金額が多く、証券市場の公正性と健全性を損ない、投資家の信頼を失わせる悪質なものであって、厳しい非難に値するといわねばならないとして、第一次情報受領者である被告人Aに、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金500万円、追徴金約8,462万円、被告人Aの依頼を受け、自己名義口座で売買に及んだ被告人Bに、懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金200万円、下記⑦の事実と併せ、被告人Aの依頼を受け、自己名義口座で売買に及んだ被告人Cに、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金500万円、追徴金約2億7,218万円の判決を言い渡し、同判決は、確定した。

#### ⑦ 中外製薬株式会社株券の公開買付けに係る内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑者が、中外製薬株式会社の社員から、同社と提携基本契約を締結していたロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィによる同社株券に係る公開買付事実の伝達を受け、当該事実の公表前に同社株券を買い付けたという内部者取引事件である。

本件もまた、上記④、⑥と同様、第一次情報受領者による内部者取引事件であり、また、上記②と同様、公開買付事実に係る内部者取引事件である。

なお、本件犯則嫌疑者は、上記⑥の内部者取引事件において、第一次情報受領者である犯則嫌疑者と共に謀関係が認められるとして共同正犯として告発された犯則嫌疑者Cである。

##### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が金商法（第167条第3項等 情報受領者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成21年12月15日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

##### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、平成20年5月21日ころ、ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィとの間で提携基本契約を締結していた中外製薬株式会社の社員から、同人が同契約の履行に關し知った、ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィの業務執行を決定する機関が中外製薬株式会社の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に同株券を買い付け、その公表後に売り付けて利益を得ようと企て、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月22日、証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で同株券38万2,900株を代金合計6億229万8,500円で買い付けたものである。

##### 【告発後の経緯】

同事件については、上記⑥の内部者取引事件の被告人Cを参照。

#### ⑧ ユニオンホールディングス株式会社の水増し増資による不公正ファイナンスに係る偽計事件

本件は、犯則嫌疑法人ユニオンホールディングス株式会社の代表取締役であった犯則嫌疑者らが共謀の上、実体のない法人を設立し、これを割当先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を行う旨を公表の上、実際には本件増資の相当部分は見せ金による水増し増資であるのに、予定通り資本増強が行われた旨、虚偽の公表を行い、株価を上昇維持させた上で、本件増資に係る新株等を売却したという不公正ファイナンスに係る偽計事件である。

本件犯則嫌疑者らは、平成19年4月に上記⑤の株価操縦を行ったものであるが、株価

はその後大きく値を下げた。犯則嫌疑者らは、なおも同社株価の上昇維持を図り、同社株式の売却によって利益を得ようと企て、本件不公正ファイナンスに係る偽計を行ったものである。このように、犯則嫌疑者らは、相場操縦と不公正ファイナンスに係る偽計という流通・発行両市場にわたる犯則行為を行ってきたものである。

上述のとおり、証券監視委は、活動方針において、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を重点施策として掲げ、不公正ファイナンスの監視を強化してきたところであるが、本件は、上記①に引き続き、不公正ファイナンスを偽計で告発した2号事案ということになる。また、証券監視委は、昨年の「証券取引等監視委員会の活動状況」において、犯則事件の調査に係る今後の課題として、発行市場の監視強化を含めた複雑・悪質な複合事案への取組みを掲げ、これに鋭意取り組んできたところであるが、本件は、まさに、上記⑤と合わせ、上場会社を道具として使って市場・一般投資者を欺く、極めて悪質な複合事案であると言える。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が金商法（第158条等 偽計の禁止）に違反するとして、平成21年12月4日、大阪府警と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年12月24日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者を大阪地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、犯則嫌疑法人ユニオンホールディングス株式会社関係者らと共に上、ユニオンホールディングス株式会社の業務及び財産に関し、ユニオンホールディングス株式会社が平成20年2月1日に公表した株式会社IAB Japan等を割当先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行につき、ユニオンホールディングス株式会社株券の株価を上昇維持させた上で、上記第三者割当増資及び上記新株予約権の行使により発行予定の新株等を売却するため、虚偽の事実を公表するなどの偽計を行おうと企て

第1 真実は、株式会社IAB Japanは犯則嫌疑者が上記第三者割当増資等の名目上の割当先とするために設立した実体のない法人に過ぎず、同社には上記第三者割当増資の払込金4億5,981万円等を実際に拠出する資力はなく、他に同社割当分の払込金全額の出資に応じる者も確保できていなかったのに、その情を秘し、平成20年2月1日、株式会社東京証券取引所が提供する適時情報開示システムであるTDnetにより、あたかも同社が、マレーシア店頭市場上場会社から紹介された資金力を有する関連会社であり、上記第三者割当増資等の出資者として実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し

第2 真実は、株式会社IAB Japan名義で払い込む上記第三者割当増資の払込金のうち2億481万円は見せ金に過ぎないのに、その情を秘し、同月18日、現金1億3,500万円を上記第三者割当増資の払込金として同社名義でユニオンホールディングス株式会社の口座に入金し、これに他の資金を加えた合計2億500万円を、他社名義口座を介して同社名義の口座に還流させ、これに他の払込金を加えた合計3億2,481万円を再度同社からの別途の払込みとして上記口座に入金して、同社から上記第三者割当増資の払込金4億5,981万円全額の払込みが実際にあったように仮装した上、同日、上記TDnetにより、第三者割当増資による新株1,851万株及び新株予約権126個の資本増強が行われた旨の虚偽の事実を公表し

もって有価証券の売買のため、及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものである。

### 【告発後の経緯】

平成 21 年 12 月 25 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において、公判係属中である。

### ⑨ ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件(2)

本件については、上記⑤の相場操縦事件(1)に係る調査・捜査の過程で本件犯則嫌疑者の関与が判明したので、⑤の事件の告発・起訴後もなお本件犯則嫌疑者について調査・捜査を進め、告発に至ったものである。相場操縦には膨大な資金が必要であり、資金提供者の存在が欠かせないが、本件犯則嫌疑者は、上記⑤の犯則嫌疑者と共に謀の上、資金提供を行うとともに売り抜け行為も行ったものであり、本件相場操縦の共同正犯として告発したものである。

### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件相場操縦が証取法（第 159 条第 1 項、第 197 条第 2 項等 相場操縦行為等の禁止、加重処罰規定）に違反するとして、平成 22 年 1 月 20 日、大阪府警と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 2 月 9 日、犯則嫌疑者を大阪地方検察庁検察官に告発した。

### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、上記⑤の事件の犯則嫌疑者 A、B 及び C らと共に謀の上、財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス株式会社の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、平成 19 年 4 月 13 日から同月 26 日までの間、10 取引日にわたり、同株券の売買を誘引する目的をもって、犯則嫌疑者 B ほか複数名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値で買い上がるなどの方法により、同株券合計 946 万 300 株を買い付ける一方で、同株券合計 777 万 2,400 株を売り付ける一連の売買をし、さらに、下値買注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計 148 万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をするとともに、他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど同株券の売買の状況に關し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同期間中、上記 10 取引日にわたり、同株券合計 427 万 8,100 株について、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者 B ほか複数名義で売付けすると同時に別途買付けをし、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、その株価を 154 円から 179 円まで上昇させた上、上記 10 取引日の間、当該上昇させた株価により、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者ほか複数名義で同株券合計 1,094 万 6,700 株を売り付けたものである。

### 【告発後の経緯】

平成 22 年 2 月 10 日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において、公判係属中である。

### ⑩ 株式会社テークスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件

本件は、株式会社テークスグループの実質的経営者が、自ら決定した同社の増資及び同増資に係る新株式発行の一部失権という重要事実をもとに、その公表前に、他の犯則嫌疑者と共に謀の上、自社株の買付け及び売付けを行ったという悪質な内部者取引事件である。本件犯則嫌疑者は、表面上は同社の取締役等に就かず、その株式支配力を背景に背後から実質的経営者として同社の経営上の重要事項を決定していたものであるが、本件は、このような実質的経営者についても、金商法第 166 条の「会社関係者」として告発したもので

ある。

なお、本件実質的経営者である犯則嫌疑者は上記⑨の相場操縦事件の犯則嫌疑者と同一人物である。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が金商法（第166条第1項等 会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成22年2月25日、大阪地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年3月16日、犯則嫌疑者4名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

株式会社テークスグループ（平成20年8月31日までの商号は株式会社東京衡機製造所。以下、商号変更の前後に応じ、「テークスグループ」又は「東京衡機製造所」という。）が平成20年9月1日に公表した第三者割当による新株式発行増資について

第1 犯則嫌疑者Aは、平成20年5月28日ころ、その職務に関し、東京衡機製造所の業務執行を決定する機関が株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の同社の業務等に関する重要事実を知り

1 犯則嫌疑者A及びBは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、その公表前である同年6月4日から同年8月26日までの間、犯則嫌疑者Aほか複数名義で、複数の証券会社を介し、東京衡機製造所の株券合計34万2,000株を代金合計2,726万7,000円で買い付け

2 犯則嫌疑者A、C及びDは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、その公表前である同年8月21日から同月28日までの間、犯則嫌疑者D名義で、証券会社を介し、東京衡機製造所の株券合計8万9,000株を代金合計800万円で買い付け

第2 犯則嫌疑者Aは、平成20年9月16日、その職務に関し、前記第三者割当による新株式発行増資について、払込総額の約9割に相当する新株式の発行は失権することが確実になり、連結業績向上のための基幹事業としていた子会社事業等への投資資金を確保する目処が立たなくなつた旨のテークスグループの運営、業務及び財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実を知り、犯則嫌疑者A及びBは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、その公表前である同月16日から同月19日までの間、犯則嫌疑者Bほか名義で、複数の証券会社を介し、テークスグループの株券合計73万5,000株を代金合計1億145万2,000円で売り付け

たものである。

#### 【告発後の経緯】

平成22年3月17日、犯則嫌疑者A及びDの2名について、公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において、公判係属中である。

#### ⑪ トランステジタル株式会社の架空増資による不公正ファイナンスに係る偽計事件

犯則嫌疑法人トランステジタル株式会社は、平成20年8月28日、29日と立て続けに小切手及び手形の不渡りを出し、9月1日には民事再生手続開始の申し立てを行い、民事再生手続に入っている。本件は、このように犯則嫌疑法人が資金繰りに行き詰まって経営破たんに陥る直前に第三者割当により発行した新株予約権の行使に係る増資について、入金した払込金を直ちに出金の上、再度別途の払込金として入金するということを繰り返し

て行った架空増資を利用した偽計事件であり、上記①、⑧に続く不公正ファイナンス3号事案となる。

なお、本件については、警視庁と合同で調査・捜査を進めてきたものである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が金商法（第158条等 偽計の禁止）に違反するとして、平成22年3月9日、警視庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年3月26日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者6名を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者6名は、共謀の上、平成20年7月28日に犯則嫌疑法人トランスデジタル株式会社が発行した新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装して新株を発行しようと企て、同社の業務及び財産に関し、同社の新株を発行するため

##### 第1

- 1 同月29日、新株予約権20個の行使に係る払込金として、1億6,000万円を、新株予約権の行使に関する払取扱場所である銀行支店に開設された同社名義の預金口座（以下「トランスデジタル口座」という。）に入金して払込みを仮装し
- 2 同日、上記1記載の1億6,000万円等を同行別支店の同社名義の口座（以下「別口座」という。）に振り替えるなどした上、新株予約権13個の行使に係る払込金として、1億400万円を、トランスデジタル口座に入金して払込みを仮装し
- 3 同日、別口座を介し、新株予約権10個の行使に係る払込金として、8,000万円を、トランスデジタル口座に入金して払込みを仮装し
- 4 同日、トランスデジタル口座から現金を別口座に振り替えた上、新株予約権20個の行使に係る払込金として、1億6,000万円を、トランスデジタル口座に入金して払込みを仮装し
- 5 同日、トランスデジタル口座から現金を別口座に振り替えた上、新株予約権13個の行使に係る払込金として、1億400万円を、トランスデジタル口座に入金して払込みを仮装し

た上、その情を秘し、同日、株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システムであるTDnetにより、上記合計76個の新株予約権の行使に際して、トランスデジタル口座に合計6億800万円が現金で払い込まれて、同金額の資金が調達されるとともに、適法な新株予約権の行使による合計7,600万株の新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表し、もって有価証券の取引のため、偽計を用い

第2 同月30日、トランスデジタル口座から現金を別口座に振り替えた上、TD戦略投資事業組合名義の口座を介し、新株予約権23個の行使に係る払込金として、1億8,400万円を、同組合名義で、トランスデジタル口座に入金して払込みを仮装した上、その情を秘し、同日、上記TDnetにより、同組合の23個の新株予約権の行使に際して、トランスデジタル口座に1億8,400万円が現金で払い込まれて、同金額の資金が調達されるとともに、適法な新株予約権の行使による2,300万株の新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表し、もって有価証券の取引のため、偽計を用い

第3 同月31日、トランスデジタル口座から現金を別口座に振り替えた上、9,600万円を、トランスデジタル口座に入金して払込みを仮装した上、その情を秘し、同日、上記TDnetにより、12個の新株予約権の行使に際して、トランスデジタル口座に9,600万円が現金で払い込まれて、同金額の資金が調達されるとともに、適法な新

株予約権の行使による 1,200 万株の新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表し、もって有価証券の取引のため、偽計を用いたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 22 年 3 月 29 日、犯則嫌疑者 6 名のうち 2 名について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

#### (2) ディスクロージャーに関する告発

##### ① ニイウスコー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事件(1)

本件は、下記②とともに、東証一部上場企業であったニイウスコー株式会社が複数年度にわたり行った粉飾事件であり、粉飾金額も①、②合わせて売上高で約 274 億円、経常利益で約 135 億円と極めて巨額である。

また、このような巨額の粉飾決算に基づいて、①においては、約 200 億円もの第三者割当増資が、②においては、約 60 億円もの公募増資が行われており、更に、②においては、公募増資に際し、犯則嫌疑者両名は、自己が保有する同社の株式を売り出して、多額の対価を得ているものであり、投資者を欺き、その犠牲の下、自己の利益を図るものとして、極めて悪質な粉飾事件であると考えられる。

IT 業界については、本件においても認められる循環取引等、不適切な会計処理が行われる業界固有のリスク特性があり、日本公認会計士協会においても、平成 17 年 3 月、「IT 業界における特殊な取引検討プロジェクトチーム報告」として「情報サービス産業における監査上の諸問題」をとりまとめており、また、同報告を受け、企業会計基準委員会も、平成 18 年 3 月に、実務対応報告第 17 号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」を策定しているが、本件告発は、このような取組みとあいまって、IT 業界における会計処理の適正化に資することが期待されるものである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券報告書等提出が証取法（第 197 条第 1 項等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書等の提出）に違反するとして、平成 22 年 2 月 11 日、横浜地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 3 月 2 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者 2 名を横浜地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人ニイウスコー株式会社は、コンピュータに関する各種ソフトウェアの開発、販売、販売代理、仲介及びコンサルタント業務等を営む会社並びにこれに該当する業務を行う外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支援、管理すること等を目的としていたもの、犯則嫌疑者 A は、同社の代表取締役会長として、同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 B は、同社の取締役等として、犯則嫌疑者 A を補佐し、同社の業務全般を統括していたものであるが、犯則嫌疑者両名は、共謀の上、同社の業務に関し

第 1 平成 18 年 9 月 21 日、同社本店において、同所に設置された同社の使用に係る入出力装置から、開示用電子情報処理組織を使用して、内閣府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法により、関東財務局長に対し、同社の平成 18 年 6 月期の連結事業年度につき、売上高が 642 億 7,997 万 9,000 円、経常損失が 4 億 8,282 万 6,000 円であったにもかかわらず、循環取引等を利用した架空売上を計上するなどの方法により、売上高を 771 億 8,067 万 2,000 円、経常利益を 56 億 8,213 万 5,000 円と記載した連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を

提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し  
第2 同社が発行する株券の募集に際し、平成19年8月29日、前同様の方法により、  
関東財務局長に対し、上記第1記載の有価証券報告書を参照すべき旨記載した有価  
証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を  
提出し  
たものである。

## ② ニイウスコー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事件(2)

### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券届出書等提出が証取法（第197条第1項等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書等の提出）に違反するとして、平成22年3月4日、強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年3月19日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者2名を横浜地方検察庁検察官に告発した。

### 【告発の対象となった犯則事実】

上記①の事件の犯則嫌疑者両名は、共謀の上、犯則嫌疑法人ニイウスコー株式会社の業務に關し

第1 平成17年9月21日、同社本店において、同所に設置された同社の使用に係る入出力装置から、開示用電子情報処理組織を使用して、内閣府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法により、関東財務局長に対し、同社の平成17年6月期の連結事業年度につき、売上高が643億9,546万1,000円、経常損失が14億8,019万4,000円であったにもかかわらず、循環取引等を利用した架空売上を計上するなどの方法により、売上高を789億873万5,000円、経常利益を59億3,150万8,000円と記載した連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第2 同社が発行する株券の募集及び売出しに際し、平成18年3月6日、前同様の方法により、関東財務局長に対し、上記第1記載の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出し

たものである。

### 【告発後の経緯】

犯則嫌疑者2名について、平成22年3月3日、上記①の事件に係る公訴の提起が行われ、平成22年3月23日、上記②の事件で追起訴され、横浜地方裁判所において、公判係属中である。

## 第4 平成20年度以前の告発事案に係る判決の概要

平成21年度の告発事案に係る公判の状況等、告発後の経緯については、上記のとおりであるが、平成20年度以前の告発事案について、平成21年度において判決が出されたものの判決の概要は以下のとおりである。

### (1) 株式会社アスクレピオスの詐欺事件に関連した内部者取引事件(2)

#### 【平成20年12月5日告発、平成21年4月15日判決（東京地裁）】

平成21年4月15日、東京地方裁判所は、本件犯行の規模は小さくなく、悪質であるとして、懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金100万円、追徴金約1,924万円の判決を言い渡し、

同判決は確定した。

**(2) オー・エイチ・ティー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事件**

【平成 20 年 12 月 24 日告発、平成 21 年 4 月 28 日判決（広島地裁）】

平成 21 年 4 月 28 日、広島地方裁判所は、本件粉飾決算の態様は、複数の手段を用いて行われた計画的で悪質なものであるとして、被告会社に、罰金 800 万円、被告会社元代表取締役に、懲役 2 年（執行猶予 4 年）、被告会社元取締役管理部長に、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）及び被告会社元取締役総合企画部長に、懲役 1 年（執行猶予 3 年）の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**(3) 川上塗料事件（相場操縦・情報流布）、オー・エイチ・ティー株券に係る相場操縦事件**

【平成 19 年 6 月 25 日、平成 19 年 6 月 28 日、平成 19 年 11 月 29 日告発、平成 21 年 5 月 14 日判決（東京高裁）、平成 21 年 10 月 6 日判決（最高裁）】

平成 20 年 6 月 30 日、さいたま地方裁判所は、被告人 A（無職）に、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 300 万円、被告人 B（会社役員）に、懲役 1 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 200 万円、被告人両名から連帶して、追徴金約 5 億 1,108 万円の判決を言い渡し、平成 20 年 7 月 9 日、被告人 B（会社役員）は控訴し、平成 20 年 7 月 14 日、被告人 A（無職）は控訴した。

平成 21 年 5 月 14 日、東京高等裁判所は、没収・追徴の対象となる「犯罪により得た財産」とは、共同正犯者等の犯人全体が「犯罪行為により得た財産」を意味するものであって、相場操縦等の資金提供者、実質利益の帰属者、分配利益の取得者等が誰であったかなどを考慮することはできないというべきであるとして、被告人両名に、控訴棄却の判決を言い渡し、平成 21 年 5 月 25 日、被告人 A（無職）は、上告し、平成 21 年 5 月 28 日、被告人 B（会社役員）の判決は、確定した。

平成 21 年 10 月 6 日、最高裁判所は、上告趣意は、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告人 A（無職）に、上告棄却の判決を言い渡し、同判決は、確定した。

**(4) IR 専門家による IR 対象株券に係る内部者取引事件**

【平成 21 年 2 月 10 日告発、平成 21 年 5 月 25 日判決（大阪地裁）】

平成 21 年 5 月 25 日、大阪地方裁判所は、本件各犯行は、悪質であり、売付価額が多額であるとして、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 300 万円、追徴金約 1 億 2,092 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**(5) 株式会社プロデュースに対する証券監視委の強制調査に係る公表前の内部者取引事件**

【平成 21 年 3 月 31 日告発、平成 21 年 5 月 27 日判決（さいたま地裁）】

平成 21 年 5 月 27 日、さいたま地方裁判所は、本件犯行は、金商法の目的を全くないがしろにする悪質なものであり、一般予防の見地からも軽視することはできないとして、懲役 3 年（執行猶予 4 年）、罰金 500 万円、追徴金約 7,888 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**(6) ジェイ・ブリッジ株式会社常務執行役員による同社株券に係る内部者取引事件**

【平成 21 年 4 月 22 日告発、平成 21 年 6 月 17 日判決（東京地裁）】

平成 21 年 6 月 17 日、東京地方裁判所は、本件犯行が証券取引市場の公正さに対する信頼を低下させるものであることに照らすと、本件結果は軽視できないとして、懲役 1 年（執行猶予 3 年）、罰金 100 万円、追徴金約 915 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

## (7) ビーマップ事件（相場操縦）

【平成 19 年 3 月 27 日告発、平成 21 年 6 月 24 日判決（大阪高裁）】

平成 20 年 10 月 31 日、大阪地方裁判所は、被告人 D（会社役員）に、懲役 1 年（執行猶予 3 年）、追徴金 2 億 4,533 万 6,500 円の判決を言い渡し、平成 20 年 11 月 13 日、被告人 D（会社役員）は、控訴した。

平成 21 年 6 月 24 日、大阪高等裁判所は、被告人 D は、被告人 A（会社役員）がビーマップ株の「株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的」や、「他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど、同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的」で本件取引を行うことを承知した上、これに加担したことが明らかであるとして、被告人 D（会社役員）に控訴棄却の判決を言い渡し、平成 21 年 7 月 6 日、被告人 D（会社役員）は、上告し、最高裁判所において公判係属中である。

## (8) 東証一部上場企業（株式会社イマージュ）代表取締役社長による内部者取引事件

【平成 21 年 3 月 27 日告発、平成 21 年 7 月 8 日判決（高松地裁）】

平成 21 年 7 月 8 日、高松地方裁判所は、本件は、多額のインサイダー取引事案として、証券市場の公正性と健全性を損ない、一般投資家の証券市場に対する信頼を大きく傷つけたといえるとして、被告会社に、罰金 200 万円、被告人に、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 100 万円、被告会社、被告人から連帶して追徴金 3 億 5,500 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

## (9) 株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時有価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件(1)(2)

【平成 21 年 3 月 25 日、平成 21 年 4 月 28 日告発、平成 21 年 8 月 5 日判決（さいたま地裁）、平成 22 年 3 月 23 日判決（東京高裁）】

平成 21 年 8 月 5 日、さいたま地方裁判所は、本件は、証券市場の公正さを害する極めて悪質な犯行であるとして、株式会社プロデュース元代表取締役に、懲役 3 年（実刑）、罰金 1,000 万円の判決を言い渡した。平成 21 年 8 月 5 日、被告人は、控訴した。

また、さいたま地方裁判所は、株式会社プロデュース元専務取締役に、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）の判決を言い渡し、同判決は確定した。

平成 22 年 3 月 23 日、東京高等裁判所は、株式会社プロデュース元代表取締役に、本件が懲役刑の執行を猶予すべき事案であるとは認められないとして、控訴棄却の判決を言い渡した。平成 22 年 3 月 24 日、株式会社プロデュース元代表取締役は、上告し、最高裁判所において公判係属中である。

※同事件の(3)については、附属資料 250 頁の事件番号 121 参照。

## (10) ビーマップ事件（相場操縦）

【平成 19 年 3 月 27 日告発、平成 21 年 9 月 9 日判決（大阪地裁）】

平成 21 年 9 月 9 日、大阪地方裁判所は、被告人らは、相場操縦行為により、ビーマップの株価を大幅につり上げ、証券市場の公正性を揺るがし、多くの投資家の判断を誤らせて損失を被らせる危険にさらすとともに、証券市場に対する国民の信頼を損なわせたのであり、結果は重大であるとして、被告人 B（会社役員）に、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）追徴金約 2 億 4,533 万円の判決を言い渡した。平成 21 年 9 月 24 日、被告人 B（会社役員）は、控訴し、大阪高等裁判所において公判係属中である。

(11) 株式会社アスクレピオスの詐欺事件に関連した内部者取引事件(1)

【平成 20 年 10 月 7 日告発、平成 21 年 9 月 14 日判決（東京地裁）】

平成 21 年 9 月 14 日、東京地裁は、本件は、有印私文書偽造、同行使、詐欺の事案及び金商法違反の事案であり、被告人は、違法性を十分認識しながら、本件内部者取引の犯行に及んだとして懲役 15 年（実刑）、罰金 500 万円、追徴金約 4 億 1,223 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

(12) ビーマップ事件（相場操縦）

【平成 19 年 3 月 27 日告発、平成 21 年 9 月 29 日判決（大阪地裁）】

平成 21 年 9 月 29 日、大阪地方裁判所は、被告人らの株価操縦により、ビーマップの株価がつり上げられ、これによって、証券市場の公正性が揺るがされ、多くの投資家がその判断を誤って損失を被る危険にさらされたうえ、証券市場に対する国民の信頼が損なわれたことが明らかであり、結果は重大であるとして、被告人 A（会社役員）に、懲役 3 年（執行猶予 5 年）、罰金 500 万円、追徴金約 9 億 7,843 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

なお、被告人 A（会社役員）は、下記(13)記載のアイ・シー・エフ株券取得に係る偽計事件についても公訴提起が行われているため、同事件と一括審理が行われた。

(13) アイ・シー・エフ株券取得に係る偽計事件

【平成 20 年 3 月 5 日告発、平成 21 年 9 月 29 日判決（大阪地裁）】

平成 21 年 9 月 29 日、大阪地方裁判所は、本件は、組織的かつ計画的で巧妙な手口による犯行といえるのであって、まことに悪質であるとして、被告人 A（会社役員）に、懲役 3 年（執行猶予 5 年）、罰金 500 万円、追徴金約 9 億 7,843 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

なお、被告人 A（会社役員）は、上記(12)記載のビーマップ事件（相場操縦）についても公訴提起が行われているため、同事件と一括審理が行われた。

(14) 大盛工業株券に係る風説の流布事件

【平成 19 年 10 月 30 日告発、平成 21 年 11 月 18 日判決（東京高裁）】

平成 20 年 9 月 17 日、東京地方裁判所は、被告人に、懲役 2 年 6 月、追徴金約 15 億 6,110 万円の判決を言い渡し、平成 20 年 9 月、被告人は、控訴した。平成 21 年 11 月 18 日、東京高等裁判所は、原判決には、相対取引分について取引株数の認定を誤り、被告人が本件犯罪行為によって得た財産の額自体を過大に認定した結果、過大な追徴を課したものであるから、この点の事実の誤認が判決に影響を及ぼすことは明らかであるとして、被告人に、原判決破棄、懲役 2 年 6 月（実刑）、追徴金約 15 億 5,810 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

(15) 株式会社ドン・キホーテ店舗への放火による相場変動目的暴行・脅迫事件(1)(2)

【平成 20 年 11 月 26 日、平成 20 年 12 月 17 日告発、平成 21 年 11 月 24 日判決（横浜地裁）】

平成 21 年 11 月 24 日、横浜地方裁判所は、現住建造物等放火未遂、金商法違反、威力業務妨害の事案からなる本件の犯行態様は甚だ悪質であり、本件放火行為は金商法第 158 条にいう暴行に、本件脅迫行為は同条にいう脅迫にそれぞれ該当するとして、被告人に、懲役 6 年（実刑）の判決を言い渡し、同判決は確定した。

(16) 株式会社アイ・エックス・アイに係る虚偽有価証券報告書等提出事件

【平成 20 年 6 月 17 日告発、平成 21 年 11 月 26 日判決（大阪地裁）】

平成 21 年 1 月 29 日、大阪地方裁判所は、株式会社アイ・エックス・アイ元取締役に、懲

役2年6月（執行猶予4年）、罰金500万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。平成21年2月9日、大阪地方裁判所は、株式会社アイ・エックス・アイ元常務取締役に、懲役3年（執行猶予4年）、罰金500万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。平成21年11月26日、大阪地方裁判所は、株式会社アイ・エックス・アイ元代表取締役に、粉飾の目的、態様、粉飾額の大きさなどからすれば、本件は、一般投資家の投資判断を誤らせ、有価証券の発行、流通の円滑化と価格の公正化を阻害する犯行として悪質なものというべきであり、代表取締役であった被告人の刑事責任は相當に重いとして、懲役3年（執行猶予5年）、罰金800万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**(17) 株式会社日本債券信用銀行に係る虚偽有価証券報告書提出事件**

【平成11年8月13日告発、平成21年12月7日判決（最高裁）】

平成16年5月28日、東京地方裁判所は、株式会社日本債券信用銀行元代表取締役会長に、懲役1年4月（執行猶予3年）、株式会社日本債券信用銀行元代表取締役頭取に、懲役1年（執行猶予3年）及び株式会社日本債券信用銀行元代表取締役副頭取に、懲役1年（執行猶予3年）の判決を言い渡し、平成16年6月1日及び同月3日、被告人3名は、控訴した。平成19年3月14日、東京高等裁判所は、被告人3名に、控訴棄却の判決を言い渡し、平成19年3月16日及び同月20日、被告人3名は、上告した。平成21年12月7日、最高裁判所は、原判決は、あくまで資産査定通達等によって補充された改正後の決算経理基準が唯一の基準であるとして債務者区分を行い、貸出金を査定しているものであって、従来採用されていた税法基準の考え方従って適切に評価した場合に、貸出先が事業好転の見通しがないとすることが適当でない取引先に当たるかどうか、これらに対する本件貸出金が回収不能又は無価値と評価すべきものかどうかについては必ずしも明らかとはいはず、その点について、その当時行われていた貸出金の評価や他の大手銀行における処理の状況をも踏まえて、更に審理、判断する必要があるとして、被告人3名に、原判決破棄、東京高裁へ差戻しの判決を言い渡し、東京高等裁判所において公判係属中である。

**(18) ジェイ・ブリッジ株式会社元取締役会長による同社株券に係る海外ダミ一口座を利用したクロスボーダー内部者取引事件**

【平成21年4月27日告発、平成21年12月10日判決（東京地裁）】

平成21年12月10日、東京地方裁判所は、本件は、インサイダー取引の事案及び有印私文書偽造教唆、証拠隠滅教唆の事案であり、本件インサイダー取引の犯行は、証券取引市場の公正性と健全性及びこれに対する投資家の信頼を大きく害するものであったとして、懲役3年（執行猶予5年）、罰金200万円、追徴金約3,750万円、偽造文書の没収の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**(19) アイ・シー・エフ株券取得に係る偽計事件**

【平成20年3月5日告発、平成22年2月3日判決（大阪高裁）】

平成20年10月10日、大阪地方裁判所は、被告会社に、罰金500万円、追徴金7億3,315万円の判決を言い渡し、平成20年10月18日、被告会社は、控訴した。平成22年2月3日、大阪高等裁判所は、記録に基づいて検討すると、一審判決が被告法人から7億3,315万円を追徴したのは正当であるとして、控訴棄却の判決を言い渡した。平成22年2月8日、被告会社は、上告し、最高裁判所において公判係属中である。

## 第5 今後の課題

市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の実効性を高めていくことが重要な課題となっているため、以下のような課題に取り組み、より効果的・効率的に犯則事件の調査を行っていく。

### (1) 不公正ファイナンス等、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案への取組み

証券監視委は、活動方針において、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を重点施策として掲げ、不公正ファイナンスをはじめ複雑・悪質な複合事案に強力に取り組んできているところであり、今年度は、不公正ファイナンスに係る偽計事案について、3件の告発を行ったところである。なお、不公正ファイナンス事案については、その背後に反社会的勢力の存在が窺われるような場合もあり、必要に応じ、警察当局とも連携して対処してきているところである。

我が国経済・金融情勢が依然として厳しい中、資金繰りに逼迫した新興企業を中心として不透明なファイナンスは後を絶たないが、証券監視委としては、引き続き不公正ファイナンスに対する監視を最重点課題として、偽計を積極的に活用し、鋭意取り組んでいくこととしている。

### (2) 幅広い犯則類型に対する監視

市場の公正を害する犯則行為には、上記(1)の不公正ファイナンスに絡む複雑・悪質な複合事案以外にも、内部者取引、相場操縦、虚偽有価証券報告書等提出（粉飾）などの一般的な犯則類型があるが、これらの犯則類型に幅広く取り組むことによって、予防効果も含め効果的・効率的な市場監視に努めていくこととしている。

#### ① 内部者取引事案への取組み

平成21年度、内部者取引については7件告発を行っている。課徴金納付命令に係る勧告事案も含め、最近の特徴として、公開買付等の企業買収関連事案、第一次情報受領者による事案、そしてファイナンシャルアドバイザーなど非公表の重要事実を取り扱うことを業務とする職業人が違反行為者若しくは情報伝達者となる事案が目立っている。証券監視委としては、このような事案に限らず、重要事実公表前のタイミングの良い取引など内部者取引の嫌疑のある取引については、くまなく監視しているところであるが、例えば公開買付に係る情報管理のあり方等、調査の結果判明した問題点等については、必要に応じ、自主規制機関、上場会社、非公表の重要事実を取り扱うことを業務とする業界等にフィードバックすることなどにより、内部者取引事案を摘発するだけでなく、その発生防止にも努めていくこととしている。

#### ② 相場操縦事案への取組み

平成21年度、相場操縦事案については、ネット取引による「見せ玉」等の手法を用いたデイトレーダー・グループによるもの1件、不公正ファイナンスに絡む発行・流通両市場にまたがる事案2件の計3件の告発を行っている。後者は上場企業を使って不公正ファイナンスを行う同社代表取締役が仕手筋と共に謀して行った事案である。最近の相場操縦事案には、今年度の告発事案に典型的に見られるように、デイトレーダーによるネット取引を利用した「見せ玉」等新手の手法によるものと仕手筋による伝統的な手法によるものとの2つの大きな流れがあるが、証券監視委は、いずれの相場操縦についても、引き続き監視の目を光らせていくこととしている。

また、平成21年度に告発した「見せ玉」事案については、独自のプログラムを開発・活用して犯則嫌疑者の発注行為を秒単位で再現・分析することにより立件につなげたもの

であるが、本件プログラムを引き続き活用していくとともに、本年1月から稼動している東証arrowheadによる取引の高速化にも対応した発注状況の再現・分析を行っていくこととしている。

### ③ 粉飾事案への取組み

平成21年度、粉飾事案については、株式会社プロデュースに係るもの2件、ニイウスコー株式会社に係るもの2件の計4件の告発を行っている。株式会社プロデュースについては、証券監視委の強制調査が入るまでは市場で高い評価を得ていたが、証券監視委においては、市場等から情報を収集・分析し、粉飾の嫌疑を抱き調査を開始したものである。このような早期の対応は一般投資家の被害拡大の防止につながるものであり、引き続き隠れた粉飾企業の摘発に努めていくこととしている。また、粉飾は経営不振企業が犯す犯則行為であり、そのような企業は資金繰りに逼迫して不公正ファイナンスを行うリスクも高いので、粉飾事案については、不公正ファイナンスに対する監視と合わせて取り組んでいくこととしている。

### (3) グローバル化への対応

金融・経済のグローバル化に伴い、我が国市場における証券取引についても、海外からの発注が多く見られるようになってきているが、内部者取引等の不公正取引についても、市場監視当局の追及から逃れようとして、海外に開設された口座が利用されることがある。このようなクロスボーダーの不公正取引を摘発するためには、海外の市場監視当局との連携が不可欠であり、証券監視委は、活動方針において、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないように取り組んでいくこととしている。平成21年度においては、クロスボーダーの内部者取引事件について、シンガポールの市場監視当局の協力を得て、初の告発を行っているところであり、今後とも、IOSCOのマルチMOU等、市場監視当局間の情報交換ネットワークを積極的に活用し、クロスボーダー事案に取り組んでいくこととしている。

### (4) ローカル化への対応

ネット取引の進展による証券取引に係る地域的制約の除去や新興市場・新興上場企業の地方への拡がり等もあって、犯則事件もまた地域的な広がりを見せてきている。このような中、証券監視委としては、各地域の検査機関や財務局と連携を図りつつ、効果的・効率的な調査を実施していくこととしている。

### (5) デジタルフォレンジック運用体制の強化

IT化が進展する中で、犯則事件の調査において、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（以下「デジタルフォレンジック」という。）が必要不可欠になっている。このため、IT専門家を確保の上、所要のデジタルフォレンジック用資機材を整備することによってデジタルフォレンジック環境を整備していくことが重要な課題となっている。平成22年度予算において、保全・復元・解析等に係る資機材の調達が認められたので、速やかにこれを整備の上、その効果的・効率的な運用体制を構築することとする。更に、データ分析やXBRRLを活用した財務分析等を行うため、引き続きデジタルフォレンジック環境の整備を進めるとともに、先端的トレーニングにより担当官の技能向上を図っていくこととしている。

### (6) 専門人材の育成

犯則事件の調査においては、犯則嫌疑者等に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的な知識・技能が必要であり、これを兼ね備えた専門人材を育成していくことが重要な

課題となっている。証券監視委においては、法曹有資格者や公認会計士等の専門家を外部から積極的に受け入れるとともに、研修の充実や長期的視点に立った計画的な人事運用により、専門人材を育成していくこととしている。

## 第8章 建 議

### 第1 概 説

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる（設置法第21条）（附属資料151頁参照）。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制、自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

### 第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

#### 1 建議の実施状況

証券監視委では、平成4年の発足以来、平成21年度までに19件の建議を行ってきたところである。

平成21年度においては、以下のとおり4件の建議を行った。

##### （1）外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法の見直しについて

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。

これらの中には、

- ① 顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、
  - ② カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、  
    外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、
- といった事例が認められた。

したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずる必要がある。

##### （2）外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの制定について

ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、

- ① ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、
  - ② 外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、
- といった事例が認められた。

したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずる必要がある。

#### (3) 外国為替証拠金取引に係る適切な保証金の預託について

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。

現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。

したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずる必要がある。

#### (4) 登録申請時の徵求書類等の見直しについて

金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。

したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずる必要がある。

## 2 建議に基づいて執られた措置

### (1) 外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法の見直しについての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した（平成21年8月1日施行）。

### (2) 外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの制定についての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した（平成21年8月1日施行）。

### (3) 外国為替証拠金取引に係る適切な保証金の預託についての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、一日の為替の価格変動を力

バーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した(平成22年8月1日施行)。

#### (4) 登録申請時の徵求書類等の見直しについての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した(平成21年8月1日から適用)。

### 3 その他の措置

証券監視委は、取引の公正及び投資者保護の確保のため必要と認められる措置等について、建議には至らないが、金融庁の行政部局や自主規制機関との意見交換等を通じて問題意識を伝達し、必要な政策対応を促している。平成21年度においては、「第三者割当増資に関し、「企業内容等の開示に関する内閣府令」や自主規制機関における諸規則の改正に貢献しているところである。

## 第3 今後の課題

上記2のとおり、4件の建議が「金融商品取引業等に関する内閣府令」又は「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に反映され、証券市場の実態を踏まえた市場ルールの整備に大きく寄与したものと考えている。

証券監視委は金商法等の規定による、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徵取又は犯則事件の調査を行った結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握した問題意識の共有を図ることとした。

## 第9章 監視活動の機能強化への取組み等

### 第1 市場監視体制の充実・強化

#### 1 組織の充実

##### (1) 組織の充実

証券監視委の組織については、課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に併せ、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制から、現行の5課体制に拡充するなど組織の充実を図っているところである。

平成22年度の機構・定員においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、課徴金・開示検査体制の整備を大きな柱として増員要求を行った結果、17人の増員が認められ、証券監視委の平成22年度末の定員は384人となっている。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、課徴金調査・開示検査体制の整備を中心とし、20人の増員が認められ、平成22年度末の定員は313人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で697人となっている。

##### (2) 民間専門家等の採用

証券監視委は、平成21年度において、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る観点から、証券業務等に関する専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計25人の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成22年3月末現在106名が在籍している。

#### 2 情報収集・分析能力の向上

##### (1) 証券総合システム（SCAN-SysteM）の活用

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成5年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、課徴金の調査、開示検査、金融商品取引業者の検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な電算システムであり、平成13年度までに基本的な開発を終了したが、業務の効率化の観点から引き続き各機能の見直し・拡充に努めているところである。平成21年度においては、大阪証券取引所とジャスダック証券取引所のシステム統合及び東京証券取引所における新株式売買システム「arrowhead（アロー・ヘッド）」導入に対応するためデータの取込機能等の改修を実施した。

（参考）証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（SCAN-IPS）」、「電子開示財務内容分析システム（SCAN-STATF）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

## (2) 職員研修の充実

証券監視委は、これまで、検査等を通じて蓄積した監視手法に係る様々なノウハウについてOJTや研修等を通じて、また、金融・資本市場の最新情報について外部講師の講義等を通じて、それぞれ職員に習得させることにより、職員の資質向上に努めてきている。

他方、取引形態の複雑化・多様化、CDS等の店頭デリバティブをはじめとした新たな金融商品の開発、クロスボーダー取引の増加、高速化する取引手法等への対応が証券監視委に新たに求められていることに加えて、世界的な金融危機が発生するなど金融・資本市場を取り巻く環境が急激に変化してきている。

こうした状況に的確に対応するため、従来の対応に加えて、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、新たな金融商品・取引手法やデジタルフォレンジック等を用いた調査手法に係る研修を実施してきている。

更に、証券監視委職員の人材育成や人材活用等の重要性が高まっている中、直接部下を指導する立場にある中間監督者の役割が益々重要になってきていることを踏まえ、中間監督者会議を開催し、これらの者の意識の醸成に努めてきている。

加えて、海外規制当局における監視や検査の手法を習得し、証券監視委の市場監視業務に活かすため、米国証券取引委員会（SEC）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英国金融サービス機構（FSA）が主催する短期研修に証券監視委職員を参加させたほか、香港証券先物委員会（SFC）、米国SEC、米国CFTCに職員を長期派遣している。

## 3 監視を支えるシステムインフラの強化

平成21年度においては、電子政府構築計画の理念を踏まえた「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づく次期システム（金融庁業務支援統合システム）のシステム設計作業にあたって、業務の効率化のみならず、EDINET等におけるXBRL導入といった外部環境の変化等も考慮しながら、業務の高度化に寄与するシステムの構築を念頭に、各業務に必要な機能をシステムに反映させるための検討を行っている。

また、デジタルフォレンジックについて、証券監視委にその手法、技術を取り込む方策を検討するとともに、データリカバリに関する分野においては、必要な資機材の整備を行っている。さらに、データ分析に関する分野においても、市場監視に活用するために必要な資機材等の調査や環境づくりの検討を行っている。

さらに、第3章第4で述べたところではあるが、「コンプライアンスWAN」（注）において、平成21年6月からは新たに「個別メッセージ機能」が稼動し、証券会社から売買明細以外のデータ授受も可能となるとともに、「コンプライアンスWAN」を金融庁LAN及び財務局WANに接続（金融庁LAN：平成21年9月、財務局WAN：平成22年2月）することで、各証券取引審査官の自席PCでの利用を可能とし、利便性の一層の向上を実現するなど取引審査における必要なシステムインフラの強化を図った。

（注）全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムであり、平成21年1月から稼動を開始している。

## 第2 市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み

### 1 概説

証券監視委は、「活動方針」の第二の柱である「市場規律の強化に向けた働きかけ」の一環として、市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、個人投資家等を含めた市場参加者に対する幅広い情報発信に積極的に取り組んでいる。情報発信の手段としては、意見交換、講演、講義、報道発表のほか、証券監視委のウェブサイトを通じ、証券監視委の活動状況等の情報をタイムリーかつ分かりやすく提供することにより、市場参加者に証券監視委の活動に対する理解と金融・資本市場に対する信頼を深めてもらうよう努めている。

なお、平成21年度の取組みの特色としては、市場規律の一層の強化を図るため、証券市場の公正性確保の上で重要な役割を持つ様々な組織へのより広いアプローチに加え、各種広報媒体への寄稿等の実施に取り組んだことがあげられる。(平成21年度の取組みの詳細は第2章第4を参照)

### 2 報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、事案に応じて公表の可否、時期、内容等を検討した上で、事案の正確な理解と報道を促し、また、単なる事案の説明に止まらず市場や社会一般に関わる問題点について説明するという趣旨から、記者会見等を通じて事案の公表を行っている。さらに、委員長及び委員や証券監視委幹部職員への新聞・雑誌・テレビ等各種媒体からの取材・出演等の要請に対しても、証券監視委の監視活動に対する説明責任を適切に果たすとともに、情報発信を強化する観点から、積極的に対応している。

### 3 市場参加者への意見交換・講演会等の開催状況

証券監視委は、不公正取引の未然防止等を図る取組みの一環として、個人投資家や証券市場の公正性確保の上で重要な役割を持つ日本弁護士連合会、日本公認会計士協会等との意見交換や講演等に積極的に取り組み、監視委の把握している問題や懸念の共有等を図っている。

具体的には、全国の各取引所主催の上場会社コンプライアンスフォーラムや日本監査役協会などの講演において、上場会社等の内部管理態勢の構築のあり方等を発信したほか、金融商品取引業者等、自主規制機関、公認会計士・監査法人、弁護士・法律事務所等に対する幅広い情報発信に取り組むことで、市場規律機能の強化につながる各市場参加者による自主的な取組みの促進に努めているところである。

また、従来から実施している大学や大学院の学生への講義においても、証券監視委の活動についての説明を行ったところであるが、中でも法科大学院や会計大学院の学生については将来、法曹や会計士等として市場の健全性を担う可能性が高いことから、積極的な働きかけを行い講演等の実施を推進した。(講演等の実績については、附属資料261頁参照)

### 4 ウェブサイトの充実

インターネットが普及している現在、証券監視委は自身のウェブサイトを通じ、勧告の概要や講演会・寄稿等の内容等その活動状況に関する資料をタイムリーに掲載し、証券監視委の監視活動について市場参加者等の認識を高めるための情報発信に努めている。なお、あらかじめ電子メールアドレスを登録した者に対し、勧告の概要や講演会・寄稿等の内容等の新着情報を電子メールにて配信する「新着情報メール配信サービス」の登録者件数については毎年増加傾向にあり、平成21年度末時点における登録は約2,300件となっている。

(<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>)

また、海外に向けての情報発信を充実させる観点から、英語版のウェブサイトにおいて、本

冊子を英訳したアニュアルレポートやパンフレットのほか、証券検査マニュアルや証券検査基本方針等、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる事項について、引き続きタイムリーな英訳版の掲載に努めた。

なお、平成 21 年度では、行政の透明性を図り、市場規律の強化、投資者保護、自主規制機関との連携等に視点を置いたウェブサイトを構築するため、組織内において検討チームを立ち上げ、ウェブサイトの改訂作業を行った。

### 第3 関係当局等との連携

#### 1 金融庁の関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、我が国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委としては、種々の機会を通じて金融庁との連携に努めている。例えば、日常的な意見交換等に加え、平成 20 年 1 月以降、「市場関連部局との意見交換会」を継続的に開催し、不公正ファイナンスに関する問題点等を共有しているほか、金融危機への対応として、大規模で複雑な金融機関について設置されることとなった監督カレッジについても、金融庁と連携して外国当局との情報交換を行って対応するなど、市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部について財務局長等に委任しており、各財務局等の監視官部門は、証券監視委の指揮・監督を受ける財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行することとなる。証券監視委では、金融庁の主催する財務局長会議等において、各財務局等と十分な意思疎通を確保しているほか、年に数回、市場監視に関する問題点など、全国的に連携が必要な事案に対する問題意識等の共有を目的として証券取引等監視官会議を開催しており、さらに平成 20 年 10 月には、不公正ファイナンスに関する問題意識を共有する観点から、新たに証券取引等監視官・金融商品取引所監理官・証券監査官合同会議を設け、その後も継続的に開催するなど、問題意識の共有・浸透に努めている。

#### 2 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会）においても行われており、それぞれの機関に所属する会員等が法令や自主規制ルールに基づいて適正に業務を執行しているかをチェックする重要な機能を有している。このため、証券監視委においては、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門に対して、定期的又は隨時に個別の事案について照会を行うなど、緊密な連携を行っている。（平成 21 年度の取組みの詳細は第 2 章第 4 を参照）

市場の公正性・透明性の確保に向けた社会的要請がますます高まる中、証券監視委と自主規制機関との一層の連携を図るため、隨時、金融商品取引所や金融商品取引業協会との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている。（附属資料 261 頁参照）

さらに、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委からもこれらの研修に講師として職員を派遣している。金融商品取引所が実施する研修等についても、自主規制機能強化の観点から、講師として職員を派遣するなど、自主規制機関との一層の連携に努め、市場規律の向上を図っている。

## 第4 海外証券規制当局との連携

### 1 IOSCO（証券監督者国際機構）への参加

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から193機関が加盟している。証券監視委は、平成5年10月に加盟（注：準会員資格。なお、我が国からは金融庁が普通会員として加盟）した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会（PC：Presidents Committee）を中心とした総会が年1回開催されており、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券行政の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。このほか、証券監視委は、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（APRC：Asia-Pacific Regional Committee）に参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

さらに、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される専門委員会（TC：Technical Committee）と、その下に6つの常設委員会（SC：Standing Committees）が設置されている。証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換について議論を行う第4常設委員会（SC4）に参加している。SC4では、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、本事務年度は、情報交換に関して非協力的な地域との対話等について議論を行った。また、平成14年5月のIOSCO年次総会で採択された証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（多国間MOU）については、加盟申請国の審査等を行う審査グループ（SG：Screening Group）会合に参加している。

なお、多国間MOUは、平成17年4月のコロンボ総会において法執行に関する協力・情報交換についての「国際的ベンチマーク」と位置づけられており、IOSCOメンバーは遅くとも平成22年1月1日までに、多国間MOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議されている。これを受け我が国も、平成18年5月に同枠組みへの署名申請を行い、平成20年2月に多国間MOUの署名国として承認された。これにより、証券監視委は、多国間MOU署名国との間で、法執行上必要な情報を円滑に交換し合うことが可能となっている。

### 2 情報交換枠組みの構築

金融・資本市場におけるクロスボーダー取引の増加などに伴い、国境を越えて各市場の公正性を害する行為が発生することが予想されることから、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠である。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うため、金融庁を情報交換の主体とし、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）、シンガポール通貨監督庁（MAS）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）、豪州証券投資委員会（ASIC）、香港証券先物委員会（SFC）並びにニュージーランド証券委員会（SC）との間で情報の交換枠組みが構築されている。

さらに、上述のとおり、わが国は金融庁を主体として、平成20年2月に多国間MOUの署名当局となった。そのため、多国間MOUの署名当局である世界中の証券監督当局との間で、監督・法執行上必要な情報を相互に交換し合うことが可能となり、国際協力の下でクロスボーダー化する金融・資本市場の公正性等を確保していくこととなった。

こうした情報交換枠組みの活用に関しては、これまで、証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、外国当局が当地の法令に基づき処分を行つ

た事例が3件あるなどの成果が上がっている。一方、平成21年4月には、証券監視委においても、シンガポール当局との連携により、クロスボーダー取引を利用した悪質な行為に対して告発を行った。

今後とも証券監視委は、海外証券規制当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいくこととしている。

## おわりに（個人投資家の皆様へ）

我が国の金融・資本市場においては、IT技術の進展や金融・資本市場のグローバル化に伴って、個人投資家を対象としたインターネット取引の増加など販売チャネルの拡充、投資サービスの多様化、新たな商品や取引形態の出現、株券電子化、東京証券取引所における新たな株式売買システム「arrowhead（アローへッド）」の稼動などの変革が進展しているところです。

しかしながら、昨今の世界的な金融危機は、我が国の市場においても金融商品の価格低下、流動性リスクの顕在化、金融機関における信用収縮等が生じ、市場環境を急速に悪化させる要因となりました。

金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化に伴う市場環境の進展は、市場参加者に対し投資ニーズに応じた多様な選択肢を提供し、利便性を向上させるものである反面、多岐に亘る選択肢の中から何を選びどう運用をしていくかといった自己責任に基づく投資判断をより難しくしている面も否定できないものと考えられます。

近年においては、高度なデリバティブを組み込んだ複雑な証券化商品や少ない資金で多額の取引を行う、いわゆるレバレッジを効かせた商品などが浸透しているほか、高利回りを謳ったファンド等が魅力的な商品と感じる一方、商品の特性や内容、リスクなどを容易に理解し難い商品もあるのではないかと思われます。

証券監視委としては、こうした環境変化のもとで、証券監視委が持つ検査、調査等の市場監視の手段を活用し、タイムリーな対応に努めてきたほか、市場参加者への情報発信を強化するなど、引き続き実効性のある市場監視を行うよう取り組んでおります。

金融商品を販売する金融商品取引業者等の側でも、金融商品を勧誘する際、当該金融商品の持つリスクなどについて顧客が理解できるよう、十分な説明を行う「説明責任」と、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして適切な勧誘を行う「適合性の原則」の遵守が求められています。証券監視委は、証券検査の実施の一環として、事業者の健全性の検証とともに、こうした「説明責任」が果たされているか、「適合性の原則」に欠けるような勧誘が行われていないかなどの観点からも個人投資家の保護に取り組んでいきます。

一方、皆様においても、自らの意思で投資活動を行うにあたり、こうしたリスクや商品性を理解することが重要です。金融商品への投資に関する重要な考え方の一つとして、自己責任原則があります。皆様におかれましては、この点に十分に留意し、投資判断を行うに際しては、商品性を説明した目論見書や営業員の説明等により、その金融商品の持つリスクやコストなどについて、必ずご自分で理解し、今後、様々なリスクが顕在化した場合の対応も念頭において、納得できる金融商品を選択していただきたいと思います。

最後に、皆様が投資を行うにあたり、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関する情報、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関する情報、金融商品取引業者による不正行為等に関する情報、疑わしい金融商品・ファンドなどの募集に関する情報といった、市場において不正が疑われるような情報に接することも考えられます。こうした情報は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査や犯則事件の調査を行う場合の端緒として有用性が高いことから、証券監視委では、個人投資家をはじめとする一般の方々からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付けております。これらの情報は、証券監視委の監視活動に活用されることにより、市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に貢献し、ひいては皆様の利益にも資することとなりますので、不審な情報を入手した場合には、証券監視委に積極的な情報提供をしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

# 附 屬 資 料

## 附 属 資 料

1	証券監視委の組織・事務概要	143
1-1	組織及び事務概要	143
1-2	証券取引等の監視体制の概念図	145
1-3	証券監視委の機能強化	146
1-4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図	147
1-5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	148
1-6	機構図	149
1-7	組織・事務に係る法令の概要	151
1-8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	161
2	証券監視委の活動実績等	162
2-1	証券監視委の活動状況	162
2-2	取引審査実施状況	163
2-3	検査実施状況	164
2-4	勧告実施状況	176
2-5	告発実施状況	226
2-6	建議実施状況	255
2-7	平成21年度 主な講演会等の開催状況	261
2-8	平成21年度 各種広報媒体への寄稿	265
○	公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～	266
○	皆様からの情報提供が、市場を守ります！	268
○	金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に ご注意ください！～ 未公開株に関するご注意～	269
○	証券検査に関する基本指針	271
○	証券検査に関する「よくある質問」	292

# 1 証券監視委の組織・事務概要

## 1-1 組織及び事務概要

### (1) 証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的は正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、証券監視委が発足した。

### (2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び証券監視委は金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

### (3) 事務概要

#### ① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査の5つに分かれる。

##### イ 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

#### ロ 証券検査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯罪収益移転防止法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

#### ハ 課徴金調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引などの不公正取引及び重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出に係る課徴金調査を行う。

### ニ 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

#### ホ 犯則事件の調査

金商法又は犯罪収益移転防止法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯罪収益移転防止法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

#### ② 助言

証券監視委は、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に助言することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、助言に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

#### ③ 建議

証券監視委は、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

#### ④ 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

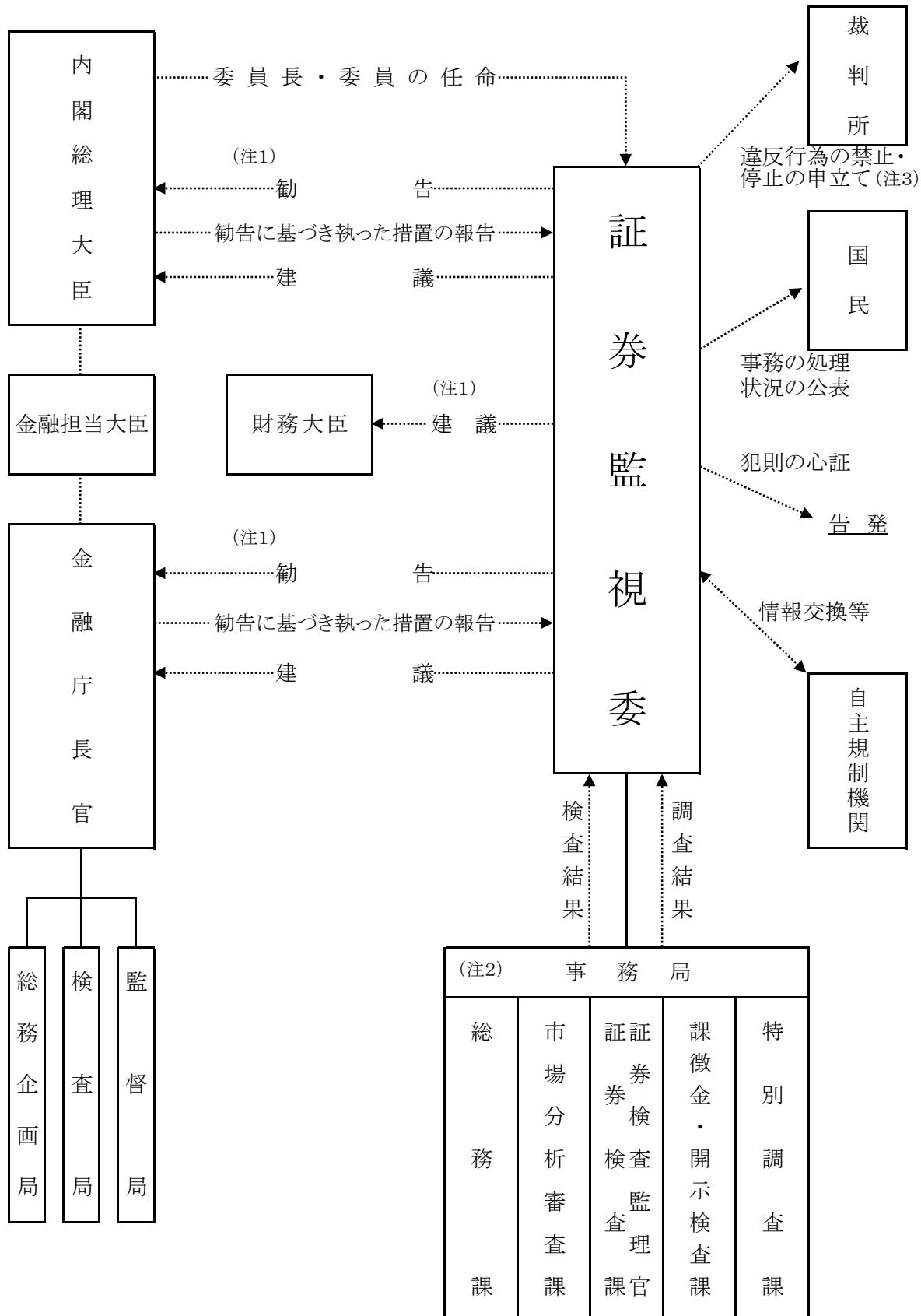
#### ⑤ 裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て

金商法第192条第1項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第187条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。

#### ⑥ 事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

## 1-2 証券取引等の監視体制の概念図

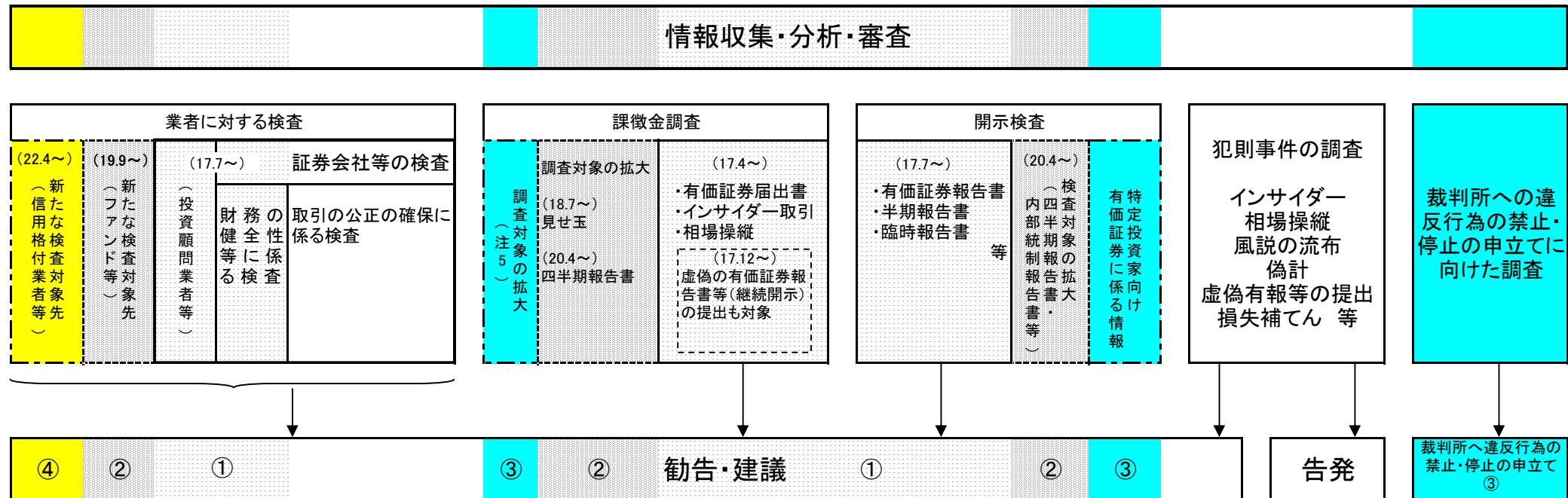


(注1) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。

(注2) 平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から5課体制に再編。

(注3) 平成21年6月の金商法改正により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

# 1 – 3 証券監視委の機能強化



※ 証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法(SPC法)、投信法、社債株式振替法、犯罪収益移転防止法に基づき、権限を行使。

(注1) ① 部分が「証券取引法等の一部を改正する法律」の成立(平成16年6月2日)に伴い検査・調査の対象となった部分。

(注2) ② 部分が「金融商品取引法」の施行(平成19年9月30日)に伴い検査・調査の対象となった部分。

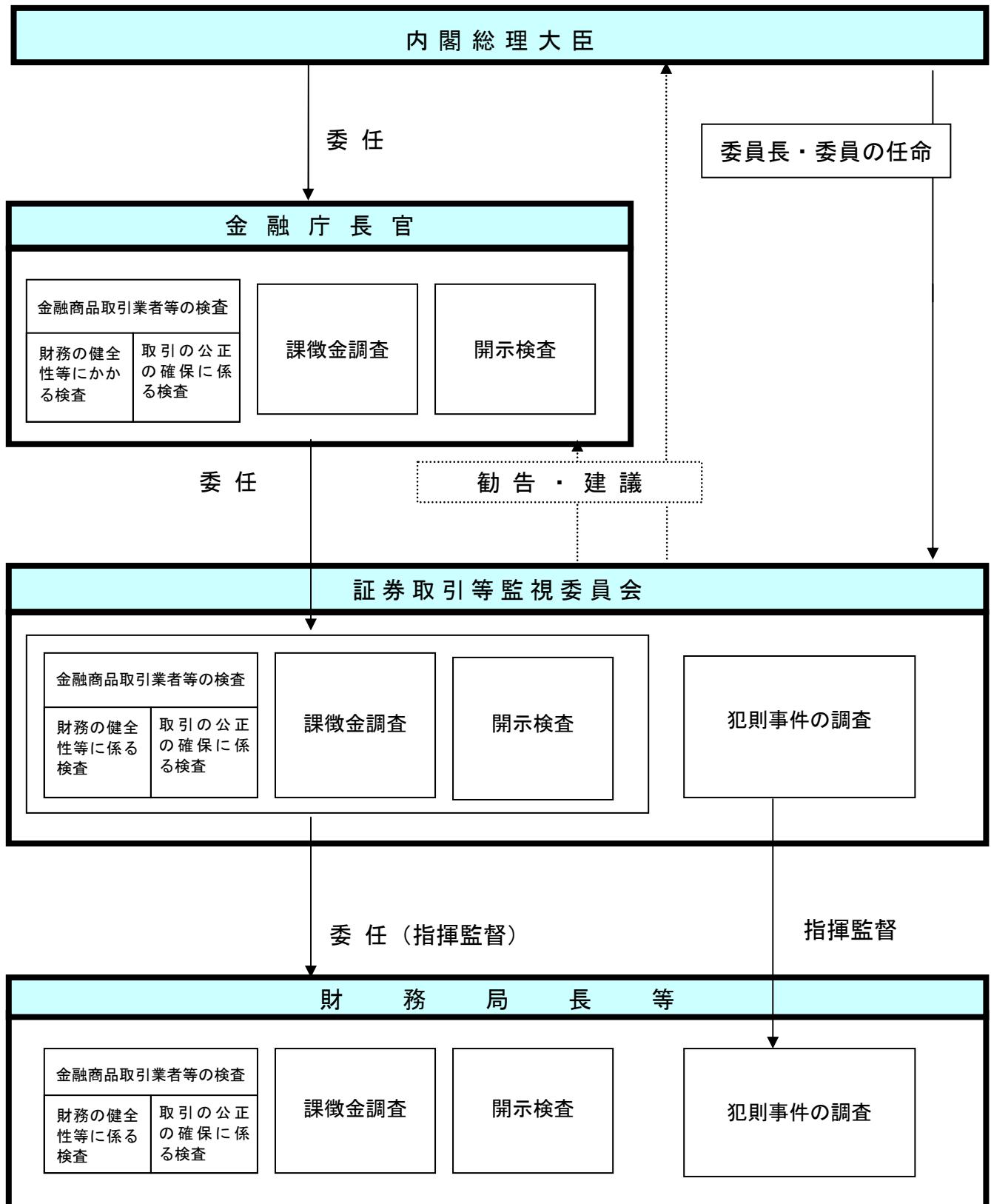
(注3) ③ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年改正)」の施行(平成20年12月12日)に伴い検査・調査等の対象となった部分。

(注4) ④ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年改正)」の施行(平成22年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。

(注5) 調査対象の拡大の内容については、以下のとおり。

- ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
- ・相場操縦のうち仮設売買・駆合売買・安定操作取引。
- ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。
- ・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

## 1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



(注1) 証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（金商法第194条の7第7項等）。

(注2) 犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる（金商法第224条第4項、第5項等）。

(注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。

- ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十四条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

(注4) 上記のほか、金商法第192条第1項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第187条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。なお、かかる申立て及び調査権限を財務局長等に再委任するための金商法改正が行われた。

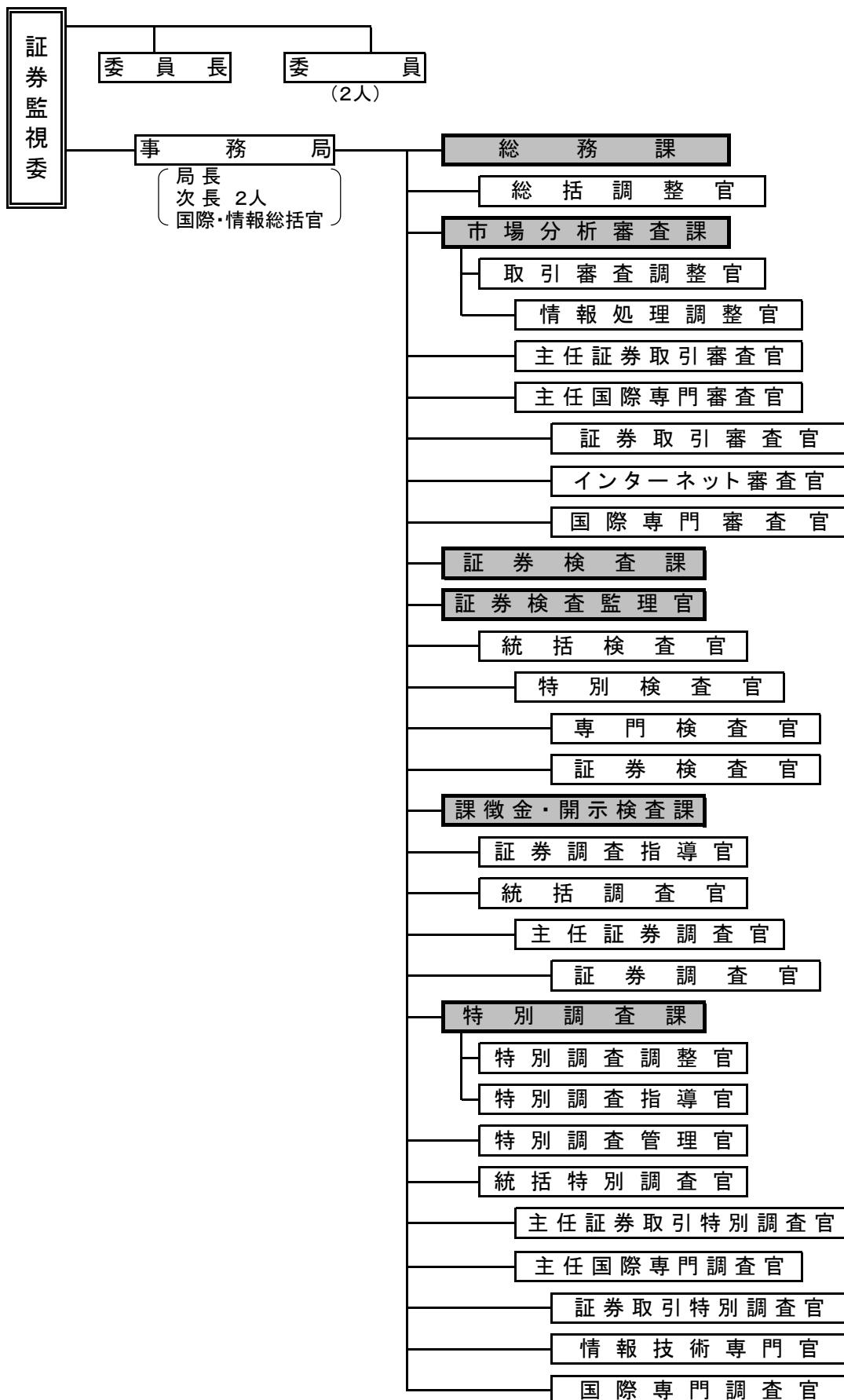
## 1-5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年 度	予 算 定 員		
	証券監視委	財務局等	合 計
4 年 度	84人	118人	202人
5 年 度	84人	118人	202人
6 年 度	86人	118人	204人
7 年 度	88人	118人	206人
8 年 度	89人	118人	207人
9 年 度	91人	118人	209人
10 年 度	98人	126人	224人
11 年 度	106人	132人	238人
12 年 度	112人	138人	250人
13 年 度	122人	143人	265人
14 年 度	182人	182人	364人
15 年 度	217人	199人	416人
16 年 度	237人	204人	441人
17 年 度	307人	245人	552人
18 年 度	318人	246人	564人
19 年 度	341人	268人	609人
20 年 度	358人	282人	640人
21 年 度	374人	300人	674人
22 年 度	384人	313人	697人

(注)財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

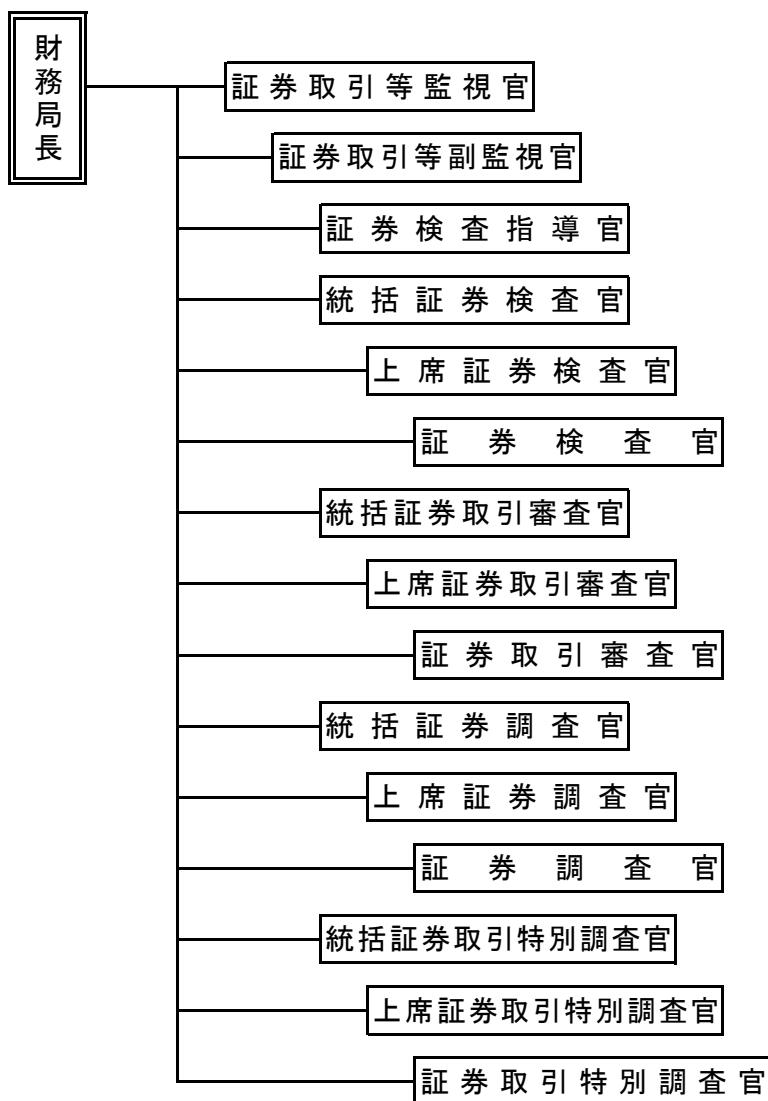
## 1-6 機構図

### 1 証券監視委の機構図



(注)平成18年7月に5課体制に再編

## 2 財務局の機構図（関東財務局）



## 1－7 組織・事務に係る法令の概要

### 1 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

[設置法]

条項	規定の概要
第4条	金融庁の事務
第6条	証券監視委の設置
第8条	証券監視委の所掌事務
第9条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	証券監視委の組織
第11条	委員長
第12条	委員長及び委員の任命
第13条	委員長及び委員の任期
第14条	委員長及び委員の身分保障
第15条	委員長及び委員の罷免
第16条	委員長及び委員の服務等
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	会議
第19条	事務局
第20条	勧告
第21条	建議
第22条	事務の処理状況の公表

## 2 権限及び範囲に係る規定

### (1) 証券検査の検査又は報告・資料の収取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の収取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

検査又は報告・資料の収取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の収取の対象
第56条の2第1項、第2項、第3項、第4項	第194条の7第2項第1号、第3項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、子特定法人（金融商品取引業者等（登録金融機関を除く）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等）、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第60条の11	第194条の7第2項第2号、第3項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第63条第8項	第194条の7第3項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引する者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第66条の22	第194条の7第2項第3号、第3項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第66条の45第1項	第194条の7第3項	信用格付業者、信用格付業者と取引する者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人
第75条	第194条の7第2項第4号、第3項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の4	第194条の7第2項第5号、第3項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の77	第194条の7第3項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第103条の4	第194条の7第3項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の6第1項、第2項（前項準用）	第194条の7第3項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所及び商品取引所持株会社
第106条の16	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の20第1項、第2項（前項準用）	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所
第106条の27	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社
第151条	第194条の7第2項第6号、第3項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第153条の4において準用する第151条	第194条の7第2項第6号、第3項	自主規制法人
第155条の9	第194条の7第2項第7号、第3項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第156条の15	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第156条の34	第194条の7第3項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者
第156条の58第1項、第2項	第194条の7第3項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者

[投信法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第22条第1項	第225条第3項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託にかかる業務に関して取引する者
第213条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項	第225条第2項、第3項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

[SPC法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第209条第2項において準用する第217条第1項	第290条第2項第1号、第3項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第217条第1項	第290条第3項	特定目的会社
第286条第1項において準用する第209条第2項（第217条第1項）	第290条第2項第2号、第3項	特定目的信託の原委託者

[社債等振替法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第1項	第286条第2項	振替機関

[犯罪収益移転防止法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第14条第1項	第20条第6項第1号、第2号、第7項（附則第5条により読み替え）	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関、口座管理機関

(2) 課徴金調査の権限、範囲

① 課徴金調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（課徴金制度）が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。（注1）

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の7 第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類（注2）を提出した者、有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類を提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第2項において準用する場合も含む。)	同上	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の30第1項	同上	大量保有報告書を提出した者、大量保有報告書を提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の35	同上	特定情報を提供した発行者、特定情報を公表した発行者、特定情報を提供すべきであると認められる発行者、特定情報を公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第177条	第194条の7 第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他の必要な場所

（注1） 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（注2） 課徴金の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている書類のうち、

- ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
  - ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
  - ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
  - ・四半期報告書、半期報告書、臨時報告書及びこれらの訂正報告書
- である。

## ② 課徴金調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条項	規定の概要
第172条	有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等を提出しない者等
第172条の2	虚偽の有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の4	虚偽の有価証券報告書等を提出した発行者等
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の6	虚偽の公開買付開始公告等を行った者等
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の8	虚偽の大量保有報告書等を提出した者
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽の特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽の発行者等情報の提供又は公表をした発行者
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装・馴合売買をした者
第174条の2	相場操縦により相場変動させる有価証券売買等をした者
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者

## (3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、内閣総理大臣及び金融庁長官は、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を証券監視委に委任することができるとされている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類（注1）を提出した者、有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類を提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第2項において準用する場合も含む。)	以下同上	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第27条の22第2項		意見表明報告書を提出した者、意見表明報告書を提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項		大量保有報告書を提出した者、大量保有報告書を提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の30第2項		大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人
第27条の35		特定情報を提供した発行者、特定情報を公表した発行者、特定情報を提供すべきであると認められる発行者、特定情報を公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第193条の2第6項		監査証明を行った公認会計士又は監査法人(注2)

(注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、

- ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
  - ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
  - ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
  - ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
  - ・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
  - ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
  - ・四半期報告書又は半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
  - ・臨時報告書及びその訂正報告書
  - ・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
  - ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書
- である。

(注2) 有価証券届出書等の効力発生前に係る検査権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査権限については、証券監視委に委任されていない。

(4) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
金商法第 210 条 犯収法第 28 条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の 2 犯収法第 28 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第 45 条及び犯収法第 28 条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条項	行為者	規定の概要
第5条、第 24 条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等（注）
第 23 条の 3 等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第 27 条の 3 等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第 30 条の 2 等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第 37 条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第 37 条の 3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第 37 条の 4	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付
第 37 条の 5	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付

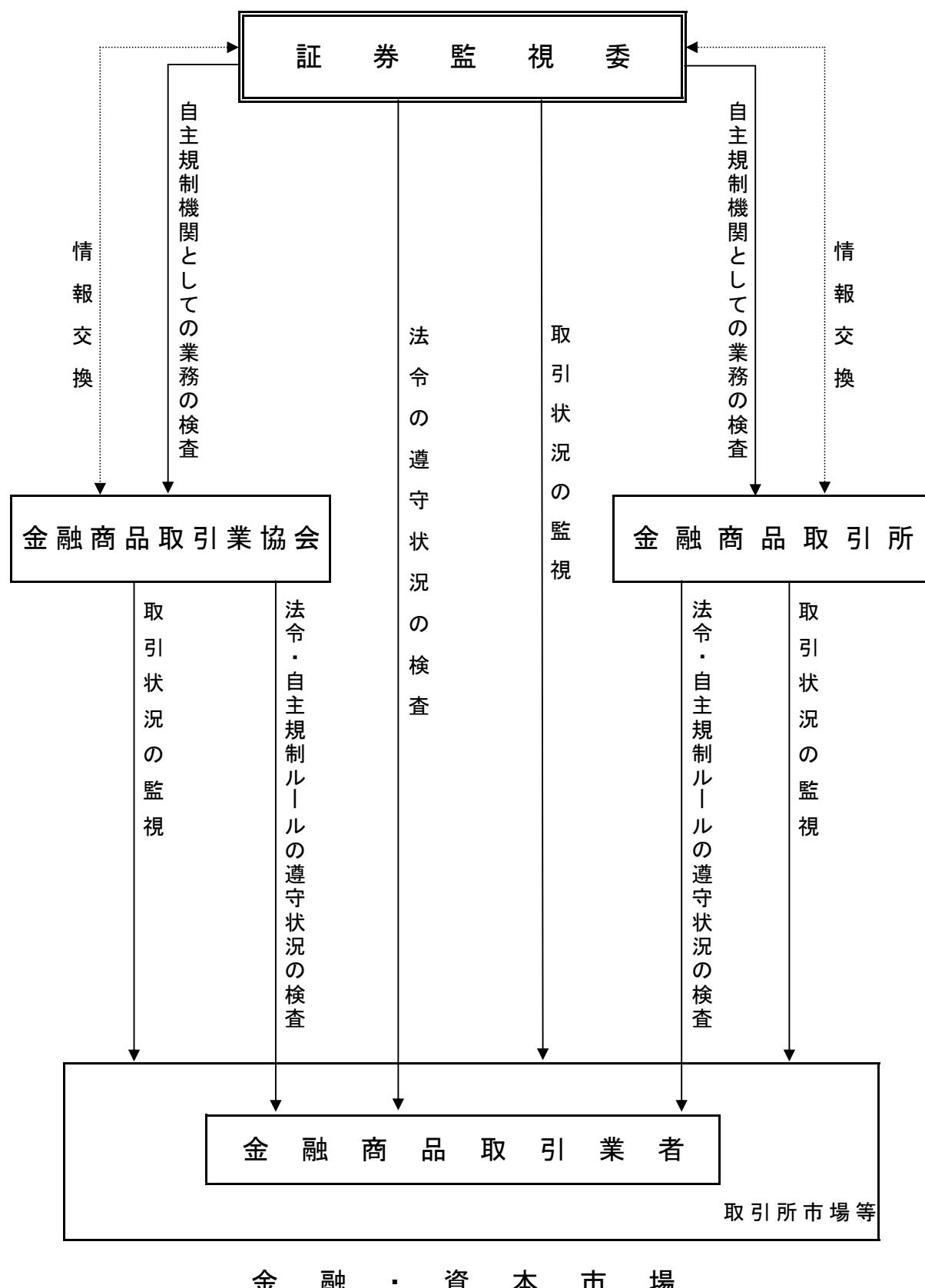
条項	行為者	規定の概要
第38条の2第1項	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に關し、偽計、暴行、脅迫の禁止
第39条第1項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第41条の2	金融商品取引業者等	投資助言業務に關する禁止事項
第42条の2	金融商品取引業者等	投資運用業に關する禁止事項
第157条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第158条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第159条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第161条第1項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第163条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

(注) 金商法の施行により提出が義務付けられる「四半期報告書」、「内部統制報告書」及び「確認書」を含む（20年4月1日以降開始する事業年度について適用）。

[犯収法]

条　項	行為者	規　定　の　概　要
第4条第4項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

1-8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図



## 2 証券監視委の活動実績等

### 2-1 証券監視委の活動状況

総括表

単位:件数

区分	年 度	4~14						20		21	合 計
		15	16	17	18	19	20	21	合 計		
	犯則事件の告発 (件)	53	10	11	11	13	10	13	(4)	17	134
	勧 告 (件)	244	26	17	39	43	59	50	(19)	74	533
	証券検査結果等に基づく勧告	244	26	17	29	28	28	18	(4)	21	407
	課徴金納付命令に関する勧告	—	—	—	9	14	31	32	(15)	53	124
	訂正報告書等の提出命令に関する勧告	—	—	—	1	1	0	0	(0)	0	2
	建 議 (件)	6	1	0	5	3	0	4	(4)	4	19
証券検査	金融商品取引業者(社等)	内771 981	内93 125	内83 113	内111 150	内107 150	内132 187	内156 191	(内50) (62)	内133 176	内1,536 2,011
	第一種金融商品取引業者(社)	内771 981	内93 125	内83 113	内86 111	内80 99	内111 138	内99 117	(内16) (20)	内72 90	内1,379 1,754
	旧国内証券会社(社)	内770 874	内92 107	内83 96	内73 88	内68 78	内63 89	内78 89	(内13) (15)	内60 72	内1,274 1,478
	旧外国証券会社(社)	106	17	17	10	9	1	7	(2)	6	171
	旧金融先物取引業者(社)	内1 1	内1 1	内0 0	内13 13	内12 12	内48 48	内21 21	(内3) (3)	内12 12	内105 105
	第二種金融商品取引業者(社)	—	—	—	—	—	内0 2	内0 1	(内0) (1)	内17 23	内17 25
	投資運用業者、投資助言・代理業者(社等) (旧投信・投資顧問業者)	内— —	内— —	内— —	内25 39	内27 51	内21 47	内57 73	(内34) (41)	内44 63	内140 232
	投資法人(法人)	—	—	—	2	7	10	7	(1)	9	34
	登録金融機関(機関)	内62 75	内10 13	内20 27	内23 28	内26 27	内29 32	内24 25	(内4) (4)	内24 24	内214 247
	金融商品仲介業者(業者) (旧証券仲介業者)	内— —	内0 0	内0 0	内1 1	内1 1	内1 1	内0 0	(内0) (0)	内1 1	内4 4
	自主規制機関(機関)	3	2	0	2	6	1	5	(2)	5	22
	その他	0	0	0	0	1	2	0	(0)	1	4
	問題点が認められた業者等の数	686	67	67	93	142	121	112	(35)	123	1,376
	取引審査 (件)	内1,254 3,138	内305 687	内307 674	内320 875	内408 1,039	内500 1,098	内538 1,031	(内144) (276)	内430 749	内3,918 9,015

(注)

- 平成20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。  
なお平成20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数である。
- 証券検査の件数は、着手ベースでの実施件数。また、取引審査の件数は、終了ベースの件数である。
- 内書きの数字は、財務局等にかかるものである。
- 上記の金融商品取引業者(旧証券会社)に対する検査のほか、財務局等において委員会担当金融商品取引業者(旧証券会社)の支店単独検査を実施している。

## 2-2 取引審査実施状況

(単位：件)

区分	年 度	17	18	19	20	21
価格形成に関するもの		169	141	141	132 (49)	94
内部者取引に関するもの		693	884	951	889 (224)	649
その 他		13	14	6	10 (3)	6
合 計		875	1,039	1,098	1,031 (276)	749
(証券監視委)		555	631	598	493 (132)	319
(財務局等)		320	408	500	538 (144)	430

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」 7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」 4月～翌年3月

(注2) 20年度 ( ) 内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間 (21年4月～6月) の件数

## 2-3 検査実施状況

### 1 検査実施状況一覧表

区分	17年7月 ～18年6月	18年7月 ～19年6月	19年7月 ～20年6月	20年7月 ～21年6月	21年4月 ～22年3月
金融商品取引業者	150	150	187	191 (62)	176
第一種金融商品取引業者	111	99	138	117 (20)	90
旧国内証券会社 (証券監視委) (財務局長等)	88 (15) (73)	78 (10) (68)	89 (26) (63)	89 (11) (78)	72 (2) (13) (60)
支店単独検査	19支店	19支店	15支店	16支店 (5支店)	17支店
旧外国証券会社 (証券監視委) (財務局長等)	10 (10) (0)	9 (9) (0)	1 (1) (0)	7 (7) (0)	6 (2) (0) (0)
旧金融先物取引業者 (証券監視委) (財務局長等)	13 (0) (13)	12 (0) (12)	48 (0) (48)	21 (0) (21)	12 (3) (0) (12)
第二種金融商品取引業者	—	—	2	1 (1)	23
(証券監視委) (財務局長等)	— —	— (0)	(2) (0)	(1) (0)	(6) (17)
投資運用業者	14	22	26	15 (6)	18
(証券監視委) (財務局長等)	(14) (0)	(22) (0)	(25) (1)	(15) (0)	(18) (0)
投資助言・代理業者	25	29	21	58 (35)	45
(証券監視委) (財務局長等)	(0) (25)	(2) (27)	(1) (20)	(1) (57)	(1) (34) (44)
登録金融機関	28	27	32	25 (4)	24
(証券監視委) (財務局長等)	(5) (23)	(1) (26)	(3) (29)	(1) (24)	(0) (0) (24)
金融商品仲介業者	1	1	1	0 (0)	1
(証券監視委) (財務局長等)	(0) (1)	(0) (1)	(0) (1)	(0) (0)	(0) (1)
投資法人	2	7	10	7 (1)	9
(証券監視委) (財務局長等)	(2) (0)	(7) (0)	(10) (0)	(7) (0)	(9) (0)
自主規制機関	2	6	1	5 (2)	5
(証券監視委) (財務局長等)	(2) (0)	(6) (0)	(1) (0)	(5) (0)	(5) (0)
その他の	0	1	2	0 (0)	1
(証券監視委) (財務局長等)	(0) (0)	(1) (0)	(2) (0)	(0) (0)	(0) (1)

(注1)上記の計数は、着手件数である。

(注2)「支店単独検査」とは、第一種金融商品取引業者のうち旧国内証券会社の支店の検査のみを実施するものである。

(注3)18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。

(注4)20年7月～21年6月の件数のうち、右側の( )書きで記載されている件数は、21年4月から6月末までの件数(21年4月～22年3月までの期間と重複する件数)である。

## 2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区分		17年7月 ～18年6月	18年7月 ～19年6月	19年7月 ～20年6月	20年7月 ～21年6月	21年4月 ～22年3月	
金融商品取引業者	第一種金融商品取引業者	旧国内証券会社	131	128	124	110	129
		旧外国証券会社	184	119	41	218	163
		旧金融先物取引業者	63	101	49	39	45
	第二種金融商品取引業者				90	88	60
	投資運用業者		142	129	116	141	153
	投資助言・代理業者		17	24	20	16	21
	登録金融機関		47	46	35	27	33
	金融商品仲介業者		—	3	50	0	18
	自主規制機関		74	134	404	460	89
その他			—	—	50	0	0

(注1) 検査年度中に臨店終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

(注2) 18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は、「旧投資顧問業者」である。

### 3 検査結果の状況

#### (1) 検査終了件数

区分	17年7月 ～18年6月	18年7月 ～19年6月	19年7月 ～20年6月	20年7月 ～21年6月	21年4月 ～22年3月
検査終了件数	150	209	219	220 (68)	211
金融商品取引業者	120	164	180	182 (57)	164
第一種金融商品取引業者	93	113	139	118 (30)	92
旧国内証券会社	69	90	93	92 (22)	68
旧外国証券会社	12	11	2	4 (1)	7
旧金融先物取引業者	12	12	44	22 (7)	17
第二種金融商品取引業者	—	—	0	3 (1)	8
投資運用業者	10	25	18	16 (1)	18
投資助言・代理業者	17	26	23	45 (25)	46
登録金融機関	27	30	31	27 (10)	27
金融商品仲介業者	1	1	0	1 (0)	1
投資法人	2	7	4	9 (1)	11
自主規制機関	—	7	1	1 (0)	8
その他の	—	—	3	0 (0)	0

(注1) 「検査終了件数」とは、検査年度中に被検査法人等に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数をいい、前検査事務年度着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。

(注2) 「投資信託委託業者」、「投資法人」及び「投資顧問業者」は、平成17年7月からの証券検査一元化に伴い、金融庁から証券監視委に移管された。

(注3) 18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は、「旧投資顧問業者」である。

(注4) 20年7月～21年6月の件数のうち、右側の( )書きで記載されている件数は、21年4月から6月末までの件数(21年4月～22年3月までの期間と重複する件数)である。

(2) 問題点が認められた業者等の数

区分	19年7月 ～20年6月	20年7月 ～21年6月	21年4月 ～22年3月
問題点が認められた業者等の数	121	112 (35)	123
不公正取引に関するもの	11	16 (1)	12
投資者保護に関するもの	49	43 (17)	57
財産・経理等に関するもの	44	28 (8)	27
その他業務運営に関するもの	81	60 (17)	58

(注1) 「問題点が認められた業者等の数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

(注2) 問題点の区分は、証券検査一元化に伴い検査範囲及び検査対象先が拡大したため、見直しを行った。区分は、「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」とした。

(注3) 「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

(注4) 20事務年度のカッコ書きの数は、平成21年4月から6月末までの集計であり、21年度との重複期間における業者等の数である。

(参考) 17事務年度・18事務年度の問題点が認められた業者等の数

区分	17年7月 ～18年6月	18年7月 ～19年6月
問題点が認められた業者等の数	93	142
不公正取引に関するもの	18	20
投資者保護に関するもの	50	74
財産・経理等に関するもの	25	25
その他業務運営に関するもの	60	101

#### 4 グループ一体型検査の実施状況

グループ一体型検査	野村證券
	野村アセットマネジメント
	SBI 証券
	SBI ジャパンネクスト証券
	東京証券取引所
	東京証券取引所グループ
	東京証券取引所自主規制法人
	みずほ証券
	みずほインベスタートーズ証券
	みずほ投信投資顧問
金融庁検査局同時検査	岡三証券
	岡三オンライン証券
	アル・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
	みずほ証券
	エイチ・エス・ビー・シー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
	クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ

(注1) グループ一体型検査は、資本関係等にあるグループ内検査対象先の一体型の同時検査をいう。

(注2) 金融庁検査局同時検査は、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対し、金融庁検査局と同時に検査を行うものをいい、グループ一体型検査を兼ねる。

## 5 平成21検査年度に検査が終了した法人一覧

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告
委員会	金商業者					
	1種業	1 日興コーディアル証券	H21.1.19	H21.3.24	H21.4.28	
	(旧国内)	2 日興シティグループ証券	H21.1.19	H21.3.25	H21.7.10	
		1 バークレイズ・キャピタル証券	H21.4.6	H21.5.29	H21.8.4	
		2 野村證券	H21.4.27	H21.6.30	H21.10.6	
		3 コスモ証券	H21.8.25	H21.10.22	H21.12.8	○
		4 SBI証券	H21.8.25	H21.10.9	H22.2.5	○
		5 SBIジャパンネクスト証券	H21.8.25	H21.9.28	H21.12.4	
		6 みずほインベスターーズ証券	H21.11.11	H21.12.15	H22.3.24	
		7 松井証券	H22.1.25	H22.2.24	H22.3.30	
		8 ニューエッジ・ジャパン証券	H22.1.27	H22.3.1	H22.3.30	
	(旧外証)	1 UBSセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H21.1.19	H21.3.13	H21.4.24	
		2 ピー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド	H21.3.2	H21.4.3	H21.10.16	○
		1 RBCキャピタルマーケット・ジャパン・リミテッド	H21.4.20	H21.5.15	H21.7.13	
		2 BGCショウケンカイシャリミテッド	H21.6.22	H21.7.8	H21.8.6	
		3 アール・ピー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H21.8.25	H21.10.9	H22.1.19	○
		4 マッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H21.11.9	H21.12.22	H22.3.16	
		5 エイチ・エス・ピー・シー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H21.12.7	H22.1.27	H22.3.2	
	2種業	1 ゲインズ・アセット・マネジメント	H21.6.8	H21.6.24	H21.6.26	○
		2 New Asia Asset Management	H21.8.25	H21.8.31	H21.9.11	○
		3 RST	H21.10.5	H21.10.16	H22.1.20	○
		4 Art Investment Bank	H21.10.22	H21.11.20	H22.1.29	○
	運用	1 東京リアルティ・インベストメント・マネジメント	H20.11.10	H20.12.15	H21.6.8	
		2 日興アセットマネジメント	H21.1.19	H21.2.20	H21.8.5	
		3 プレミア・リート・アドバイザーズ	H21.1.19	H21.2.26	H21.7.13	
		4 日本ビルファンドマネジメント	H21.3.23	H21.4.22	H21.7.13	
		1 スパークス・アセット・マネジメント	H21.4.20	H21.5.27	H21.9.18	
		2 野村アセットマネジメント	H21.5.11	H21.6.17	H21.10.22	
		3 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント	H21.5.27	H21.6.23	H21.9.11	
		4 さわかみ投信	H21.6.1	H21.6.24	H21.10.30	
		5 アイエヌジー投信	H21.6.22	H21.7.8	H21.9.18	
		6 タワー投資顧問	H21.6.22	H21.7.8	H21.9.25	
		7 フィデリティ投信	H21.8.25	H21.10.9	H21.11.6	
		8 三井不動産フロンティアリートマネジメント	H21.8.25	H21.9.18	H21.11.20	
		9 森ビル・インベストメントマネジメント	H21.8.25	H21.9.28	H21.11.20	
		10 ケネディックス・リート・マネジメント	H21.10.13	H21.11.6	H22.2.19	
		11 三井物産ロジスティクス・パートナーズ	H21.10.21	H21.11.16	H22.2.5	
		12 みずほ投信投資顧問	H21.11.11	H21.12.18	H22.2.26	
		13 トップリート・アセット・マネジメント	H21.12.3	H22.1.12	H22.2.19	
		14 ミカサ・アセット・マネジメント	H21.12.7	H22.1.22	H22.3.26	
	助言	1 ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン	H21.4.20	H21.5.13	H21.5.29	
	投資法人	1 日本プライムリアルティ投資法人	H20.11.10	H20.12.15	H21.6.8	
		2 東京スピリット投資法人	H21.1.19	H21.2.20	H21.8.5	
		3 プレミア投資法人	H21.1.19	H21.2.26	H21.7.13	
		4 日本ビルファンド投資法人	H21.3.23	H21.4.22	H21.7.13	
		1 東急リアル・エステート投資法人	H21.5.27	H21.6.23	H21.9.11	
		2 フロンティア不動産投資法人	H21.8.25	H21.9.18	H21.11.20	
		3 森ビルズリート投資法人	H21.8.25	H21.9.28	H21.11.20	
		4 ケネディックス不動産投資法人	H21.10.13	H21.11.6	H22.2.19	
		5 日本ロジスティクスファンド投資法人	H21.10.21	H21.11.16	H22.2.5	
		6 トップリート投資法人	H21.12.3	H22.1.12	H22.2.19	
		7 日本賃貸住宅投資法人	H21.12.7	H22.1.22	H22.3.26	
	登金	1 新生銀行	H20.11.4	H20.11.27	H21.4.15	

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告
	自主	1 東京証券取引所	H21.1.26	H21.3.27	H21.7.3	
		2 東京証券取引所自主規制法人	H21.1.26	H21.3.27	H21.7.3	
		3 東京証券取引所グループ	H21.1.26	H21.3.27	H21.7.3	
		1 大阪証券取引所	H21.4.20	H21.5.29	H21.7.1	
		2 ジャスダック証券取引所	H21.4.27	H21.5.25	H21.7.1	
		3 東京証券取引所	H21.9.2	H21.10.2	H21.10.29	
		4 東京証券取引所グループ	H21.9.2	H21.10.2	H21.10.29	
		5 東京証券取引所自主規制法人	H21.9.2	H21.10.2	H21.10.29	

(注1) 区分欄の「国内」は国内証券会社、「外証」は外国証券会社、「登金」は登録金融機関、「運用」は投資運用業者、「投資法人」は投資法人、「助言」は投資助言・代理業者、「自主」は自主規制機関である。

(注2) 斜字体数字は、平成20検査年度に検査に着手した法人である。

(注3) 勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

なお、勧告の公表を控える場合がある。

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告
関東	金商業者					
	旧国内	1 トレイダーズ証券	H20.4.9	H20.4.24	H21.4.13	
		2 エイチ・エス証券	H20.8.28	H20.9.26	H21.8.4	
		3 成瀬証券	H20.8.28	H20.9.18	H21.6.5	○
		4 日本インベスタート証券	H20.11.19	H20.12.2	H21.5.29	○
		5 ディー・ブレイン証券	H21.1.22	H21.2.6	H21.7.23	
		6 大成証券	H21.2.24	H21.3.6	H21.4.2	
		7 アイティーエム証券	H21.2.24	H21.3.6	H21.4.9	
		8 日本プライベート証券	H21.2.24	H21.3.4	H21.4.17	
		9 インヴァスト証券	H21.2.25	H21.3.17	H21.5.28	
		10 G-ストック証券	H21.3.3	H21.3.19	H21.7.8	
		11 みらい証券	H21.3.3	H21.3.13	H21.4.16	
		12 プレステージ・アセット・マネジメント証券	H21.3.11	H21.3.18	H21.4.23	
	1	赤木屋証券	H21.4.9	H21.4.24	H21.6.4	
	2	武甲証券	H21.4.14	H21.4.23	H21.5.27	
	3	キャピタル・パートナーズ証券	H21.5.26	H21.6.10	H21.9.3	
	4	山和証券	H21.5.26	H21.6.10	H21.7.17	
	5	新和証券	H21.5.28	H21.6.12	H21.7.13	
	6	スーパーファンド証券	H21.6.2	H21.6.11	H21.6.25	
	7	アクシーズ・ジャパン証券	H21.6.2	H21.6.12	H21.7.17	
	8	國府証券	H21.6.4	H21.6.12	H21.8.4	
	9	アーツ証券	H21.7.14	H21.7.24	H21.10.20	
	10	富岡証券	H21.7.14	H21.7.24	H21.10.23	
	11	臼木証券	H21.7.14	H21.7.24	H21.10.19	
	12	タワー証券	H21.7.14	H21.7.24	H21.8.24	
	13	黒川木徳証券	H21.8.26	H21.9.15	H21.10.20	
	14	タッチストーン・キャピタル証券	H21.8.26	H21.9.11	H21.11.13	
	15	証券ジャパン	H21.8.26	H21.9.15	H21.12.11	
	16	エコ・プランニング証券	H21.8.26	H21.9.11	H21.11.10	
	17	丸大証券	H21.8.26	H21.9.15	H21.10.16	
	18	バンクオブニューヨークメロン証券	H21.8.26	H21.9.11	H21.10.9	
	19	立花証券	H21.10.14	H21.11.13	H22.3.11	
	20	リーディング証券	H21.11.16	H21.12.1	H22.3.17	
	21	ARUJI GATE証券	H21.11.19	H21.12.1	H21.12.21	
	22	新潟証券	H21.12.7	H21.12.11	H22.1.29	
	23	そしあす証券	H22.1.19	H22.2.17	H22.3.15	
	24	マスター証券	H22.1.19	H22.1.29	H22.3.29	
	旧金先	1 北辰物産	H21.1.20	H21.1.30	H21.9.29	○
		2 エーアールティー	H21.1.20	H21.1.27	H21.4.6	
		3 AFT	H21.1.22	H21.1.30	H21.4.2	
		4 上田ハーロー	H21.2.24	H21.3.6	H21.4.21	
		5 カネツFX	H21.3.3	H21.3.13	H21.4.16	
		6 カネツGKGoh	H21.3.3	H21.3.13	H21.6.8	
		1 FXトレード・フィナンシャル	H21.6.2	H21.6.12	H21.7.13	
		2 FXリアル	H21.6.4	H21.6.16	H21.7.13	
		3 ODL JAPAN	H21.7.14	H21.7.24	H21.10.28	
		4 FX ZERO	H21.7.14	H21.7.24	H21.8.21	
		5 外為どっとコム	H21.8.26	H21.9.11	H22.1.15	
		6 ヴォイスコム	H21.9.1	H21.9.11	H21.10.28	
		7 アトレーディング・ファイナンシャル・コーポレーション	H21.11.16	H21.12.2	H22.1.7	
	2種業	1 日本アビートレード	H21.10.14	H21.10.28	H22.3.12	
		2 コンコード	H21.10.14	H21.10.27	H21.10.29	○
		3 ウィズダムキャピタル	H21.10.14	H21.10.28	H21.11.12	○
		4 ミュージックセキュリティーズ	H21.11.26	H21.12.11	H22.3.29	

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告
	助言	1 M・Aアセットマネージメント	H20.11.26	H20.12.3	H21.4.21	
		2 イー・キャピタル	H21.1.19	H21.1.30	H21.6.30	
		3 エスアンドケイ投資顧問	H21.1.20	H21.1.30	H21.4.10	
		1 エフ・エリオット	H21.4.9	H21.4.17	H21.6.26	
		2 メディック投資顧問	H21.4.9	H21.4.21	H21.8.24	
		3 アイエスオー	H21.4.9	H21.5.18	H21.9.4	○
		4 フォレスト出版	H21.4.9	H21.4.21	H21.9.18	○
		5 CMB	H21.4.13	H21.4.17	H21.8.31	
		6 オスピス	H21.4.13	H21.4.17	H21.6.26	
		7 JCブレイン投資顧問	H21.4.13	H21.4.21	H21.11.10	
		8 鬼町インターナショナル	H21.4.13	H21.4.21	H21.9.3	
		9 T&Cファイナンシャルリサーチ	H21.4.15	H21.4.23	H21.8.25	
		10 フィスコプレイス	H21.4.15	H21.4.22	H21.5.27	
		11 イーチャレンジ	H21.5.21	H21.6.2	H21.7.10	
		12 日本インベストメント・リサーチ	H21.5.21	H21.6.2	H21.7.10	
		13 ライジングブル投資顧問	H21.5.21	H21.5.29	H21.6.25	
		14 ユナイテッドシステムズ・パートナーズ	H21.11.19	H21.11.27	H21.12.18	
		15 トレーディングスター	H21.12.9	H21.12.15	H22.1.26	
		16 モーゲージ・サポート	H22.1.19	H22.2.8	H22.2.26	○
近畿	金商業者					
	旧国内	1 広田証券	H21.1.19	H21.2.12	H21.5.14	
		2 三京証券	H21.2.26	H21.3.16	H21.4.24	
		3 だいこう証券ビジネス	H21.3.4	H21.3.19	H21.6.11	
		1 光世証券	H21.4.8	H21.4.28	H21.6.10	
		2 神崎証券	H21.4.8	H21.4.23	H21.6.5	
		3 篠山証券	H21.7.22	H21.8.6	H21.9.15	
		4 相生証券	H21.7.22	H21.8.6	H21.9.24	
		5 ひびき証券	H21.9.1	H21.9.18	H21.12.18	
		6 丸近證券	H21.9.30	H21.10.16	H22.1.29	
		7 ブレジアン証券	H22.1.19	H22.2.3	H22.3.26	
	旧金先	1 大阪為替俱楽部	H21.5.11	H21.5.15	H21.5.27	
	助言	1 ジェイエスアール	H21.2.10	H21.2.13	H21.4.20	
		1 エクスプロネンシャル	H21.4.6	H21.4.9	H21.4.30	
		2 日本投資技術協会	H21.4.14	H21.4.20	H21.10.9	
		3 まんてん	H21.4.14	H21.4.17	H21.6.4	
		4 ウイン情報	H21.5.27	H21.6.2	H21.6.30	
		5 らくらくトレード投資顧問	H21.5.27	H21.6.2	H21.6.30	
		6 システムトレード投資顧問	H21.5.27	H21.6.2	H21.6.25	
		7 マネービル	H21.5.27	H21.6.2	H21.6.18	
		8 Joule	H21.5.27	H21.6.2	H21.11.13	○
	登金	1 京都信用金庫	H21.3.2	H21.3.13	H21.4.7	
		1 但馬銀行	H21.5.27	H21.6.9	H21.6.25	
		2 びわこ銀行	H21.9.1	H21.9.16	H21.12.22	
北海道	金商業者					
	旧国内	1 SBI証券 函館支店	H21.3.9	H21.3.19	H21.6.16	
		1 大和証券 釧路支店	H21.5.19	H21.5.29	H21.6.30	
		2 東海東京証券 札幌支店	H21.8.31	H21.9.14	H21.12.15	
	助言	1 さくら投資顧問	H21.4.15	H21.4.16	H21.6.15	
		2 FPLアセットマネジメント	H21.6.17	H21.6.18	H21.6.30	
	登金	1 帯広信用金庫	H21.10.14	H21.10.22	H22.1.15	
	仲介	1 北海道ファイナンシャルプランナーズ	H22.1.20	H22.1.26	H22.3.5	○
東北	金商業者					
	旧国内	1 みずほインベストアーズ証券 福島支店	H21.3.9	H21.3.19	H21.4.20	
		1 大和証券 山形支店	H21.4.6	H21.4.17	H21.6.19	
		2 三菱UFJ証券 会津支店	H21.5.18	H21.5.29	H21.6.18	

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告
		3 SMBCフレンド証券 弘前支店	H21.9.7	H21.9.18	H21.10.19	
	登金	1 秋田銀行	H21.2.16	H21.2.27	H21.4.21	
		1 あぶくま信用金庫	H21.7.29	H21.8.21	H21.9.4	
		2 東邦銀行	H21.10.20	H21.10.30	H21.12.10	
		3 岩手銀行	H21.12.8	H21.12.18	H22.3.16	
東海	金商業者					
	旧国内	1 六二証券	H21.9.1	H21.9.18	H21.10.16	
		2 大石証券	H21.11.24	H21.12.11	H22.1.22	
		3 静岡東海証券	H22.1.14	H22.2.2	H22.3.1	
	旧金先	1 MJ	H20.12.2	H21.2.10	H21.10.9	○
		2 TONK	H21.3.18	H21.4.3	H21.6.26	○
		1 セントレード	H21.10.19	H21.11.4	H21.11.20	
	助言	1 United Neutral Office	H21.3.2	H21.3.19	H21.5.19	
		2 アルペン経済	H21.3.2	H21.3.5	H21.7.17	
		1 東山経済研究所	H21.5.12	H21.5.26	H21.9.7	
		2 大伸経済研究社	H21.5.12	H21.5.14	H21.6.30	
		3 太閤	H21.6.4	H21.6.10	H21.8.19	
		4 余吾経済研究社	H21.6.8	H21.6.11	H21.6.24	
		5 ボラリス投資コンサルタント	H21.6.8	H21.6.12	H21.7.22	
		6 アジアン・ブルー	H21.7.6	H21.7.27	H21.11.10	○
	登金	1 清水銀行	H21.3.24	H21.4.10	H21.4.24	
		1 あいち中央農業共同組合	H21.9.1	H21.9.14	H21.12.22	
		2 碧海信用金庫	H21.12.7	H21.12.21	H22.1.27	
		3 第三銀行	H22.1.14	H22.2.1	H22.2.25	
北陸	金商業者					
	旧国内	1 東海東京証券 富山支店	H21.2.19	H21.3.3	H21.6.29	
		2 竹松証券	H21.3.12	H21.3.31	H21.6.22	
		1 三菱UFJ証券 富山支店	H21.4.14	H21.4.27	H21.8.21	
		2 益茂証券	H21.5.20	H21.6.4	H21.11.18	
		3 富証券	H21.10.20	H21.10.30	H22.1.18	
	助言	1 エステック不動産投資顧問	H21.6.17	H21.6.19	H21.8.21	
	登金	1 富山銀行	H21.9.29	H21.10.7	H21.12.7	
		2 のと共栄信用金庫	H21.9.29	H21.10.7	H21.12.8	
		3 福邦銀行	H21.12.10	H21.12.18	H22.2.3	
中国	金商業者					
	旧国内	1 岡三証券 広島支店	H21.1.13	H21.1.23	H21.5.27	
		2 大山日ノ丸証券	H21.2.24	H21.3.13	H21.5.21	
		3 大和証券 鳥取支店	H21.3.31	H21.4.10	H21.6.17	
		1 ウツミ屋証券	H21.5.25	H21.6.5	H21.6.29	
		2 SMBCフレンド証券 岡山支店	H21.9.3	H21.9.15	H21.10.30	
		3 ワイエム証券	H21.10.6	H21.10.23	H22.1.18	
		4 丸三証券 呉支店	H21.11.9	H21.11.18	H21.12.22	
		5 日本アジア証券 岡山支店	H22.1.12	H22.1.22	H22.3.29	
	登金	1 吉備信用金庫	H21.4.20	H21.4.24	H21.6.23	
		2 日本海信用金庫	H21.7.13	H21.7.17	H21.8.31	
四国	金商業者					
	旧国内	1 大和証券 徳島支店	H21.3.3	H21.3.24	H21.5.28	
		1 香川証券	H21.5.26	H21.6.17	H21.10.13	
		2 徳島合同証券	H21.8.26	H21.9.11	H21.11.9	
		3 三菱UFJ証券 高松支店	H21.9.29	H21.10.16	H21.12.8	
	登金	1 百十四銀行	H21.4.2	H21.4.14	H21.5.28	
		2 愛媛銀行	H21.4.23	H21.5.15	H21.6.30	
九州	金商業者					
	旧国内	1 みずほインベスタートーズ証券 熊本支店	H21.3.23	H21.3.31	H21.4.28	
		1 岡三証券 熊本支店	H21.5.26	H21.6.3	H21.6.29	

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告
		2 大和証券 大分支店	H21.9.28	H21.10.9	H21.11.12	
	助言	1 ナガタ投資顧問	H21.4.14	H21.4.17	H21.5.27	
	登金	1 肥後銀行	H21.2.23	H21.3.6	H21.4.13	
		1 大分県信用組合	H21.12.8	H21.12.18	H22.3.25	
		2 熊本ファミリー銀行	H22.1.18	H22.1.29	H22.3.18	
福岡	金商業者					
	旧国内	1 飯塚中川証券	H20.10.9	H20.10.29	H21.5.14	
		1 三菱UFJ証券 長崎支店	H21.9.16	H21.10.6	H21.11.6	
	助言	1 オフィス出島	H20.11.11	H20.11.21	H21.4.22	
		2 KG投資顧問	H21.3.12	H21.3.18	H21.6.30	
		1 ゴールドスター・アセットマネジメント	H21.4.8	H21.4.17	H21.6.18	
		2 アイリンクインベストメント	H21.5.20	H21.6.2	H21.9.15	
		3 福岡キャピタルパートナーズ	H21.5.25	H21.5.29	H21.6.30	
	登金	1 福岡ひびき信用金庫	H21.2.19	H21.3.3	H21.4.23	
		1 九州労働金庫	H21.10.19	H21.10.30	H21.12.28	
		2 遠賀信用金庫	H21.11.11	H21.11.19	H22.1.6	
沖縄	登金	1 コザ信用金庫	H21.11.4	H21.11.10	H21.12.25	

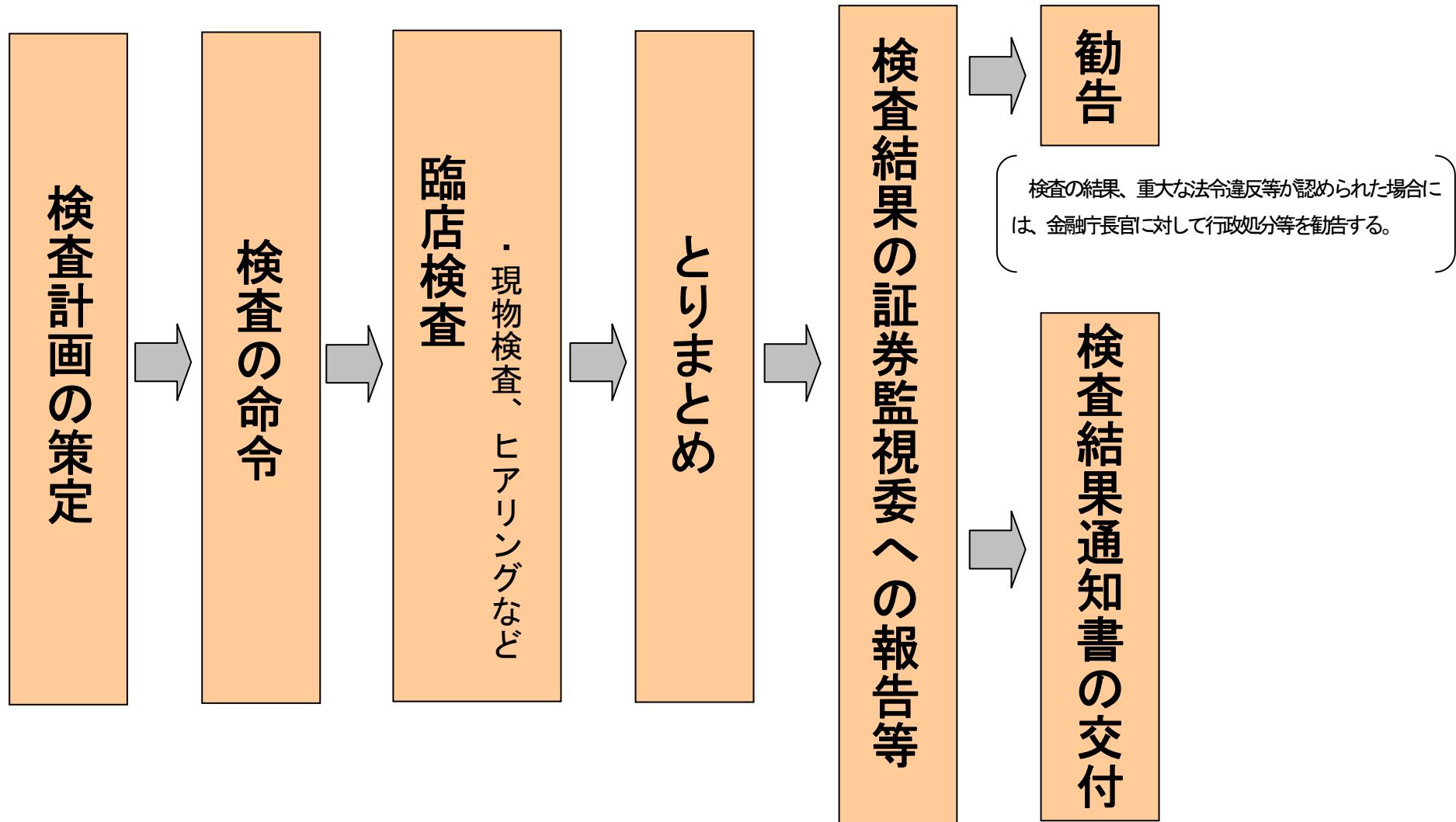
(注1) 区分欄の「旧国内」は金商法施行前の区分の国内証券会社、「登金」は登録金融機関、「金先」は金融先物取引業者、「仲介」は証券仲介業者、「助言」は投資助言・代理業者である。

(注2) 斜字体数字は、平成20検査年度に検査に着手した法人である。

(注3) 勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

なお、勧告の公表を控える場合がある。

## 証券検査の手順



## 2-4 勧告実施状況

### 1 勧告実施件数一覧表

区分	17年7月 ～ 18年6月	18年7月 ～ 19年6月	19年7月 ～ 20年6月	20年7月 ～ 21年6月	うち 21年4月 ～ 21年6月	21年4月 ～ 22年3月
勧告件数	39	43	59	50	(19)	74
課徴金納付命令に関する勧告	9	14	31	32	(15)	53
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	1	1	—	—	—	—
証券検査結果に基づく勧告	29	28	28	18	(4)	21
証券監視委の行った検査に基づく勧告	10	13	13	6	(1)	8
財務局長等の行った検査に基づく勧告	19	15	15	12	(3)	13
犯則事件の調査に基づく勧告	—	—	—	—	—	—

(注) 平成16検査事務年度の勧告には、検査に基づく勧告と犯則事件の調査に基づく勧告を併せて行ったので、勧告合計と内訳は一致しない。

(注) 20事務年度の欄のうちカッコ書きは21年度との重複期間（21年4月～6月末）の件数である。

2-① 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ~平成19事務年度~

担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1 委員会	バンク・エー・アイ・ジー	19.7.19	法人関係情報に基づく有価証券の売買
2 関東	丸國証券	19.9.14	証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買をする行為
3 東海	丸ハ証券	19.9.28	取引一任勘定取引の契約を締結する行為 取引所有価証券市場における上場有価証券の相場を固定させる目的をもって、一連の上場有価証券の買付けの受託・執行をする行為
4 近畿	フェニックス証券	19.10.16	受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為
5 関東	ばんせい証券	19.10.17	取引一任勘定取引の契約を締結する行為
6 委員会	みずほ証券	19.10.19	親銀行から非公開情報を受領する行為及び親銀行から取得した非公開情報をを利用して勧誘する行為
7 委員会	ムーンライトキャピタル	19.11.16	投資一任契約に係る業務の認可取得前にファンドの一任運用をする行為
8 委員会	日本証券金融	19.11.27	品貸入札における不公正な調整について
9 委員会	パークレイズ・キャピタル証券	19.11.30	外務員の職務に関する著しく不適当な行為(弊害防止措置に係る禁止行為を免れることを意図した取引の着手)
10 福岡	スター・アセット証券	19.12.3	金融商品取引業者の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買をする行為
11 東海	ユニバーサル・インベストメント	19.12.7	不適切な区分管理の状況 自己資本規制比率が120%を下回る状況 純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況
12 委員会	名古屋証券取引所	19.12.13	上場審査業務に係る不備 前回検査指摘事項等の改善措置の実施状況等に係る不備
13 関東	国泰キャピタル	19.12.18	顧客から預託を受けた委託証拠金を自己の固有財産と区分して管理していない状況 自己資本規制比率の虚偽の届出等
14 関東	新日本通商	19.12.18	電子情報処理組織の管理が不十分な状況等
15 委員会	ウェル・フィールド証券	20.2.15	法人関係情報の管理不備
16 委員会	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人	20.2.29	投資法人が、資産運用会社の利害関係人が本来負担すべきであった費用を負担している状況
17 委員会	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート	20.2.29	利益相反状況における資産運用会社の忠実義務違反
18 関東	ニッソウトレード	20.3.14	財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある状況 純財産額が最低純財産額に満たない状況 自己資本規制比率が120パーセントを下回る状況 不適切な区分管理等の状況
19 東海	安藤証券	20.4.25	インターネット取引に係る本人確認の不備
20 東海	ジェイ・エヌ・エス	20.4.25	金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等
21 委員会	SBIイー・トレード証券	20.5.13	顧客の有価証券の売買等に関する管理が法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な状況
22 委員会	ユナイテッドワールド証券	20.5.13	システムリスク管理態勢の不備 分別管理に係る顧客分別金信託額が不足している状況 取引の相手方が取引の名義人等になりすましている疑いがある場合における顧客等の本人確認の未済
23 委員会	プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ	20.6.17	不適切な利益相反管理態勢 不動産鑑定業者に対する不適切な資料提供に係る善管注意義務違反
24 近畿	ヒロセ通商	20.6.20	受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
25 東海	愛知銀行	20.6.24	外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為
26 北陸	荒町証券	20.6.25	金融商品取引業者の役員による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買
27 委員会	大和証券	20.6.27	本人確認を行わない行為及び検査忌避行為

	19事務年度
委員会	13
財務局	15
合計	28

※ 19事務年度の左記28件には、未公表分1件含む  
※ 納掛けは財務局等(事案)である。

## 2-② 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ~平成20事務年度~

担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1 福岡	ゴールデンピラミッド	20.7.11	著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
2 北海道	アセットカンパニー	20.8.1	不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた行為 自己資本規制比率が120%を下回る状況等 自己の財産と顧客の財産を区分管理していない状況
3 関東	常盤Investments	20.8.8	電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
4 近畿	パンタ・レイ証券	20.9.17	顧客の損失を補てんするため、財産上の利益を提供する行為等 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
5 関東	丸三証券	20.10.15	特定口座開設顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況
6 関東	テリーサポートフォリオマネジメント	20.10.29	検査忌避及び報告徵取命令違反
7 福岡	サクセット	20.11.4	店頭金融先物取引において、売付け及び買付けの価格を同時に提示せずに値決めを行っている状況
8 委員会	シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント	20.11.7	第三者割当増資の決議等に係る議事録の不実記載等
9 委員会	クリード・リート・アドバイザーズ	20.11.14	利害関係を有する者からの資産の取得等に係る善管注意義務違反
10 委員会	ジャパン・アドバイザリー	20.12.5	法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況及び法人関係情報を利用した助言
11 委員会	楽天証券	21.3.13	金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
12 委員会	マネックス証券	21.3.13	金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
13 関東	アヴァロン湘南証券	21.3.27	金融商品仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況、及び、特定同意注文に基づく取引を行う場合の十分な社内管理体制を整備していない状況
14 関東	ユウキャピタルマネジメント	21.3.27	金融商品仲介業者に係る制限を超える金融商品取引行為等
15 関東	日本インベスタート証券	21.5.29	外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客分別金の信託不足
16 関東	成瀬証券	21.6.5	当社に帰属しない配当金を不适当に受領する行為等
17 委員会	ゲインズ・アセット・マネジメント	21.6.26	集団投資スキーム持分の募集において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況
18 東海	TONK	21.6.26	自己資本規制比率が120%を下回る状況 純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況

	20事務年度
委員会	6 (1)
財務局	12 (3)
合計	18 (4)

※ 左記の件数カッコ書きは21年度との重複期間(21年4月～6月末)の件数である。

※ 網掛けは財務局等(事案)である。

## 2-③ 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ~平成21年度~

担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1 関東	日本インベスタート証券	21.5.29	外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客分別金の信託不足
2 関東	成瀬証券	21.6.5	当社に帰属しない配当金を不当に受領する行為等
3 委員会	ゲインズ・アセット・マネジメント	21.6.26	集団投資スキーム持分の募集において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況
4 東海	TONK	21.6.26	自己資本規制比率が120%を下回る状況 純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況
5 関東	アイエスオー	21.9.4	無登録による有価証券の売買 事業報告書の虚偽記載
6 委員会	New Asia Asset Management	21.9.11	集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況
7 関東	フォレスト出版	21.9.18	著しく事実に相違する表示のある広告を行う行為
8 関東	北辰物産	21.9.29	取引一任勘定取引の受託・執行 取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為 検査忌避
9 東海	MJ	21.10.9	電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況 顧客に対し特別の利益を提供する行為等 顧客に対する注文方法の提示において誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
10 委員会	ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド	21.10.16	報告徴取命令に対する対応の不備 特定の上場金融商品の相場を固定させる目的をもって、買付けの申込み等を行う行為
11 関東	コンコード	21.10.29	集団投資スキームに係る取得勧誘及び運用において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況
12 東海	アジアン・ブルー	21.11.10	無登録による有価証券の売買及びその媒介行為並びに投資助言業に係る顧客を相手方とした有価証券の売買の媒介行為
13 関東	ウィズダムキャピタル	21.11.12	自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為
14 近畿	Joule	21.11.13	著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
15 委員会	コスモ証券	21.12.8	法令違反その他の不適当な勧誘行為が組織的かつ多数行われ、それが看過されているなど、経営管理態勢及び営業管理態勢に重大な不備が認められる状況
16 委員会	アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	22.1.19	損失補てん
17 委員会	RST	22.1.20	出資金の使途が不明な状況 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為
18 委員会	Art Investment Bank	22.1.29	集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上問題が認められる状況
19 委員会	SBI証券	22.2.5	金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
20 関東	モーゲージ・サポート	22.2.26	投資事業組合への出資の勧誘等 報告徴取命令に対する虚偽報告
21 北海道	北海道ファイナンシャルプランナーズ	22.3.5	金融商品仲介業者に係る制限を逸脱する行為

	21年度
委員会	8
財務局	13
合計	21

※ 網掛けは財務局等(事案)である。

### 3 効告事案の概要一覧表

#### (1) 証券検査に基づく効告

##### ①金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る効告

(凡例)

◎は、会社等及び役職員が効告の対象となったもの。

○は、会社等が効告の対象となったもの。

・は、役職員が効告の対象となったもの。

区分欄は、検査を実施した財務局等の略称（表示の無いものは証券監視委の検査）。

（平成 21 年 7 月～平成 22 年 3 月末）

一連番号	効告実施年月日 (区分)	効告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	21. 9. 4 (関東)	<p>○ 無登録による有価証券の売買</p> <p>株式会社アイエスオー（以下「当社」という。）は、投資助言・代理業の登録を受けている金融商品取引業者であるが、当社代表取締役社長（当時）及び統括部長（当時）は、平成 19 年 10 月頃、当社が預かっていた未公開株 4 株の売却代金を当社の運転資金に充当することを目的として、当社の顧客に売却することを決め、当社使用人に対して、当該株券 4 株の売却ができそうな顧客を探すよう指示した。</p> <p>当該指示を受けた当該使用人は、その業務に関し、担当している顧客の中から、顧客 1 名を選び出したうえで、同人に連絡し勧誘を行い、平成 19 年 10 月 19 日に当該株券 1 株を売却し、同年 11 月 29 日に当該株券 3 株を売却した。</p> <p>○ 事業報告書の虚偽記載</p> <p>平成 20 年 10 月頃、当社代表取締役社長は、当社の顧客から借入金に係る返済の申入れを受けたことから、同 19 年 8 月期の営業報告書に計上している短期借入金以外の借入金が存在していることを知り、当社が債務超過に陥っている状況であることを認識した。</p> <p>その後、当社は、事業報告書（平成 20 年 8 月決算期）の作成に当たり、債務超過に陥っている状況を当局に知られることを回避する目的で、同年 12 月において、代表取締役社長が認識していた短期借入金を過少計上するなど、虚偽の計数を記載した事業報告書を作成し関東財務局長に提出した。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引業の全ての業務を平成 21 年 9 月 11 日から平成 21 年 12 月 10 日まで停止すること（ただし、顧客との顧問契約の解約業務を除く。）。</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための法令遵守態勢、経営管理態勢及び業務運営態勢を整備すること。</li> <li>②本件行為の責任の所在の明確化を図るとともに、適切な再発防止策を講じること。</li> <li>③本件についての適切な公表や、適切な解約対応等、投資者保護のため万全を期すること。</li> <li>④債務超過であることを踏まえた今後の当社の業務運営方針を策定すること。</li> <li>⑤上記①から④までのことについて、具体的な改善策を平成 21 年 10 月 13 日（火）までに、書面で東京財務事務所に報告すること。</li> </ul>
2	21. 9. 11	<p>○ 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況</p> <p>New Asia Asset Management 株式会社（以下「当社」という。）は、平成 20 年 12 月 4 日に第二種金融商品取引業の変更登録を受け、ファンド営業者が取得した車</p>	<p>会社に対する処分 登録取消し</p> <p>業務改善命令</p>

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
2 つづき		<p>両や重機等をモンゴル国内で資源開発を行う会社にリースする等により出資金を運用するとした「モンゴルファンド」(以下「ファンド」という。)の私募の取扱いを行っているところであるが、当該業務において、下記のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められた。</p> <p>(1) 無登録業者に対する私募の取扱業務の業務委託</p> <p>当社は、東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社が金融商品取引業の登録を受けた者でないことを知りながらファンドの私募の取扱業務を委託し、同社の営業担当者に当社の名において私募の取扱業務を行わせている。</p> <p>(2) ファンド出資金の流用等</p> <p>① 収益金を受け取る銀行口座からの資金の流用</p> <p>当社代表取締役社長は、平成 21 年 7 月 28 日、当社経理課長に命じ、ファンドの収益金口座に入金されていた約 3,000 万円を出金させ、同日、これをグループ会社からの借入金の返済に充当し、もって資金の流用を行った。</p> <p>② 配当金の支払いが出資金を原資としていることを知りながら行った私募の取扱い</p> <p>当社は、平成 21 年 1 月 13 日に総額 339,130 円、同年 3 月 10 日に総額 985,903 円、同年 5 月 11 日に総額 1,768,484 円、同年 7 月 10 日に総額 3,970,862 円をそれぞれファンドの配当金として出資者に支払っている(別途、管理手数料を控除)が、これらの時点において、リース料等の入金は一切なく、これらの配当金は、投資者の出資金を原資とし、出資金の運用による収益を原資としているなかつた。</p> <p>当社は、ファンドの配当金の支払いが、投資者の出資金を原資としていることを知りながら私募の取扱いを行った。</p> <p>(3) 誤解を生じさせる広告及び表示等</p> <p>① 誇大広告の表示</p> <p>当社は、当社ホームページ上で、上記 4 回の配当金の支払いについて、「配当実績」と表示した上で「各出資額に応じた予定配当率で償還させていただきました。」と表示し、配当金の原資が投資者の出資金であるにもかかわらず、あたかも運用が順調に行われた結果、収益が発生し、予定どおりに配当されたかのような表示を行っており、著しく投資者を誤認させるような表示となっている。</p> <p>② 説明資料等における虚偽の表示</p> <p>当社がファンドの投資者への説明資料に使用しているパンフレットには「ファンドの収益源となっているリース料は年間包括契約のため、採掘量などには左右されません。契約した時点でリース料は決まっているので配当の予測も可能です。実際、今年の 1 月と 3 月には予定通りの配当を行いました。」と表示されており、投資者へ「配当金」と称して支払った金銭は、あたかもファンドに重機等のリース料として収益が発生し、当該収益が支払われたかのような虚偽の表示となっており、投資者の判断を誤らせるような表示となっている。</p> <p>さらに、当社は、上記 4 回の配当金の支払いに際し、当該計算期間中にリース事業によるリース料収入の入金が全くないにもかかわらず、あたかもリース料収入に基づく配当を行っているかのように装うため、当該計算期間におけるリース料収入及びそこから控除する費用の計算を記載した「匿名組合損益計算書」に、シミュレーションによって算出した虚偽の「リース料収入」の金額を記入し、各投資者に送付した。</p> <p>(4) 変更登録前の私募の取扱い</p> <p>当社は、当社が金融商品取引業の業務の種別について、変更登録を受ける前の平成 20 年 7 月頃、2 名の投資者に対してファンドに係る私募の取扱いを行い、ファンド出資金及び手数料として合計約 400 万円を受け入れた。</p> <p>(5) 事実と異なる変更登録申請書の記載</p>	<p>①顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を早急に把握し、匿名組合の営業者と協議して、当該財産の顧客への返還に関する方策を策定するとともに、これを匿名組合の営業者とともに確實に実施すること。</p> <p>②上記①について、顧客に対し、十分に説明すること。</p> <p>③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>④顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること。</p> <p>⑤上記について、その対応・実施状況を平成 21 年 9 月 18 日(金)までに(①については速やかに)、書面で報告すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
2 つづき		<p>第二種金融商品取引業の変更登録を受けるに当たって、当社が、関東財務局長に提出した変更登録申請書によると、第二種金融商品取引業に係るコンプライアンス業務を担当する部署として管理部長を置く旨の記載があるが、変更登録申請の前後を通じて、管理部長として変更登録申請に記載された人物が当社に勤務していた実態はなく、また、当初から同人を当社社員として勤務させる予定もなかった。</p>	
3	21. 9. 18 (関東)	<p>○ 著しく事実に相違する表示のある広告を行う行為</p> <p>フォレスト出版株式会社（以下「当社」という。）は、投資助言業の顧客獲得を目的とし、次のような内容の広告を行った。</p> <p>(1) 当社は、当社社員をモデルとした投資家A氏という架空の人物を創作し、平成20年2月8日及び同月15日、当社の配信している無料メールマガジンに、「ミスター・ストップ高」と異名をとった投資家A氏。A氏が推奨した新興株は、7割がストップ高をマーク。」などと記載し、多数の者に配信した。</p> <p>(2) 平成20年4月1日から同21年4月8日までの間、当社ホームページに「ストップ高率7割を誇る株式情報をご提供します。」と表示した。</p> <p>しかしながら、当社が本件広告を行う以前の助言実績を検証したところ、買付助言を行った銘柄でストップ高となったものの割合は、7割を大きく下回っており、当社は、投資助言業務の実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示を行っていた。</p> <p>また、当社社長もストップ高となった銘柄の割合が7割というはずがなく、これらの表示は事実に相違することを認識しながらも、当社は顧客獲得を目的に意図的に行っていたものである。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令 ・金融商品取引業の全ての業務を平成21年10月2日から平成21年11月1日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。</p> <p>業務改善命令 ①再発防止策を講じるとともに、適切な経営管理態勢を整備すること。 ②本件広告が著しく事実に相違するものであった旨、適切に公表すること。 ③本件行為の責任の所在の明確化を図ること。 ④上記①から③までのことについて、具体的な改善策を平成21年10月30日までに、書面で報告すること。</p>
4	21. 9. 29 (関東)	<p>○ 取引一任勘定取引の受託・執行</p> <p>北辰物産株式会社（以下「当社」という。）FX事業部長（当時。以下「A部長」という。）は、その業務に関し、当社において外国為替証拠金取引を行っていた顧客（以下「顧客B」という。）との間で、当該取引の受託に関して、取引対象通貨、取引の数量、売買の別及び既に成立している取引を期限前に決済すること等について顧客の同意を得ないで定めることができる旨の合意をし（取引一任勘定取引の受託）、当該顧客名義の口座において平成19年3月6日から同年9月4日までの間、C社名義の口座（顧客Bの仮名口座）において同月20日から平成20年3月5日までの間、それぞれ取引一任勘定取引（以下「本件一任取引」という。）を行った（約定件数合計約1,200件、売買手数料を含む損失合計約3,146万円）。</p> <p>○ 取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為</p> <p>当社は、平成20年3月5日、顧客Bから、上記の取引一任勘定取引により損失が発生したとして当該損失を補てんするよう要求を受け、当社代表取締役社長（当時。以下同じ。）及び常務取締役等は、当該顧客との間で当該損失の補てんに係る金額・支払時期等に関する交渉を行うなどし、同月28日ころ、当該損失補てんの要求を受け入れることとし、当該顧客に取引損金及び慰謝料等として31,972,501円を支払うことを決め、A部長に対して同額を支払うよう指示した。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令 ・平成21年10月13日から平成22年4月12日までの間、全ての店頭デリバティブ取引に係る業務（顧客取引の結了のための取引等を除く）の停止。</p> <p>業務改善命令 ①経営陣自らが法令違反行為に関与したことを踏まえ、責任の所在を明確化すること。 ②本件の法令違反行為の根本的な要因を究明し、法令違反行為の根絶に向けた再発防止策を策定すること。 ③その上で、経営管理態勢、内部管理態勢の抜本的な見直し</p>

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
4 つづき		<p>A部長は、上記指示に従い、同年4月3日、本件一任取引により生じた顧客Bの損失を補てんするため、当該顧客に対し、31,972,501円を支払った。</p> <p>○ 検査忌避</p> <p>今回臨店検査中において、当社代表取締役社長は、当社が上記の損失補てんに会社として関与していない旨の事実に反する供述をするようA部長に指示し、また、自らもその旨の虚偽供述を繰り返した。</p> <p>さらにそのような中で、代表取締役社長は、平成21年3月26日、検査官から上記の法令違反行為に係る関係書類を提出するよう指示を受け、その旨を当社役職員に指示したところ、常務取締役から、当該法令違反行為に係る重要な証拠書類である和解書や領収書等の書類5点が保管されていることの報告を受けた。当該報告を受けた代表取締役社長は、上記虚偽供述の内容に相反しない書類1点だけを提出することとし、その他の書類4点については「常務取締役に任せること」とし、当該指示を受けた常務取締役は、そのうち3点の書類をシェレッダーにより裁断した。</p>	<p>を図り、その十分な機能発揮の確保に取り組むこと。</p> <p>④役職員の法令遵守意識を高めるよう、必要な研修等を実施すること。</p> <p>⑤顧客に対し、本件処分について周知を図るとともに、顧客の意向に応じて適切な対応を行うこと。</p> <p>⑥上記の①から⑤について、その対応状況を平成21年11月9日(月)までに東京財務事務所へ書面で報告すること。また、②から⑤については、その実施状況を、当分の間3ヶ月ごとに東京財務事務所へ書面で報告すること。</p> <p>外務員に対する処分 職務停止 11週間</p>
5	21.10.9 (東海)	<p>○ 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況</p> <p>株式会社M J(以下「当社」という。)は、平成19年4月から同20年11月までの間に、外国為替証拠金取引に係るシステムにおいて、少なくとも74件のシステム障害を発生させており、これらのシステム障害では、顧客の取引に損失を与えたものも多数含まれている。</p> <p>しかしながら、当社においては、システム管理及びシステム障害発生時の対応に関する諸規程の整備が不十分であり、実効性を伴う内容となっていないこと、システム管理の殆どを担っている外部委託先の管理に関する規程・態勢が整備されていないこと、また、経営陣のシステムリスクに対する意識が低いことから、システム障害発生時の顧客対応においては、各部署が場当たり的な対応に終始し、顧客から障害発生に起因する損失が発生したとして苦情等の申し出があったものについてのみ、損失補てん等の対応を行うなど、十分な対応がなされていない。また、システム障害発生時における顧客への影響の調査も外部委託先任せとし、調査結果を鵜呑みにしたことにより、システム障害に起因する顧客被害を見落としている事例が認められた。</p> <p>以上のように、当社におけるシステムリスク管理態勢については、極めて杜撰な状況が認められた。</p> <p>○ 顧客に対し特別の利益を提供する行為等</p> <p>(1) 顧客に対し特別の利益を提供する行為</p> <p>当社は、平成20年4月29日に発生したシステム障害により損失を受けた顧客199名に対し、損失補てんを行っているが、うち1名の顧客より、当該損失補てん処理のほか、新規注文分を建てるために必要な証拠金を当社が負担するよう要求を受け、当社は、当該顧客に対し、本来の補てん金額に加えて不当な利益の提供と知りながら、計355,061円の特別の利益を提供した。</p> <p>(2) システム障害により損失を受けた顧客に対し、損失を補てんするため財産上の利益を提供しながら、その報告を行わない行為</p> <p>当社は、平成20年3月6日、同年4月29日及び同年8月</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年10月26日から同年11月1日までの間、全店舗における全ての店頭デリバティブ取引等業務(顧客取引の結了のための取引等を除く)の停止。</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること。</li> <li>システム障害の発生原因を十分認識・検討し、対応方針を策定すること。その上で、監査の実施及びシステム障害発生時の速やかな報告態勢の確立等、実効性のあるシステムリスク管理態勢の整備を図り、確実に実行すること。</li> <li>システム活用ガイドの「成行注文は、今の為替レートで素早く約定する」という記載が、カバー取引が成立した後に注文を約定させ</li> </ul>

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
5 つづき		<p>5日に発生したシステム障害により損失が生じた顧客のうち120名の顧客に対し、損失の補てんとして合計5,162,662円を支払っているながら、これらについて、東海財務局長に報告を行っていなかった。</p> <p>○ 顧客に対する注文方法の提示において誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>当社は、インターネット取引による外国為替証拠金取引において、顧客から注文を受けた場合、①顧客取引を約定させた後、カバー取引先に発注する方法と、②受注レートでカバー取引を執行し、当該カバー取引が成立した後に顧客注文を約定させる方法の、2通りの約定経路を設けている。また、当社は、上記①の方法を原則としており、当社が指定した特定の顧客につき、上記②の方法を採用している。</p> <p>このような状況下、平成20年5月30日から同年12月1日までの間に②に指定された顧客51名の成行注文は、①の顧客の成行注文が速やかに約定する中、58,329件の注文のうち少なくとも25,466件の注文が不成立となっているほか、少なくとも30件の約定が①の顧客の約定に比して5秒以上遅延し、うち5件についてはロスカット注文が遅延したことにより損失が拡大するなど、両顧客の間では著しい差異が生じている。</p> <p>この点、当社の顧客が取引において使用するトレードシステムの活用ガイドでは、「成行注文は、今の為替レートで素早く約定する」と説明されているが、②に指定された顧客の注文は、当該説明とは異なり、カバー取引が成立した後でなければ約定しない。</p> <p>なお、当社は、顧客から注文が不成立になったことに関する苦情を多数受けているが、「当社の提示レートが変動したことにより注文が不成立となった」旨の説明を一律的に行うのみで、②に指定された顧客に対して適切な説明を行っていない。</p>	<p>ていた顧客にとって、誤解を招く表示であった旨を公表すること。</p> <p>④業務運営の各局面において、顧客間の公平を損なう取扱いが行われていないか、また、説明内容と実態に乖離が生じていないかを検証し、必要に応じて改善を図ること。</p> <p>⑤役職員の法令遵守意識を高めるよう、必要な研修等を実施すること。</p> <p>⑥上記の①～⑤の対応・実施状況を平成21年11月20日までに報告することとし、②から⑤については、その実施状況を当分の間3カ月ごとに報告すること。</p>
6	21.10.16	<p>○ 報告徴取命令に対する対応の不備</p> <p>ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド東京支店（以下「当支店」という。）は、平成20年11月28日付で金融庁長官から、「不適切な業務運営を看過するなど、経営管理態勢・内部管理態勢に重大な欠陥があると認められる状況」に該当するとして、行政処分（以下「本件行政処分」という。）を受けている。本件行政処分においては、当支店が「契約の履行過程の一部として、機械的に当該顧客の発行する株式の取引を行った」ことが、金融商品取引法第38条第6号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第16号に規定する「法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等をする行為」に該当すると認定されている。こうした事実認定は、金融商品取引法第56条の2に基づく金融庁長官の報告徴取命令を受けて、本件行政処分に先立ち当支店が提出した報告書の記載内容が、重要な要素となっている。</p> <p>しかしながら、今回検査において、当該報告書に関する検証を行ったところ、①当該報告書の記載内容に不足及び事実に反する記載があること、②当支店は、調査・検証が不十分なまま当該報告書を作成し、これを提出していたことが認められた。また、③本件行政処分において、「法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等をする行為」に該当すると認定された取引のうちには、「契約の履行過程の一部として、機械的に当該顧客の発行する株式の取引を行った」ものとは認められない取引が認められた。</p> <p>○ 特定の上場金融商品の相場を固定させる目的をもって、買付けの申込み等を行う行為</p> <p>当支店株式オプション部トレーダーは、その業務に関し、平成20年11月5日、特定の上場銘柄の株式について、ストップ高買</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令 ・平成21年11月2日（月）から平成21年11月16日（月）までの間、当支店株式派生商品統括本部が行うすべての業務の停止（既往の契約の履行・結了に伴う業務その他当庁が個別に認めたものを除く。）</p> <p>業務改善命令 ①今回の法令違反行為に係る役職員の責任の所在の明確化を図ること。 ②全役職員に対し、研修等を通じて、法令遵守意識の徹底を図ること。特に、株式派生商品統括本部の役職員に対して、金融商品取引法等が定める有価証券取引における禁止行為について、周知徹底を図ること。 ③内部調査・監査の適切な機能発揮に向</p>

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
6 つづき		<p>い気配に固定させる目的をもって、大引け間際に、ストップ高の1円下の指値及びストップ高となる指値での大量の買付注文を行い、当該銘柄の株価を固定させた。</p>	<p>けて、手続の整備や体制の充実・強化など、必要な方策を実施すること。</p> <p>④売買審査体制の抜本的な見直しを図ること。</p> <p>⑤経営管理態勢・内部管理態勢を抜本的に強化するため、平成20年11月28日の業務改善命令を受けて実施中の改善策について必要な見直しを行い、適切に実施すること。</p> <p>⑥上記①～⑤について、その実施状況を平成21年11月24日(火)まで(さらに同日後の進捗状況について、平成22年1月29日(金)まで及びその後3ヶ月毎)に、及び必要に応じて隨時に、書面で報告すること。</p> <p>外務員に対する処分 職務停止1年間</p>
7	21.10.29 (関東)	<p>○ 集団投資スキームに係る取得勧誘及び運用において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況</p> <p>株式会社コンコード（以下「当社」という。）は、未公開株式ファンドに係る取得勧誘及び運用を主たる業務としており、平成21年3月31日、金融商品取引業（第二種金融商品取引業及び投資運用業）の登録を受けている。</p> <p>当社は、A社を投資先とするEPP投資事業有限責任組合（以下「EPPファンド」という。）、B社を投資先とするBS投資事業有限責任組合（以下「BSファンド」という。）及びBS2号投資事業有限責任組合（以下「BS2号ファンド」という。）を設立し、それぞれ当該組合持分の取得勧誘をし、受け入れた出資金を投資先企業発行の株式及び新株予約権を投資対象とする運用を行っている。</p> <p>当社は、BS2号ファンドにつき取得勧誘する（募集期間：平成20年11月～同21年5月）ことにより、230名の出資者から総額244,020千円の出資金を受け入れているが（募集期間経過後も合わせると、実顧客数519名から総額648,390千円を受け入れている。）、今回検査において当該ファンドに係る取得勧誘及び運用業務等につき検証したところ、下記(1)ないし(4)のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められた。</p> <p>(1) 多額の出資者負担費用が出資者に説明されていない状況</p> <p>当社は、関係会社等3社とともにBS2号ファンドに係る取得勧誘を行っているが、その勧誘に応じた出資者から受け入れた出資金1口21万円のうち12万円を上記関係会社等に手数料（以下「本件販売手数料」という。）として支払っている。</p> <p>当該手数料は、当該ファンドに係る取得勧誘時に出資者に對して説明すべき出資者負担費用と認められるが、当社が当該ファンドに係る取得勧誘及び契約締結に際して出資者に交付している「契約締結前交付書面」、「契約締結時交付書面」、「投資事業有限責任組合契約書」、その他販売勧誘資料のいずれにおいても、当社が出資金から徴取する管理報酬（総出資額の3%に相当する額）等が記載されているにとど</p>	<p>会社に対する処分 登録取消し</p> <p>業務改善命令</p> <p>①顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方策等を策定するとともに、これを確実に実施すること。</p> <p>②上記①について、顧客に対し、十分に説明すること。</p> <p>③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>④顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること。</p> <p>⑤上記について、その対応・実施状況を平成21年11月5日(木)までに(①については速やかに)、書面で当局に報告すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
7 つづき		<p>まり、本件販売手数料については出資者負担費用として一切表示されていない。</p> <p>(2) B S 2号ファンドに係る出資金の流用</p> <p>検査基準日(平成 21 年 10 月 13 日)現在において、B 社は当社又は B S 2号ファンドに対する新株予約権発行の手続を行っておらず、また、当社又は B 社と B S 2号ファンドとの間の新株予約権等に係る売買契約も全く行われておらず、B S 2号ファンドは投資先企業の株式及び新株予約権を全く取得していない。</p> <p>そのような中で当社は、出資者から受け入れた B S 2号ファンドに係る出資金を当該ファンドの運用財産として自己の固有財産と区別することなく、当社口座に振り替え、当該出資金 1 口 21 万円のうち 12 万円を前記(1)の本件販売手数料として関係会社等に支払っていたほか、その余の 9 万円についても当社の役員報酬や運転資金に費消・流用していた。</p> <p>(3) B S 2号ファンドに係る虚偽の有価証券報告書の提出</p> <p>当社は、B S 2号ファンドに係る特定有価証券の発行者として、平成 21 年 6 月 29 日、E D I N E T により関東財務局長へ当該ファンドの第 1 期(自平成 20 年 9 月 15 日、至同 21 年 3 月 31 日)に係る有価証券報告書を提出している。</p> <p>しかしながら、上記(2)のとおり、B S 2号ファンドは未上場株式等(B 社の株式及び新株予約権)を取得した実態がないにもかかわらず、当該有価証券報告書には、「第 3 組合等の経理状況」の「1 財務諸表 (1) 貸借対照表」に「資産の部 流動資産 投資有価証券 229,740 千円」等といった記載があり、虚偽の記載があるものと認められる。</p> <p>(4) 虚偽のことを告げる行為</p> <p>当社は、関係会社等とともに B S 2号ファンドに係る有価証券届出書記載の募集期間経過後においても、当該ファンドにつき今後予想される解約に伴い当社が当該組合持分を取得するであろうことを前提として、未だ保有するに至っていない当該組合持分を当社が出資者に譲渡するという形で、当該ファンドに係る取得勧誘を継続していた。</p> <p>当社は、上記譲渡契約時に当該組合持分を保有していないにもかかわらず、これを取得・保有しているように装って出資者との間で譲渡契約を締結し、平成 21 年 6 月 1 日以降 363 名の出資者から総額 404,370 千円を受け入れ、当該譲渡代金を関係会社等への販売手数料の支払いや当社の役員報酬及び運転資金に費消している。</p> <p>なお、E P P ファンド及び B S ファンドにおいても、当社は、当該各ファンドに係る有価証券届出書記載の募集期間経過後にその上限とされている発行価額総額を超えてその持分の取得勧誘を行うなどしており、営業管理態勢上の問題が認められた。</p>	
8	21. 11. 10 (東海)	<p>○ 無登録による有価証券の売買及びその媒介行為並びに投資助言業に係る顧客を相手方とした有価証券の売買の媒介行為</p> <p>株式会社アジアン・ブルー(以下「当社」という。)は、前々回検査(検査実施日:平成 16 年 3 月 24 日)において、無登録の証券業(有価証券の売買の媒介)及び投資顧問業に係る顧客を相手方とした証券取引行為等の法令違反行為が認められ、同年 7 月 16 日に当局から 6 か月間の業務停止命令(同年 8 月 2 日から同年 2 月 1 日)及び業務改善命令を受けている。</p> <p>しかしながら、今回検査において、当社は、上記業務停止期間満了後、依然として証券業(平成 19 年 9 月 30 日以降においては、第一種金融商品取引業)の登録を受けていないにもかかわらず、以下のとおり、同様の行為を反復継続して行っていることが認められた。</p> <p>(1) 未公開株式の売買の媒介</p> <p>① 当社の取締役会長(当時。平成 20 年 1 月 15 日以降、代表取締役社長。以下「当社社長」という。)は、上記業務停止期間満了後、著しく悪化していた当社の資金繰りを早急に改善させる策として、前々回検査で指摘を受けた未公開会社(以下「A 社」という。)株式の売買の媒介業務を</p>	<p>会社に対する処分 登録取消</p> <p>業務改善命令</p> <p>① 投資顧問契約の締結先その他の顧客との金融商品取引契約の状況(顧客の住所・氏名・連絡先、契約内容、投資顧問料・売買代金等)を早急に把握するとともに、違法に締結していた契約に係る顧客への対応策を策定すること。</p> <p>② 今回の行政処分の内容等を投資顧問</p>

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
8 つづき		<p>再開した。これにより、当社は、平成 17 年 3 月頃から同 20 年 1 月頃までの間、約 90 名の先に対し A 社株式の売買の勧誘を行い、少なくとも投資助言業に係る顧客 5 名を含む 11 名の一般投資家に対して延べ 19 回にわたり合計約 90 株を取得させ、A 社社長から媒介手数料を收受していた。</p> <p>② また、当社は、平成 20 年 10 月から同 21 年 7 月までの間、少なくとも 9 名の一般投資家に対して延べ 16 回にわたり、A 社社長が同 20 年 3 月に設立した B 社株式の売買を勧誘し、このうち 5 名に対して延べ 12 回にわたり合計約 311 株を取得させ、A 社社長から媒介手数料を收受していた。</p> <p>(2) 未公開株式の売買</p> <p>当社社長は、平成 20 年初旬頃、当社元社員から売買可能な未公開株式（以下「C 社株式」という。）があることを聞きつけ、A 社株式の媒介手数料に代わる収益源を確保するため、C 社株式を当社が一旦買い付けて、一般投資家に広く転売することで売買差益を得ることを計画した。これにより当社は、平成 20 年 7 月頃、C 社株式を所有する者 2 名から合計 34 株を購入し、1 名の一般投資家に対して 2 株を売却し、売買差益を得ていた。</p>	<p>契約の締結先その他の顧客に対して十分に説明し、相手方の求めに応じた万全な対応を行うこと。</p> <p>③ 上記①及び②について、その対応・実施状況を平成 21 年 11 月 30 日（月）までに（①については速やかに）報告すること。</p>
9	21. 11. 12 (関東)	<p>○ 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為</p> <p>株式会社 ウィズダムキャピタル（以下「当社」という。）は、未公開会社 A 社の株式に投資する「A 社投資事業組合」（以下「当該ファンド」という。）を設立し、当該ファンドの出資持分の取得の勧誘を行うとともに、業務執行組合員として当該ファンドの運用も行っている。今回検査において、当該ファンドに係る業務を検証したところ、下記のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められた。</p> <p>当社は、平成 21 年 5 月、A 社の既存株主及び A 社から A 社株式を取得させ、A 社の株式公開を支援する当該ファンドを設立した。これに先立ち、当社代表取締役社長は、既存株主との間で、A 社株式の当該ファンドでの取得単価を決定した上で、決定した取得単価を嵩上げし、単価嵩上げに伴い当該ファンドから既存株主へ余分に支払われる譲渡代金を当社へ還流させる旨の約束（以下「本件約束」という。）を行った。</p> <p>当社は、平成 21 年 5 月から同年 10 月にかけて、当該ファンドの出資持分の取得の勧誘を行い、顧客より出資を受け入れるとともに、当該ファンドに、既存株主及び A 社から A 社株式を取得させていている。この際、当社は、本件約束に基づき、当該ファンドに嵩上げした単価で既存株主から A 社株式を取得させており、その後、既存株主から、支払われた譲渡代金の一部が当社へ還流されていた。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <p>・金融商品取引業の全ての業務（取引の結了その他顧客保護のため必要なものとして当局が個別に認めたものを除く。）を平成 21 年 12 月 3 日から平成 22 年 3 月 2 日まで停止すること。</p> <p>業務改善命令</p> <p>① 全てのファンドについて、顧客の状況、顧客が出資した財産の運用・管理状況等（組入資産である未公開株式の取得の経緯、取得価格及び算定根拠、現時点における評価額及びその算定根拠、出資金の使途、当社（関係会社等を含む。）への資金還流の有無を含む。）を早急に把握すること。</p> <p>② A 社投資事業組合について、当社（当社役員の親族が経営する会社を含む。）に還流した資金を回復するための方策を策定すること。当該方策を顧客に十分に説明の上で、その意向を踏まえた必要な対応をとること。また、他のファンドの顧</p>

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
9 つづき			<p>客も含め、今回の行政処分の内容について、十分に説明の上で、その意向を踏まえた必要な対応をとること。</p> <p>③本件法令違反行為に係る経営陣の責任の所在の明確化を図るとともに、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢（法令等遵守態勢及び組入資産の正確な評価を行うための社内態勢を含む。）の構築を図ること。</p> <p>④内部監査機能を強化し、監査機能の実効性を確保すること。</p> <p>⑤上記については、書面により、その対応・実施状況を平成21年12月10日（木）までに当局に報告するとともに、以後、実施状況等について随時に報告すること。</p>
10	21.11.13 (近畿)	<p>○ 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為</p> <p>株式会社 J o u l e （以下「当社」という。）は、その行う投資助言業に関し、ホームページ（以下「H P」という。）を作成・公開して広告を行っている。当該H Pでは、当社が設定している助言コース6プランのうち1プランについて、「会員様の声」として、4名分の「職業」、「投資資金」、「入会のきっかけ」、「入会後一年の損益」及び「入会時から見たトータルの損益」等（以下「運用実績等」という。）を紹介しており、当該運用実績等は、当社と投資顧問契約を締結した顧客が、当社の助言に基づき高い運用実績を達成したと受け取れる内容となっている。</p> <p>しかしながら、当該内容の検証を行ったところ、① 4名全てについて、そもそも当社には該当する顧客は存在しない、② H Pを作成した当社社長は、当社に存在しない顧客について、根拠となる資料がないことを知りながら、架空の運用実績等を作成し、事実に相違する広告を公開していることが認められた。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <p>・金融商品取引業の全ての業務を平成21年11月30日から平成21年12月29日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）</p> <p>業務改善命令</p> <p>①再発防止策を講じるとともに、適切な経営管理態勢を整備すること。</p> <p>②本件広告が著しく事実に相違するものであった旨周知するとともに、解約対応を含めた万全な顧客対応を執ること。</p> <p>③本件法令違反行為の責任の所在を明確化すること。</p> <p>④上記①から③までのことについて、具体的な改善策を平成21年12月10日（木）までに書面で報告すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
11	21. 12. 8	<p>◎ 法令違反その他の不適当な勧誘行為が組織的かつ多数行われ、それが看過されているなど、経営管理態勢及び営業管理態勢に重大な不備が認められる状況</p> <p>コスモ証券株式会社（以下「当社」という。）は、投資信託の主力商品として、平成 20 年 11 月以降、ブル型・ベア型の投資信託（以下「ブルベア投信」という。）の取扱いを開始し、同 21 年 3 月以降は、これに替わり、毎月分配型投資信託の 4 銘柄（以下「毎月分配型 4 投信」という。）の販売に注力していたが、当社において、当該主力商品に係る営業に関して、下記のとおり、コンプライアンスよりも収益（手数料等）を優先する考えのもと、法令違反その他の不適当な勧誘行為が業務組織を通して多数行われ、それが看過されているなどといった状況が認められた。</p> <p>(1) ブルベア投信について</p> <p>① 収益を優先した営業推進の状況</p> <p>当社において営業を統括している取締役常務執行役員営業本部長（以下「営業本部長」という。）をはじめとする営業本部は、平成 20 年 11 月以降、営業本部長自ら各部店長に電話にて指示するなどし、営業員にブルベア投信に係る残高目標を課すとともに、日々、営業員ごとの残高やその推移、ブルベア投信に係る受入手数料を集計・把握するなどし、コンプライアンスよりも優先して収益（手数料等）目標を達成するよう強力に営業推進を行っていた。</p> <p>② 法令違反その他の不適当な乗換勧誘</p> <p>イ. 整合性のない勧誘</p> <p>平成 20 年 11 月から同 21 年 8 月までの間の 2,885 顧客に係る取引を検証したところ、収益（手数料等）を上げるため、同一の営業員が同一日において、別々の顧客に対して合理的な理由なく異なる相場観等を伝え、ブル型及びベア型双方につき乗換えを勧誘している事例が、183 営業員により 1,154 顧客に対して合計 3,111 件認められた。当該 3,111 件によって顧客が負担した手数料は、総額約 237 百万円となっている。</p> <p>ロ. 重要な事項につき説明を欠く乗換勧誘</p> <p>平成 20 年 11 月から同 21 年 8 月までの間の取引につき 38 顧客を抽出して検証したところ、乗換勧誘時に売却する投資信託の概算損益につき説明されていない取引が 30 営業員により 237 件認められ、乗換えに関する重要な事項が説明されていない状況が認められた。これは、当社においては、投資信託の乗換えの勧誘に関して誤った解釈に基づく取扱いがなされていたことによるものであった。</p> <p>また、上記 38 顧客のうち、平成 21 年 2 月の乗換え回数が 5 回以上の顧客は 11 名であり、当該 11 顧客については頻繁に乗換えが行われているものと認められた。</p> <p>③ コンプライアンスに係る内部牽制等が機能していない状況</p> <p>当社においては、平成 21 年 4 月及び 5 月に、業務監査部の営業考查課及び検査部がブルベア投信について調査及び特別検査を実施し、月例報告会等において、営業考查課レポート及び特別検査の結果の報告が行われ、ブルベア投信に関する注意喚起がなされるなどした。しかしながら、当該注意喚起等が営業員等に徹底されておらず、その後も上記②イ. の整合性のない勧誘は行われており、ブルベア投信に係る不適当な勧誘行為を是正するには不十分な状況となっており、また、下記(2)の毎月分配型 4 投信に係る不適当な勧誘行為に対する抑止にもなっていない状況が認められた。</p> <p>(2) 毎月分配型 4 投信について</p> <p>① 収益を優先した営業推進の状況</p> <p>当社において営業本部は、平成 21 年 3 月以降、毎月分配型 4 投信についても、ブルベア投信に引き続き、コ</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <p>① 法令違反行為その他不適切な乗換え勧誘を行った顧客に対し、本件行政処分の内容を説明の上、適切な対応を行うこと。</p> <p>② 本件にかかる経営陣及び営業担当者の責任の所在を明確化すること。</p> <p>③ 取締役会や監査役による経営監視及び相互牽制が適正に機能する経営管理態勢を構築すること。</p> <p>④ 適切な業務運営を確保する観点から、内部管理部門・内部監査部門の体制を整備し、その十全な機能発揮の確保に取り組むこと。</p> <p>⑤ 本件を踏まえ、投信販売に関する法令等遵守を徹底するため、関連する規程類及び業務手順を根本的に見直した上で、役職員への周知徹底に集中的に取り組むこと。併せて、日常の教育・研修を強化し、関連法令等の内容の周知徹底にも取り組むこと。</p> <p>⑥ 上記について、その対応・実施状況を平成 22 年 1 月 15 日（金）までに書面で金融庁へ報告すること。</p> <p>外務員に対する処分 登録取消し</p>

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
11 つづき		<p>ンプライアンスよりも優先して収益（手数料等）目標を達成するよう営業推進をし、これにより収益優先の営業活動が各営業部店において現に行われていることを承知しているながら、これを黙認している状況にあったものと認められる。</p> <p>② 法令違反その他の不適当な乗換勧誘</p> <p>平成 21 年 3 月から同年 8 月までの間の取引につき 128 顧客を抽出して検証したところ、当社においては、上記①の営業本部主導による収益目標を達成するためとして、下記イ、及びロの不適当な勧誘行為が行われている事例が、18 部店の営業員 40 名により 56 顧客に対して合計 84 件認められた。当該 84 件によって顧客が負担した手数料は、総額約 24 百万円となっている。</p> <p>イ. 非勧誘を偽装していた点について</p> <p>当社コンプライアンスマニュアルは、買付後 6 か月未満の乗換提案の禁止及び高齢者に対する勧誘制限等の取引規制を定めており、乗換提案を行う場合には、乗換えに係る重要事項等を説明したことを記載する「投資信託乗換提案説明書」を作成して事前に部店長・内部管理責任者の承認を得ることなどを規定している。しかしながら、当該勧誘制限等を回避するため非勧誘を装っていた事例が上記のとおり 84 件認められ、その際、当該営業員らは、上記「投資信託乗換提案説明書」を作成していなかった。</p> <p>ロ. 重要な事項につき説明を欠いていた点について</p> <p>上記イ.のとおり非勧誘を装っていた結果、上記 84 件の全取引につき、顧客に対して、矛盾していたり一貫性のない説明あるいは偏った説明により乗換勧誘を繰り返したり、乗換えに係る合理性を含む顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について説明をすることなく乗換勧誘をしている状況が認められた。</p> <p>③ 社内管理態勢の不備</p> <p>上記②の 18 部店すべての部店長は、同②イ.のような非勧誘を装った乗換勧誘が各営業部店で行われていた状況を承知しているながら、収益優先の考えのもとに黙認していたとしており、このうち 2 支店においては、支店長及び副支店長自らが非勧誘を装った乗換勧誘を行っていた。</p> <p>また、当社は、投信アラーム・アテンション制度を定め、顧客に対して過度な投資勧誘が行われていないかをモニタリングするとしているほか、乗換勧誘を行うことによる経済合理性があるか等について業務監査部が日々モニタリングを実施することとしているが、いずれにおいても上記②の毎月分配型 4 投信に係る不適当な事例を全く把握できていなかった。</p> <p>(3) なお、当社においては、適切な業務運営を図る責任のある社長をはじめとする経営陣が上記のような法令違反その他の不適当な勧誘行為や内部管理態勢の不備につき、これを是正すべく指導・管理をしたというような事情は、今回検査において把握されていない。</p> <p>上記のとおり、当社においては、経営陣の一人である営業本部長をはじめとする営業本部がコンプライアンスよりも収益（手数料等）を優先する考えのもとで強力な営業推進を行うなどした結果、投資信託の主力商品に係る営業において、不適当な勧誘行為が営業本部や営業部店等の業務組織を通して多数行われ、顧客に多額の手数料を負担させていた。また、当社においては、そのような不適当な勧誘行為につき、内部管理部門による十分な牽制機能等が果たされず、看過されており、さらに経営陣においてもこれらの不適切な業務運営の把握・管理等がでけておらず、当社の経営管理態勢及び営業管理態勢には重大な不備があるものと認められる。</p> <p>また、営業本部長は、とりわけ営業に係る適切な業務運営を図るべき立場にあるにもかかわらず、自らの指示等が不適当な勧誘行為につながる可能性があることを認識しているながら、コンプライアンスよりも収益（手数料等）を優先する考えのもと強力な営業推進をするなどした結果、上記(1)②及び(2)②の不適当な勧誘</p>	

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
11 つづき		行為を多数生じさせており、当該各勧誘行為は当該役員に係る行為と認められる。	
12	22. 1. 19	<p>◎ 損失補てん</p> <p>アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド金融商品営業部長及び株式派生商品営業部長は、その業務に關し、平成 20 年 9 月頃、顧客に対して、他社株転換社債（以下「本件 E B 債」という。）を販売するに際して、顧客が第三者に対して販売できず、残りが生じた場合には、当該残りを販売時の価格と同値で買い戻す旨の約束をしていた（以下「本件約束」という。）ところ、エクイティ本部ストラクチャード・プロダクツ営業部長及び株式派生商品営業部長は、同年 10 月に、顧客から本件 E B 債について残りが生じたとの連絡を受けたため、顧客に対して販売した本件 E B 債の時価が下落しているにもかかわらず、本件 E B 債の一部を、販売時と同値で買い戻す方法により、本件 E B 債取引に係る顧客の損失について、約 6,800 万円の財産上の利益を提供した（以下「本件提供」という。）</p> <p>当該金融商品取引業者及びその使用人が行った上記の行為のうち、本件約束については、金融商品取引法第 39 条第 1 項第 1 号に規定する「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）につき、当該有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為に該当すると認められる。</p> <p>また、上記行為のうち、本件提供については、金融商品取引法第 39 条第 1 項第 3 号に規定する「有価証券売買取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、財産上の利益を提供する行為」に該当すると認められる。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <p>①今回の法令違反行為に係る責任の所在を明確化すること。</p> <p>②本件以外に、他の類似の問題が生じていないか、過去の取引実績を検証し、必要な措置を講ずること。</p> <p>③東京支店の経営管理態勢・内部管理態勢を強化し、営業部門等への牽制機能や監視機能を適切に発揮できる態勢を構築すること。</p> <p>④関連する規程類及び業務手順等を見直すなど、営業部門による適切な業務運営を確保するために必要な対応を行うこと。</p> <p>⑤役職員の法令等遵守意識を徹底するため、必要な研修等を実施すること。</p> <p>⑥上記①～⑤への対応状況について、平成 22 年 2 月 26 日（金）までに、書面で報告すること。</p> <p>外務員に対する処分 職務停止 2 週間 職務停止 2 週間</p>
13	22. 1. 20	<p>○ 出資金の使途が不明な状況</p> <p>株式会社 RST（以下「当社」という。）は、平成 19 年 3 月から同 20 年 7 月頃までの間、匿名組合（以下「サルベージファンド」という。）契約に基づく権利の私募を行っていた。サルベージファンドは、当社を営業者とし、「沈没船からの歴史的文化財引揚げ事業全般への投資を行うことを目的」とした匿名組合契約で、約 8 億円の出資金が集められた。</p> <p>サルベージファンドの匿名組合契約書では、出資金を、契約書で定義された事業（以下「本件事業」という。）の各事業主体に対して出資・提供することに充てる旨や、出資金の一部を営業者の本件事業に係る営業諸経費に充てることができる旨が規定されていた。</p> <p>今回検査において、当社が支出したサルベージファンドの出資金の使途等について検証を行ったところ、当社は、当社が第二種金融商品取引業の登録を受けた平成 20 年 5 月 16 日から前代表取締役社長（以下「前社長」という。）が退任した同 20 年 8 月末日（第 13 期事業年度末）までの間、前社長に対して、仮払経費の名目で約 930 万円を支払っているが、そのうち約 770 万円分について、当社では領収証の保管が行われておらず、出資金の使途が不明な状況にある。</p> <p>また、当社は、前社長に対して、平成 19 年 9 月から同 20 年 8</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <p>・金融商品取引業の全ての業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を平成 22 年 2 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで停止すること。</p> <p>業務改善命令</p> <p>①全てのファンドについて、ファンドごとに、次に掲げる事項。</p> <p>・ファンド財産の分別管理を確保するための方策を策定し、早急に実施すること。</p> <p>・出資金等の入金状況</p>

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
13 つづき		<p>月までの間、上記 930 万円を含めて約 1 億 5 千万円を仮払経費として支払っているところ、当該仮払経費は、当社が前社長から「エクアドル事業権利」と称する権利を 1 億 5 千万円で取得したとして、一旦、同 20 年 8 月 31 日付で 1 億 5 千万円の未払金を計上し、当該未払金と仮払経費を同日付で相殺した経理処理となっている。しかしながら、当社が前社長から取得したとしている「エクアドル事業権利」と称する権利を表す書面及び当社が前社長から権利を取得したことを示す売買契約書等の書面は存在せず、また、取得金額算出の根拠も不明な状況にある。</p> <p>他方、サルベージファンドについて当社は、平成 20 年 8 月 19 日付で投資者に対して、現地国の政変を理由に「事業運営が困難となり契約を終了する。」旨の通知を行っている。しかし、当社がサルベージファンドの事業遂行のために事業委託先に送金したとする金額は、サルベージファンドにより集めた出資金の一部であり、その他の出資金については、国内において、費消又は不明金となっている。</p> <p>なお、今回検査基準日までのところ、サルベージファンドについて清算手続が行われていない状況にある。</p> <p>上記のとおり、当社では、出資金の使途が不明になっていたり、権利内容が明確ではない権利を取得したものとして経理処理を行っていたりするなど、投資者から集めた出資金の使途について、管理が不十分であることが認められる。</p> <p>当該金融商品取引業者における上記の出資金の使途に係る管理の状況は、金融商品取引業の登録を受けて行う集団投資スキームに対する信頼を損なうものであると認められるため、金融商品取引法第 51 条の規定による業務の運営の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営又は財産の状況に鑑し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p> <p>○ 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為</p> <p>当社は、6 種の匿名組合契約（以下「ファンド」という。）に基づく権利の私募を行っているため、各ファンドにおける出資金の使途等について検証したところ、当社の定款及び匿名組合契約書等において、出資金の分別管理に関する定めがなされていないことに加え、以下のとおり各ファンドの出資金等の分別管理が確保されていない状況であるにもかかわらず、私募を行っている状況が認められた。</p> <p>(1) 当社は、投資者に対し、出資申込書又は重要事項説明書と称する契約締結前交付書面において「払込口座」又は「営業者口座」の名称で、6 種のファンド毎に異なる出資金の受入口座（以下「出資金受入口座」という。）を指定しており、それぞれのファンドの出資者から振り込まれた出資金は、一旦、それぞれのファンドの各出資金受入口座に入金されている。</p> <p>しかしながら、それぞれのファンドの出資者から、それぞれのファンドへの出資金が入金された後、当社は、これらの出資金を一つの口座（以下「総合口座」という。）に集約し、当該総合口座から各種の費用を支出しているため、当該支出が、当社の費用なのか、ファンドに係る費用なのか、どのファンドに係る費用なのかといった点について、分別した管理が確保されていない。</p> <p>(2) 当社は、当社が私募を行っているファンド（以下「A ファンド」という。）の事業の一環であったダイバーズウォッチ販売事業に鑑し、仕入先に対して、ダイバーズウォッチ等の仕入代金を総合口座から「振込」により支払っているものの、A ファンド以外のファンドの出資金を原資としていた事例が認められるなど、当社のファンドに係る費用の支出について、分別管理が確保されていない。</p> <p>(3) 当社は、事業の維持のため急遽資金補給の必要が生じた場合には、協力者から借入れを行っているとしているものの、これらの借入れについては、契約書を作成していない場合もあるなど資金使途が明確化されておらず、当社固有の財産（当社の借入れ）なのか、ファンドが掲げる事業を運営等するために必要となる財産（ファンドに係る借入れ）なのか、ファ</p>	<p>を早急・詳細に把握すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資金等の支出状況を早急・詳細に把握するとともに、契約に照らし、支出の適切性について検証すること。不適切な支出がある場合は、投資者の意向を踏まえ、ファンド財産回復のための方策を策定し、確実に実施すること。</li> <li>②サルベージファンドについて、次に掲げる事項。</li> <li>・上記①のほか、使途不明金等について、その使途、支出の決定者及び支出を決定した理由を検証・把握すること。その上で、その回復方策を策定し、確実に実施すること。</li> <li>・海外の業務委託先への送金に際して発生したとする被害の回復方策を策定し、確実に実施すること。</li> <li>・海外の業務委託先の事業の実施状況を、早急・詳細に把握すること。</li> <li>・上記について投資者に十分説明の上で、その意向を踏まえ、ファンド清算の方針を策定し、これを確実に実施すること。</li> <li>③金融商品取引業者として適切な経営管理態勢・内部管理態勢を構築すること。</li> <li>④役職員に対し、金融商品取引法その他の関連法令諸規則に関する研修を実施するなど、法令遵守意識の徹底のために必要な対応をとること。</li> <li>⑤今般の行政処分について、顧客に十分に説明すること。</li> <li>⑥上記への対応について、書面により、平成 22 年 2 月 22 日（月）までに報告するとともに、以後、その実施状況について、隨時に報告す</li> </ul>

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
13 つづき		<p>ンドに係る借入れだとしても、どのファンドに係る借入れなのかが判別できない状況となっている。</p> <p>しかしながら、当社は、これらの借入金を、出資金受入口座に振り込まれた各ファンドに係る出資金が振り替えられる口座となっている総合口座で受け入れ、総合口座から元本及び金利を返済していた。</p> <p>よって、当社では、借入金の管理について、当社の借入れなのか、ファンドに係る借入れなのか、どのファンドに係る借入れなのかといった点について分別した管理が確保されていない。</p> <p>上記のとおり、当該金融商品取引業者における出資金等の管理の状況は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 125 条に定める「当該事業者の定款（当該事業に係る規約その他の権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為を含む。）により（略）基準を満たすことが義務付けられている」とは認められず、「（略）当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが（略）確保されている」とはいえないため、当該状況下で私募を行う行為は、金融商品取引法第 40 条の 3 に違反するものと認められる。</p> <p>○ 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為</p> <p>今回検査において、各ファンドの配当状況及び各ファンドに掲げる事業の収益を検証したところ、当社は、一部のファンドにおいて、営業者たる当社に収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず、私募を行っている状況が認められた。</p> <p>上記のとおり、当該金融商品取引業者は、投資者に対して、収益が発生していない状況において、配当金を支払った上私募を行っているため、金融商品取引法第 51 条の規定による業務の運営の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合の要件となる「金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>ること。なお、これらの報告には、疎明資料を添付すること。</p>
14	22. 1. 29	<p>○ 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況</p> <p>株式会社 Art Investment Bank（以下「当社」という。）は、A社を営業者として、A I B アート 1 号有限責任事業組合（以下「1号組合」という。）に対する出資を出資対象事業とする匿名組合契約（以下「1号ファンド」という。）持分の私募の取扱いを行っていた。また、今回検査基準日現在（平成 21 年 10 月 21 日）では、A I B アート 2 号有限責任事業組合（以下「2号組合」といい、1号組合と併せて「当組合」という。）に対する出資を出資対象事業とする匿名組合契約（以下「2号ファンド」といい、1号ファンドと併せて「当ファンド」という。）持分の私募の取扱いを行っている。</p> <p>さらに、当社は、A社との有限責任事業組合契約に基づき、当組合の組合員として、A社から当組合に出資された資金を基に美術品の売買等に係る業務を執行している。</p> <p>今回検査において、当ファンド持分に係る当社の私募の取扱い業務について検証したところ、以下の事実が認められた。</p> <p>(1) 当社が私募の取扱いを行っている匿名組合の出資対象事業である1号組合が、絵画の購入を委託していた業者に対して、5作品（以下「本各作品」という。）に係る売買代金全額の支払いを行っていたにもかかわらず、当該業者がオークションハウス及び海外の業者に売買代金全額を支払っていない状況にあり、1号組合は、本各作品の所有権を取得していないことが判明した。</p> <p>当社は、本各作品が以上のような状況にあるにもかかわらず、売買代金支払い後も、本各作品の保管等に関する証明等を確認するなど、本各作品に係る売買契約の履行状況及び所</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引業の全ての業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を平成 22 年 2 月 8 日から平成 22 年 5 月 7 日まで停止すること。</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①投資対象である組合において、美術品の所有権を取得していない状況を顧客に説明し、取得していない美術品の売買代金相当額を回収するための措置を速やかに講じるとともに、顧客の意向も踏まえて必要な手続きを行うこと。</li> <li>②顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護</li> </ul>

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
14 つづき		<p>有権の取得状況を把握しておらず、今回検査着手後の平成21年11月4日に至るまで、本各作品につき1号組合が所有権を取得していない事實を看過していた。</p> <p>また、当社は、1号組合が上記のような状況にあるにもかかわらず、1号組合に対する出資を投資対象事業とする1号ファンド持分について、平成21年6月30日まで私募の取扱いを行っており、今回検査で指摘を受けて、上記のような状況を認識した後も、1号組合と同様のスキームで運用される2号組合に対する出資を投資対象事業とする2号ファンド持分について、同年11月4日から現在に至るまで私募の取扱いを中止するといった対応等を何ら採っていない状況にある。</p> <p>(2) 当社では、1号組合が上記のような状況にあることに加え、1号ファンドの決算日が毎年3月31日であるところ、決算日から半年以上経過した時点においても、決算報告書の作成すら行われていないことを認識しながら、記載に不備のある契約関係書類に基づき、私募の取扱いを行っている状況が認められた。</p> <p>当社が行った上記①の行為は、本各作品に係る売買契約の履行状況及び所有権の取得状況を把握していない状況を重大な過失によって看過しているものであり、また、当該状況を認識した後においても必要な改善措置を講じているとは認められないなど、当組合の組合員としての善管注意義務を果たしていない状況下において、当組合に対する出資を投資対象事業とする当ファンド持分に係る私募の取扱いを行っているものであること、上記②の行為は、当ファンドに係る決算報告がなされていない状況において、当該状況を認識しながら記載に不備のある契約締結前交付書面及びパンフレットにより私募の取扱いを行っていたものであることからすると、当社の状況は、金融商品取引法第52条第1項第9号が定める「金融商品取引業に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。</p> <p>○ 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上問題が認められる状況</p> <p>当ファンド持分に係る当社の私募の取扱い業務について検証したところ、当社は、金融商品取引業の無登録業者（以下「本件無登録業者」という。）が金融商品取引業の登録を受けていないことを知りつつ、本件無登録業者が、顧客に対し、投資の意思決定を行わせる勧誘行為と認められる行為をしていた事實を認容し、勧誘行為を行わせている事が認められた。</p> <p>このような当社の状況は、金融商品取引法第51条の規定による業務の運営の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営の状況に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるとき」に該当すると認められる。</p>	<p>に万全の措置を講ずること。</p> <p>③組合財産の管理を適切に行うための態勢を整備すること。</p> <p>④無登録業者にファンドの勧誘を行わせている状況を直ちに是正するとともに、販売・勧誘体制の検証・見直しを行い、再発防止策を策定すること。</p> <p>⑤責任の所在を明確化するとともに、適切な内部管理態勢の構築を図ること。</p> <p>⑥会社財産の不当な費消を行わないこと。また、会社財産の状況について正確に把握し、今後3ヶ月間における資金繰り計画を策定すること。</p> <p>⑦上記について、その対応状況を書面により、平成22年3月1日（月）までに提出すること。また、その実施状況を完了までの間、隨時に書面で報告すること。</p>
15	22. 2. 5	<p>○ 金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況</p> <p>株式会社SBI証券（以下「当社」という。）は、システムリスク管理を社内規程に基づき実施しているが、今回検査において、当社におけるシステムリスク管理態勢について検証したところ、下記のとおり、発生したシステム障害の4分の3以上の事案がリスク管理の対象から漏れており、システムリスク管理そのものが実質的に機能していないに等しい状況が認められた。また、当社がリスク管理の対象としていた事案においても、その実施状況に不備が認められたほか、社内規程等の整備状況にも不備が認められた。</p> <p>これは、当社経営陣が、システムリスク管理を担当者や外部委託先任せとし、業務の実態把握を行っておらず、また、当社役職員においても、システムリスクについて社内全体で取り組むべき課題とする認識が不足していることに起因するものである。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <p>①不適切なシステムリスク管理態勢が容認され常態化した原因を究明し、責任の所在を明確化するとともに、経営管理態勢の見直しを行うこと。</p> <p>②システム障害に関する管理基準に沿った処理が実施されていなかった事例も含め、過去のシ</p>

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
15 つづき		<p>(1) 多数のシステム障害がシステムリスク管理の対象から漏れている状況</p> <p>当社は、社内規程「システム運用管理基準」(以下「管理基準」という。)の運用を開始した平成20年4月頃から検査基準日までの間、188件のシステム障害について、管理基準に基づくリスク管理を行っていた。</p> <p>しかしながら、当社におけるシステム障害の発生状況を検証したところ、上記期間内に上記以外のシステム障害が少なくとも592件発生しており、リスク管理の対象から漏れている状況が認められた。また、592件のシステム障害については、管理基準で定められた記録や報告が行われていないため、関連部署及び経営陣が障害発生の事実を認識していない状況が認められた。</p> <p>なお、592件のシステム障害の中には、ログイン不可や受発注停止といった顧客取引に影響を及ぼす障害が33件認められた。</p> <p>(2) 安全対策に係る整備が不十分な状況</p> <p>当社がリスク管理の対象としていた上記(1)のシステム障害188件について、その実施状況等を検証したところ、以下のとおり、システムの開発・運用業務の品質維持などの安全対策に不備が認められた。</p> <p>① システム障害に係る記録や報告書の様式に不備があり、各事案毎の障害原因の特定や分析結果に応じた対策の実施状況等が不明確となっている。また、これらを定期的に集計・分析し、再発防止策を講じるといった対応も実施されていない。</p> <p>② 障害発生から対応完了までの継続管理や未解決障害の消込み管理などが行われておらず、長期間未解決の障害がある。また、障害の再発防止に向けた対策が不十分なため、同一事象のシステム障害が発生している。</p> <p>(3) システム監査等により指摘を受けた事項に係る改善状況等の不備</p> <p>当社においては、外部監査機関に委託して実施したシステム監査で指摘を受けた事項について、長期間改善が図られていないものが認められたほか、改善が不十分な結果、リスク管理漏れによる障害や障害管理の不備などが恒常的に発生している状況が認められた。</p> <p>また、当社監査部が実施した監査等において、管理基準に沿った業務運営が行われているかの検証が行われておらず、システム監査の実効性が確保されていない状況が認められた。</p> <p>(4) システムリスク管理に係る規程等の不備</p> <p>当社においては、システムリスク管理に係る基本方針の策定や管理すべきリスクの所在と種類の特定がなされていないなど、システムリスク管理に係る規程等の整備状況に不備が認められた。</p> <p>(5) 顧客取引に多大な影響を及ぼすシステム障害の発生</p> <p>当社においては、当社が重要障害と位置付けているログイン不可や受発注停止といった顧客取引に多大な影響を及ぼすシステム障害が発生しており、また、これらの中にはシステムリスク管理の対象から漏れ、顧客への影響について十分には実態把握していない事案も認められるなど、投資者保護上、問題のある状況が認められた。</p> <p>当社における上記の業務の運営の状況は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第14号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」に該当するものと認められる。</p>	<p>システム障害事例の検証を行い、想定される事案と対応策を類型化すること等により、実効性あるシステムリスク管理態勢を構築すること。</p> <p>③ 役職員にシステム管理の重要性を再認識させるとともに、適切な業務運営態勢を確保するため、規程類・業務手順の見直しや研修等の実施等に取り組むこと。</p> <p>④ 過去の外部システム監査における指摘事項について、適切に対応すること。また、当該指摘事項への対応を含め、システムリスク管理全般の有効性を適切に検証するため、外部システム監査の適切な実施とあわせ、内部監査部門の体制強化を図ること。</p> <p>⑤ 上記①～④への対応状況について、平成22年3月12日(金)まで(及びその後の進捗状況について、平成22年5月31日(月)まで及びその後3ヶ月毎)に、書面で報告すること。</p>
16	22. 2. 26 (関東)	<p>○ 投資事業組合への出資の勧誘等</p> <p>株式会社モーゲージ・サポート(以下「当社」という。)は、第二種金融商品取引業への変更登録を受けることなく、平成21年11月9日から現在に至るまでの間、延べ56名の投資者に対し、2種類の集団投資スキーム(以下「当該2ファンド」という。)への出資勧誘を行っており、合計14名の投資者(16件)から、</p>	<p>会社に対する処分登録取消し</p> <p>業務改善命令</p> <p>① 顧客に対し、行政処分の事由について</p>

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
16 つづき		<p>45 百万円が当該 2 ファンドへ出資された。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第 28 条第 2 項に基づける「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく当該業務を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。</p> <p>○ 報告徴取命令に対する虚偽報告</p> <p>平成 21 年 12 月 25 日付で、関東財務局長が金融商品取引法第 56 条の 2 第 1 項に基づき行った当社に対する報告徴取命令において、当社は、上記の業務の状況を隠蔽する目的で、当該 2 ファンドの申込者の数及び申込金額について過小な数値とするほか、自らが行っている上記の業務について、第二種金融商品取引業に該当することを認識しているながら、投資助言業務の範囲内であると認識しているなどの虚偽の報告を行った。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第 56 条の 2 第 1 項に基づく報告徴取命令に対して虚偽の報告を行ったものであり、かかる当社の行為は、同法第 52 条第 1 項第 6 号に該当するものと認められる。</p>	<p>の説明を徹底すること。</p> <p>②投資先である集団投資スキームの事業の状況及び出資金の使途等を把握した上で、顧客への説明と、その意向を踏まえた誠実な対応を行うこと。</p>
17	22. 3. 5 (北海道)	<p>○ 金融商品仲介業者に係る制限を逸脱する行為</p> <p>株式会社北海道ファイナンシャルプランナーズ（以下「当社」という。）は、金融商品仲介業者であるところ、当社代表取締役社長は、当社の金融商品仲介業務の顧客（当社が仲介業務として金融商品の媒介等を行った顧客。以下「仲介顧客」という。）との間で、会員契約を締結し、仲介顧客から会費を徴収する一方、仲介顧客の金融資産のポートフォリオの分析・構築等といった業務を提供しているが、当社の行っている当該業務は、具体的な金融商品の銘柄や数量、購入時期等を提案する等となっており、実態としては投資助言行為を行っている状況であると認められた。また、当社は上記投資助言行為を行った仲介顧客に対し、所属金融商品取引業者からの委託を受けることなく、私募ファンド等の商品内容の説明や取得の提案を行うなど、私募の取扱いを行っている状況も認められた。</p> <p>当該金融商品仲介業者及び当該金融商品仲介業者の役員が行った上記の行為は、金融商品取引法第 66 条の 12 に規定する「金融商品仲介業者に係る制限」に違反するものと認められる。また、当該金融商品仲介業者及び当該金融商品仲介業者の役員は、上記記載の行為を業として行っているといえ、同法第 29 条に規定する「金融商品取引業は内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。」に違反するものと認められる。</p>	<p>会社に対する処分 登録取消し</p> <p>外務員に対する処分 登録取消し</p>

## (2) 課徴金納付命令に関する勧告（不公正取引）

(注) 内部者取引における課徴金額は、①旧金融商品取引法第175条第1項又は第2項、②金融商品取引法第175条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり算出される。

### ① 旧金融商品取引法第175条第1項及び第2項

#### (イ) 買付けを行った場合

$$\text{（重要事実/公開買付けの実施に関する事実が公表された翌日の終値} \times \text{（買付株数)} \\ - \text{（買付価格} \times \text{（買付株数)}$$

#### (ロ) 売付けを行った場合

$$\text{（売付価格} \times \text{（売付株数)} \\ - \text{（重要事実/公開買付けの実施に関する事実が公表された翌日の終値} \times \text{（売付株数)}$$

### ② 金商法第175条第1項及び第2項

#### (イ) 買付けを行った場合

$$\text{（重要事実/公開買付けの実施に関する事実の公表後2週間以内の最も高い価格)} \\ \times \text{（買付株数)} - \text{（買付価格} \times \text{（買付株数)}$$

#### (ロ) 売付けを行った場合

$$\text{（売付価格} \times \text{（売付株数)} \\ - \text{（重要事実/公開買付けの実施に関する事実の公表後2週間以内の最も低い価格} \times \text{（売付株数)}$$

（平成21年7月～平成22年3月）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	21.7.8	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（旧金商法第175条第2項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> ゼネラル（大証2部）</p> <p><b>【違反行為者】</b> 公開買付者の契約締結先社員からの第一次情報受領者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> （株）ゼネラルホールディングスがゼネラル（株）の株券を公開買付けすることについて、（株）ゼネラルホールディングスとの契約の履行に関して知った銀行員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 71万円</p> <p>(注) 課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表翌日は売買が成立せず、値がつかなかったため、以後の直近のゼネラル（株）の株価である平成20年9月8日の株価の始値543円と買付価格91万5,000円を前記①(イ)の計算式にあてはめた結果、以下のように算出される。</p> $(543 \text{円} \times 3,000 \text{株}) \\ - \text{買付価額} 915,000 \text{円} \quad (305 \text{円} \times 3,000 \text{株}) \\ = 714,000 \text{円}$ <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>71万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成21年7月8日 課徴金納付命今日 平成21年8月20日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

2	21. 7. 28	<p><b>【違反行為】</b>現実売買による相場操縦 (旧金商法第174条第1項)</p> <p><b>【銘柄名】</b>総和地所(ジャスダック)</p> <p><b>【違反行為者】</b>無職の者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> 株総和地所株券の株価の高値形成や終値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 16万円</p> <p>(注) 旧金融商品取引法第174条第1項に基づき、課徴金の額は、 (イ) 売買対当数量※1に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額) と、 (ロ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合には、 買付け等対当数量※2に係るものについて、 (当該違反行為が終了した日から1月以内に行われた有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。</p> <p>※1 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>※2 買付け等対当数量：当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から1月以内に行われた当該違反行為に係る売付数量のうちいずれか少ない数量をいう。</p> <p>本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 167,550円。</p> <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>16万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は78株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量72株に、同条第9項により、違反行為開始時にその時の価格(41,300円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量7株を加えた79株であることから、78株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額3,433,650円(※3) -買付価額3,266,100円(※4,5) = <u>167,550円</u></p> <p>※3 売付価額は、  <math display="block">\left. \begin{array}{ll} 40,900 \text{円} \times 1 \text{株} &amp; 41,000 \text{円} \times 2 \text{株} \\ 41,100 \text{円} \times 1 \text{株} &amp; 41,500 \text{円} \times 1 \text{株} \\ 41,650 \text{円} \times 4 \text{株} &amp; 41,900 \text{円} \times 2 \text{株} \\ 42,050 \text{円} \times 6 \text{株} &amp; 42,300 \text{円} \times 8 \text{株} \\ 42,500 \text{円} \times 10 \text{株} &amp; 42,700 \text{円} \times 3 \text{株} \\ 42,750 \text{円} \times 3 \text{株} &amp; 42,800 \text{円} \times 4 \text{株} \\ 46,500 \text{円} \times 33 \text{株} &amp; \end{array} \right\}</math> の合計額である。</p> <p>※4 買付価額は、  <math display="block">\left. \begin{array}{ll} 40,350 \text{円} \times 1 \text{株} &amp; 40,750 \text{円} \times 4 \text{株} \\ 41,250 \text{円} \times 2 \text{株} &amp; 41,300 \text{円} \times 12 \text{株} \\ 41,400 \text{円} \times 1 \text{株} &amp; 41,550 \text{円} \times 2 \text{株} \\ 41,650 \text{円} \times 6 \text{株} &amp; 41,700 \text{円} \times 2 \text{株} \\ 41,800 \text{円} \times 2 \text{株} &amp; 41,900 \text{円} \times 2 \text{株} \\ 42,000 \text{円} \times 11 \text{株} &amp; 42,050 \text{円} \times 8 \text{株} \\ 42,300 \text{円} \times 8 \text{株} &amp; 42,400 \text{円} \times 1 \text{株} \\ 42,500 \text{円} \times 15 \text{株} &amp; 42,750 \text{円} \times 1 \text{株} \end{array} \right\}</math> の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成21年7月28日</p> <p>課徴金納付命令日 平成21年8月27日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
---	-----------	---	---

2 つづき	<p>※ 5 買付価額の算定においては、金融商品取引法施行令（平成 20 年政令第 369 号による改正前のもの。以下同じ。）第 33 条の 14 第 5 項の規定により、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、旧金融商品取引法第 174 条第 9 項の規定により、違反行為の開始時点にその時における価格（41,300 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から、順次割り当てている。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該違反行為に係る買付け等対当数量は、 買付数量が売付数量を超える数量 1 株（79 株－78 株）と、当該違反行為が終了した日から 1 月以内に行われた売付数量 0 株とを比較して少ない数量である、0 株となる。</p> <p>当該買付け等対当数量に係るものについて、 違反行為終了日から 1 月以内の売付価額－買付価額 = 0 円</p>	
3	<p>21. 8. 4</p> <p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（旧金商法第 175 条第 2 項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> 日産ディーゼル工業（東証 1 部）</p> <p><b>【違反行為者】</b> 日産ディーゼル工業㈱役員</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> エヌエー㈱が日産ディーゼル工業㈱の株券を公開買付けすることについて、エヌエー㈱との契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 20 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成 19 年 2 月 21 日の日産ディーゼル工業㈱の株価の終値 538 円と買付価格 87 万 4,000 円を前記①(イ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> $(538 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株})$ $- \text{買付価額 } 874,000 \text{ 円 } (437 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株})$ $= 202,000 \text{ 円}$ <p>⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>20 万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成 21 年 8 月 4 日</p> <p>課徴金納付命今日 平成 21 年 8 月 27 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
4	<p>21. 9. 15</p> <p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（旧金商法第 175 条第 1 項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> 原弘産（大証 2 部）</p> <p><b>【違反行為者】</b> ㈱原弘産役員</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> ㈱原弘産が転換社債型新株予約権付社債の発行を決定した重要事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け及び買付け。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 284 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下の (1) と (2) の合計額である。</p> <p>(1) 売付けに係る課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 19 年 2 月 2 日の(㈱原弘産の株価の終値 228,000 円と売付価額 9,426 万 6,000 円を前記①(ロ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> $\text{売付価額 } 94,266,000 \text{ 円}$ $- (228,000 \text{ 円} \times 401 \text{ 株}) = 2,838,000 \text{ 円}$	<p>審判手続開始決定日 平成 21 年 9 月 15 日</p> <p>課徴金納付命今日 平成 21 年 10 月 7 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

4 つづき	<p>売付価額は、</p> $\left. \begin{array}{l} 223,000 \text{ 円} \times 78 \text{ 株} \quad 224,000 \text{ 円} \times 22 \text{ 株} \\ 235,000 \text{ 円} \times 80 \text{ 株} \quad 236,000 \text{ 円} \times 49 \text{ 株} \\ 237,000 \text{ 円} \times 15 \text{ 株} \quad 239,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 株} \\ 240,000 \text{ 円} \times 29 \text{ 株} \quad 242,000 \text{ 円} \times 19 \text{ 株} \\ 243,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \quad 244,000 \text{ 円} \times 60 \text{ 株} \\ 245,000 \text{ 円} \times 14 \text{ 株} \quad 246,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} \end{array} \right\}$ <p>の合計額である。</p> <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>283 万円</u></p> <p>(2) 買付けに係る課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 19 年 2 月 2 日の㈱原弘産の株価の終値 228,000 円と買付価額 3,989 万円を前記①(イ)の計算式に当てはめた結果、以下のとおり算出される。</p> <p>(228,000 円 × 175 株) —買付価額 39,890,000 円 = <u>10,000 円</u></p> <p>買付価額は、</p> $\left. \begin{array}{l} 218,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 株} \quad 220,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 株} \\ 221,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 株} \quad 224,000 \text{ 円} \times 15 \text{ 株} \\ 227,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} \quad 233,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 株} \\ 235,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 株} \quad 242,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 株} \end{array} \right\}$ <p>の合計額である。</p>	
5	<p>21. 10. 23</p> <p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> リンク・セオリー・ホールディングス（東証マザーズ）</p> <p><b>【違反行為者】</b> PwC アドバイザリー㈱社員（公開買付者の契約締結先社員）</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> ㈱ファーストリティリングが㈱リンク・セオリー・ホールディングスの株券を公開買付けすることについて、ファーストリティリングとの契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 129 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表後 2 週間における㈱リンク・セオリー・ホールディングスの最も高い株価である平成 21 年 2 月 3 日の 169,500 円と買付価格 209 万 9,000 円を前記②(イ)の計算式に当てはめた結果、以下のように計算される。</p> <p>(169,500 円 × 20 株) —買付価額 2,099,000 円 = <u>1,291,000 円</u></p> <p>買付価額は、</p> $\left. \begin{array}{l} 104,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 105,000 \text{ 円} \times 19 \text{ 株} \end{array} \right\}$ <p>の合計額である。</p> <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>129 万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成 21 年 10 月 23 日</p> <p>課徴金納付命令日 平成 21 年 11 月 20 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

6	21. 10. 23	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（金商法第175条第2項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> ウィーヴ（ジャスダック）</p> <p><b>【違反行為者】</b> 公開買付者の従事者からの第一次情報受領者（税理士）</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> M C P シナジー 1号投資事業有限責任組合（M C P シナジー）が㈱ウイーヴの株券を公開買付けすることについて、M C P シナジーの業務に従事していた者より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 82万円</p> <p>(注) 課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表後2週間における(㈱)ウイーヴの最も高い株価である平成21年1月21日の16,040円と買付価額77万7,000円を前記②(イ)の計算式に当てはめた結果、以下のように計算される。 (16,040円×100株) —買付価額 777,000円 = 827,000円 買付価額は、  <math display="block">\left. \begin{array}{l} 7,000 \text{円} \times 18 \text{株} \\ 7,900 \text{円} \times 50 \text{株} \\ 8,000 \text{円} \times 32 \text{株} \end{array} \right\} \text{の合計額である。}</math></p> <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>82万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成21年10月23日</p> <p>課徴金納付命今日 平成21年11月17日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
7	21. 10. 30	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（旧金商法第175条第1項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> オリエンタル白石（東証1部）</p> <p><b>【違反行為者】</b> 課徴金納付命令対象者①～③ともオリエンタル白石㈱社員</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> オリエンタル白石㈱が更正手続開始申立てを行うことを決定した重要事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 課徴金納付命令対象者① 61万円 課徴金納付命令対象者② 12万円 課徴金納付命令対象者③ 7万円</p> <p>(注) 1. 課徴金納付命令対象者①に対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成20年11月27日のオリエンタル白石㈱の株価の終値59円と売付価額131万9,400円を前記①(ロ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> <p>売付価額 1,319,400円 — (59円×12,000株) = 611,400円</p> <p>売付価額は、  <math display="block">\left. \begin{array}{l} 105 \text{円} \times 3,800 \text{株} \quad 109 \text{円} \times 200 \text{株} \\ 110 \text{円} \times 3,300 \text{株} \quad 111 \text{円} \times 1,200 \text{株} \\ 112 \text{円} \times 700 \text{株} \quad 113 \text{円} \times 500 \text{株} \\ 115 \text{円} \times 300 \text{株} \quad 116 \text{円} \times 1,000 \text{株} \\ 117 \text{円} \times 1,000 \text{株} \end{array} \right\} \text{の合計額である。}</math></p>	<p>審判手続開始決定日 平成21年10月30日</p> <p>課徴金納付命今日 平成21年11月30日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

7 つづき	<p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>61万円</u></p> <p>2. 課徴金納付命令対象者②に対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成20年11月27日のオリエンタル白石㈱の株価の終値59円と売付価額24万2,700円を前記①(口)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> <p>売付価額 242,700円 - (59円×2,000株) = 124,700円</p> <p>売付価額は、  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} 121円 \times 1,300株 \\ 122円 \times 700株 \end{array} \right]</math> の合計額である。</p> <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>12万円</u></p> <p>3. 課徴金納付命令対象者③に対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成20年11月27日のオリエンタル白石㈱の株価の終値59円と売付価額15万円を前記①(口)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> <p>売付価額 150,000円 (125円×1,200株)  - (59円×1,200株) = 79,200円</p> <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>7万円</u></p>	
21.10.30	<p>【違反行為】内部者取引（旧金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】オリエンタル白石（東証1部）</p> <p>【違反行為者】  課徴金納付命令対象者①②ともオリエンタル白石㈱社員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】  上記重要事実を、その職務に関して知った、オリエンタル白石㈱社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。</p> <p>【課徴金額】  課徴金納付命令対象者① 41万円  課徴金納付命令対象者② 29万円</p> <p>(注) 1. 課徴金納付命令対象者①に対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成20年11月27日のオリエンタル白石㈱の株価の終値59円と売付価額78万7,500円を前記①(口)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> <p>売付価額 787,500円 (125円×6,300株)  - (59円×6,300株) = 415,800円</p> <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>41万円</u></p> <p>2. 課徴金納付命令対象者②に対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成20年11月27日のオリエンタル白石㈱の株価の終値59円と売付価額55万円を前記①(口)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p>	<p>審判手続開始決定日  平成21年10月30日</p> <p>課徴金納付命令日  平成21年11月30日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

7 つづき	<p>売付価額 550,000 円 (125 円×4,400 株)  <math>- (59 \text{ 円} \times 4,400 \text{ 株}) = 290,400 \text{ 円}</math></p> <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>29 万円</u></p>	
21. 10. 30	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引 (旧金商法第 175 条第 1 項)</p> <p><b>【銘柄名】</b> オリエンタル白石 (東証 1 部)</p> <p><b>【違反行為者】</b> 発行体の契約締結先社員からの第一次情報受領者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> オリエンタル白石㈱との契約の履行に関して知った他の会社社員を通じ、職務上知った当該他の会社の従業者から、課徴金納付命令対象者の勤務先の社員が職務上伝達を受けた上記重要事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 149 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 20 年 11 月 27 日のオリエンタル白石㈱の株価の終値 59 円と売付価額 326 万 8,800 円を前記①(ロ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> <p>売付価額 3,268,800 円  <math>- (59 \text{ 円} \times 30,000 \text{ 株}) = 1,498,800 \text{ 円}</math></p> <p>売付価額は、</p> $\left( \begin{array}{ll} 106 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} & 107 \text{ 円} \times 9,900 \text{ 株} \\ 108 \text{ 円} \times 5,600 \text{ 株} & 109 \text{ 円} \times 4,100 \text{ 株} \\ 110 \text{ 円} \times 5,100 \text{ 株} & 113 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} \end{array} \right) \text{ の合計額である。}$ <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>149 万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成 21 年 10 月 30 日</p> <p>課徴金納付命令日 平成 21 年 11 月 30 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
21. 10. 30	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引 (旧金商法第 175 条第 1 項)</p> <p><b>【銘柄名】</b> オリエンタル白石 (東証 1 部)</p> <p><b>【違反行為者】</b> 発行体の契約締結先役員からの第一次情報受領者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> 上記重要事実を、オリエンタル白石㈱との契約の履行に関して知った他の会社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 159 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 20 年 11 月 27 日のオリエンタル白石㈱の株価の終値 59 円と売付価額 307 万 1,200 円を前記①(ロ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> <p>売付価額 3,071,200 円  <math>- (59 \text{ 円} \times 25,000 \text{ 株}) = 1,596,200 \text{ 円}</math></p>	<p>審判手続開始決定日 平成 21 年 10 月 30 日</p> <p>課徴金納付命令日 平成 21 年 11 月 30 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

7 つづき		<p>売付価額は、</p> $\left( \begin{array}{l} 108 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} = 75,600 \text{ 円} \\ 110 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} = 33,000 \text{ 円} \\ 125 \text{ 円} \times 20,000 \text{ 株} = 2,500,000 \text{ 円} \end{array} \right) \text{ の合計額である。}$ <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>159 万円</u></p>	
8	21. 11. 5	<p><b>【違反行為】</b>現実売買による相場操縦 (金商法第 174 条の 2 第 1 項)</p> <p><b>【銘柄名】</b> SBI フューチャーズ (大証ヘラクレス)</p> <p><b>【違反行為者】</b>会社役員</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> SBI フューチャーズ(株)の株価の高値形成や終値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 100 万円</p> <p>(注) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項に基づき、課徴金の額は、</p> <p>(イ) 売買対当数量 (※1) に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額) と、</p> <p>(ロ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合には、 当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格 × 当該超える数量) - (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。</p> <p>※1 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いざれか少ない数量をいう。</p> <p>本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 1,002,100 円。</p> <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>100 万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、</p> <p>① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は 138 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 456 株に、同条第 8 項により、違反行為開始時にその時の価格 (27,400 円) で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 37 株を加えた 493 株であることから、138 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 4,568,100 円 (※2) - 買付価額 3,848,300 円 (※3, 4) = <u>719,800 円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成 21 年 11 月 5 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 11 月 30 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

8 つづき	<p>※2 売付価額は、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="flex-grow: 1; padding-right: 20px;"> <math display="block">\left. \begin{array}{l} 27,200 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \quad 27,300 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \\ 27,600 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \quad 27,700 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 27,900 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \quad 28,200 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \\ 29,300 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \quad 30,300 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\ 30,400 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} \quad 30,700 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \\ 30,800 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} \quad 31,200 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \\ 31,600 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \quad 32,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 32,800 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \quad 33,300 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 33,400 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \quad 33,500 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\ 33,600 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \quad 33,700 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \\ 33,800 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \quad 33,900 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \\ 34,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \quad 34,100 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\ 34,200 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \quad 34,300 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} \\ 34,400 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \quad 34,500 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \\ 36,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \quad 36,100 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} \\ 36,200 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} \quad 36,400 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \\ 36,500 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \quad 36,600 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \\ 37,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} \quad 37,100 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 38,300 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \end{array} \right.</math> </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; font-size: 0.8em;">           の合計額である。         </div> </div> <p>※3 買付価額は、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="flex-grow: 1; padding-right: 20px;"> <math display="block">\left. \begin{array}{l} 27,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} \quad 27,300 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \\ 27,400 \text{ 円} \times 87 \text{ 株} \quad 28,300 \text{ 円} \times 15 \text{ 株} \\ 28,400 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \quad 28,600 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 29,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \quad 29,300 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 30,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} \quad 31,900 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \\ 32,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \quad 32,300 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 32,600 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \end{array} \right.</math> </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; font-size: 0.8em;">           の合計額である。         </div> </div> <p>※4 買付価額の算定においては、金融商品取引法施行令第 33 条の 14 第 5 項の規定により、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てるとなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、金融商品取引法第 174 条の 2 第 8 項の規定により、違反行為の開始時点にその時における価格 (27,400 円) で買付けたものとみなされるもの (みなし買付け) から、順次割り当てている。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該超える数量 355 株 (493 株 - 138 株) について、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格 (37,700 円) に当該超える数量を乗じて得た額 13,383,500 円 - 有価証券の買付価額 13,101,200 円 (※5)  <math display="block">= \underline{282,300 \text{ 円}}</math> </p>
----------	--

8 つづき		<p>※5 買付価額は、</p> <table border="0" data-bbox="489 197 901 759"> <tr><td>33,300 円× 1 株</td><td>33,400 円×12 株</td></tr> <tr><td>33,500 円× 9 株</td><td>33,800 円× 3 株</td></tr> <tr><td>33,900 円× 2 株</td><td>34,000 円× 5 株</td></tr> <tr><td>34,100 円× 6 株</td><td>34,200 円× 2 株</td></tr> <tr><td>34,300 円× 7 株</td><td>34,400 円× 3 株</td></tr> <tr><td>34,500 円× 2 株</td><td>35,900 円× 6 株</td></tr> <tr><td>36,000 円×17 株</td><td>36,100 円× 4 株</td></tr> <tr><td>36,200 円× 3 株</td><td>36,300 円× 7 株</td></tr> <tr><td>36,400 円× 9 株</td><td>36,500 円×67 株</td></tr> <tr><td>36,600 円× 2 株</td><td>36,700 円× 2 株</td></tr> <tr><td>36,800 円× 1 株</td><td>36,900 円× 2 株</td></tr> <tr><td>37,000 円× 6 株</td><td>37,100 円× 1 株</td></tr> <tr><td>37,400 円× 3 株</td><td>37,500 円× 8 株</td></tr> <tr><td>38,000 円×27 株</td><td>38,100 円× 8 株</td></tr> <tr><td>38,200 円×48 株</td><td>38,300 円×82 株</td></tr> </table> <p>の合計額である。</p>	33,300 円× 1 株	33,400 円×12 株	33,500 円× 9 株	33,800 円× 3 株	33,900 円× 2 株	34,000 円× 5 株	34,100 円× 6 株	34,200 円× 2 株	34,300 円× 7 株	34,400 円× 3 株	34,500 円× 2 株	35,900 円× 6 株	36,000 円×17 株	36,100 円× 4 株	36,200 円× 3 株	36,300 円× 7 株	36,400 円× 9 株	36,500 円×67 株	36,600 円× 2 株	36,700 円× 2 株	36,800 円× 1 株	36,900 円× 2 株	37,000 円× 6 株	37,100 円× 1 株	37,400 円× 3 株	37,500 円× 8 株	38,000 円×27 株	38,100 円× 8 株	38,200 円×48 株	38,300 円×82 株	
33,300 円× 1 株	33,400 円×12 株																																
33,500 円× 9 株	33,800 円× 3 株																																
33,900 円× 2 株	34,000 円× 5 株																																
34,100 円× 6 株	34,200 円× 2 株																																
34,300 円× 7 株	34,400 円× 3 株																																
34,500 円× 2 株	35,900 円× 6 株																																
36,000 円×17 株	36,100 円× 4 株																																
36,200 円× 3 株	36,300 円× 7 株																																
36,400 円× 9 株	36,500 円×67 株																																
36,600 円× 2 株	36,700 円× 2 株																																
36,800 円× 1 株	36,900 円× 2 株																																
37,000 円× 6 株	37,100 円× 1 株																																
37,400 円× 3 株	37,500 円× 8 株																																
38,000 円×27 株	38,100 円× 8 株																																
38,200 円×48 株	38,300 円×82 株																																
9	21. 11. 20	<p>【違反行為】 内部者取引（旧金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】 フタバ産業（東証1部・名証1部）</p> <p>【違反行為者】 フタバ産業㈱社員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 過年度決算の過誤の発覚した旨の重要事実（バスケット条項適用）を、その職務に関して知った、フタバ産業㈱社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。</p> <p>【課徴金額】 258万円</p> <p>（注） 課徴金額は、重要事実の公表翌日である平成20年10月16日のフタバ産業㈱の株価の終値905円と売付価額1,135万8,700円を前記①(ロ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> <p>売付価額 11,358,700円（1,171円×9,700株） - (905円×9,700株) = 2,580,200円</p> <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>258万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成21年11月20日</p> <p>課徴金納付命今日 平成21年12月11日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>																														

10	21. 12. 8	<p>【違反行為】 内部者取引（旧金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】 山崎建設（ジャスダック）</p> <p>【違反行為者】 山崎建設㈱社員</p> <p>【違反行為の態様】 山崎建設㈱が更正手続開始の申立てを行うことを決定した重要事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。</p> <p>【課徴金額】 190万円</p> <p>(注) 課徴金額は、重要事実の公表翌日は売買が成立せず、値がつかなかったため、以後の直近の山崎建設㈱の株価である平成20年11月4日の株価の始値11円と売付価額246万7,000円を前記①(口)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額 2,467,000円 - (11円×51,000株) = 1,906,000円</p> <p>売付金額は、  <math display="block">\left. \begin{array}{ll} 35\text{円} \times 8,000\text{株} &amp; 37\text{円} \times 2,000\text{株} \\ 40\text{円} \times 5,000\text{株} &amp; 45\text{円} \times 1,000\text{株} \\ 48\text{円} \times 1,000\text{株} &amp; 49\text{円} \times 6,000\text{株} \\ 50\text{円} \times 8,000\text{株} &amp; 51\text{円} \times 6,000\text{株} \\ 52\text{円} \times 3,000\text{株} &amp; 53\text{円} \times 1,000\text{株} \\ 54\text{円} \times 2,000\text{株} &amp; 61\text{円} \times 3,000\text{株} \\ 64\text{円} \times 5,000\text{株} &amp; \end{array} \right\}</math> の合計額である。</p> <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>190万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成21年12月8日</p> <p>課徴金納付命令日 平成21年12月25日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
11	21. 12. 15	<p>【違反行為】 内部者取引 (旧金商法第175条第2項、金商法第175条第2項)</p> <p>【銘柄名】 ① 日本サーボ（東証2部） ② 日立工機（東証1部・大証1部） ③ 日立国際電気（東証1部・大証1部）</p> <p>【違反行為者】 ㈱日立製作所社員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】  ① ① 日本電産㈱との公開買付けの応募に関する合意に係る契約の締結交渉先の㈱日立製作所の社員から、同人がその契約の締結の交渉に知り、日本電産㈱が日本サーボ㈱の株券の公開買付けを行うことを決定した重要事実の伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。  ② ② ㈱日立製作所の社員から、同人がその職務に関して知り、㈱日立製作所が日立工機㈱の株券の公開買付けを行うことを決定した重要事実の伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。  ③ ③ ㈱日立製作所の社員から、同人がその職務に関して知り、㈱日立製作所が㈱日立国際電気の株券の公開買付けを行うことを決定した重要事実の伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。</p> <p>【課徴金額】 752万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成21年12月15日</p> <p>課徴金納付命令日 平成22年1月13日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

11 つづき	<p>(注) 課徴金額は以下の(1)と(2)と(3)の合計額である。</p> <p>(1) 日本電産㈱による日本サーボ㈱の株券の公開買付けの実施に関する事実</p> <p>課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成 19 年 3 月 14 日の日本サーボ㈱の株価の終値 362 円と買付価額 495 万円を前記①(イ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> $  \begin{aligned}  & (362 \text{ 円} \times 25,000 \text{ 株}) \\  & - \text{買付価額 } 4,950,000 \text{ 円 } (198 \text{ 円} \times 25,000 \text{ 株}) \\  & = \underline{4,100,000 \text{ 円}}  \end{aligned}  $ <p>(2) <del>株</del>日立製作所による日立工機㈱の株券の公開買付けの実施に関する事実</p> <p>課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表後 2 週間における日立工機㈱の最も高い株価である平成 21 年 1 月 19 日の 1,042 円と買付価額 372 万 4,000 円を前記②(イ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> $  \begin{aligned}  & (1,042 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) \\  & - \text{買付価額 } 3,724,000 \text{ 円 } = 1,486,000 \text{ 円}  \end{aligned}  $ <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>148 万円</u></p> <p>(3) <del>株</del>日立製作所による日立国際電気㈱の株券の公開買付けの実施に関する事実</p> <p>課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表後 2 週間における<del>株</del>日立国際電気の最も高い株価である平成 21 年 1 月 16 日 617 円と買付価額 484 万円を前記②(イ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> $  \begin{aligned}  & (617 \text{ 円} \times 11,000 \text{ 株}) \\  & - \text{買付価額 } 4,840,000 \text{ 円 } (440 \text{ 円} \times 11,000 \text{ 株}) \\  & = 1,947,000 \text{ 円}  \end{aligned}  $ <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>194 万円</u></p>	
12	<p>21. 12. 15</p> <p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（旧金商法第 175 条第 1 項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> アリサカ（ジャスダック）</p> <p><b>【違反行為者】</b> 課徴金納付命令対象者①②とも<del>株</del>アリサカ社員</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> <del>株</del>アリサカにおいて複数年度に亘る不適切な会計処理が判明した旨の重要事実（バスケット条項適用）を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。</p> <p><b>【課徴金額】</b></p> <p>課徴金納付命令対象者① 31 万円</p> <p>課徴金納付命令対象者② 8 万円</p> <p>(注) 1. 課徴金納付命令対象者①に対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 20 年 5 月 28 日の<del>株</del>アリサカの株価の終値 143 円と売付価額 60 万 4,200 円を、前記①(ロ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 21 年 12 月 15 日</p> <p>課徴金納付命令日 平成 22 年 1 月 21 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかつた。</p>

12 つづき	<p>売付価額 604,200 円  <math>- (143 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) = 318,200 \text{ 円}</math></p> <p>売付価額は、  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} 302 \text{ 円} \times 1,800 \text{ 株} \\ 303 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \end{array} \right]</math> の合計額である。</p> <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>31 万円</u></p> <p>2. 課徴金納付命令対象者②に対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 20 年 5 月 28 日の株アリサカの株価の終値 143 円と売付価額 15 万 1,700 円を前記①(ロ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> <p>売付価額 151,700 円  <math>- (143 \text{ 円} \times 500 \text{ 株}) = 80,200 \text{ 円}</math></p> <p>売付価額は、  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} 302 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 303 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 304 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \end{array} \right]</math> の合計である。</p> <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>8 万円</u></p>	
13	<p>21. 12. 18</p> <p>【違反行為】 内部者取引（旧金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 ベルーナ（東証 1 部）</p> <p>【違反行為者】 株ベルーナ社員</p> <p>【違反行為の態様】      株ベルーナが平成 20 年 3 月期の経常利益及び当期純利益予想値を下方修正する重要事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。</p> <p>【課徴金額】 29 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 19 年 11 月 1 日の株ベルーナの株価の終値 996 円と売付価額 208 万 5,000 円を前記①(ロ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> <p>売付価額 2,085,000 円  <math>- (996 \text{ 円} \times 1,800 \text{ 株}) = 292,200 \text{ 円}</math></p> <p>売付価額は、  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} 1,150 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株} \\ 1,175 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 1,209 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 1,216 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \end{array} \right]</math> の合計額である。</p> <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>29 万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日      平成 21 年 12 月 18 日      課徴金納付命令日      平成 22 年 2 月 1 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかつた。</p>

14	21. 12. 18	<p>【違反行為】 内部者取引（旧金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】 ベルーナ（東証1部）</p> <p>【違反行為者】 （株）ベルーナ社員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 （株）ベルーナが特定商取引法に基づく業務停止命令の行政処分を受ける旨の重要事実を、その職務に関して知った、（株）ベルーナ社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。</p> <p>【課徴金額】 40万円</p> <p>（注）課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成19年11月1日の（株）ベルーナの株価の終値996円と売付価額129万5,450円を前記①（a）の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> <p>売付価額 1,295,450円 - (509円×1,750株) = 404,700円</p> <p>売付価額は、  <math display="block">\left( \begin{array}{l} 739 \text{円} \times 1,300 \text{株} \\ 740 \text{円} \times 100 \text{株} \\ 745 \text{円} \times 350 \text{株} \end{array} \right)</math> の合計額である。</p> <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>40万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成21年12月18日</p> <p>課徴金納付命今日 平成22年1月21日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
	21. 12. 18	<p>【違反行為】 内部者取引（旧金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】 ベルーナ（東証1部）</p> <p>【違反行為者】 発行体の契約締結先社員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 上記重要事実を、（株）ベルーナとの契約の履行に関して知った他の会社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。</p> <p>【課徴金額】 43万円</p> <p>（注）課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成19年11月1日の（株）ベルーナの株価の終値996円と売付価額145万1,000円を前記①（a）の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> <p>売付価額 1,451,000円 - (509円×2,000株) = 433,000円</p> <p>売付価額は  <math display="block">\left( \begin{array}{l} 722 \text{円} \times 1,000 \text{株} \\ 729 \text{円} \times 1,000 \text{株} \end{array} \right)</math> の合計である。</p> <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>43万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成21年12月18日</p> <p>課徴金納付命今日 平成22年1月21日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

15	22. 2. 2	<p><b>【違反行為】</b>現実売買による相場操縦 (旧金商法第174条第1項)</p> <p><b>【銘柄名】</b>タウンニュース社(ジャスダック)</p> <p><b>【違反行為者】</b>株タウンニュース社社員</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> 株タウンニュース社の株価の高値形成や終値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 25万円</p> <p>(注) 相場操縦における課徴金額の計算方法は、株総和地所株券に係る相場操縦事案(一連番号2)を参照。</p> <p>本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計258,800円。</p> <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>25万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、      ① 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量は8,000株であり、      ② 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量は、実際の買付数量9,100株に、同条第9項により、違反行為開始時にその時の価格(180円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量2,000株を加えた11,100株である      ことから、8,000株となる。      当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額1,907,000円(※1)      -買付価額1,692,300円(※2、3)      =<u>214,700円</u></p> <p>※1 売付価額は、</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>185円× 100株</td><td>190円× 100株</td></tr> <tr><td>191円× 100株</td><td>194円× 200株</td></tr> <tr><td>197円× 300株</td><td>198円× 100株</td></tr> <tr><td>199円× 100株</td><td>210円× 100株</td></tr> <tr><td>215円× 100株</td><td>216円× 100株</td></tr> <tr><td>220円× 300株</td><td>224円× 200株</td></tr> <tr><td>229円× 100株</td><td>230円× 100株</td></tr> <tr><td>235円× 100株</td><td>236円× 1,200株</td></tr> <tr><td>238円× 200株</td><td>239円× 500株</td></tr> <tr><td>244円× 300株</td><td>245円× 100株</td></tr> <tr><td>250円× 500株</td><td>251円× 100株</td></tr> <tr><td>253円× 400株</td><td>254円× 300株</td></tr> <tr><td>255円× 100株</td><td>257円× 900株</td></tr> <tr><td>258円× 500株</td><td>259円× 800株</td></tr> </table> <p>の合計である。</p>	185円× 100株	190円× 100株	191円× 100株	194円× 200株	197円× 300株	198円× 100株	199円× 100株	210円× 100株	215円× 100株	216円× 100株	220円× 300株	224円× 200株	229円× 100株	230円× 100株	235円× 100株	236円× 1,200株	238円× 200株	239円× 500株	244円× 300株	245円× 100株	250円× 500株	251円× 100株	253円× 400株	254円× 300株	255円× 100株	257円× 900株	258円× 500株	259円× 800株	<p>審判手続開始決定日 平成22年2月2日</p> <p>課徴金納付命令日 平成22年2月23日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判廷における審理は行われなかつた。</p>
185円× 100株	190円× 100株																														
191円× 100株	194円× 200株																														
197円× 300株	198円× 100株																														
199円× 100株	210円× 100株																														
215円× 100株	216円× 100株																														
220円× 300株	224円× 200株																														
229円× 100株	230円× 100株																														
235円× 100株	236円× 1,200株																														
238円× 200株	239円× 500株																														
244円× 300株	245円× 100株																														
250円× 500株	251円× 100株																														
253円× 400株	254円× 300株																														
255円× 100株	257円× 900株																														
258円× 500株	259円× 800株																														

15 つづき	<p>※2 買付価額は、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="flex-grow: 1; padding-right: 20px;"> <math display="block">\left. \begin{array}{l} 180 \text{ 円} \times 2,200 \text{ 株} \\ 190 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 194 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 197 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 199 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 204 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 210 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 216 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 220 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\ 224 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\ 229 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ 235 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 237 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 239 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\ 244 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \end{array} \right. \begin{array}{l} 185 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 191 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ 195 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 198 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 200 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\ 205 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ 215 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 218 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 223 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 225 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 230 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 236 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} \\ 238 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 240 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\ 245 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \end{array} \right]</math></div> <div style="font-size: 0.8em; margin-right: 20px;">の合計である。</div> </div> <p>※3 買付け等の価額の算定においては、金融商品取引法施行令（平成20年政令第369号による改正前のもの。以下同じ。）第33条の14第5項の規定により、当該違反行為に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てるところとなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、旧金融商品取引法第174条第9項の規定により、違反行為の開始時点にその時における価格（180円）で買付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から、順次割り当てる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が、売付け等の数量を超えることから、当該違反行為に係る買付け等対当数量は、買付け等の数量が売付け等の数量を超える数量3,100株（11,100株-8,000株）と、当該違反行為が終了した日から1月以内に行われた売付け等の数量28,800株とを比較して少ない数量である、3,100株となる。</p> <p>当該買付け等対当数量に係るものについて、違反行為終了日から1月以内の売付け等の価額818,100円（※4、5）-買付け等の価額774,000円（※6）=44,100円</p> <p>※4 売付価額は、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="flex-grow: 1; padding-right: 20px;"> <math display="block">\left. \begin{array}{l} 255 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 259 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株} \\ 274 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ 276 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \end{array} \right. \begin{array}{l} 257 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} \\ 270 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 275 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} \end{array}</math> </div> <div style="font-size: 0.8em; margin-right: 20px;">の合計である。</div> </div> <p>※5 売付価額の算定においては、金融商品取引法施行令第33条の14第7項の規定により、違反行為が終了した日から1月以内に行われた有価証券の売付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該買付け等対当数量に達するまで割り当てるところとなる。</p> <p>※6 買付価額は、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="flex-grow: 1; padding-right: 20px;"> <math display="block">\left. \begin{array}{l} 230 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 239 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 245 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} \\ 251 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 254 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ 257 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \end{array} \right. \begin{array}{l} 235 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 240 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 250 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} \\ 253 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 255 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} \\ 260 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \end{array}</math> </div> <div style="font-size: 0.8em; margin-right: 20px;">の合計である。</div> </div>
-----------	---

16	22. 2. 19	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（旧金商法第175条第1項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> ヤマノホールディングス（ジャスダック）</p> <p><b>【違反行為者】</b> （株）ヤマノホールディングス役員</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> （株）ヤマノホールディングスの子会社である堀田丸正（株）が、（株）ヤマノホールディングスの孫会社の異動を伴う株式の譲渡を行うことを決定した重要事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 90万円</p> <p>（注）課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成20年10月30日の（株）ヤマノホールディングスの株価の終値77円と買付価額162万3,500円を前記①(イ)の計算式に当てはめた結果、課徴金額は以下のように算出される。</p> $(77 \text{ 円} \times 32,900 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 1,623,500 \text{ 円} = 909,800 \text{ 円}$ <p>買付金額は、</p> $\left[ \begin{array}{l} 39 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} \\ 40 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} \\ 55 \text{ 円} \times 9,100 \text{ 株} \\ 60 \text{ 円} \times 8,800 \text{ 株} \end{array} \right]$ <p>の合計である。</p> <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>90万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成22年2月19日 課徴金納付命今日 平成22年3月15日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>				
	22. 2. 19	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（旧金商法第175条第1項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> ヤマノホールディングス（ジャスダック）</p> <p><b>【違反行為者】</b> 課徴金納付命令対象者① （株）ヤマノネットワーク (第一次情報受領者)</p> <p>課徴金納付命令対象者② （株）ヤマノビューティケミカル (第一次情報受領者)</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> （株）ヤマノネットワーク及び（株）ヤマノビューティケミカルは、（株）ヤマノホールディングスの子会社である堀田丸正（株）が、（株）ヤマノホールディングスの孫会社の異動を伴う株式の譲渡を行うことを決定した重要事実を、その職務に関して知った、（株）ヤマノホールディングス役員から伝達を受け、それぞれ自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。</p> <p><b>【課徴金額】</b></p> <table> <tr> <td>（株）ヤマノネットワーク</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>（株）ヤマノビューティケミカル</td> <td>78万円</td> </tr> </table> <p>（注）1. （株）ヤマノネットワークに対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成20年10月30日の（株）ヤマノホールディングスの株価の終値77円と買付価額134万5,500円を前記①(イ)の計算式に当てはめた結果、課徴金額は以下のように算出される。</p> $(77 \text{ 円} \times 21,300 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 1,345,500 \text{ 円} = 294,600 \text{ 円}$	（株）ヤマノネットワーク	29万円	（株）ヤマノビューティケミカル	78万円	<p>審判手続開始決定日 平成22年2月19日 課徴金納付命今日 平成22年3月15日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
（株）ヤマノネットワーク	29万円						
（株）ヤマノビューティケミカル	78万円						

16 つづき		<p>買付金額は、  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} 60 \text{ 円} \times 7,800 \text{ 株} \\ 65 \text{ 円} \times 13,500 \text{ 株} \end{array} \right] \text{ の合計額である。}</math></p> <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>29 万円</u></p> <p>2. (株)ヤマノビューティケミカルに対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 20 年 10 月 30 日の(株)ヤマノホールディングスの株価の終値 77 円と買付価額 137 万 1,400 円を前記①(イ)の計算式に当てはめた結果、課徴金額は以下のように算出される。</p> $(77 \text{ 円} \times 28,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 1,371,400 \text{ 円} \\ = 784,600 \text{ 円}$ <p>買付価額は、  <math display="block">\left[ \begin{array}{ll} 41 \text{ 円} \times 2,100 \text{ 株} &amp; 42 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \\ 43 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} &amp; 45 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 47 \text{ 円} \times 1,700 \text{ 株} &amp; 48 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株} \\ 50 \text{ 円} \times 17,000 \text{ 株} &amp; 51 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} \end{array} \right]</math> の合計額である。</p> <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>78 万円</u></p>	
17	22. 2. 26	<p>【違反行為】現実売買による相場操縦 (金商法第 174 条の 2 第 1 項)</p> <p>【銘柄名】スズケン (東証 1 部)</p> <p>【違反行為者】個人投資家</p> <p>【違反行為の態様】 (株)スズケン株券の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 159 万円 各違反行為に係る課徴金の額は別表「課徴金の額」の欄のとおりであり、その計算方法については別表のとおり。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 2 月 26 日</p> <p>課徴金納付命今日 平成 22 年 3 月 23 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判廷における審理は行われなかつた。</p>

(別表)

番号	取引年月日 (平成21年)	行為時間	売買の委託状況 (延べ株数)		売買状況 (株数)		株価の変動操作状況	課徴金額の算定 (売付価額×買付価額) + (売付株数が買付株数を超える場合の当該 超える株数に係る売付価額 -当該超える株数×違反行為終了後 1月以内 の最低価格)	課徴金の額 (左記金額 の1万円未 満切捨て)	備考
			買付	売付	買付	売付				
1	5月27日	9時16分 ~ 10時02分	65,000	58,500	5,800	5,800	2470円から2440円まで下落させたの ち、2480円まで上昇させるなどした。 2475円から2465円まで下落させたの ち、2490円まで上昇させるなどした。	14,308,500円-14,207,000円 =101,500円	10万円	
2		10時04分 ~ 12時40分	45,500	32,500	3,200	3,200	2460円から2490円まで上昇させるなど した。	7,941,500円-7,907,500円 =34,000円	3万円	
3		13時09分 ~ 14時10分	39,000	0	3,600	3,600	2460円から2490円まで上昇させるなど した。	(8,874,000円-8,878,500円) +(17,820,000円-17,172,000円)=643,500	64万円	※1
4	5月28日	9時43分 ~ 10時01分	52,000	39,000	4,200	4,200	2445円から2440円まで下落させたの ち、2460円まで上昇させるなどした。 2445円から2415円まで下落させるなど した。	10,295,500円-10,270,500円 =25,000円	2万円	
5		10時15分 ~ 10時36分	0	58,500	6,100	6,100	2445円から2415円まで下落させるなど した。	14,828,500円-14,762,000円 =66,500円	6万円	
6		10時29分 ~ 12時46分	52,000	45,500	5,000	5,000	2435円から2415円まで下落させたの ち、2445円まで上昇させるなどした。 2405円から2385円まで下落させたの ち、2400円まで上昇させるなどした。	12,197,500円-12,104,000円 =93,500円	9万円	
7	5月29日	9時42分 ~ 10時25分	32,500	58,500	5,200	5,200	2405円から2385円まで下落させたの ち、2400円まで上昇させるなどした。 2395円から2385円まで下落させたの ち、2410円まで上昇させるなどした。	12,460,500円-12,429,000円 =31,500円	3万円	
8		10時34分 ~ 12時45分	39,000	69,000	2,800	2,800	2395円から2385円まで下落させたの ち、2410円まで上昇させるなどした。	6,720,000円-6,703,500円 =16,500円	1万円	
9	6月1日	12時37分 ~ 13時23分	32,500	52,000	6,000	6,000	2405円から2525円まで上昇させるなど した。	15,113,000円-15,081,000円 =32,000円	3万円	
10	6月3日	10時34分 ~ 10時39分	52,000	0	2,400	2,400	2420円から2640円まで上昇させるなど した。	6,324,000円-6,291,500円 =32,500円	3万円	
11	6月4日	9時50分 ~ 9時54分	52,000	0	7,100	7,100	2560円から2585円まで上昇させるなど した。	18,274,000円-18,176,000円 =98,000円	9万円	
12		9時55分 ~ 10時26分	39,000	26,000	7,200	7,200	2570円から2585円まで上昇させるなど した。	18,552,500円-18,541,500円 =11,000円	1万円	
13		12時44分 ~ 12時47分	32,500	0	3,000	3,000	2565円から2575円まで上昇させるなど した。	7,966,500円-7,956,500円 =10,000円	1万円	※2
14	6月5日	9時00分 ~ 9時18分	52,000	84,500	3,200	3,200	2595円から2545円まで下落させたの ち、2575円まで上昇させるなどした。 2560円から2535円まで下落させたの ち、2555円まで上昇させるなどした。	8,222,500円-8,159,000円 =63,500円	6万円	
15		10時27分 ~ 12時46分	45,500	71,500	6,600	6,600	2560円から2535円まで下落させたの ち、2555円まで上昇させるなどした。	16,809,000円-16,764,500円 =44,500円	4万円	
16		14時28分 ~ 14時48分	45,500	32,500	7,100	7,100	2545円から2555円まで上昇させるなど した。	18,105,000円-18,070,500円 =34,500円	3万円	
17	6月8日	10時46分 ~ 10時56分	32,500	39,000	3,000	3,000	2580円から2570円まで下落させたの ち、2580円まで上昇させるなどした。	7,740,000円-7,725,000円 =15,000円	1万円	
18		10時56分 ~ 13時28分	45,500	45,500	5,500	5,500	2580円から2570円まで下落させたの ち、2595円まで上昇させるなどした。	14,245,000円-14,217,500円 =27,500円	2万円	
19		13時55分 ~ 14時11分	26,000	0	6,500	6,500	2570円から2580円まで上昇させるなど した。	16,770,000円-16,749,500円 =20,500円	2万円	
20	6月11日	9時12分 ~ 9時32分	39,000	65,000	2,500	2,500	2560円から2525円まで下落させたの ち、2545円まで上昇させるなどした。 2545円から2505円まで上昇させるなど した。	6,350,000円-6,336,500円 =13,500円	1万円	
21		9時32分 ~ 10時55分	78,000	32,500	800	800	2545円から2505円まで上昇させるなど した。	2,072,000円-2,040,000円 =32,000円	3万円	
22		10時55分 ~ 10時59分	0	45,500	5,000	5,000	2590円から2570円まで下落させるなど した。	12,948,500円-12,894,000円 =54,500円	5万円	
23		12時37分 ~ 14時54分	45,500	91,000	6,500	6,500	2590円から2575円まで下落させたの ち、2590円まで上昇させるなどした。 2575円から2555円まで下落させたの ち、2570円まで上昇させるなどした。	16,802,500円-16,770,000円 =32,500円	3万円	
24	6月15日	9時28分 ~ 9時47分	32,500	45,500	1,600	1,600	2575円から2555円まで下落させたの ち、2570円まで上昇させるなどした。	4,112,000円-4,096,000円 =16,000円	1万円	
25	6月17日	10時08分 ~ 10時59分	45,500	39,000	4,600	4,600	2555円から2535円まで下落させたの ち、2555円まで上昇させるなどした。	11,733,000円-11,685,500円 =47,500円	4万円	
26	6月18日	13時44分 ~ 14時06分	45,500	32,500	7,800	7,800	2550円から2565円まで上昇させるなど した。	19,968,000円-19,916,500円 =51,500円	5万円	
27	6月24日	9時13分 ~ 9時33分	52,000	39,000	5,000	5,000	2520円から2505円まで下落させたの ち、2520円まで上昇させるなどした。 2530円から2510円まで下落させるなど した。	12,575,000円-12,550,000円 =25,000円	2万円	
28		10時12分 ~ 10時16分	0	32,500	3,500	3,500	2530円から2510円まで下落させるなど した。	8,826,500円-8,802,500円 =24,000円	2万円	
		総 計	1,118,000	1,135,000	130,800	130,800			159万円	

※1 : 実際の売付け等の数量 (3,600 株) に違反行為開始時にその時の価格で売付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に当該有価証券を有しないで売付けをした数量 (7,200 株) を加えた 10,800 株を売付け等の数量とする。

※2 : 実際の売付け等の数量 (3,000 株) に、違反行為開始時にその時の価格で売付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に当該有価証券を有しないで売付けをした数量 (100 株) を加えた 3,100 株、当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 (3,000 株) に、違反行為開始時にその時の価格で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 (100 株) を加えた 3,100 株を買付等の数量とする。

18	22. 3. 5	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（金商法 175 条第 1 項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> 日本エル・シー・エー（東証 2 部）</p> <p><b>【違反行為者】</b> ㈱日本エル・シー・エー役員からの第一次情報受領者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> 株式及び新株予約権の発行を行うことを決定した重要事実を、その職務に関して知った、日本エル・シー・エー役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け及び売付け。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 98 万円</p> <p>(注) 課徴金額は以下の (1) と (2) の合計額である。</p> <p>(1) 買付けに係る課徴金額は、重要事実の公表後 2 週間における㈱日本エル・シー・エーの最も高い株価である平成 21 年 4 月 30 日の 40 円と買付価格 205 万 3,300 円を前記②(イ) の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 (40 円 × 64,300 株) — 買付価額 2,053,300 円 = 518,700 円</p> <p>買付価額は、  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} 31 \text{ 円} \times 34,300 \text{ 株} \\ 33 \text{ 円} \times 30,000 \text{ 株} \end{array} \right] \text{ の合計額である。}</math></p> <p>⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>51 万円</u></p> <p>(2) 売付けに係る課徴金額は、重要事実の公表後 2 週間における㈱日本エル・シー・エーの最も低い株価である同年 5 月 7 日、同月 8 日、同月 11 日及び同月 12 日の 28 円と売付価格 227 万 6,300 を前記②(イ) の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> <p>売付価額 2,276,300 円 — (28 円 × 64,300 株) = 475,900 円</p> <p>売付価額は、  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} 35 \text{ 円} \times 60,000 \text{ 株} \\ 41 \text{ 円} \times 4,300 \text{ 株} \end{array} \right] \text{ の合計額である。}</math></p> <p>⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>47 万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 3 月 5 日 課徴金納付命今日 平成 22 年 3 月 31 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
19	22. 3. 26	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（金商法 175 条第 1 項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> フェヴリナ（東証マザーズ）</p> <p><b>【違反行為者】</b> ㈱フェヴリナ監査役</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> 平成 21 年 3 月期の業績予想を上方修正する重要事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 15 万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 3 月 26 日 課徴金納付命今日 平成 22 年 4 月 16 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

19 つづき	<p>(注) 課徴金額は、重要事実の公表後 2 週間における㈱フェヴ リナの最も高い株価である平成 21 年 3 月 17 日の 3,820 円と買付価額 42 万 1,255 円を前記②(イ)の計算式に當ては めた結果、以下のように算出される。</p> <p>(3,820 円 × 150 株) －買付価額 421,255 円 = 151,745 円</p> <p>買付価額は、  <math display="block">\left. \begin{array}{l} 2,795 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \quad 2,800 \text{ 円} \times 29 \text{ 株} \\ 2,805 \text{ 円} \times 30 \text{ 株} \quad 2,810 \text{ 円} \times 48 \text{ 株} \\ 2,815 \text{ 円} \times 42 \text{ 株} \end{array} \right\}</math> の合計額である。</p> <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>15 万円</u></p>	
20	<p>22. 3. 30</p> <p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（金商法 175 条第 2 項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> 南部化成（ジャスダック）</p> <p><b>【違反行為者】</b> 課徴金納付命令対象者①②とも、㈱アーク社員からの第 一次情報受領者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> ㈱NMC ファンド 1,4 が南部化成㈱の株券を公開買付け することについて、㈱NMC ファンド 1,4 との契約の締結 の交渉に関して知った㈱アーク社員より伝達を受け、自己 の計算において、当該事実の公表前に買付け。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 課徴金納付命令対象者① 1,127 万円 課徴金納付命令対象者② 14 万円</p> <p>(注) 1. 課徴金納付命令対象者①に対する課徴金額は、公開買 付けの実施に関する事実の公表後 2 週間における南部化 成㈱の最も高い株価である平成 21 年 3 月 12 日の 1,159 円と買付価額 715 万 5,600 円を前記②(イ)の計算式に當て はめた結果、以下のように算出される。</p> <p>(1,159 円 × 15,900 株) －買付価額 7,155,600 円 = 11,272,500 円</p> <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>1,127 万円</u></p> <p>買付価額は、  <math display="block">\left. \begin{array}{l} 425 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \quad 426 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 430 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \quad 431 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \\ 435 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \quad 436 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \\ 440 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} \quad 442 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ 443 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \quad 444 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\ 445 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株} \quad 449 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\ 450 \text{ 円} \times 4,800 \text{ 株} \quad 451 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} \\ 452 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \quad 453 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\ 454 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} \quad 455 \text{ 円} \times 1,600 \text{ 株} \\ 456 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \quad 457 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ 458 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \quad 459 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\ 460 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \quad 470 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} \\ 483 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \end{array} \right\}</math> の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 3 月 30 日 課徴金納付命令日 平成 22 年 4 月 16 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認 める旨の答弁書の提出があつたため、審判廷にお ける審理は行われなかつた。</p>

20 つづき	<p>2. 課徴金納付命令対象者②に対する課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表後 2 週間における南部化成㈱の最も高い株価である平成 21 年 3 月 12 日の 1,159 円と買付価額 8 万 9,600 円を前記②(イ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> $(1,159 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 89,600 \text{ 円} = 142,200 \text{ 円}$ <p>⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>14 万円</u></p> <p>買付価額は、  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} 446 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 450 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \end{array} \right] \text{ の合計額である。}</math> </p>					
22. 3. 30	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（金商法 175 条第 2 項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> 南部化成（ジャスダック）</p> <p><b>【違反行為者】</b> 課徴金納付命令対象者①②とも、南部化成社員からの第一次情報受領者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> ㈱NMC ファンド 14 が南部化成㈱の株券を公開買付けすることについて、㈱NMC ファンド 14 との契約の履行に関して知った南部化成㈱社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。</p> <p><b>【課徴金額】</b></p> <table> <tr> <td>課徴金納付命令対象者①</td> <td>101 万円</td> </tr> <tr> <td>課徴金納付命令対象者②</td> <td>85 万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 課徴金納付命令対象者①に対する課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表後 2 週間における南部化成㈱の最も高い株価である平成 21 年 3 月 12 日の 1,159 円と買付価額 37 万 2,000 円を前記②(イ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> $(1,159 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 372,000 \text{ 円} (310 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株}) = 1,018,800 \text{ 円}$ <p>⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>101 万円</u></p> <p>2. 課徴金納付命令対象者②に対する課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表後 2 週間における南部化成㈱の最も高い株価である平成 21 年 3 月 12 日の 1,159 円と買付価額 30 万 9,000 円を前記②(イ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。</p> $(1,159 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 309,000 \text{ 円} (309 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) = \underline{850,000 \text{ 円}}$	課徴金納付命令対象者①	101 万円	課徴金納付命令対象者②	85 万円	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 3 月 30 日 課徴金納付命令日 平成 22 年 4 月 16 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
課徴金納付命令対象者①	101 万円					
課徴金納付命令対象者②	85 万円					

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

(2) 課徴金納付命令に関する勧告（開示書類の虚偽記載等）

(平成 21 年 7 月～平成 22 年 3 月)

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	21. 7. 3	<p>○ 有価証券報告書の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項)</p> <p>【発行者である会社】㈱大水（大証 2 部、卸売業）</p> <p>【違反行為の態様】 架空売上の計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出。</p> <p>【虚偽記載の内容】 認定金額（連結ベース） (単位：百万円)            (平成 20 年 3 月期) 訂正前 訂正後            当期純損益 ▲1,112 ▲1,514</p> <p>【課徴金額】 300 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。 平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (197,891 円) が 300 万円を超えないことから、300 万円となる。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 21 年 7 月 3 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 7 月 30 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
2	21. 10. 16	<p>○ 公開買付開始公告の実施義務違反 (金商法第 172 条の 5 )</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 EBANCO HOLDINGS LIMITED</p> <p>【違反行為の態様】 EBANCO HOLDINGS LIMITED は、㈱サハダイヤモンドが発行した新株予約権証券の買付けに当たり、公開買付開始公告をしなければならなかつたにもかかわらず、これを行はず取引所金融商品市場外で買付けを行つた。</p> <p>【課徴金額】 750 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。 公開買付開始公告を行わないのでした株券等の買付け等の価格に当該買付け等の数量を乗じて得た額の 100 分の 25 に相当する額が課徴金の額となることから、 <math display="block">(30,000,000/9,582) \times 9,582 \times 25/100 = 7,500,000 \text{ 円}</math>となる。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 21 年 10 月 16 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 11 月 25 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
3	21. 11. 24	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載、有価証券届出書の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 172 条第 1 項)</p> <p>【発行者である会社】㈱アルデプロ（東証マザーズ、不動産）</p> <p>【違反行為の態様】 売上の過大計上、引当金の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を参照書類とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 21 年 11 月 24 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 12 月 25 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷に</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																						
3 つづき		<p>【虚偽記載の内容】</p> <p>○ 継続開示</p> <p>認定金額 (連結ベース) (単位: 百万円)</p> <table> <tr> <td>(平成 18 年 1 月中間期)</td> <td><u>訂正前</u></td> <td><u>訂正後</u></td> </tr> <tr> <td>当期純損益</td> <td>1,425</td> <td>1,009</td> </tr> </table> <table> <tr> <td>(平成 19 年 7 月期)</td> <td><u>訂正前</u></td> <td><u>訂正後</u></td> </tr> <tr> <td>当期純損益</td> <td>6,512</td> <td>4,710</td> </tr> </table> <table> <tr> <td>(平成 20 年 1 月中間期)</td> <td><u>訂正前</u></td> <td><u>訂正後</u></td> </tr> <tr> <td>経常損益</td> <td>6,705</td> <td>▲2,379</td> </tr> <tr> <td>当期純損益</td> <td>3,915</td> <td>▲7,807</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>38,491</td> <td>24,965</td> </tr> </table> <table> <tr> <td>(平成 20 年 7 月期)</td> <td><u>訂正前</u></td> <td><u>訂正後</u></td> </tr> <tr> <td>経常損益</td> <td>1,129</td> <td>▲7,903</td> </tr> <tr> <td>当期純損益</td> <td>▲10,413</td> <td>▲26,125</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>23,512</td> <td>5,998</td> </tr> </table> <table> <tr> <td>(平成 20 年 10 月第 1 四半期)</td> <td><u>訂正前</u></td> <td><u>訂正後</u></td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>13,972</td> <td>▲1,107</td> </tr> </table> <table> <tr> <td>(平成 21 年 1 月第 2 四半期)</td> <td><u>訂正前</u></td> <td><u>訂正後</u></td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>6,015</td> <td>▲8,564</td> </tr> </table> <table> <tr> <td>(平成 21 年 4 月第 3 四半期)</td> <td><u>訂正前</u></td> <td><u>訂正後</u></td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>1,045</td> <td>▲11,014</td> </tr> </table> <p>○ 発行開示</p> <p>平成 18 年 4 月 28 日提出有価証券届出書 (参照書類) 平成 18 年 1 月中間期半期報告書</p> <p>平成 20 年 8 月 6 日提出有価証券届出書 (参照書類) 平成 19 年 7 月期有価証券報告書 平成 20 年 1 月中間期半期報告書</p> <p><b>【課徴金額】 2 億 8,155 万円</b></p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 18 年 1 月中間期半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (2,575,026 円) が 300 万円を超えないことから、 300 万円の 2 分の 1 に相当する額である <u>150 万円</u> となる。</p> <p>② 平成 19 年 7 月期有価証券報告書に係るもの</p>	(平成 18 年 1 月中間期)	<u>訂正前</u>	<u>訂正後</u>	当期純損益	1,425	1,009	(平成 19 年 7 月期)	<u>訂正前</u>	<u>訂正後</u>	当期純損益	6,512	4,710	(平成 20 年 1 月中間期)	<u>訂正前</u>	<u>訂正後</u>	経常損益	6,705	▲2,379	当期純損益	3,915	▲7,807	純資産	38,491	24,965	(平成 20 年 7 月期)	<u>訂正前</u>	<u>訂正後</u>	経常損益	1,129	▲7,903	当期純損益	▲10,413	▲26,125	純資産	23,512	5,998	(平成 20 年 10 月第 1 四半期)	<u>訂正前</u>	<u>訂正後</u>	純資産	13,972	▲1,107	(平成 21 年 1 月第 2 四半期)	<u>訂正前</u>	<u>訂正後</u>	純資産	6,015	▲8,564	(平成 21 年 4 月第 3 四半期)	<u>訂正前</u>	<u>訂正後</u>	純資産	1,045	▲11,014	おける審理は行われなかった。
(平成 18 年 1 月中間期)	<u>訂正前</u>	<u>訂正後</u>																																																							
当期純損益	1,425	1,009																																																							
(平成 19 年 7 月期)	<u>訂正前</u>	<u>訂正後</u>																																																							
当期純損益	6,512	4,710																																																							
(平成 20 年 1 月中間期)	<u>訂正前</u>	<u>訂正後</u>																																																							
経常損益	6,705	▲2,379																																																							
当期純損益	3,915	▲7,807																																																							
純資産	38,491	24,965																																																							
(平成 20 年 7 月期)	<u>訂正前</u>	<u>訂正後</u>																																																							
経常損益	1,129	▲7,903																																																							
当期純損益	▲10,413	▲26,125																																																							
純資産	23,512	5,998																																																							
(平成 20 年 10 月第 1 四半期)	<u>訂正前</u>	<u>訂正後</u>																																																							
純資産	13,972	▲1,107																																																							
(平成 21 年 1 月第 2 四半期)	<u>訂正前</u>	<u>訂正後</u>																																																							
純資産	6,015	▲8,564																																																							
(平成 21 年 4 月第 3 四半期)	<u>訂正前</u>	<u>訂正後</u>																																																							
純資産	1,045	▲11,014																																																							

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		<p>同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (4,013,705 円) が 300 万円を超えることから、4,013,705 円について、1 万円未満の端数を切り捨てて <u>401 万円</u> となる。</p> <p>③ 平成 20 年 1 月中間期半期報告書及び平成 20 年 7 月期有価証券報告書に係るもの</p> <p>個別決定ごとの算出額は、同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (2,324,114 円) が 300 万円を超えないことから、</p> <p>イ 同半期報告書については、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である 150 万円</p> <p>ロ 同有価証券報告書については、300 万円となる。</p> <p>ここで、金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 20 年 1 月期半期報告書に係る課徴金の額は  <math>3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000)</math>    (半期報告書の個別決定額) (個別決定額の合計)  <math>= 1,000,000 \text{ 円}</math></p> <p>ii 平成 20 年 7 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は  <math>3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000)</math>    (有価証券報告書の個別決定額) (個別決定額の合計)  <math>= 2,000,000 \text{ 円}</math></p> <p>④ 平成 20 年 10 月第 1 四半期四半期報告書、平成 21 年 1 月第 2 四半期四半期報告書及び平成 21 年 4 月第 3 四半期四半期報告書に係るもの</p> <p>個別決定ごとの算出額は、同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (177,541 円) が 300 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 20 年 10 月第 1 四半期四半期報告書については、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である 150 万円</p> <p>ロ 平成 21 年 1 月第 2 四半期四半期報告書については、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である 150 万円</p> <p>ハ 平成 21 年 4 月第 3 四半期四半期報告書については、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である 150 万円となる。</p> <p>ここで、金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 20 年 10 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は  <math>3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000)</math>    (第 1 四半期四半期報告書の個別決定額) (個別決定額の合計)  <math>= 1,000,000 \text{ 円}</math></p> <p>ii 平成 21 年 1 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は  <math>3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000)</math>    (第 2 四半期四半期報告書の個別決定額) (個別決定額の合計)  <math>= 1,000,000 \text{ 円}</math></p> <p>iii 平成 21 年 4 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は  <math>3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000)</math>    (第 3 四半期四半期報告書の個別決定額) (個別決定額の合計)  <math>= 1,000,000 \text{ 円}</math></p> <p>⑤ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、</p> <p>i 平成 18 年 4 月 28 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																		
3 つづき		<p>額は、  <math>3,499,596,000 \text{円} \times 2 / 100 = 69,991,920 \text{円}</math>          について、1万円未満を切り捨てて、<u>69,990,000</u>円</p> <p>ii 平成 20 年 8 月 6 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、  <math>10,002,720,000 \text{円} \times 2 / 100 = 200,054,400 \text{円}</math>          について、1万円未満を切り捨てて、<u>200,050,000</u>円となる。</p>																																			
4	22. 1. 29	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載          (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項)</p> <p>【発行者である会社】㈱S B R (ジャスダック、卸売業)</p> <p>【違反行為の態様】          貸倒引当金の過少計上及び売上の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <table> <thead> <tr> <th>認定金額 (連結ベース)</th> <th>(単位 : 百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成 19 年 9 月中間期)</td> <td><u>訂正前</u>      <u>訂正後</u></td> </tr> <tr> <td>中間純損益</td> <td>▲1,643      ▲3,776</td> </tr> <tr> <td>(平成 20 年 3 月期)</td> <td><u>訂正前</u>      <u>訂正後</u></td> </tr> <tr> <td>当期純損益</td> <td>▲3,533      ▲6,437</td> </tr> <tr> <td>(平成 20 年 6 月第 1 四半期)</td> <td><u>訂正前</u>      <u>訂正後</u></td> </tr> <tr> <td>四半期 (累積) 純損益</td> <td>106      ▲580</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>16,223      12,659</td> </tr> <tr> <td>(平成 20 年 9 月第 2 四半期)</td> <td><u>訂正前</u>      <u>訂正後</u></td> </tr> <tr> <td>四半期 (累積) 純損益</td> <td>▲30      ▲1,476</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>16,057      11,732</td> </tr> <tr> <td>(平成 20 年 12 月第 3 四半期)</td> <td><u>訂正前</u>      <u>訂正後</u></td> </tr> <tr> <td>四半期 (累積) 純損益</td> <td>▲1,651      ▲3,561</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>14,190      9,402</td> </tr> <tr> <td>【課徴金額】</td> <td>600 万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">           ① 平成 19 年 9 月中間期半期報告書及び平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係るもの            同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額         </td> </tr> </tbody> </table>	認定金額 (連結ベース)	(単位 : 百万円)	(平成 19 年 9 月中間期)	<u>訂正前</u> <u>訂正後</u>	中間純損益	▲1,643      ▲3,776	(平成 20 年 3 月期)	<u>訂正前</u> <u>訂正後</u>	当期純損益	▲3,533      ▲6,437	(平成 20 年 6 月第 1 四半期)	<u>訂正前</u> <u>訂正後</u>	四半期 (累積) 純損益	106      ▲580	純資産	16,223      12,659	(平成 20 年 9 月第 2 四半期)	<u>訂正前</u> <u>訂正後</u>	四半期 (累積) 純損益	▲30      ▲1,476	純資産	16,057      11,732	(平成 20 年 12 月第 3 四半期)	<u>訂正前</u> <u>訂正後</u>	四半期 (累積) 純損益	▲1,651      ▲3,561	純資産	14,190      9,402	【課徴金額】	600 万円	(注) 課徴金額は、以下のように算出される。		① 平成 19 年 9 月中間期半期報告書及び平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額		<p>審判手続開始決定日          平成 22 年 1 月 29 日</p> <p>課徴金納付命令日          平成 22 年 2 月 23 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
認定金額 (連結ベース)	(単位 : 百万円)																																				
(平成 19 年 9 月中間期)	<u>訂正前</u> <u>訂正後</u>																																				
中間純損益	▲1,643      ▲3,776																																				
(平成 20 年 3 月期)	<u>訂正前</u> <u>訂正後</u>																																				
当期純損益	▲3,533      ▲6,437																																				
(平成 20 年 6 月第 1 四半期)	<u>訂正前</u> <u>訂正後</u>																																				
四半期 (累積) 純損益	106      ▲580																																				
純資産	16,223      12,659																																				
(平成 20 年 9 月第 2 四半期)	<u>訂正前</u> <u>訂正後</u>																																				
四半期 (累積) 純損益	▲30      ▲1,476																																				
純資産	16,057      11,732																																				
(平成 20 年 12 月第 3 四半期)	<u>訂正前</u> <u>訂正後</u>																																				
四半期 (累積) 純損益	▲1,651      ▲3,561																																				
純資産	14,190      9,402																																				
【課徴金額】	600 万円																																				
(注) 課徴金額は、以下のように算出される。																																					
① 平成 19 年 9 月中間期半期報告書及び平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額																																					

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																
4 つづき		<p>(742,337円) が 300万円を超えないことから、      イ 同半期報告書については、150万円      ロ 同有価証券報告書については、300万円となる。</p> <p>ここで、金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、下記のとおり 300万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成19年9月中間期半期報告書に係る課徴金の額は  <u>1,000,000円</u></p> <p>ii 平成20年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は  <u>2,000,000円</u></p> <p>② 平成20年6月第1四半期四半期報告書、平成20年9月第2四半期四半期報告書及び平成20年12月第3四半期四半期報告書に係るもの</p> <p>同社の株式の市場価額の総額に 10万分の3を乗じて得た額(266,736円) が 300万円を超えないことから、      イ 平成20年6月第1四半期四半期報告書については、150万円      ロ 平成20年9月第2四半期四半期報告書については、150万円      ハ 平成20年12月第3四半期四半期報告書については、150万円となる。</p> <p>ここで、金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、下記のとおり 300万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成20年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は  <u>1,000,000円</u></p> <p>ii 平成20年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は  <u>1,000,000円</u></p> <p>iii 平成20年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は  <u>1,000,000円</u></p>																	
5	22.3.12	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載      (旧金商法第172条の2第1項、第2項、金商法第172条の4第2項)</p> <p>【発行者である会社】モジュレ㈱(ヘラクレス、卸売業)</p> <p>【違反行為の態様】      貸倒引当金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <table> <thead> <tr> <th>認定金額</th> <th>(単位:百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成20年5月期)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　経常損益</td> <td>訂正前 102 訂正後 46</td> </tr> <tr> <td>　　当期純損益</td> <td>61 1</td> </tr> <tr> <td>(平成20年8月第1四半期)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　経常損益</td> <td>訂正前 ▲26 訂正後 ▲144</td> </tr> <tr> <td>　　四半期(累積)純損益</td> <td>▲16 ▲144</td> </tr> <tr> <td>　　純資産</td> <td>606 417</td> </tr> </tbody> </table>	認定金額	(単位:百万円)	(平成20年5月期)		経常損益	訂正前 102 訂正後 46	当期純損益	61 1	(平成20年8月第1四半期)		経常損益	訂正前 ▲26 訂正後 ▲144	四半期(累積)純損益	▲16 ▲144	純資産	606 417	<p>審判手続開始決定日      平成22年3月12日</p> <p>課徴金納付命令日      平成22年4月6日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
認定金額	(単位:百万円)																		
(平成20年5月期)																			
経常損益	訂正前 102 訂正後 46																		
当期純損益	61 1																		
(平成20年8月第1四半期)																			
経常損益	訂正前 ▲26 訂正後 ▲144																		
四半期(累積)純損益	▲16 ▲144																		
純資産	606 417																		

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容			勧告後の経緯
5 つづき		(平成 20 年 11 月第 2 四半期) 経常損益 四半期（累積）純損益 純資産	訂正前 ▲96 ▲144 473	訂正後 ▲215 ▲261 295	
		(平成 21 年 2 月第 3 四半期) 経常損益 四半期（累積）純損益 純資産	訂正前 ▲166 ▲337 281	訂正後 ▲271 ▲440 119	
		(平成 21 年 5 月期) 経常損益 当期純損益 純資産	訂正前 ▲145 ▲366 253	訂正後 ▲241 ▲459 99	
		(平成 21 年 8 月期第 1 四半期) 純資産	訂正前 262	訂正後 118	
		【課徴金額】 900 万円			
		(注) 課徴金額は以下のように算出される。			
		① 平成 20 年 5 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（30,305 円）が 300 万円を超えないことから、 <u>300 万円</u> となる。			
		② 平成 20 年 8 月第 1 四半期四半期報告書、平成 20 年 11 月第 2 四半期四半期報告書、平成 21 年 2 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 21 年 5 月期有価証券報告書に係るもの 個別決定の算出額は、同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（11,368 円）が 300 万円を超えないことから、 イ 平成 20 年 8 月第 1 四半期四半期報告書については、150 万円 ロ 平成 20 年 11 月第 2 四半期四半期報告書については、150 万円 ハ 平成 21 年 2 月第 3 四半期四半期報告書については、150 万円 ニ 平成 21 年 5 月期有価証券報告書については、300 万円となる。 ここで、金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 20 年 8 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は <u>600,000 円</u> ii 平成 20 年 11 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は <u>600,000 円</u> iii 平成 21 年 2 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は <u>600,000 円</u> iv 平成 21 年 5 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は <u>1,200,000 円</u>			
		③ 平成 21 年 8 月第 1 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額			

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		(13,398 円) が 6,000,000 円を超えないことから、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である <u>300 万円</u> となる。	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

## 2-5 告発実施状況

### 1 告発件数等一覧表

区分	4~16 事務年度	17 事務年度	18 事務年度	19 事務年度	20 事務年度	21 年度	合計
告発件数	74	11	13	10	13 ( 4 )	17	134
告発人数	240	32	31	33	21 ( 6 )	46	397

(注1) 事務年度：7月～翌年6月

(注2) ( ) 内は21年4月～6月の件数

### 2 告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5.5.21	証取法第125条第1項、第2項等 (相場操縦)  証取法第27条の23第1項等 (大量保有報告書の不提出)	① 日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。  (嫌疑者) 不動産会社社長 金融業者役員  ② 上記売買の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。  (嫌疑者) 不動産会社社長	①につき 6.10.3 (東京地裁) 不動産会社社長 懲役2年6月 (執行猶予4年) 金融業者役員 懲役2年 (執行猶予3年) (いずれも確定)  ②につき 不動産会社社長 不起訴
2	6.5.17	証取法第197条第1号の2 同法第207条第1項等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28 (東京地裁) 同社社長 懲役1年8月 同社役員 懲役1年2月 15.11.13 (東京高裁) 同社役員 懲役1年2月 (執行猶予3年) 15.11.18 (東京高裁) 同社社長 懲役1年8月 (執行猶予4年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
3	6. 10. 14	証取法第 166 条第 1 項、第 3 項 同法第 200 条第 6 号 等 (内部者取引)	日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡例の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 会社役職員 取引先職員 医師（第一次情報受領者）	6. 12. 20 (大阪簡裁) 会社役職員 取引先職員 24 名 罰金 20～50 万円（略式命令）  8. 5. 24 (大阪地裁) 医師 罰金 30 万円  9. 10. 24 (大阪高裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し  11. 2. 16 (最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し  13. 3. 16 (大阪高裁) 医師 控訴棄却  16. 1. 13 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
4	7. 2. 10	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (内部者取引)	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7. 3. 24 (東京簡裁) 取引銀行 罰金 50 万円 同行役職員 2 名 罰金 20～50 万円 取引先、同社職員 罰金 30 万円（略式命令） (いずれも確定)
5	7. 6. 23	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 9 号 (風説の流布)	テーエスデー㈱の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を発表。  (嫌疑者) 当該会社社長	8. 3. 22 (東京地裁) 懲役 1 年 4 月（執行猶予 3 年） (確定)
6	7. 12. 22	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。  (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	8. 2. 19 (東京簡裁) 同社社長 同社役職員 4 名 罰金 30～50 万円（略式命令）  8. 12. 24 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,500 万円 同社役員 懲役 6 月（執行猶予 2 年） (いずれも確定)
7	8. 8. 2	証取法第 166 条第 1 項、第 2 項 同法第 200 条 第 6 号 (内部者取引)	日本織物加工㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 割当先監査役（弁護士）	9. 7. 28 (東京地裁) 懲役 6 月（執行猶予 3 年） 追徴金約 2,600 万円  10. 9. 21 (東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し  11. 6. 10 (最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し  12. 3. 24 (東京高裁) 控訴棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
8	9.1.17	証取法第158条 同法第197条 第9号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (嫌疑者) 雑誌監修人(投資顧問業)	9.1.30(東京簡裁) 罰金50万円(略式命令) (確定)
9	9.4.8	証取法第166条第1項 同法第207条 第1項等 (内部者取引)	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社会長 当該会社役員 関連会社	9.5.1(名古屋簡裁) 同社役員4名及び関連会社 罰金50万円(略式命令) 9.9.30(名古屋地裁) 同社会長 懲役6月(執行猶予3年) (いずれも確定)
10	9.4.25	証取法第166条第3項 同法第200条 第6号等 (内部者取引)	シントム(㈱)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名义等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 割当先社長 割当先会社等	9.5.27(東京簡裁) 割当先社長及び割当先会社等 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)
11	9.5.13	証取法第50条の3第1項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	野村證券(㈱)は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20(東京地裁) 証券会社 罰金1億円 同社社長、同社役員A 懲役1年(執行猶予3年) 同社役員B 懲役8月(執行猶予3年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (いずれも確定) (注)山一、日興、大和證券関連と共に一括審理
12	9.9.17	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	山一證券(㈱)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.7.17(東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員A 懲役10月(執行猶予2年) 10.9.30(東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11.6(東京地裁) 同社職員 懲役10月(執行猶予2年) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 11.6.24(東京地裁) 同社役員B 懲役10月(執行猶予3年) 12.3.28(東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25(東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
13	9. 10. 21	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	日興證券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑人) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10. 9. 21 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社職員 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 同社役員 2 名 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 11. 4. 21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
14	9. 10. 23	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	山一證券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 (嫌疑人) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10. 7. 17 (東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員 A 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 10. 9. 30 (東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 10. 11. 6 (東京地裁) 同社役職員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 2 年) 11. 1. 29 (東京地裁) 同社役員 B 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 11. 6. 24 (東京地裁) 同社役員 C 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 12. 3. 28 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13. 10. 25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定)
15	9. 10. 28	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	大和證券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑人) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10. 10. 15 (東京地裁) 証券会社 罰金 4,000 万円 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社役職員 3 名 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 同社役職員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 11. 4. 21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
16	10. 3. 9	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	日興證券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑人) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10. 9. 21 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社役員 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
17	10.3.20	証取法第197条第1号 同法第207条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一證券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社会長 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28 (東京地裁) 同社会長 懲役2年6月 (執行猶予5年) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年 (執行猶予5年) (いずれも確定)
18	10.5.29	証取法第167条第1号 同法施行令第31条 同法第200条第6号等 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社が他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実)を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 親会社役員	10.8.26 (横浜簡裁) 罰金50万円 (略式命令) (確定)
19	10.7.6	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	大都工業(株)の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17 (東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金50万円 (略式命令) 10.11.10 (東京地裁) 関連会社役員 懲役6月 (執行猶予3年) 罰金50万円 (いずれも確定)
20	10.10.30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19 (東京地裁) 証券会社職員 懲役6月 (執行猶予3年) 罰金50万円 12.3.28 (東京地裁) 合併相手先役員 懲役6月 罰金50万円 12.11.20 (東京高裁) 合併相手先役員 控訴棄却 15.12.3 (最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定)
21	10.12.17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同部下職員	11.2.10 (東京簡裁) 部下職員 罰金50万円 (略式命令) 11.4.13 (東京地裁) 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 11.10.29 (東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
22	11. 2. 10	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 取引先役員 同業他社社長	11. 4. 13 (東京地裁) 取引先役員 懲役 1 年 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 10 月 罰金 200 万円  11. 10. 29 (東京高裁) 取引先役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 (いずれも確定) (注)21 号事件と一括審理
23	11. 3. 4	証取法第 159 条第 1 項、第 2 項 同法第 197 条等 (相場操縦)	昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。  (嫌疑者) 金融業者 金融業者役員	11. 6. 24 (大阪地裁) 金融業者役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 金融業者 罰金 400 万円 (いずれも確定)
24	11. 6. 30	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14. 9. 10 (東京地裁) 同行頭取 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 同行副頭取 2 名 懲役 2 年 (執行猶予 3 年)  17. 6. 21 (東京高裁) いずれも控訴棄却  20. 7. 18 (最高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
25	11. 8. 13	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16. 5. 28 (東京地裁) 同行会長 懲役 1 年 4 月 (執行猶予 3 年) 同行頭取 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同行副頭取 懲役 1 年 (執行猶予 3 年)  19. 3. 14 (東京高裁) いずれも控訴棄却  21. 12. 7 (最高裁) いずれも原判決を破棄 東京高裁に差戻 公判係属中 (東京高裁)
26	11. 12. 3	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 4 項 同法第 197 条第 8 号 (相場操縦)	㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。  (嫌疑者) 会社社長 会社役員	12. 5. 19 (横浜地裁) 会社社長 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
27	11.12.27	証取法第198条第4号等 (虚偽の半期報告書の提出)	株ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12 (東京地裁) 同社副社長 懲役7年 罰金6,000万円 当該会社 罰金1,000万円  15.8.11 (東京高裁) いずれも控訴棄却 (いずれも確定)
28	12.1.31	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	株テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30 (横浜地裁) 同社社長 懲役1年6月 (執行猶予3年) (確定)
29	12.3.21	証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計)	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	12.3.22 (東京簡裁) 同社役員2名 罰金30万円 (略式命令) (いずれも確定)
30	12.3.22	証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計)	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長	14.10.10 (東京地裁) 同社会長 懲役3年 罰金6,400万円  15.11.10 (東京高裁) 控訴棄却  18.11.20 (最高裁) 上告棄却 (確定)
31	12.5.26	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	株ピコイが和議開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 取引先役員	12.7.19 (東京地裁) 懲役8月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約449万円 (確定)
32	12.11.28	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	株プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社役員の姉	12.11.28 (東京簡裁) 罰金50万円 (略式命令) 追徴金約158万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
33	12.12.4	証取法第158条等 同法第197条第1項第5号等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出)	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 (嫌疑者)会社役員等	12.12.4 (東京簡裁) 会社役員ら3名 罰金50万円 (略式命令) 14.11.8 (東京地裁) 会社役員 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (いずれも確定)
34	12.12.4	証取法第27条の23第1項 同法第198条第5号 (大量保有報告書の不提出)	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 (嫌疑者)会社役員	14.11.8 (東京地裁) 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (確定)
35	13.3.12	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)提携先社員(公認会計士)	13.5.29 (東京地裁) 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,414万円 (確定)
36	13.4.27	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 (相場操縦)	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者)会社社長	14.9.12 (名古屋地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 追徴金約2,818万円 (確定)
37	13.12.20	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14.10.8 (大阪地裁) 同社社長 懲役2年 (執行猶予3年) 同社副社長 懲役1年 (執行猶予3年) 同社常務 懲役10月 (執行猶予3年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
38	14. 3. 20	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等、第 2 項第 1 号 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 (相場操縦)	志村化工㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等。  (嫌疑人) 会社役員等	15. 7. 30 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 1,395 万円  15. 11. 11 (東京地裁) 無職 C 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2,080 万円  会社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2,080 万円  16. 7. 14 (東京高裁) 会社役員 B 控訴棄却  19. 3. 29 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 (いずれも確定)
39	14. 3. 26	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 18 号等 (内部者取引)	㈱ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑人) 記者発表会業務下請会社役員	14. 10. 16 (東京地裁) 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 922 万円 (確定)
40	14. 6. 7	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス㈱の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑人) 公認会計士	14. 6. 10 (大阪簡裁) 公認会計士 2 名 罰金 50 万円 (略式命令) (いずれも確定)  公認会計士 1 名 (大阪地裁) 死亡による公訴棄却
41	14. 6. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ナナボシは、平成 12 年 3 月期及び平成 13 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑人) 当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15. 3. 13 (大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15. 3. 31 (大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15. 9. 16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16. 1. 16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
42	14. 6. 28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑人) 銀行員(契約締結先) 等	15. 5. 2 (東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円  15. 11. 28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16. 5. 31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
43	14. 6. 28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	三陽エンジニアリング株が三陽パックス株の株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 銀行員(第一次情報受領者)等	15. 5. 2 (東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15. 11. 28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16. 5. 31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) (注)42 号事件と一括審理
44	14. 7. 31	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱光通信が㈱クレイフィッシュの株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社員	15. 2. 28 (東京地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,048 万円 (確定)
45	14. 9. 6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ナナボシは、平成 10 年 3 月期及び平成 11 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15. 3. 13 (大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15. 3. 31 (大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15. 9. 16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16. 1. 16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)41 号事件と一括審理
46	14. 11. 29	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号 (風説の流布及び偽計)	ドリームテクノロジーズ㈱の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。  (嫌疑者) 当該株券取引者	15. 3. 28 (広島簡裁) 罰金 30 万円 追徴金 36 万 6 千円 (略式命令) (確定)
47	14. 12. 16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出)	㈱エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長	15. 7. 14 (東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
48	14.12.19	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10(東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約921万円 (確定)
49	14.12.26	証取法第158条 同法第197条第1項等 (偽計)	(株)エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長	15.7.14(東京地裁) 同社会長 懲役2年 (確定) (注)47号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円、 追徴金290万円 職員知人 懲役1年(執行猶予3年) 罰金80万円、 追徴金約210万円 (いずれも確定)
51	15.2.20	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金290万円 (注)50号事件と一括審理 職員実弟 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約545万円 (いずれも確定)
52	15.3.24	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17(東京地裁) 同社専務 懲役2年(執行猶予3年) 15.12.11(東京地裁) 同社常務 懲役4年 16.7.29(東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16.10.7(東京地裁) 同社会長 懲役8年 17.9.28(東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18.7.3(最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
53	15.5.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21(東京地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約891万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
54	15. 7. 16	証取法第 166 条第 2 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと(ともに重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑人) 当該会社職員	16. 1. 30 (横浜地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 845 万円 (確定)
55	15. 7. 25	証取法第 159 条第 1 項第 3 号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。  (嫌疑人) 株大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17. 2. 17 (大阪地裁) 同取引所副理事長 無罪 18. 10. 6 (大阪高裁) 同取引所副理事長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 19. 7. 12 (最高裁) 同取引所副理事長 上告棄却 (確定)
56	15. 7. 30	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑人) 公開買付代理人であった証券会社職員(元課長)	15. 10. 30 (東京地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 936 万円 (確定)
57	15. 11. 14	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)アイチコーポレーションの業務に關し、他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑人) 会社役員	16. 8. 3 (名古屋地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 1,105 万円 (確定)
58	16. 2. 24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)キャツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑人) 当該会社社長等	17. 2. 8 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 同社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 会社役員 B 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 17. 3. 11 (東京地裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 17. 9. 7 (東京高裁) 会社役員 B 控訴棄却 19. 2. 20 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
59	16. 2. 27	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。  (嫌疑人) 会社員	16. 5. 27 (名古屋地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 (確定)
60	16. 3. 29	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出)	㈱キャツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。  (嫌疑人) 当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17. 3. 4 (東京地裁) 会社役員 C 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 17. 3. 11 (東京地裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 (注) 58 号事件と一括審理 (いずれも確定) 18. 3. 24 (東京地裁) 公認会計士 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 19. 7. 11 (東京高裁) 公認会計士 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)
61	16. 5. 31	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱デジタルが他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑人) 会社役員	16. 9. 3 (大阪地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 945 万円 (確定)
62	16. 6. 22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。  (嫌疑人) 当該会社 当該会社役員	17. 5. 13 (大阪地裁) 同社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 17. 5. 20 (大阪地裁) 同社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 5 年) 17. 7. 12 (大阪地裁) 同社役員 C 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) (いずれも確定) 18. 4. 18 (大阪地裁) 同社役員 D 懲役 6 年 20. 1. 15 (大阪高裁) 同社役員 D 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)
63	16. 6. 24	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑人) 当該会社役員 会社役員	17. 7. 22 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金 655 万円 17. 10. 19 (東京地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 1,000 万円 18. 2. 2 (東京高裁) 会社役員 A 控訴棄却 18. 4. 26 (最高裁) 会社役員 A 上告棄却 (いずれも確定) 会社役員 B 死亡による公訴棄却

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
64	16. 11. 2	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社社長	17. 5. 2 (大阪地裁) 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 17. 10. 14 (大阪高裁) 控訴棄却 18. 2. 20 (最高裁) 上告棄却 (確定)
65	16. 11. 19	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 (風説の流布及び偽計)	(株)メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本が充実された旨虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17. 5. 2 (大阪地裁) 同社社長 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 当該会社 罰金 500 万円 17. 10. 14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18. 2. 20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64 号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (いずれも確定)
66	16. 11. 30	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	真柄建設(株)等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。  (嫌疑者) 会社員	17. 12. 9 (釧路地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 (確定)
67	16. 12. 9	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17. 5. 2 (大阪地裁) 同社社長 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 当該会社 罰金 500 万円 17. 10. 14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18. 2. 20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64 号事件及び 65 号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (注)65 号事件と一括審理 (いずれも確定)
68	17. 1. 26	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	(株)シーエスケイコミュニケーションズが(株)シーエスケイとの株式交換（重要事実）により(株)シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社役員等	18. 8. 10 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 20 万円 追徴金約 310 万円 上記役員が経営する会社 罰金 100 万円 追徴金約 851 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
69	17. 3. 14	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント株が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン株式の公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑人) 国家公務員	17. 10. 28 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 90 万円 追徴金約 1,373 万円 (確定)
70	17. 3. 22	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	南野建設株が第三者割当増資による新株の発行を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑人) 当該会社役員等	17. 6. 27 (大阪地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 625 万円 役員妻 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 625 万円 (いずれも確定)
71	17. 3. 22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	西武鉄道(株)は、(株)コクドの所有に係る西武鉄道株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑人) 当該会社等	17. 10. 27 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 当該会社 罰金 2 億円 (いずれも確定)
72	17. 3. 22	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	西武鉄道株が有価証券報告書に継続的に(株)コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑人) 会社役員等	17. 10. 27 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 (注)71 号事件と一括審理 親会社 罰金 1 億 5,000 万円 (いずれも確定)
73	17. 6. 10	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	キヤノンソフトウェア株が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑人) 業務委託契約先社員	18. 7. 7 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金 658 万円 (確定)
74	17. 6. 20	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	日信工業株の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑人) 個人投資家	19. 12. 21 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1,166 万円 21. 3. 26 (東京高裁) 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)
75	17. 8. 17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	カネボウ株は、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑人) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18. 3. 27 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
76	17.9.30	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士としてカネボウ(株)の監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 公認会計士	18.8.9 (東京地裁) 公認会計士A 懲役1年6月 (執行猶予3年) 公認会計士B 懲役1年 (執行猶予3年) 公認会計士C 懲役1年 (執行猶予3年) (いずれも確定)
77	17.11.15	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	株ソキアの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑者) 会社役員	18.7.19 (大阪地裁) 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約4,924万円 (確定)
78	18.2.10	証取法第158条 同法第197条第1項第7号 (風説の流布及び偽計)	株ライブドアは、株ライブドアマーケティング株式の売買のため及び同社の株価の高騰を図る目的をもって、同社をして虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(2名) 会社役員	19.3.16 (東京地裁) 同社代表取締役 懲役2年6月 20.7.25 (東京高裁) 控訴棄却 公判係属中 (最高裁) 19.3.22 (東京地裁) 同社役員A 懲役1年8月 20.9.12 (東京高裁) 懲役1年2月 (確定) 19.3.22 (東京地裁) 同社役員B 懲役1年6月 (執行猶予3年) (確定) 会社役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) (確定) 19.3.23 (東京地裁) 当該会社 罰金2億8,000万円 同社子会社 罰金4,000万円 (確定)
79	18.2.22	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	株東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員	18.9.19 (仙台地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金60万円 追徴金約429万円 (確定)
80	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	株東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員	18.8.11 (福島地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約345万 (確定)
81	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	株東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員	18.8.11 (福島地裁) 懲役10月 (執行猶予3年) 罰金30万円 追徴金約124万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
82	18.3.13	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(3名) 会社役員	19.3.16(東京地裁) 同社代表取締役 懲役2年6月 20.7.25(東京高裁) 控訴棄却 (注)78号事件と一括審理 公判係属中(最高裁) 19.3.22(東京地裁) 同社役員A 懲役1年8月 公判係属中(東京高裁) 同社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定) (注)いずれも78号事件と一括審理 同社役員C 懲役1年(執行猶予3年) (確定) 19.3.23(東京地裁) 当該会社 罰金2億8,000万円 (注)78号事件と一括処理 (確定)
83	18.3.30	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 公認会計士(2名)	19.3.23(東京地裁) 公認会計士A 懲役10月 公認会計士B 懲役1年(執行猶予4年) 20.9.19(東京高裁) 公認会計士A 懲役1年(執行猶予4年) (確定) 20.9.26(東京高裁) 公認会計士B 控訴棄却 公判係属中(最高裁)
84	18.5.30	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	アライドテレスコ(株)が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社役員等	18.11.28(さいたま地裁) 同社役員同居人 懲役1年2月(執行猶予4年) 追徴金約452万円 同社役員同居人の実妹 懲役1年(執行猶予4年) 追徴金約435万円 19.3.20(さいたま地裁) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予5年) 罰金100万円 追徴金約1,089万円 同社役員実子 懲役1年2月(執行猶予4年) 罰金50万円 追徴金約1,532万円 19.7.31(東京高裁) 同社役員実子 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
85	18. 6. 22	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)ライブドアが(株)ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買い集める旨の公開買付に準ずる行為の実施(重要事実)を知り、公表前に(株)ニッポン放送株券を買い付けた。  (嫌疑者) ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19. 7. 19 (東京地裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 3 億円 21. 2. 3 (東京高裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 2 億円 公判係属中(最高裁)
86	18. 7. 25	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)西松屋チェーン他 4 社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 新聞社社員	18. 12. 25 (東京地裁) 新聞社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 追徴金約 1 億 1,674 万円 (確定)
87	18. 8. 3	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)ビーシーデボコーコーポレーションが株式分割を行うこと(重要事実)、(株)オーエー・システム・プラザが(株)ビーシーデボコーコーポレーションと業務提携を行うこと(重要事実)、及び(株)オーエー・システム・プラザが株式を発行すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員	19. 12. 18 (横浜地裁) 懲役 4 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 1 億 938 万円 (確定)
88	18. 10. 20	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)IMJ が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社顧問	19. 1. 16 (東京地裁) 同社顧問 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金 1,675 万円 (確定)
89	19. 2. 5	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)セイクリストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員 会社社員	19. 6. 22 (大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定)
90	19. 2. 6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	サンビシ(株)は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19. 5. 7 (名古屋地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 同社役員 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
91	19. 2. 26	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	19. 6. 22 (大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定) (注)89 号事件と一括審理
92	19. 2. 26	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員の知人	19. 5. 9 (大阪地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 533 万円 (確定)
93	19. 3. 27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑者) 会社役員等 (7 名)	20. 10. 31 (大阪地裁) 会社役員D 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4,533 万円 21. 6. 24 (大阪高裁) 会社役員D 控訴棄却 公判係属中 (最高裁) 20. 11. 13 (大阪地裁) 会社役員C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4,533 万円 (確定) 21. 9. 9 (大阪地裁) 会社役員B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4,533 万円 公判係属中 (大阪高裁) 21. 9. 29 (大阪地裁) 会社役員A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 500 万円 追徴金 約 9 億 7,843 万円 (確定) (注) 104 号事件と一括審理
94	19. 5. 29	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	ホーマック(株)及び(株)カーマが、ホーマック(株)、(株)カーマ及びダイキ(株)による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社役員	20. 1. 16 (札幌地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3,591 万円 20. 7. 15 (札幌高裁) 原判決破棄 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3,591 万円 (確定)
95	19. 6. 4	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	ホーマック(株)が(株)カーマ及びダイキ(株)と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社役員	19. 9. 10 (札幌地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 5,407 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
96	19. 6. 7	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱伊藤園ほか 17 社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑人) 印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6名)	20. 1. 23 (秋田地裁) 印刷会社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円  親族 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円  親族 B 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円  親族 C 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円  親族 D 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円  *追徴金 ・12 銘柄の取引について、全員から約 7 億 1,029 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族 A から約 9,985 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親族 A、B、C から約 1 億 3,463 万円 (いずれも確定)
97	19. 6. 25	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	川上塗料㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑人) 無職 会社役員	20. 6. 30 (さいたま地裁) 無職 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円  無職 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 (連帶)
98	19. 6. 28	証取法第 159 条第 2 項第 2 号等 (相場操縦)	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。  (嫌疑人) 無職	21. 5. 14 (東京高裁) 無職 A 控訴棄却 無職 B 控訴棄却 (確定)  21. 10. 6 (最高裁) 無職 A 上告棄却 (確定) (注)102 号事件と一括審理 (102 号事件では「無職 B」は「会社役員」と記載)
99	19. 10. 15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑人) 会社役員等	20. 7. 25 (大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4,225 万円 (確定)
100	19. 10. 30	証取法第 158 条 (風説の流布)	㈱大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。  (嫌疑人) 会社役員	20. 9. 17 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 追徴金 約 15 億 6,110 万円  21. 11. 18 (東京高裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 追徴金 約 15 億 5,810 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
101	19. 11. 1	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	南野建設(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑人) 株式投資アドバイザー等	20. 3. 21 (大阪地裁) 会社役員A 懲役 2 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 3 億 8,379 万円 (確定) 20. 7. 25 (大阪地裁) 会社役員B 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4,225 万円 公判係属中 (大阪高裁) (注) 99 号事件と一括審理 株式投資アドバイザー 公判係属中 (大阪地裁)
102	19. 11. 29	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑人) 会社役員等	20. 6. 30 (さいたま地裁) 無職 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 (連帶) 21. 5. 14 (東京高裁) 無職 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 (確定) 21. 10. 6 (最高裁) 無職 上告棄却 (確定) (注) 97、98 号事件と一括審理
103	20. 3. 4	証取法第 159 条第 3 項等 (相場固定)	丸八証券(株)は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品(株)の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 (嫌疑人) 当該証券会社 当該証券会社役員	20. 6. 17 (名古屋地裁) 当該証券会社 罰金 2,500 万円 証券会社役員B 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 証券会社役員C 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定) 20. 9. 9 (名古屋地裁) 証券会社役員A 懲役 1 年 4 月 21. 3. 30 (名古屋高裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
104	20. 3. 5	証取法第 158 条 (偽計)	(株)アイ・シー・エフ (現: (株)オーベン) の株券の取引のため、会社役員の 1 名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。  (嫌疑者) 会社役員等	20. 10. 10 (大阪地裁) 当該会社 罰金 500 万円 追徴金 7 億 3,315 万円 (連帶)  22. 2. 3 (大阪高裁) 当該会社 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)  20. 10. 17 (大阪地裁) 会社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3,315 万円 会社役員 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3,315 万円 (連帶) (いずれも確定)  21. 9. 29 (大阪地裁) 会社役員 A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 500 万円 追徴金約 9 億 7,843 万円 (確定) (注) 93 号事件と一括審理
105	20. 3. 14	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	(株)ポッカコーポレーション他 4 社が株式公開買付けを行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 印刷会社社員	20. 3. 25 (札幌簡裁) 印刷会社社員 B 罰金 50 万円 (確定)  20. 5. 23 (札幌地裁) 印刷会社社員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 追徴金約 1 億 5,938 万円 (確定)
106	20. 5. 30	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬他 3 社が株式交換を行うことなど (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 証券会社社員等	20. 12. 25 (東京地裁) 証券会社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 100 万円 追徴金 635 万円 証券会社役員の知人 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金 5,544 万円 (内 635 万円は連帶) (いずれも確定)
107	20. 6. 16	証取法第 207 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	20. 11. 28 (神戸地裁) 当該会社 罰金 500 万円 当該会社役員 B 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) (いずれも確定)  当該会社役員 A 公判係属中 (神戸地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
108	20. 6. 17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)アイ・エックス・アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	21. 1. 29 (大阪地裁) 当該会社役員C 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 (確定)  21. 2. 9 (大阪地裁) 当該会社役員B 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 (確定)  21. 11. 26 (大阪地裁) 当該会社役員A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 800 万円 (確定)
109	20. 10. 7	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)L T T バイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと (重要事実) 及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社役員	21. 9. 14 (東京地裁) 当該会社役員 懲役 15 年 罰金 500 万円 追徴金約 4 億 1,223 万円 (確定)
110	20. 11. 26	金商法第 158 条等 (暴行・脅迫)	(株)ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火 (暴行) し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知 (脅迫) した。  (嫌疑者) 会社員	21. 11. 24 (横浜地裁) 会社員 懲役 6 年 (確定) (注)112 号事件と一括審理
111	20. 12. 5	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)L T T バイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと (重要事実) 及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 会社役員	21. 4. 15 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,924 万円 (確定)
112	20. 12. 17	金商法第 158 条等 (暴行・脅迫)	(株)ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火 (暴行) し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知 (脅迫) した。  (嫌疑者) 会社員	公判係属中 21. 11. 24 (横浜地裁) 会社員 懲役 6 年 (確定) (注)110 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
113	20.12.24	証取法第197条第1項第1号等(虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)オーネイチ・ティーは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員(2名)	21.4.28(広島地裁) 当該会社 罰金800万円 当該会社代表取締役社長 懲役2年(執行猶予4年) 当該会社役員A 懲役1年6月(執行猶予3年) 当該会社役員B 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)
114	21.2.10	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	(株)ワールクスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ(株)の剩余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、同社株を売り付けた。  (嫌疑者) I Rコンサルティング業	21.5.25(大阪地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約1億2,092万円
115	21.3.25	証取法第197条第1項第1号等(虚偽の有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役3年 罰金1,000万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 公判係属中(最高裁) 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (確定) (注)120号事件と一括審理
116	21.3.27	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	(株)キャビンがプライベートエクティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社	21.7.8(高松地裁) 上場企業代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金100万円  同人の実質支配会社 罰金200万円 両名 追徴金 3億5,500万円 (確定)

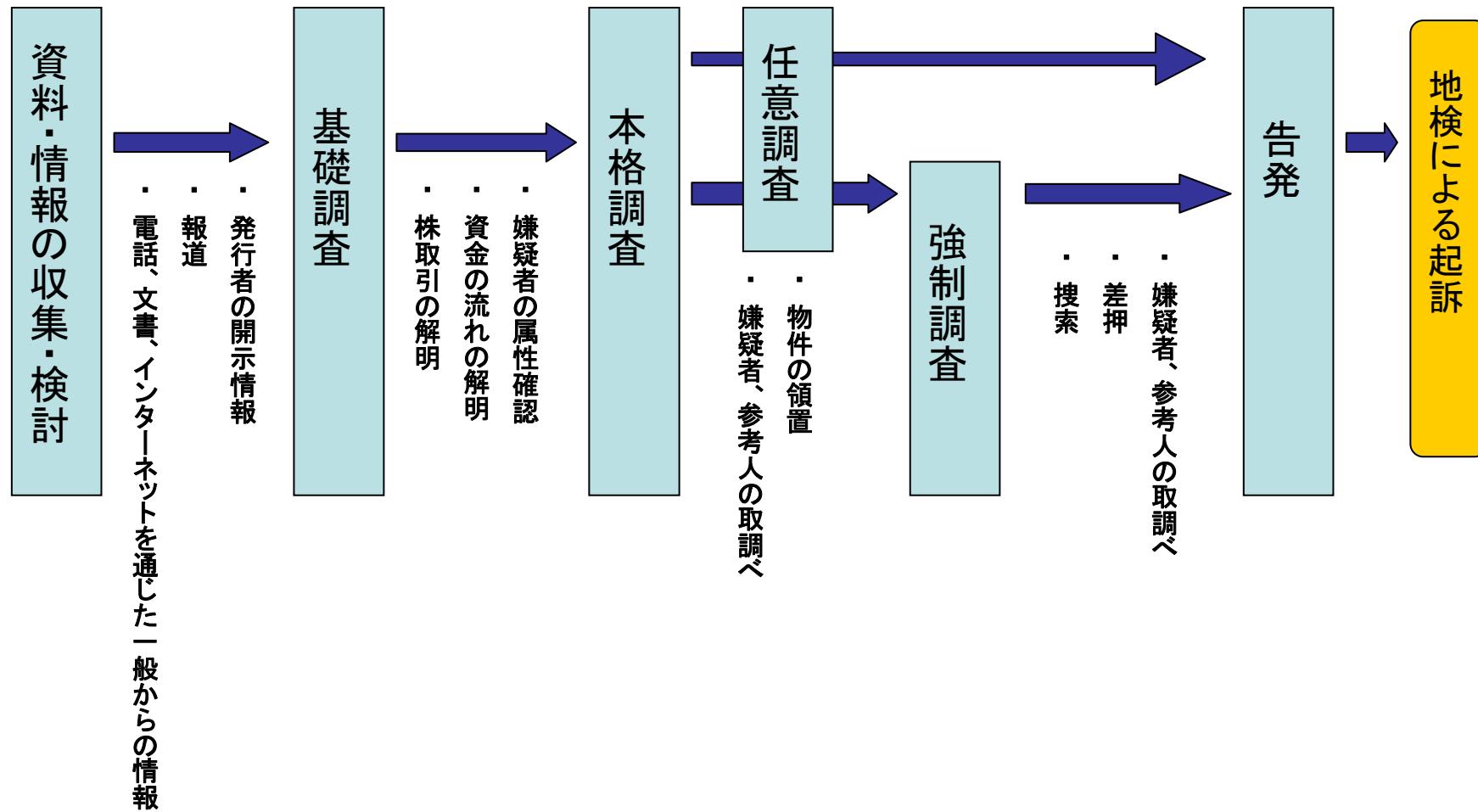
事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
117	21. 3. 31	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)プロデュースが粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券取引等監視委員会から強制調査を受けたこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑人) 当該会社の元役員	21. 5. 27 (さいたま地裁) 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 7,888 万円 (確定)
118	21. 4. 22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	ジェイ・ブリッジ(株)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑人) 当該会社常務執行役員	21. 6. 17 (東京地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 915 万円 (確定)
119	21. 4. 27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	ジェイ・ブリッジ(株)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと (重要事実) を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑人) 当該会社取締役会長	21. 12. 10 (東京地裁) 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 200 万円 追徴金約 3,750 万円 (確定)
120	21. 4. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出 (2 期) し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参考すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。  (嫌疑人) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21. 8. 5 (さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役 3 年 罰金 1,000 万円 22. 3. 23 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 公判係属中 (最高裁) 21. 8. 5 (さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) (確定) (注) 115 号事件と一括審理
121	21. 4. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、架空売上を計上するなど、上場に伴う株式の募集等を行うに際し虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、さらに虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出 (2 期) し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参考すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。  (嫌疑人) 公認会計士	公判係属中 (さいたま地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
122	21. 7. 14	証取法第 158 条等 (偽計)	(株)ペイントハウスが発行する新株式を犯則 嫌疑者が実質的に統括管理していた投資事業組合名義で取得するに際し、真実は、同組合が払い込む金額の大半は、直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し、あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表させた。  (嫌疑者) 会社役員	22. 2. 18(東京地裁) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 147 万円 公判係属中 (東京高裁)
123	21. 7. 31	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	エヌエー株が日産ディーゼル工業株券の公開買付を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社従業員 会社員	21. 12. 24 (さいたま地裁) 当該会社従業員 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金約 1, 293 万円  会社員 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 6, 164 万円 公判係属中 (東京高裁)
124	21. 9. 29	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (株価操縦)	財産上の利益を得る目的で、日立造船㈱他 1 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。  (嫌疑者) 無職 (2 名) 会社役員	22. 4. 28 (東京地裁) 無職 A 懲役 2 年 2 月 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 追徴金約 2 億 2, 661 万円  会社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2, 661 万円  無職 C 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 2 億 2, 661 万円 (連帶) (いずれも確定)
125	21. 10. 20	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	グッドウィル・グループ㈱が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同株券を買い付けた。  (嫌疑者) 無職	22. 2. 4 (東京地裁) 無職 懲役 2 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 15 億 3, 180 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
126	21.11.24	証取法第159条第1項第1号等(株価操縦)	<p>財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社代表取締役 会社役員(4名) 会社員 不詳(3名)</p>	公判係属中(大阪地裁)
127	21.12.15	証取法第166条第3項等(内部者取引)	<p>(株)テレウェイヴ(現:(株)SBR)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同株券を売り付けた。</p> <p>(嫌疑者) 会社役員(2名) 会社員</p>	<p>22.4.5(東京地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約8,462万円</p> <p>会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円</p> <p>会社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約2億7,218万円 (いずれも確定)</p>
128	21.12.15	金商法第167条第3項等(内部者取引)	<p>ロシュ・ファームホールディングス・ビー・ヴィが中外製薬㈱の公開買付を行うこと(重要事実)を知り、公表前に、同株券を買い付けた。</p> <p>(嫌疑者) 会社員</p>	
129	21.12.24	金商法第158条等(偽計)	<p>ユニオンホールディングス㈱の発行予定の新株等を売却するため、同社の第三者割当増資等につき、I A B j a p a n株式会社は、第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力がないのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように仮装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役</p>	公判係属中(大阪地裁)
130	22.2.9	証取法第159条第1項第1号等(株価操縦)	<p>財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。</p> <p>(嫌疑者) 会社経営者</p>	公判係属中(大阪地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
131	22. 3. 2	証取法第 197 条第 1 項 1 号 等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコ一㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。  (嫌疑人) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役	公判係属中 (横浜地裁)
132	22. 3. 16	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱テークスグループが、第三者割当増資を行うこと (重要事実) 及び第三者割当増資の約 9 割は失権すること (重要事実) を知り、公表前に同株券を買い付け、売り付けた。  (嫌疑人) 当該会社実質的経営者等	公判係属中 (大阪地検)
133	22. 3. 19	証取法第 197 条第 1 項 1 号 等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコ一㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。  (嫌疑人) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役副会長	公判係属中 (横浜地裁)
134	22. 3. 26	金商法第 158 条等 (偽計)	トランステンデジタル㈱は、新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。  (嫌疑人) 当該会社 当該会社代表取締役 会社役員 (2 名) 無職 (3 名)	公判係属中 (東京地裁)

# 犯則調査の流れ



## 2-6 建議実施状況

### 1 建議実施状況一覧表

(単位:件)

年度	4~13	14	15	16	17	18	19	20	21	合計
件 数	4	2	1	0	5	3	0	4 (4)	4	19

\*年度: 平成20年度まで「事務年度ベース」7月~翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月~翌年3月。

\*平成20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月~6月)の件数である。

### 2 建議案件の概要一覧表

建 議 年月日	建 譲 の 内 容	措 置 の 状 況
6. 6. 14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に 関し、①証券会社と公認会計士等 との十分な連携、②審査項目の見 直し、③申請会員と協会の連携等 の改善策を講じている。
9. 12. 24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関する問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買 等について、証券会社に対して自 己・委託の別の入力を義務付ける 措置を講じ、実施済である。
11. 12. 21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に 関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点 が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との 取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正 し、銀行業等を営む会社の財務諸 表における担保資産の注記を義務 付けるとともに、全銀協等は、会 員に関連当事者との取引の開示を 徹底することを通知した。
12. 3. 24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会 に対し会員に不適正な投資勧誘に ついて周知・指導の徹底を要請す る旨の文書を発出するとともに、 財務局ほか関係先にも通知した。
15. 4. 22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利 回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集 の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券 償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関する証券会社の営業姿勢に 問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するための ルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正 し、証券会社の業務の状況につき 是正を加えることが必要な場合と して、「募集期間中または売出期 間中に生じた投資判断に影響を及 ぼす重要な事象について、個人の 顧客に対して説明を行っていない 状況」を追加するとともに、事務 ガイドラインに具体的なケースを 規定した。

建議年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
15. 6. 30	<p>証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。</p>
15. 12. 16	<p>証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関して、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。</p>
17. 11. 29	<p>相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。</p> <p>相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とする内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。</p>
17. 11. 29	<p>証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第2項第1号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己的計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。</p> <p>「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己的計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第197条第1項第7号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。</p>

建 議 年 月 日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
17. 11. 29	<p>金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。</p> <p>当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成19年9月30日から施行された。）。</p>
18. 4. 14	<p>上場会社が株式や新株予約権付社債（以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。</p> <p>当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。</p> <p>他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実に該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。</p> <p>については、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに（平成18年11月1日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）を制定し、具体的な取扱いが規定された（平成19年1月4日施行）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
18. 4. 21	<p>上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に關し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。</p> <p>当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第60条）として証取法第226条の規定に基づき告発した。一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共に謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に對しては、刑事責任を追及することは困難である。</p> <p>しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。</p> <p>公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に對して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく觀点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>平成18年12月22日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「（行政処分の）処分類型の多様化を図っていくことが適當である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の觀点から、監査法人に對する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に對しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。</p> <p>また、公認会計士・監査法人に對し違反行為を適切に抑止する觀点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成19年6月20日成立した（平成20年4月1日施行）。</p>
19. 2. 16	<p>証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。</p> <p>株券等の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。</p>	<p>金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成19年9月30日施行）。</p>
19. 2. 16	<p>証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件TOPIX先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。）、その結果、当日の本件TOPIX先物取引の約定指標の出来高加重平均値（いわゆる「市場VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向に変動させるとともに、当日公表された本件TOPIX先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。</p> <p>市場VWAPは、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。</p> <p>については、証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。</p>	<p>金融庁は証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制すべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成19年9月30日施行）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
19. 2. 16	<p>平成18年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第24条第1項ほか）、不公正取引（第157条）、風説の流布・偽計等（第158条）、及び相場操縦行為等（第159条）に係る懲役刑が5年以下から10年以下に引き上げられている。</p> <p>これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第250条の規定によって5年から7年へと延長されている。</p> <p>一方、証券取引法第188条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第60条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が5年とされているところであり、5年から7年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。</p> <p>そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。</p>	<p>金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（5年）と公訴時効（最大7年）との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成19年9月30日施行）。</p>
21. 4. 24	<p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。</p> <p>これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した（平成21年8月1日施行）。</p>
21. 4. 24	<p>ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えるかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した（平成21年8月1日施行）。</p>
21. 4. 24	<p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。</p> <p>現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した（平成22年8月1日施行）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
21. 4. 24	<p>金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。</p> <p>したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した(平成21年8月1日から適用)。</p>

2-7 平成21年度 主な講演会等の開催状況  
-市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み-

開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
<b>【市場参加者】</b>		
平成21年		
4月10日	金融財政事情研究会(大阪)	インサイダー取引規制等市場のルールに係るコンプライアンスの確保について
4月14日	国際銀行協会(IBA)	Update on the Current Role and Future Direction of the SESC
4月23日	金融財政事情研究会(東京)	証券検査を巡る動向について
5月21日	関西生産性本部	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割-
5月28日	日本証券経済倶楽部	金融商品市場における現状と課題
6月18日	証券投資顧問業協会	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の取り組みと市場参加者の役割-
6月29日	国際銀行協会(IBA)	The SESC's Inspection Review and Basic Inspection Policy for 2009-10
6月29日	情報システムコントロール協会(ISACA)	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の取り組みと市場参加者の役割-
9月3日	経営法友会(東京)	公正な証券市場の確立に向けて -最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の取組み-
9月4日	東証・JQ「上場会社コンプライアンスフォーラム」(東京)	インサイダー取引についての当局の取組み
9月16日	東証・大証「上場会社コンプライアンスフォーラム」(大阪)	インサイダー取引についての当局の取組み
9月17日	経営法友会(大阪)	証券市場の監視体制と最近の事案傾向(インサイダー取引を中心に)
9月28日	日経シンポジウム	市場監視行政の当面の課題
10月5日	一月会	証券取引等監視委員会の現況
10月5日	日本経済団体連合会(資本市場部会ほか)	証券監視委の最近の取組みと課徴金事例について
10月15日	資本市場研究会(東京)	証券検査を巡る最近の動向
10月28日	金融先物取引業協会	証券検査を巡る最近の動向
11月9日	東証・名証「上場会社コンプライアンスフォーラム」(名古屋)	インサイダー取引についての当局の取組み
11月16日	日本証券業協会	システムリスク管理 ～検査官の視点で～
11月20日	東証・福証「上場会社コンプライアンスフォーラム」(福岡)	インサイダー取引についての当局の取組み
11月24日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について ～リテール業務向け～
12月2日	東京証券取引所	最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の取組み
12月3日	名古屋証券取引所	最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の取組み
12月9日	東京地方税理士会	公正な証券市場の確立にむけて - 税理士会との連携 -
12月11日	東証・札証「上場会社コンプライアンスフォーラム」(札幌)	証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割
12月14日	大阪証券取引所	公正・透明で信頼される市場の構築に向けて ～最近の不公正取引の動向と証券監視委の取組み～
12月14日	東京税理士会	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の活動と税理士の関連-
12月15日	資本市場研究会(大阪)	証券検査を巡る最近の動向
12月16日	民間セミナー	証券市場と日本経済 -市場監視の観点から-
12月16日	中国経済連合会	証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割
12月17日	四国経済連合会	証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割
12月17日	大阪証券取引所/JQ	最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の取組み
平成22年		
1月18日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について ～ホールセール業務向け～
1月20日	福岡証券取引所	最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の取組み
1月21日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について ～営業員向け～

開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
1月21日	資本市場研究会(名古屋)	証券検査を巡る最近の動向
1月21日	民間セミナー	証券市場と日本経済 —市場監視の観点から—
1月27日	投資信託協会	証券取引等監視委員会の課題
1月28日	事業再生研究機構	証券監視委員会と事業再編
1月28日	ISDA	CDS取引に係るリスク管理等について
1月29日	日本証券業協会(大阪)	監視委員会の最近における検査概要について
1月29日	札幌証券取引所	最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の取組み
2月2日	保安電子通信技術協会	証券取引等監視委員会を取り巻くIT環境と デジタルフォレンジックの技術的動向について
2月4日	千葉県税理士会	公正な証券市場の確立にむけて - 税理士会との連携 -
2月10日	日本証券業協会(東京)	監視委員会の最近における検査概要について
2月12日	日本監査役協会	証券取引等監視委員会の課題 -監査との関連で-
2月16日	金融ファクシミリ新聞社	証券市場と日本経済 —市場監視の観点から—
2月17日	日本証券業協会(名古屋)	監視委員会の最近における検査概要について
2月24日	日本監査役協会	証券取引等監視委員会の課題 -監査との関連で-
3月3日	日本私立大学団体連合会	証券監視委の活動状況ほか
3月3日	大阪証券取引所・JQセミナー	証券市場と情報 —公正・透明な証券市場の確立に向けて—
3月10日	全国銀行協会	証券取引等監視委員会の課題
3月17日	大阪証券取引所・JQセミナー	公正な証券市場の確立に向けて -特にインサイダー取引との関連で-
3月26日	日本証券業協会	投資信託の勧誘に関する検査手法について
3月26日	大阪証券取引所(金商法研究会)	市場監視の実際(インサイダー取引を中心に)
3月31日	国際コンファレンス(戦略的大学連携支援事業)	Japan's Capital Market Regulation in the Aftermath

#### 【自主規制機関等】

##### (取引所)

平成21年	5月28日	大阪証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	6月18日	福岡証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	7月22日	東京金融取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	9月17日	大阪証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	10月15日	大阪証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	10月20日	東京証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月10日	ジャスダック証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月13日	大阪証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月26日	札幌証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
平成22年	3月17日	名古屋証券取引所	証券監視委の活動状況ほか

##### (取引業協会等)

平成21年	5月15日	国際銀行協会(IBA)	活動状況を踏まえた意見交換
	5月27日	日本証券業協会(大阪)	証券取引等監視委員会の現況
	7月24日	金融先物取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	7月31日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
	9月14日	国際銀行協会(IBA)	活動状況を踏まえた意見交換

開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
10月15日	日本証券業協会(大阪)	証券監視委の活動状況ほか
10月16日	東京都信用金庫協会	信用金庫における証券業務等における課題
10月28日	証券投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
11月6日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
11月18日	日本証券業協会(名古屋)	証券監視委の活動状況ほか
11月19日	日本証券業協会(北陸)	証券監視委の活動状況ほか
11月19日	日本証券業協会(九州)	証券監視委の活動状況ほか
11月25日	日本税理士会連合会	公正な証券市場の確立に向けて - 税理士会との連携 -
11月26日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
11月26日	日本証券業協会(北海道)	証券監視委の活動状況ほか
11月27日	日本証券クリアリング機構	活動状況を踏まえた意見交換
12月3日	日本証券業協会(東北)	証券監視委の活動状況ほか
12月4日	証券保管振替機構	活動状況を踏まえた意見交換
12月7日	日本行政書士会連合会	証券監視委の活動状況ほか
12月11日	日本証券業協会(北海道)	証券監視委の活動状況ほか
12月16日	日本証券業協会(中国)	証券監視委の活動状況ほか
12月17日	日本証券業協会(四国)	証券監視委の活動状況ほか
12月22日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
平成22年	1月19日	活動状況を踏まえた意見交換
	1月21日	証券監視委の活動状況ほか
	2月3日	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月4日	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月17日	証券監視委の活動状況ほか
	3月17日	証券監視委の活動状況ほか
<b>【公認会計士協会】</b>		
平成21年	4月8日	金融商品取引法における課徴金事例集について
	6月17日	証券監視委の活動状況ほか
	10月8日	インサイダー取引規制と適正開示について - 市場監視の現場から公認会計士の皆さんに望みたいこと -
	10月15日	証券監視委の活動状況ほか
	10月27日	活動状況を踏まえた意見交換
	11月18日	証券監視委の活動状況ほか
	11月19日	証券監視委の活動状況ほか
	11月19日	証券監視委の活動状況ほか
	11月20日	証券監視委の活動状況ほか
	12月3日	証券監視委の活動状況ほか
	12月10日	証券監視委の活動状況ほか
	12月16日	証券監視委の活動状況ほか
	12月17日	証券監視委の活動状況ほか

開催日		講演等主催者〔対象〕	テーマ
平成22年	2月15日	日本公認会計士協会	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の取組みと公認会計士に期待されること-
	3月3日	日本公認会計士協会(近畿会)	証券監視委の活動状況ほか
	3月29日	日本公認会計士協会	最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の対応 -公認会計士、監査法人に期待されること-
【日弁連等】			
平成21年	4月6日	日本弁護士連合会(司法制度調査会)	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の取組みと市場参加者の役割-
	11月5日	第一東京弁護士会	証券取引等監視委員会の紹介
	12月17日	大阪弁護士会	証券監視委の活動状況ほか
平成22年	1月14日	日本弁護士連合会(司法制度調査会)	証券取引等監視委員会の活動と今後の課題
	2月9日	日本弁護士連合会(民暴対策委員会)	証券取引等監視委員会の課題、不公正ファイナンスへの対応、 ファンド検査で見られた反社会的勢力
	3月25日	大阪弁護士会	最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の対応 -弁護士に期待されること-
【大学・大学院】			
平成21年	4月9日	同志社大学法科大学院	証券取引等監視委員会の活動状況
	5月11日	明治大学法科大学院	証券取引等監視委員会の組織・活動について
	5月20日	京都大学法科大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割-
	5月21日	早稲田大学会計大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の取組みと市場参加者の役割-
	6月17日	名古屋大学法科大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割-
	6月18日	北海道大学	証券市場の仕組みと今 -enforcement(法執行)の視点から-
	6月18日	北海道大学会計大学院	証券市場の仕組みと今 -enforcement(法執行)の視点から-
	6月18日	小樽商科大学	証券市場の仕組みと今 -enforcement(法執行)の視点から-
	6月30日	東京大学法科大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の取り組みと市場参加者の役割-
	7月9日	慶應女子中学校	証券取引等監視委員会の取組み
	7月17日	中央大学法科大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の活動とそこにおける検察官・裁判官・弁護士の役割-
	8月7日	慶應大学法科大学院	証券取引等監視委員会の組織・活動について
	8月18日	九州大学法科大学院	証券取引等監視委員会の組織・活動について
	8月19日	福岡大学法科大学院	証券取引等監視委員会の組織・活動について
	10月15日	大阪大学法科大学院	証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割
	11月27日	東京大学法科大学院	証券取引等監視委員会の活動について
	12月2日	熊本大学	公正で透明な市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の活動-
	12月3日	東北大学法科大学院	証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割
	12月21日	信州大学	証券監視委員会の機能と課題
平成22年	1月12日	中央大学ビジネススクール	公正な証券市場の確立に向けて -最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の取組み-

○記者会見等の実施回数 94回

2-8 平成21年度 各種広報媒体への寄稿  
-市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み-

掲載日	媒 体	テー マ
平成21年	11月25日～ 旬刊金融法務事情	霞ヶ関から眺める証券市場の風景(第1回～第12回)
	12月10日 月刊資本市場(12月号)	証券市場を巡る最近の動向(講演録)
	12月15日～18日 日本経済新聞夕刊	インサイダー規制の注意点について(4回連載)
平成22年	1月13日 1月18日 1月20日 東京証券取引所メールマガジン 大阪証券取引所メールマガジン ジャスダック証券取引所メールマガジン	証券取引等監視委員会の最近の活動と重点課題
	1月26日 日本証券業協会HP 証券業報(1月号)	証券取引等監視委員会の最近の活動と重点課題
	1月27日 2月1日 2月3日 東京証券取引所メールマガジン 大阪証券取引所メールマガジン ジャスダック証券取引所メールマガジン	証券不公正取引の傾向(その1) -不公正ファイナンス-
	2月10日 2月15日 2月17日 東京証券取引所メールマガジン 大阪証券取引所メールマガジン ジャスダック証券取引所メールマガジン	証券不公正取引の傾向(その2) -インサイダー取引の増加等-
	2月15日 金融ファクシミリ新聞	情報管理と開示が企業の最重要課題
	2月24日 3月1日 3月3日 東京証券取引所メールマガジン 大阪証券取引所メールマガジン ジャスダック証券取引所メールマガジン	不公正ファイナンスへの対応(その1) -不公正ファイナンスの特徴-
	2月26日 日本証券業協会HP 証券業報(2月号)	最近の証券取引等監視委員会による証券検査を巡る動向 -証券会社検査に係る指摘事例と発生原因等-
	3月5日 旬刊商事法務 №1892	国民経済と証券取引等監視委員会の活動
	3月10日 3月15日 3月17日 東京証券取引所メールマガジン 大阪証券取引所メールマガジン ジャスダック証券取引所メールマガジン	不公正ファイナンスへの対応(その2) -箱企業悪用のメカニズム-
	3月15日 日本公認会計士協会 会計・監査ジャーナル(4月号)	証券取引等監視委員会の最近の活動と重点課題 -公認会計士・監査法人との関連で-
	3月15日 日本税理士会連合会 税理士界(第1266号)	公正な証券市場の確立と税理士の役割 -最近の証券不公正取引における税理士の関わりについて-
	3月24日 3月30日 東京証券取引所メールマガジン 大阪証券取引所メールマガジン	不公正ファイナンスへの対応(その3) -証券監視委としての取組み-
	3月25日 日本行政書士会連合会 月刊日本行政(4月号)	公正な証券市場の確立と行政書士の役割 -最近の証券不公正取引への行政書士の関与を踏まえて-
	3月29日 日本証券業協会HP 証券業報(3月号)	新たな金融商品や取引形態に対する市場監視

## 公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

### 1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

### 2. 基本的な考え方

我が国市場を取り巻く状況は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、それらを踏まえた金融商品取引法の施行をはじめとする制度の変革など、ダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には怖れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、2つの基本的な考え方へ則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

#### （1）機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶ 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ▶ その際、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- ▶ また、自主規制機関、海外当局などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

#### （2）市場規律の強化に向けた働きかけ

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶ そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

### 3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

#### (1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行います。
- ▶ 直ちに法令違反とは言えないような取引などについても、幅広く注意を払っていきます。
- ▶ 個別取引や市場動向の背景にある問題を分析し、機動的な市場監視に役立てていきます。

#### (2) 課徴金制度の一層の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査の実施に努めるとともに、課徴金制度の見直しに適切に対応していきます。

#### (3) 金融商品取引法制の適切な運用

- ▶ 検査対象業者の範囲の拡大などを踏まえ、検査マニュアルを全面改訂し、検査手法やノウハウの確立に取り組むほか、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢に着目した検査を実施していきます。
- ▶ 開示検査についても、四半期開示制度の導入などに適切に対応していきます。

#### (4) 自主規制機関などとの連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者への情報発信の面での連携を一層強化していきます。

#### (5) グローバル化への対応

- ▶ 情報交換や国際的な電子取引への監視の強化など、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいきます。

#### ～市場参加者の皆さんへ～

市場の公正性・透明性を確保するためには、市場参加者一人一人の努力が不可欠です。証券監視委と力を合わせ、我が国市場を誰でも安心して利用できる公正・透明なものとしていきましょう。

# 皆様からの情報提供が、市場を守ります！

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

## 個別銘柄に関する情報

- ・相場操縦(見せ玉や空売りによるものなど)
- ・インサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)
- ・風説の流布(ネット掲示板の書き込み等によるデマ情報など)
- ・疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示など)
- ・疑わしいファイナンス(架空増資や疑わしい割当先など)
- ・上場会社の内部統制の問題……など



## 金融商品取引業者に関する情報

- ・証券会社や外国為替証拠金取引(FX)業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題など)
- ・経営管理態勢や財務内容に関する問題(リスク管理、自己資本規制比率の算定など)……など

## その他の情報

- ・疑わしい金融商品やファンド(投資詐欺的な資金集めなど)、無登録業者
- ・市場の公正性を害する市場参加者(いわゆる仕手グループなど)……など

※株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています。

## お気付きの情報がありましたら、こちらまでお寄せください

### 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

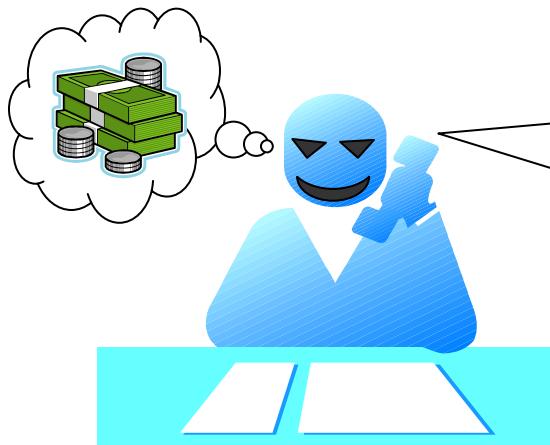
電話 : 03-3581-9909(情報受付窓口直通)

FAX : 03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

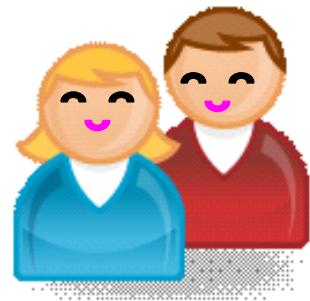
## 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！～未公開株に関するご注意～

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者から「未公開株の上場が決まりました」「未公開株の買取り交渉を行います」などといった不審な電話がある、との情報が多数寄せられています。



『こちら、証券監視委員会ですが、今お持ちの未公開株を業者に買い取らせますので、手数料をお願いします。』

『そういえば、以前に買った未公開株がまだ上場していないな。』  
『国に関係する組織からの電話だったら、信用してもよさそうね…』



金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ありませんので、くれぐれもご注意ください！

※このような電話を受けた場合には、裏面の金融庁又は証券取引等監視委員会の窓口までご連絡ください。

**金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！**  
**～ 未公開株に関するご注意～**

平成21年6月19日  
金 融 庁  
証券取引等監視委員会

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又は証券取引等監視委員会を連想させる組織(注)の職員であると名乗る者が、

- 「未公開株の被害調査を行っている。」、「いまお持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
- 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった情報が、多数寄せられています。

注：証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| ・証券監視委員会   | ・N P O 法人 証券等監視委員会 |
| ・証券取引監査委員会 | ・証券取引監視協会 など       |

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託することも一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については、十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室又は証券取引等監視委員会情報受付窓口まで情報のご提供を頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

**情報の受付窓口**

- 金融庁金融サービス利用者相談室

電話 (ナビダイヤル) : 0570-016811

※IP電話・PHSからは03-5251-6811におかけください。

FAX : 03-3506-6699

- 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直 通 : 03-3581-9909

FAX : 03-5251-2136

代 表 : 03-3506-6000 (内線3091、3093)

## 証券検査に関する基本指針

## I 検査の基本事項

## 1. 検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先（別紙「検査対象先」とおり）の業務又は財産の状況等を検証することにより経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣（金融庁長官）に対する適切な措置、施策を求め、又は監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局。）へ必要な情報を提供する等の措置を講じることを使命とする。

近年、証券監視委の検査対象先は多種多様化し、その数も大幅に増加している。また、今日のグローバルな資本市場の現状を踏まえた、システム・リスクへの配慮も必要となっている。こうした状況に対応しつつ、上記の使命を適切に果たしていくためには、業者の規模・特性を勘案した、木目細かな検査対応を行うことにより、検査の効率性、実効性をより高めて行く必要がある。また、法令等違反行為の検証を基本としつつも、さらに進んで、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢やリスク管理態勢に着目した検査も一層充実させ、それぞれの規模・特性を勘案しつつ、態勢面のチェックも行っていく必要がある。その際には検査対象先との双方向の対話を重視した検査プロセスを通じて持続的な業務改善に結びつけていくことが重要である。

こうした考え方のもと、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を行うためには、業者の規模・特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法（基本原則）に留意して行う必要がある。

**(証券検査の目的)**

- ① 証券検査は、取引の公正確保を基本としつつも、金融商品取引業者の財務の健全性を含め、そのリスク管理態勢の適切性確保をも目的とするものである。
- ② 証券検査は、不公正な取引等を行わせないような内部管理態勢及びリスク管理態勢の構築を金融商品取引業者等に促すことを目的とするものである。

(注) 「内部管理態勢」とは法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク管理態勢」とは信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーションナルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。

- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等のゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

(証券検査の方法)

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めることとする。
- ③ 証券検査においては、全体を広く鳥瞰しつつ重大な問題を捉えるようとする。
- ④ 証券検査は、証券監督行政と十分連携して行うこととする。

## 2. 検査官の心構え

(1) 目的の認識

検査官は、公益又は投資者保護が検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

(2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

(3) 適正な手続きの遵守

検査官は、検査が私企業への権限の行使であることを自覚し、適正な手続きに基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査業務を遂行しなければならない。

(4) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 実態の把握

検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

(6) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、金融

商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

### 3. 関係部局との連携等

証券監視委は、財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）への適切な指揮監督を行うとともに、効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、証券監視委と財務局等又は財務局等相互間において、必要な情報の伝達や検査官を派遣し合同して行う検査を積極的に実施するなど連携を図るものとする。

なお、金融庁検査局又は監督局（財務局等にあっては理財部又は財務部）等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

### 4. 自主規制機関との情報交換等

- (1) 認可金融商品取引業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を図ることで、業界及び個々の検査対象先の実態把握に努めるものとする。
- (2) 自主規制機関による検査業務の実施状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

## II 検査実施の手続等

### 1. 検査の基本方針及び基本計画の策定

証券監視委事務局は、毎年度の当初に「検査基本方針」及び「検査基本計画」を策定するものとする。これらの策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場をめぐる環境の変化等に十分配慮することとし、また、策定した「検査基本方針」及び「検査基本計画」を公表するものとする。

### 2. 検査実施計画の策定

- (1) 検査実施計画の策定

証券監視委事務局及び財務局等は、「検査基本方針」及び「検査基本計画」に基づき、「検査実施計画」を策定する。「検査実施計画」における検査対象先及び臨店検査先店舗の選定等に当たっては、監督部局の監督方針や経済環境及び金融商品市場の動向のほか、次の事項にも留意するものとする。また、テーマ別特別検査の必要性についても十分検討の上策定に当たるものとする。

① 検査対象先

検査対象先は、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等から想定されるリスクの程度を基に選定するなど、機械的な選定にならないようになるとともに、選定理由や着眼等の明確化に努めるものとする。

② 検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果等を考慮して決定する。

③ 臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

④ 臨店検査先店舗

臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

(2) 支店単独検査

原則として本店等検査実施後相当期間経過した検査対象先の支店等の中から、各種情報及び本店等検査の検査結果等からみて特に検査を要すると認められるもの、あるいは検査実績等を考慮して対象を選定するものとする。

(3) グループ一体型の検査実施計画の策定

「検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループ一体型の「検査実施計画」を策定するものとする。

(4) 特別検査に関する検査実施計画の策定

特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る

特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配意しつつ対象とする検査対象先（必要があると認められる場合は複数の対象先）、検査期間等を決定するものとする。

なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等について十分検討する。

### 3. 検査の種類

(1) 検査の種類は、次のとおりとする。

① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

(2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委、財務局等が単独で、担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査（①に掲げるものを除く。）をいう。

③ 同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局（財務局等にあっては、理財部又は財務部。以下同じ。）と時期を同じくして行う検査をいう。

### 4. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「臨店検査」という。）により行うものとする。

## 5. 検査予告

① 原則として無予告で検査を行うものとする。

### ② 予告検査の試行的実施

イ. 当面、証券監視委が実施する第一種金融商品取引業者等に対する検査について、例えば、その目的が、法令等遵守状況の検証だけではなく、リスク管理態勢にも着目した検証である場合においては、検査の効率性と実効性への影響等を総合的に勘案して、予告検査を試行的に実施するものとする。

ロ. 予告は検査着手日の概ね 1 週間から 2 週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、検査着手日等必要な事項を伝えるものとする（8. (1) 参照。）。

主任検査官は、予告を行った時には、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

## 6. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする。

(注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

## 7. 検査命令書の作成

検査命令書（別紙様式 1）は、証券監視委においては委員会名、財務局等においては財務局長等（財務局にあっては「財務局長」、財務支局にあっては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。）名で作成する。

## 8. 検査実施の留意事項

### (1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査に着手した時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的（一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障とならない範囲で、検査の重点分野にも言及する。）
- ② 検査への協力依頼
- ③ 検査のプロセス（初回検査先以外は省略可。）
- ④ 検査モニターの概要
- ⑤ 意見申出制度の概要
- ⑥ 検査関係情報等の第三者への開示制限の概要
- ⑦ 必要な提出資料の提示（IV 参考「2. 提出資料一覧」参照）
- ⑧ その他必要な事項

なお、予告検査の場合には、電話予告時に上記の①、②の項目の説明と検査着手日の伝達及び予告日以後の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うこととする。予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達することとする。それ以外の項目については、臨店初日までに説明することとする。

また、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

## （2）現物検査

- ① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。
- ② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。
  - イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
  - ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て検査を実施するよう努める。

## （3）検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的に検査を遂行するものとする。

- ① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 臨店検査先店舗の巡回指導

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、検査中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官（以下「証券検査監理官」という。）と適宜、密接に連携を取り、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当（以下「審査係」という。）と連携を図りながら速やかに処理するよう努めるものとする。

イ. 事案の事実の的確な把握

ロ. 検査対象先における問題の重要性

ハ. 根拠規定

二. 発生原因及び責任の所在の解明

ホ. 検査対象先の認識及び対応

（注） 財務局等にあっては、審査係（各局の審査担当等を経由）と適宜、密接に連携を取り、早期に取りまとめるものとする。

④ 証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票（(11)①参照）として求めるか等、検査チームが臨店検査中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

（4） 検査対象先の就業時間への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時

間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常に就業時間外に検査を行うことのないように配慮するものとする。

#### (5) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的、効果的検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣を交えた意見交換を行うなど、検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店初日（初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに）に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店終了時に意見交換（以下「エグジット・ミーティング」という。）を行い、臨店中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が検査の結果、問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価（法令適用及び内部管理態勢の不備等）を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことも併せて伝えるものとする。また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。

エグジット・ミーティングにおいて、認識に相違が生じた場合には、主任検査官は当該相違を明らかにし、書面を作成するものとし、検査対象先からその写しを求められた場合には交付することとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票（(11)①参照）で当該相違が明らかな場合は、改めて書面を作成することを要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも必要に応じて経営陣との意見交換を行い、検査の進捗状況や、検査対象先の検査への対応、検査官の検査手法等についての意見交換も適宜行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合には、意見交換によりその業務内容や特殊性等についても十分な理解に努めるものとする。

#### (6) 検査対象先への指示

検査官は、検査実施中、事実の解明又は認定に止めるものとし、その把握した事実に基づき検査官の私見により断定的にその是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

(7) 検査基本方針及び検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「検査基本方針」を十分踏まえ、「検査マニュアル」を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の規模、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的、画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(8) ヒアリングの実施

検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(9) 検査対象先からの申し入れ等

検査官は、検査対象先から検査に関する申し入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申し入れ等について慎重な取扱いが必要と判断した場合には、証券検査監理官（財務局等にあっては証券取引等監視官）へ連絡するものとする。

(10) 計数等による実態把握

検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

### (11) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

#### ① 整理票(別紙様式2)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて整理票を作成する。

#### ② 質問票(別紙様式3)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて質問票を作成する。

### (12) 業務運営等の基本的問題の把握

検査官は、検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。さらに、経営方針等との相互関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

### (13) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等により検査の実施が困難な状況になった時は、検査対象先に対する説得に努めるとともに、経緯及び事実関係(検査対象先の言動等)を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官(財務局等にあっては証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査監理官は主任検査官に指示を与えるに先立ち、必要に応じて証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。)に報告を行い、指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

#### (14) 臨店検査期間の変更

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上臨店を終えるように努めることとする。ただし、検証に時間要すると考えられる場合等には、証券検査監理官（財務局等にあっては証券取引等監視官）にその旨報告し、期間の延長の是非について指示を受けることとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官（財務局等にあっては証券取引等監視官）にその旨報告し、期間の短縮の是非について指示を受けることとする。証券検査監理官は臨店検査期間の変更の指示を行った場合は、速やかに証券検査課長にその旨報告するものとする。

#### (15) 反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等を確認（反面調査）する必要があると判断した場合には、証券検査課長（財務局等にあっては証券取引等監視官）に報告し指示を受けて行うものとする。

#### (16) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて審査係（財務局等にあっては各局の審査担当等を経由）と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

### 9. 検査資料の徴求

#### (1) 既存資料の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じるものとする。

## (2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるものとし、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等が無いように努めるものとする。

## (3) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

# 10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、証券監視委及び財務局等による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。

## (1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

## (2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付（アンケート方式）」の2つの方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

### ① 意見聴取

#### イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局幹部（事務局長、総務課長、証券検査課長等）とする。

財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者（必要に応じ証券監視委事務局の実施者）とする。

#### 口. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

#### ② 意見受付（アンケート方式）

##### イ. 意見提出方法

所定のアンケート用紙(別紙様式4)に記入し、電子メール又は郵送により送付。

#### 口. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、証券検査課長あてに提出することもできる。

#### ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後の10日目（土日祝日を除く）を目安とする。

#### ③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

### 11. 講評等

#### ① 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で（指摘事項がない場合は可能な限り速やかに）、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長（財務局等にあっては証券取引等監視官）が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合には、講評を行わない場合もある。

（注）指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

イ. 検査で認められた事実のうち、法令等違反や公益又は投資者保護上問題と思われる業務の運営又は財産の状況（以下「法令違反事項等」という。問題が認められない場合にはその旨）を伝達する。

ロ. 上記イ. のうち、意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

- ② 主任検査官は、必要に応じ、講評内容に変更が生じた場合は、改めて講評を行う旨を説明するものとする。
- ③ 講評の際の出席者
  - イ. 当局　　原則として、主任検査官のほか担当検査官 1名以上とする。
  - ロ. 検査対象先　　検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。
- ④ 講評方法　　講評は、主任検査官が口頭により責任者に対して伝達する方法で行うものとする。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

## 12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上、手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

### (1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を検査に着手した時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

### (2) 意見申出制度の概要

#### ① 意見申出書の提出等

- イ. 確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者（検査対象先の代表者）の意見を意見申出書（別紙様式 5）に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

- ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

- ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から 3 日間（講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を

除く。) とする。ただし、講評の終わった日から 3 日以内に提出期間延長の要請があれば、更に 2 日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

- 二. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。
- ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書（別紙様式 6）を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

- イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局（証券検査課以外の課）が作成した審理結果（案）に基づいて証券監視委において審理を行う。
- ロ. 審理結果については、検査結果通知書に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

審理結果については、検査結果通知書に包含した形で処理する。

### 13. 検査結果の通知

検査の結果については、証券監視委の議決後速やかに（財務局等にあっては財務局長等説明後速やかに）証券監視委委員長名（財務局等にあっては財務局長等名）において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする（別紙様式 7）。

なお、検査結果通知書の交付は、臨店検査終了後、3 月以内を目途に行うよう努めるものとする。

### 14. 勘告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令違反事項等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勘告する旨を記載した勘告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勘告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局より監督部局に対して勘告書を交付するものとする。

### 15. 検査結果等の公表

### (1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、ホームページ上等で公表するものとする。

- ① 効告に至った事案について、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。
- ② 効告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、適宜、公表する。なお、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えることとする。
- ③ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不適当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

### (2) 検査対象先の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査期間中(予告検査の場合にあっては予告日から臨店検査終了までの間)、ホームページ上で検査対象先を公表するものとする。

## 16. その他留意事項

### (1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況や、次回の本店等検査の参考となるものを検証する。

### (2) 合同検査及び同時検査の実施

実施に当たっては、連携する財務局等及び金融庁検査局と十分調整の上行うものとする。

なお、講評については、本店等主任検査官が臨店検査先店舗を総括して行うことから、本店等以外の臨店検査先店舗を担当した検査官は講評を行わないものとする。

### (3) 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失すことなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

### (4) 情報の管理

検査関係情報（注）及び検査結果通知書には、検査対象先の経営実態又はその顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、さらには検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていることから、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取扱うこととする。

- ① 主任検査官は臨店検査着手時（予告の場合は臨店検査着手前）に検査対象先に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官、臨店検査終了後であれば証券検査課長（財務局等にあっては証券取引等監視官）の事前の承諾なく、検査・監督部局及び自主規制機関以外の第三者に開示してはならない旨説明し、この旨記載した承諾書（別紙様式8）に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。ただし、検査対象先が臨店検査中に弁護士、公認会計士、不動産鑑定士と相談する場合（今回検査に係る事項についての相談に限る。）は、主任検査官は事前の報告を求めたうえで、検査の実効性確保に支障がないと認められる場合は当該報告で足りるものとする。
- ② 検査対象先において第三者への開示が必要な場合（下記のような事例が想定される。）には、書面（別紙様式9）による申請を求めるものとし、主任検査官又は証券検査課長（財務局等にあっては証券取引等監視官）は、①開示の必要性、②開示対象者における保秘義務の状況（守秘義務契約の締結等）、③検査の実効性への影響、等を総合的に勘案して承諾の可否を判断するものとする。

（検査対象先から申請が行われることが想定される事例）

- ・持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示
- ・検査対象先の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- ・検査対象先に係る破産や民事再生手続きが開始された場合における管財人、監督委員への開示

(注) 検査関係情報とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容をいう。

### III 施行日

本指針は、平成 17 年 7 月 14 日以降を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成 18 年 7 月 3 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 19 年 9 月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年 8 月 11 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。

### IV 参考

1. 検査のイメージ図 ( [PDF 版](#))
2. 提出資料一覧 ( [PDF 版](#))

(別紙)

- ・様式 1 検査命令書 ( [PDF 版](#))
- ・様式 2 整理票 ( [PDF 版](#))
- ・様式 3 質問票 ( [PDF 版](#))
- ・様式 4 オフサイト検査モニター用紙 ( [word 版](#)、 [PDF 版](#))
- ・様式 5 意見申出書 ( [word 版](#)、 [PDF 版](#))
- ・様式 6 意見申出取下書 ( [word 版](#)、 [PDF 版](#))
- ・様式 7 検査結果通知書 ( [PDF 版](#))
- ・様式 8 承諾書 ( [word 版](#)、 [PDF 版](#))
- ・様式 9-1 検査関係情報・検査結果通知 開示承諾申請書（経営管理会社用）( [word 版](#)、 [PDF 版](#))
- ・様式 9-2 検査関係情報・検査結果通知 開示承諾申請書（経営管理会社以外用）( [word 版](#)、 [PDF 版](#))

※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

・検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び同条第 3 項）
- (2) 取引所取引許可業者（金融商品取引法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び同条第 3 項）
- (3) 特例業務届出者（金融商品取引法第 63 条第 8 項、第 194 条の 7 第 3 項）
- (4) 金融商品仲介業者（金融商品取引法第 66 条の 22、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号及び同条第 3 項）
- (5) 認可金融商品取引業協会（金融商品取引法第 75 条、第 194 条の 7 第 2 項第 4 号及び同条第 3 項）
- (6) 認定金融商品取引業協会（金融商品取引法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び同条第 3 項）
- (7) 投資者保護基金（金融商品取引法第 79 条の 77、第 194 条の 7 第 3 項）
- (8) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項）
- (9) 株式会社金融商品取引所の主要株主（金融商品取引法第 106 条の 6、第 194 条の 7 第 3 項）
- (10) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項）
- (11) 金融商品取引所持株会社の主要株主（金融商品取引法第 106 条の 20、第 194 条の 7 第 3 項）
- (12) 金融商品取引所持株会社（金融商品取引法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項）
- (13) 金融商品取引所（金融商品取引法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項）
- (14) 自主規制法人（金融商品取引法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項）
- (15) 外国金融商品取引所（金融商品取引法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び同条第 3 項）
- (16) 金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項）
- (17) 証券金融会社（金融商品取引法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項）
- (18) 投資信託委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項）

- (19) 投資法人の設立企画人等（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項）
- (20) 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項）
- (21) 投資法人の資産保管会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項）
- (22) 投資法人の執行役員等（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項）
- (23) 特定譲渡人（資産の流動化に関する法律第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項）
- (24) 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項）
- (25) 特定目的信託の原委託者（資産の流動化に関する法律第 286 条第 1 項において準用する第 209 条（第 217 条第 1 項）、第 290 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項）
- (26) 振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項）
- (27) その他、上記(1)から(27)までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留意する。

- イ. 金融商品取引業者（法令により規制対象とならない業者を除く。）、特例業務届出者（犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 1 号）
- ロ. 登録金融機関（犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 2 号）
- ハ. 証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関（犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 7 項（附則第 5 条により読み替え））

(注) ( )書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

## ○ 証券検査に関する「よくある質問」

証券監視委が実施する証券検査に関し、金融商品取引業者等から寄せられる「よくある質問」を以下のとおりQ & A形式で取りまとめましたので、検査の透明性及び予見可能性向上の観点から、これを公表することとします。

なお、今後寄せられる質問についても、公表が適当と判断した場合には、本Q & Aに隨時追加することとします。

Q (質問)	A (回答)
<p>1. 検査対象となる業者によって検査周期が大幅に異なっているケースがあります。どのような基準で検査先を選定しているのですか。</p>	<p>平成 17 年 7 月の検査権限の一元化（証券会社の財務の健全性等に関する検査権限や投資信託委託会社、投資顧問業者等に対する検査権限を金融庁から証券監視委に移管。）及び平成 19 年 9 月の金融商品取引法の全面施行等に伴い、証券監視委の検査権限が大幅に拡大されました。</p> <p>これに対応するために、証券監視委では、平成 21 年度の証券検査基本方針（平成 21 年 4 月公表）に記載しているとおり、機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、市場動向等を的確に捉えた情報収集・分析を行うとともに、検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点（投資者又は市場に影響を与える将来顕在化が想定される各種リスク（法令違反の蓋然性や財務の健全性のほか、経営管理態勢、内部管理態勢及びリスク管理態勢等））などを総合的に勘案することにより、検査周期にとらわれることなく検査の優先度を判断し、検査対象先を弾力的に選定しています。</p> <p>なお、検査日数についても、業者によって大幅に異なっているケースがありますが、これは、検査対象先の規模や業務内容等のほか、検査で把握した事実の分析や問題点の原因究明等に要する時間が異なることによるものとご理解願います。</p>
<p>2. テーマ別検査とは、どのような検査なのですか。</p>	<p>証券監視委では、年度ごとに自らが行う証券検査を計画的に実施・管理するため、検査</p>

の重点項目を定めた証券検査基本方針を策定しています。

平成 21 年度の証券検査基本方針においては、検査を実施する上での基本的考え方として、効率的かつ効果的な検査の実現を目指し、その一環として、内在するリスクをできるだけ早く認識し、検査対象先のリスクの所在を分析するとともに、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査を行うこととしています。

さらにこうした考え方に基づき、21 年度の検査実施方針として、機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定するとともに、市場を巡る問題や関心事項について横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の問題がある検査対象先に対して特別検査（いわゆる「テーマ別検査」）を行うこととしています。

これまでのテーマ別検査としては、以下のようないわゆるあります。

① 平成 19 年 5 月のオー・エイチ・ティー株式の株価急落により、本銘柄の信用取引を受託していた結果、多額の立替金が発生した証券会社に対して、立替金の発生状況を把握するとともに、顧客管理態勢及び与信リスク管理態勢等について横断的に検証を行い、平成 20 年 2 月 8 日に「オー・エイチ・ティー株式に係る証券会社検査結果の概要について」を公表しました。

② また、平成 19 年 8 月の米国のサブプライムローン問題に端を発した経済情勢の急変や FX 取引業者の破綻を踏まえ、特に、同年 11 月以降、FX 取引業者に対し重点的に検査を実施し、財務の健全性やリスク管理態勢に重点をおいた検証を行い、平成 20 年 7 月 2 日に「外国為替証拠金取引業者に対する検査結果の概要について」を公表しました。

なお、②の検査結果を踏まえ、平成 21 年 4 月 24 日、以下の 4 点につき、金融庁長官に

	<p>対して建議を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分管理方法の見直し</li> <li>・ロスカットルールの制定</li> <li>・適切な保証金の預託</li> <li>・登録申請時の徵求書類等の見直し</li> </ul> <p>今後も、このようなテーマ別検査は、証券検査の中で重要な位置を占めるものと考えられます。</p>
<p>3. 証券監視委は試行的に検査の予告制を導入するとのことですが、どういった場合に予告して検査を行うのですか。</p>	<p>予告制については、これまで、法令等遵守状況の検証の実効性確保等を重視する観点から、無予告を原則としてきたところです。しかしながら、今後、証券検査の目的が、例えば、法令等遵守状況の検証だけではなく、リスク管理態勢<sup>1</sup>にも着目した検証を行う場合には、証券監視委と検査先双方にとって事前準備等の観点から、予告制を導入することが効率的であると考えられます。</p> <p>こうした観点から、当面、証券監視委が実施する第一種金融商品取引業者等に対する検査について、例えば、その目的が法令等遵守状況の検証だけでなく、リスク管理態勢にも着目した検証である場合には、検査の効率性と実効性への影響等を総合的に勘案して、予告検査を試行的に実施します。</p>
<p>4. 証券監視委による検査は、金融商品取引業者等検査マニュアルどおりの検査を行うことになるのですか。</p>	<p>検査マニュアルは、検査官の検査の手引書と位置付けており、検査に際して活用することとしています。しかしながら、証券監視委の検査対象となる金融商品取引業者等は、業務内容、組織、規模等が様々であり、これにより必要となる管理態勢等も大きく異なることから、検査マニュアルに記載した確認項目を機械的、画一的に検証するような検査は行わないこととしています。</p> <p>検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握するうえで有効と考</p>

<sup>1</sup> リスク管理態勢とは信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーションリスクに係る管理態勢を指します。

	<p>えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。</p>
<p>5. 検査中の対話の充実を図る観点から、臨店検査の開始及び終了時点等において、経営陣を交えたミーティング（エグジット・ミーティング等）を行うということですが、これらは具体的にどのようなミーティングなのですか。</p>	<p>これまでも検査班は臨店検査の開始及び終了時点等において、実質的にはミーティングを行ってきています。</p> <p>今後は検査対象先との検査中の対話の充実をさらに図る観点から、例えば、臨店検査の開始時点若しくは必要に応じ、臨店中においても、経営陣との意見交換を行い、経営陣の法令遵守や内部管理に対する認識等の把握に努めることとします。</p> <p>エグジット・ミーティングについても、検査班と検査対象先の双方が、臨店中の意見交換等を通じて十分に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認する場として、検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査班としての評価（法令適用及び内部管理態勢の不備等）を検査対象先に口頭で伝えることとします。ただし、これはあくまでも検査班としての評価にすぎず、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見ではありません。</p>
<p>6. 検査関係情報及び検査結果通知書について第三者に対する開示制限をかけることだが、どのような場合であれば、開示が認められるのですか。</p>	<p>開示を認める判断基準としてまず挙げられるのは、当該第三者が業務上知っておく必要があるかどうかということです。こうした観点から想定される事例としては、以下のようなものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示</li> <li>・検査対象先の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示</li> <li>・検査対象先に係るデューディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示</li> <li>・検査対象先に係る破産や民事再生手続きが開始された場合における管財人、監督委員への開示</li> </ul> <p>検査対象先から開示の承諾を求められた</p>

	<p>場合には、上記の事例を含め、個々のケース毎に①開示の必要性、②開示対象者における保秘義務の状況（守秘義務契約の締結等）、③検査の実効性への影響、等を総合的に勘案して承諾の可否を判断します。</p> <p>なお、検査・監督部局及び自主規制機関は、開示してはならない第三者から除きます。</p>
<p>7. 検査モニターで出された意見は、どのように活用しているのですか。</p>	<p>検査モニターは、検査官の検査手法等について、検査対象先を訪問して意見を伺うというもので、原則として、実施することとしています。</p> <p>証券監視委では、いただいた意見を踏まえ、主任検査官へ必要な指示を行うとともに、検査官への教育・研修や検査手法等に取り入れることで、今後の証券監視委の検査活動に役立てることとしています。</p> <p>なお、検査モニターで意見をいただいたことで、当該検査対象先のその後の検査に影響が出るということはありません。</p>
<p>8. 検査官との意見相違事項に関し意見申出を行った場合、どのように処理しているのですか。</p>	<p>証券監視委の検査は、対話を重視することにより検査対象先との認識を一致させるよう努めているところですが、仮に、検査対象先と検査官の間に意見相違が生じた場合、検査官の意見が一方的に検査結果に反映されてしまうことを防止するため、意見申出制度を導入しています。</p> <p>申出のあった意見は、中立的かつ公正な処理を行うために、検査担当部署である証券検査課とは別の部署でその内容を精査、調査して委員会に諮ることとなります。</p> <p>委員会では、検査対象先からの意見を公正な立場で審理し、その結果を検査結果通知書に反映させて検査対象先に通知することとなります。</p>
<p>9. 証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、どのような判断基準によって行政処分を求める勧告を行うのですか。</p>	<p>行政処分を求める勧告は、金融庁設置法に基づき証券監視委に付与された権限ですが、証券監視委が勧告を行うか否かについては、</p>

	<p>個々の事案の重大性や悪質性に加え、当該行為の背景となった内部管理態勢や業務運営態勢の適切性等を総合的に勘案して判断することとしています。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 違反した法令等の保護法益の重要性</li> <li>② 行為又は状況等の悪質性 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 行為の態様</li> <li>イ 被害の程度</li> <li>ウ 件数・期間・反復性</li> <li>エ 反社会的勢力の関与</li> <li>オ 行為者・関与者の認識、地位、隠蔽の有無</li> </ul> </li> <li>③ 当該行為の背景となった内部管理態勢の適切性</li> </ul> <p>等を総合的に勘案しています。</p> <p>当該勧告の判断要素は、金融庁が公表している「行政処分の基準」と整合性のあるものと考えています。</p> <p>なお、最近の勧告及び指摘事例については、証券監視委のホームページで公表しています。</p>
10. 金融商品取引法第51条（登録金融機関にあっては同法第51条の2）は、どのような判断基準によって適用するのですか。	<p>金融商品取引法第51条（登録金融機関にあっては同法第51条の2）を適用する場合においても、証券監視委では勧告を伴うこととなるため、基本的に勧告の判断要素を勘案して判断することとなります。</p> <p>しかし、本条文では、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」とされ、個々の行為が法令違反に該当することを行政処分の発動要件としていません。このため、勧告の判断要素のうち、「違反した法令等の保護法益の重要性」の判断については、金融商品取引法の目的、制度趣旨に照らした判断を行うこととなり、将来リスクの顕在化の可能性や内部管理態勢等の適切性も判断要素となります。</p> <p>なお、当面は、個別の判断を行うに当たり、</p>

	<p>対象となる金融商品取引業者等に対し、具体的・詳細な説明に努めることとし、将来的には、本条文の発動に関する包括的な考え方を整理し公表したいと考えています。</p>
<p>11. 検査結果通知書に記載されない事項については、証券監視委が検査で把握しなかった事項又は検査で把握した問題であっても不適切ではなかったものと理解してよいのでしょうか。</p>	<p>証券監視委では、限られた時間と人的資源を最大限に活用して、効率的かつ効果的な検査の実施に努めているところですが、検査対象先の全ての業務内容等を検証できるものではなく、検査で把握できない問題点もあり得ると考えられます。</p> <p>したがって、検査で把握できなかったものについて、証券監視委が適切であると認定するものではないことをご理解願います。</p> <p>なお、当該問題を次回以降の検査等で把握した場合には、証券監視委があらためて不適切であると認定することも考えられます。</p> <p>また、検査で把握した問題点については、勧告の判断要素（上記 8. ①～③）に記載した事項も踏まえつつ検査結果通知書への記載の必要性を検討することとしており、軽微なもの等については指摘を見送ることも考えられます。このような事案については、証券監視委が適切であったとの認定を行ったものではなく、あくまで、不適切ではあるものの、金融商品取引業者等の自主的な努力による改善が期待できると判断し指摘を見送るものです。このため、状況の変化や新たな事実を把握した場合には、次回以降の検査等であらためて指摘することも考えられ、改善に向けた自助努力を怠ることのないようにしていただきたいと思います。</p>
<p>12. 証券監視委では、証券検査に関する質問や意見を受け付けてもらえるのでしょうか。</p>	<p>証券監視委では、検査対象先から検査手法等に関する意見を受け付けるための検査モニター制度を導入しており、証券監視委の幹部が検査対象先を訪問して直接意見を伺う「意見聴取」と、電子メールで意見を受け付ける「意見受付」の2通りの方法で実施して</p>

おります。

また、21年7月からは、「意見受付」の方法をアンケート方式に変更し、より意見が出しやすくなるよう改善を図ったところです。なお、「意見受付」の受付期間は、臨店検査開始日から臨店検査終了後の10日目（土日祝日を除く）を目安としています。

このほかにも、検査対象先となる金融商品取引業者等との様々な対話の場を通じて質問や意見を受け付けておりますが、個々の業者からのみならず、加入する自主規制機関等の団体を通じた質問や意見も受け付けております。

証券取引等監視委員会事務局